

第2次日向市総合計画

後期基本計画 2021～2024

海・山・人がつながり笑顔で暮らせる元気なまち

～リラックスタウン日向～



令和3(2021)年2月

日 向 市

目 次

第1部 計画の策定にあたって

第1章 はじめに	2
1. 計画の策定趣旨	2
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の構成と期間	2
第2章 本市の特性	3
1. 位置及び地勢	3
2. 沿革	3
3. 日向市の特性	3
第3章 時代の潮流	5
1. 人口減少と少子高齢化の進行	5
2. 地方創生に向けた取組の推進	5
3. リスクの多様化	5
4. 持続可能な社会に対する意識の高まり	6
5. 高度情報化社会の進展	6
6. グローバル化の進展	6
7. 多様性を受け入れる社会	7
8. 厳しさを増す地方財政	7
9. 新型コロナウイルス感染症収束後の対応	7
第4章 日向市の概況	8
1. 人口	8
2. 経済状況	12
3. 財政状況	16
4. 他都市との比較	19
第5章 市民ニーズの動向	20
1. 市民アンケート調査結果	20
2. 高校生アンケート調査結果	24
3. 市民の皆さんからの意見	25
第6章 まちづくりの重点課題	27
1. 未来を支える「人」を育てる	27
2. 地域経済を活性化し、新しい人の流れを呼び込む	27
3. 地域で互いに支え合い、笑顔で元気に暮らし続けられるまちをつくる	27
4. 自然環境が豊かで、災害に強く、利便性の高いまちをつくる	27

第2部 基本構想

第1章 まちづくりの基本理念と将来像	30
1. まちづくりの基本理念	30
2. 将来像とキャッチフレーズ	30
第2章 まちづくりの基本目標と目指す将来像	32
1. まちづくりの基本目標	32
2. 基本目標別の目指す将来像	32
第3章 基本構想の推進に向けて	34
1. 基本的な考え方	34
2. 持続可能な開発目標（SDGs）の推進	34

第3部 基本計画

第1章 施策体系図	38
第2章 重点戦略と重点プロジェクト	40
1. 重点戦略、重点プロジェクトの位置付けと目的	40
2. テーマと構成	40
3. 重点戦略と重点プロジェクト	42
第3章 基本目標別の施策	54
【基本目標】1 ふるさとを愛し心豊かな人が育つ、個性が尊重されるまち	54
1-1 生きる力を育む教育の推進	55
1-2 魅力ある教育体制や環境の充実	58
1-3 地域が一体となった青少年の育成	61
1-4 社会教育の推進	63
1-5 図書館サービスの充実	66
1-6 地域文化の保存・継承・活用	69
1-7 スポーツ活動の推進と環境づくり	72
1-8 人権・平和の尊重	74
1-9 男女共同参画社会づくり	77
1-10 国際化への対応と国際交流の推進	80
【基本目標】2 市民が共に支え合い、自立した生活を送る健康長寿のまち	83
2-1 安心して子どもを生み育てられる環境づくり	84
2-2 健康に暮らせるまちづくり	88
2-3 高齢者福祉の充実	92
2-4 障がい福祉の充実	96
2-5 地域福祉の充実と生活支援	99
2-6 社会保障制度の安定運営	102

【基本目標】 3 新たな挑戦で活力ある産業が育ち、元気な人が集うまち	104
3-1 農業の振興	105
3-2 林業・木材産業の振興	111
3-3 水産業の振興	115
3-4 商工業の振興	118
3-5 雇用の確保と創出	121
3-6 企業誘致と次世代産業の育成	124
3-7 地域を活性化する観光の振興	127
【基本目標】 4 自然を守り、安全で安心な環境で心豊かに暮らせるまち	131
4-1 消防体制の充実	132
4-2 防災体制の充実	135
4-3 安全・安心な生活環境の確保	139
4-4 循環型社会の実現	143
4-5 自然環境の保全と活用	146
4-6 安全で安定した水の供給	150
4-7 生活排水の適切な処理	152
4-8 快適な住宅環境の整備	155
【基本目標】 5 快適で魅力ある機能的な住みやすいまち	158
5-1 秩序ある土地利用と都市空間の形成	159
5-2 生活の質を高める都市基盤の整備	162
5-3 利便性の高い道路の整備	165
5-4 美しい景観の保全と形成	168
5-5 港湾機能の充実と活用	171
5-6 情報通信基盤の整備と情報化の推進	173
【基本目標】 6 市民一人ひとりが地域とつながる市民協働のまち	176
6-1 市民との協働の推進と地域活動の活性化	177
6-2 中山間地域の活性化と移住の促進	180
6-3 市民に信頼される行政サービスの提供	183
6-4 効果的・効率的な行政経営の推進	186
6-5 未来につなげる財政運営	190

資料編

日向市総合計画策定条例	194
策定体制	195
策定経過	196
日向市総合計画審議会条例	197
日向市総合計画審議会諮問	198
日向市総合計画審議会答申	199
日向市総合計画審議会委員名簿	200
日向市総合計画策定委員会設置規程	201
日向市総合計画策定委員会名簿	203

第1部

計画の策定 にあたって



はじめに

1. 計画の策定趣旨

本市では、平成29（2017）年3月に「市民との協働のまちづくり」をより一層強力に推進しながら、人口減少が進んでもまちの活力を失うことなく、元気で魅力あるまちづくりに取り組むための計画として、「第2次日向市総合計画（元気な日向 未来づくりプラン2017）」を策定しました。

第2次日向市総合計画は、平成29（2017）年度から令和6（2024）年度までの8年間を見据えた「基本構想」と前期と後期の4年ごとに取り組む施策の方向を示した「基本計画」から構成されています。

令和2（2020）年度に「前期基本計画」の計画期間が終了することから、令和3（2021）年度から令和6（2024）年度までを計画期間とする「後期基本計画」を策定するものです。

2. 計画の位置付け

第2次日向市総合計画は、日向市総合計画策定条例に基づき、総合的かつ計画的な市政の運営を図るために策定するものです。

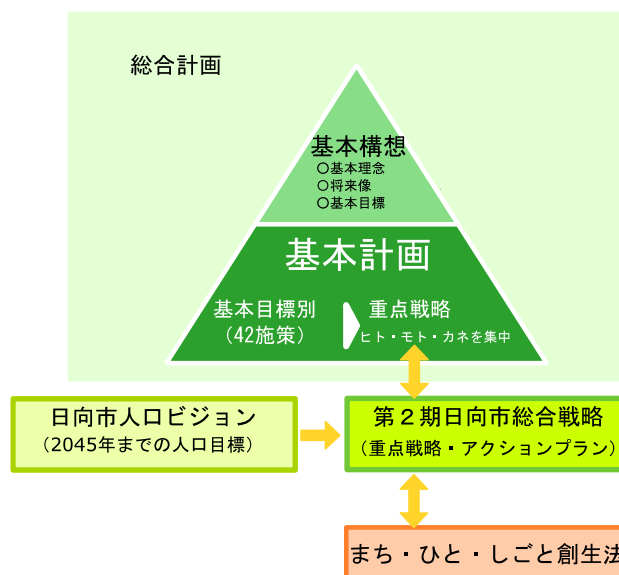
また、本市が目指す将来像の実現に向け、市民の皆さんと市が互いに尊重しながら、それぞれの役割に応じて主体的にまちづくりを進めていくための「市民共有」の指針とします。

後期基本計画は、第2次日向市総合計画の基本理念や基本目標に基づき、時代の潮流の変化や市民意識の変化などに対応するため、前期基本計画の見直しを行い、今後の4年間に取り組む具体的な施策の方向性、目標値、重点プロジェクト等を示した計画として位置づけられます。

3. 計画の構成と期間

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和6（2024）年度までとします。

【計画の構成】

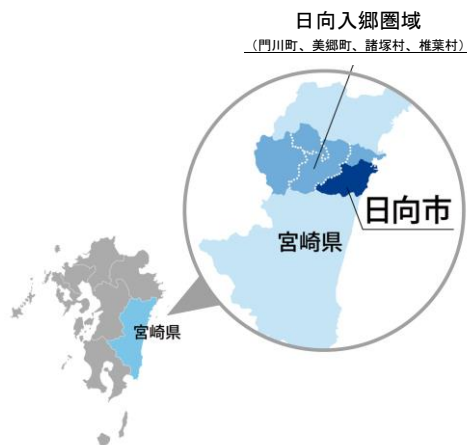


【計画の期間】

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
基本構想	基本構想							
基本計画	前期基本計画				後期基本計画			

本市の特性

1. 位置及び地勢



本市は、宮崎県の北東部の東経131度37分、北緯32度25分に位置しています。北は、門川町、西は美郷町、南は都農町及び木城町に接しており、尾鈴山系を南に、日向灘を東に望み、市西部の東郷地区から美々津・幸脇地区を耳川が貫流しています。

また、本市は、日向入郷圏域の交通の要である国道10号と国道327号との結節点であり、九州山地に連なる入郷地域の山の文化（森林文化）と太平洋の海の文化（黒潮文化）が交わる交流拠点でもあります。

市域面積は336.95km²、人口は59,359人（令和3（2021）年1月1日の現住人口）であり、県内では4番目の人口規模となっています。

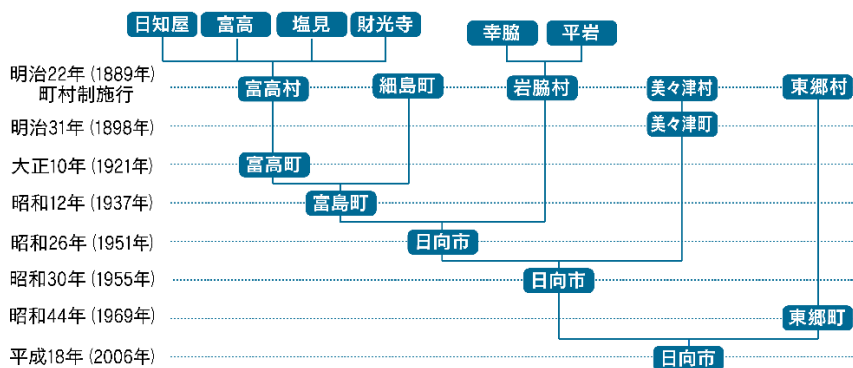
2. 沿革

明治22（1889）年の町村制の施行により、日知屋、富高、塩見、財光寺が合併して富高村となり、細島は単独で細島町に、また、幸脇と平岩が合併して岩脇村となりました。

明治31（1898）年に美々津村が美々津町となり、大正10（1921）年には、富高村が富高町に、昭和12（1937）年には富高町と細島町が合併し、富島町となりました。

そして、昭和26（1951）年4月1日に富島町と岩脇村が合併し、県内では6番目の市として日向市が誕生しました。

その後、昭和30（1955）年1月1日に美々津町、平成18（2006）年2月25日には東郷町と合併し、現在の日向市となりました。



3. 日向市の特性

(1) 温暖な気候と豊かな自然

- 本市は、年間平均気温が約17度と温暖で、年間日照時間も2,000時間を超えるなど、全国でも有数の晴天に恵まれた地域です。
- 本市は、日豊海岸国定公園の南端に位置しており、国の天然記念物に指定された馬ヶ背をはじめとする日向岬の柱状節理や全国有数のサーフスポットである白砂青松の「お倉ヶ浜」など、海岸線が織りなす景観は自然のつくり出した芸術ともいえます。
- 本市の山間部には、冠岳から尾鈴山麓に連なる壮大な山々があり、耳川水系、小丸川水系の清らかな河川が流れており、山桜やつつじなど季節ごとに彩りを変え、訪れる人を楽しませてくれます。

(2) 国民的歌人「若山牧水」などの文化・歴史資源

- 東郷地区は、国民的歌人「若山牧水」生誕の地であり、耳川支流の坪谷川周辺には「若山牧水生家」が残り、「若山牧水記念文学館」「牧水公園交流施設」が整備されています。
- 美々津立縫地区は、廻船問屋などで栄えた古い歴史を持つ港町であり、重要伝統的建造物群保存地区に選定され、趣のある個性的なまち並みが保存されており、神武天皇のお舟出伝説の地としても知られています。
- 細島地区は、古くから東九州の海上交通の要衝として栄えた港町であり、国指定文化財「名勝 妙国寺庭園」や大正時代に建築された「旧高鍋屋旅館」（現在の「日向市細島みなと資料館」）があります。
- 平岩地区は、木喰行道上人が「愛宕勝軍地藏坐像」と「利剣六字名号」を残した「平岩地藏尊」があり、毎年2月の大祭では「櫓餅つき大会」などが盛大に行われています。

(3) 豊かな食と暮らしを支える農林水産業

- 本市は、全国でも有数の林業地帯である耳川流域の玄関口に位置し、流域の豊富な森林資源や充実した生産基盤を背景に原木市場や製材工場が集積する木材加工流通の拠点となっています。
- 耳川流域の豊かな森林資源の恵みを受け、あゆ、うなぎ、岩ガキといった水産資源にも恵まれています。
- 本市は、国内でも有数のブロイラー飼養地域となっています。また、「みやぎきブランド」として全国でも人気のある「日向完熟マンゴー」や特産の「へべす」の生産及び販売拡大に取り組んでおり、近年は需要が増加しています。

(4) 重要港湾「細島港」を擁する港湾工業都市

- 本市は、重要港湾「細島港」を擁し、宮崎県における産業開発の拠点として重要な役割を担っています。
- 近年は、沖防波堤や国際物流ターミナルなどのインフラ整備が進み、東九州自動車道「北九州～宮崎間」が全線開通するなど、本市を取り巻く環境は大きく変化しており、「九州の扇の要」としてますます期待されています。

(5) 日向市駅を中心とした機能的でコンパクトな中心市街地

- 日向市駅を核とする中心市街地は、日向入郷圏域の玄関口として古くから生活文化の交流拠点としての役割を果たしてきました。
- 本市は、日向市駅を中心とする半径3kmの範囲に市街化区域のほとんどが含まれる機能的でコンパクトなまち並みが形成されており、駅前交流広場を活用した催しなどにぎわいが創出されています。
- 日向市駅は、耳川流域の杉材をふんだんに使った独特の建築様式が世界で高い評価を受け、鉄道に関する国際的なデザインコンテストであるブルネル賞の最優秀賞を平成20（2008）年に受賞しました。

時代の潮流

1. 人口減少と少子高齢化の進行

- わが国の総人口は、平成 27(2015)年の国勢調査では 1 億 2,709 万人となっており、平成 22(2010)年の調査時に比べ約 96 万人減少し、本格的な人口減少社会が到来しています。
- 合計特殊出生率の全国値は、平成 27(2015)年には 1.45 となっており、人口の維持に必要とされる 2.07 を大きく下回る水準となっている一方で、令和 7(2025)年には団塊の世代が 75 歳以上となることから、介護や医療ニーズが増加することが懸念されています。
- 人口減少・少子高齢化社会では、医療や介護に係る社会保障費の増大、子育てや介護に対する市民ニーズの増大、地域活力の低下など様々な課題への対応が求められます。
- 将来にわたって活力ある地域社会を維持していくためにも、高齢者が住み慣れた地域において健康で生きがいを持って暮らせる支え合いの社会の実現や、安心して子どもを産み育てられる生活環境の充実など、国と地方自治体が一体となって様々な取組を進めていく必要があります。

2. 地方創生に向けた取組の推進

- 国は、平成 26(2014)年に、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少や東京圏への人口の過度の集中を是正するとともに、地域の住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、目指すべき将来の方向となる「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、これを実現するための目標や施策などを示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。
- 地方においては、「地方人口ビジョン」「地方版総合戦略」を策定し、産学官などが連携して地域の特性を生かした実効性の高い取組を推進することにより、人口減少のスピードを抑制し、地域経済を持続的に発展させていくことが求められています。

3. リスクの多様化

- 平成 23(2011)年 3 月の東日本大震災や平成 28(2016)年 4 月の熊本地震は、これまでの想定を上回る規模の被害をもたらしました。また、毎年のように全国各地で台風や集中豪雨などによる災害が発生し、市民の防災や減災に対する意識が高まっています。
- 本市では、近い将来、南海トラフ地震による被害が想定されるため、被害を最小限に抑えるためのインフラ資産等の耐震化や避難体制の整備、市民一人ひとりの災害に対する備えの強化など、総合的な防災対策を進めていくことが求められています。
- 子どもや高齢者が被害者となる凶悪事件や詐欺事件、インターネット犯罪や特殊詐欺、消費生活に関するトラブル、麻薬などの危険薬物による事件が増えるなど身近な犯罪に対する不安も増大しています。こうした様々な危機に対応するために、行政だけでなく地域社会が連携し、安全で安心なまちづくりに取り組む必要があります。
- 令和 2(2020)年には、新型コロナウイルス感染症が世界中に蔓延し、保健・医療・福祉のみならず産業活動や教育分野、人権侵害など様々な分野に深刻な影響を与えており、感染症に対する新たなリスクへの対応が求められています。

4. 持続可能な社会に対する意識の高まり

- 地球温暖化や大気汚染、生態系の変化など地球規模で環境問題が深刻化する中で、資源の再利用を推進し、人と自然が共生できる自然共生社会、低炭素社会、循環型社会の構築への意識や関心が高まっています。また、東日本大震災を契機に大量の資源やエネルギーを消費する社会の在り方や自然との関わり方についても見直しが求められるようになっていきます。
- 地方においても、気候変動や持続可能な消費と生産など、多様な分野で積極的に施策を展開することが求められます。
- 平成 27（2015）年 9 月に国連で採択された持続可能な開発のための「2030 アジェンダ[※]」において、国際社会全体の普遍的な目標として持続可能な開発目標（SDGs[※]）が掲げられました。
- 国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元（2019）年 12 月 20 日閣議決定）においても、地方自治体は SDGs の理念に沿って地方創生に取り組むことが求められています。

5. 高度情報化社会の進展

- インターネットをはじめとする情報通信技術は、飛躍的な進歩を見せ、生活の利便性や産業の生産性の向上に大きく寄与しており、私たちの日常生活や経済活動に大きな影響を与えています。
- 国は Society 5.0[※]社会の実現を提唱しており、第四次産業革命と言われる「IoT」「AI」「ロボット」などの技術革新は、農業や製造業、医療・福祉、教育など、あらゆる分野での働き方や私たちのライフスタイルにも大きな影響を与えることが予想されます。
- 高度情報化社会が進展する中で、情報格差やサイバー攻撃による個人情報の漏えい、インターネット上での誹謗中傷や人権侵害など様々な課題も増加しています。情報通信技術の有効活用と併せ、安全で安心な情報化社会の実現に向けた取組が求められています。

6. グローバル化の進展

- 情報通信技術や交通・輸送手段の発展などにより、経済のグローバル化[※]は一層の進展を見せ、ヒト・モノ・カネ・情報の国境を越えた動きが活発化し、国際競争は厳しさを増すとともに、世界経済の動向が地域経済に波及するなど、経済の連動性もより強くなってきています。
- 人口減少による国内市場の縮小が見込まれる中で、工業製品に加え、農業分野における輸出の拡大や訪日外国人旅行者（インバウンド）の増加に向けた積極的な取組が展開されてきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で状況が一変したため、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えた新たな取組を模索する必要性が生じています。
- 海外貿易の活発化や外国人の増加などにより、地域社会における外国人との交流の機会も増加しているため、国際競争力を持った産業の育成や国際感覚を持った人材の育成、異なる文化を尊重する教育の推進などに取り組む必要があります。

※ 2030 アジェンダ：2000 年の国連ミレニアム・サミット（英語版）で策定されたミレニアム開発目標（MDGs）が 2015 年で終了することを受け、国連が向こう 15 年間（2030 年まで）の新たな持続可能な開発の指針を策定したもの。

※ SDGs：国連の持続可能な開発のための国際目標であり、17 のグローバル目標と 169 のターゲット（達成基準）からなるもの。

※ Society 5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもの。

※ グローバル化：政治経済、文化など、様々な側面において従来の国家や地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

7. 多様性を受け入れる社会

- 人口減少・少子高齢化の進展や女性の社会進出、国際化の加速など、社会環境は大きく変化している中で、経済活動を支える労働力不足が深刻な状況となっています。そのため、これまでの働き方を見直し、多様な人材の能力を活用し、地域の活力を持続させていくことが大きな課題となっています。
- 目まぐるしい社会変化や多様化・高度化する市民ニーズに対応していくためには、女性、高齢者、障がいのある人、外国人及び性的少数者などの多様な人々が活躍できる環境の整備が求められています。

8. 厳しさを増す地方財政

- 日本の財政状況は、人口減少・少子高齢化の進行によって、税収が伸び悩む一方で、社会保障費が増大傾向となっています。加えて、公共施設の老朽化と更新費用の増大が、全国的な課題となっています。
- 地方自治体は、国からの財政支援に頼るだけでなく、地域の魅力向上や情報発信により、交流人口や関係人口、移住定住の増加を図るとともに、ふるさと納税の活用など様々な手段による財源確保に取り組んでいくことが求められています。
- スリムで効率的な行政経営を実現するためには、限られた財源を有効に活用し、選択と集中による効果的な施策の推進や事務の効率化・簡素化など、持続可能な行財政経営に努める必要があります。

9. 新型コロナウイルス感染症収束後の対応

- 新型コロナウイルス感染症により、今後は、密閉・密集・密接の3密をさける「新しい生活様式」やテレワークなどの新しい働き方、Society 5.0時代に対応できる教育環境などが定着していくことが予想されます。
- 新型コロナウイルス感染症が収束しても、戦後最大ともいわれる景気の落ち込みが回復し、地域経済が復興するまでには時間を要することが予想されます。そのため、地域経済のV字回復に向けて官民が一体となって取り組む必要があります。
- 経済活動の落ち込みにより、市の税収も減少することが見込まれるため、新しい財源の確保や民間活力の導入など行財政改革に取り組むとともに、生活保障対策や雇用対策など市民が安心して暮らせる生活環境の維持確保に取り組む必要があります。

日向市の概況

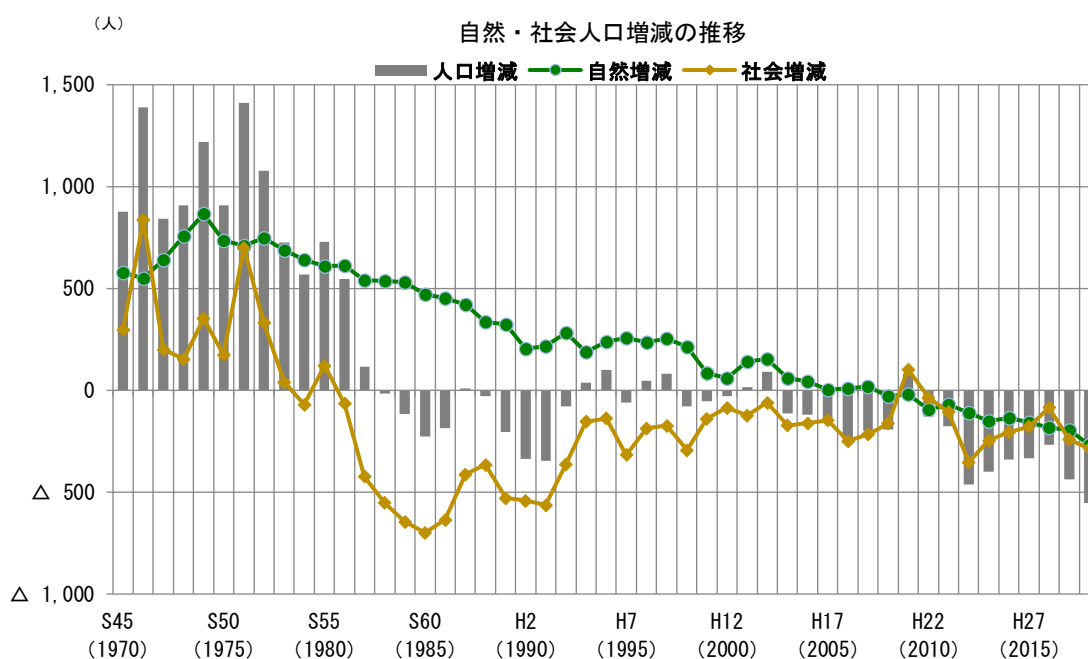
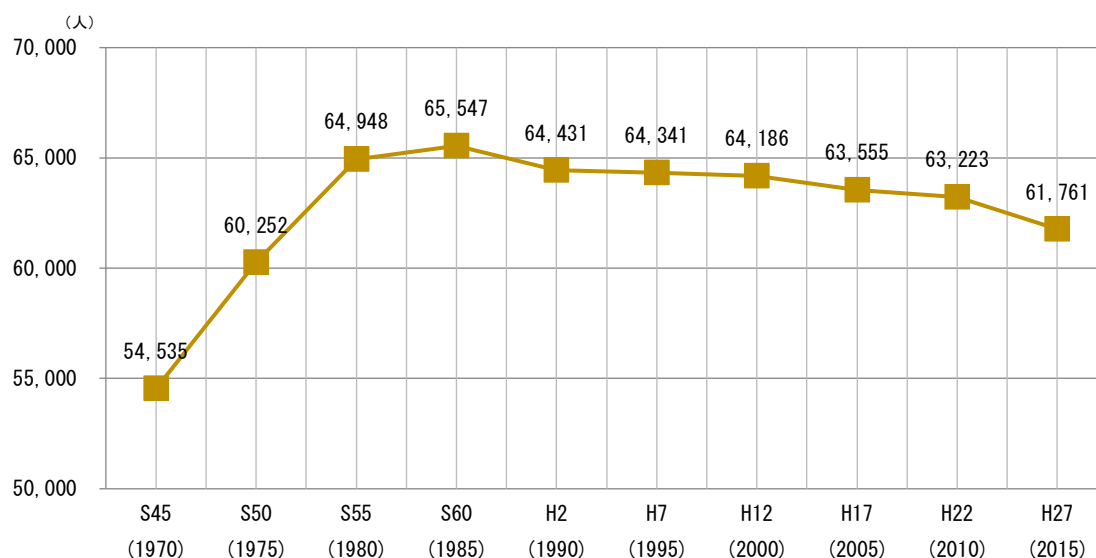
1. 人口

図表 1-1 は、本市の総人口と、人口増減の要因となる自然動態人口（出生数、死亡数）及び社会動態人口（転入数、転出数）の推移をグラフにしたものです。

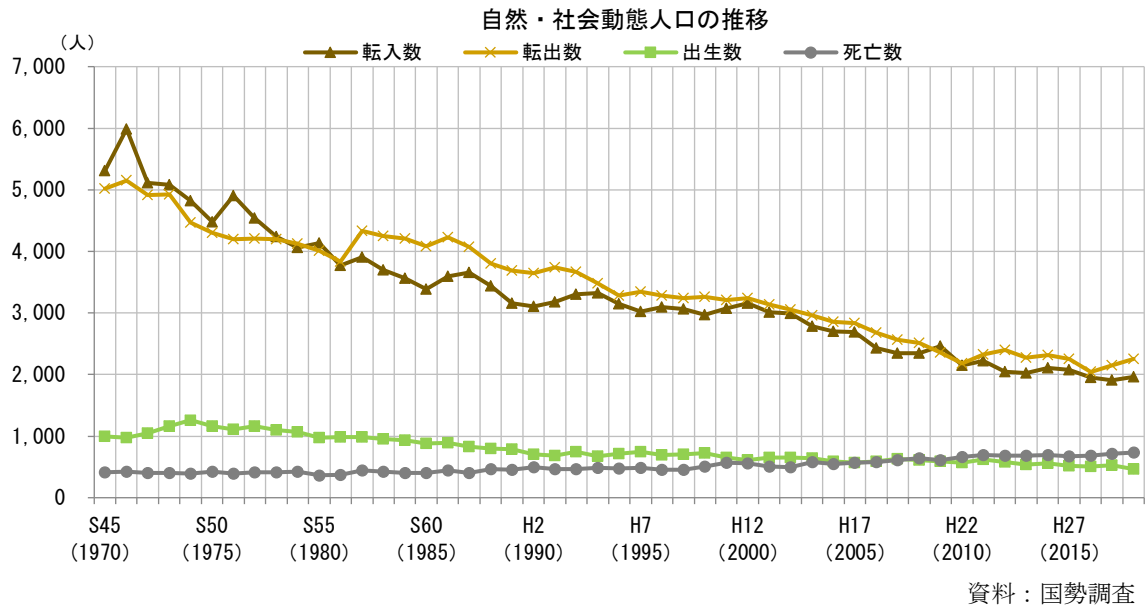
本市の総人口は、昭和 50（1975）年代前半までは、転入数が転出数を上回る社会増加と、出生数が死亡数を上回る自然増加が相まって急増していますが、その後は、転出数が転入数を上回る社会減少に転じ、それを自然増加が補う形で緩やかな減少傾向が続いてきました。

しかし、平成 17（2005）年以降、出生数と死亡数がほぼ同数となり、平成 22（2010）年からは死亡数が出生数を上回る自然減少に転じており、今後は、高齢化により死亡数が増加し、人口は急激に減少していくことが予想されます。

図表 1-1 総人口の推移



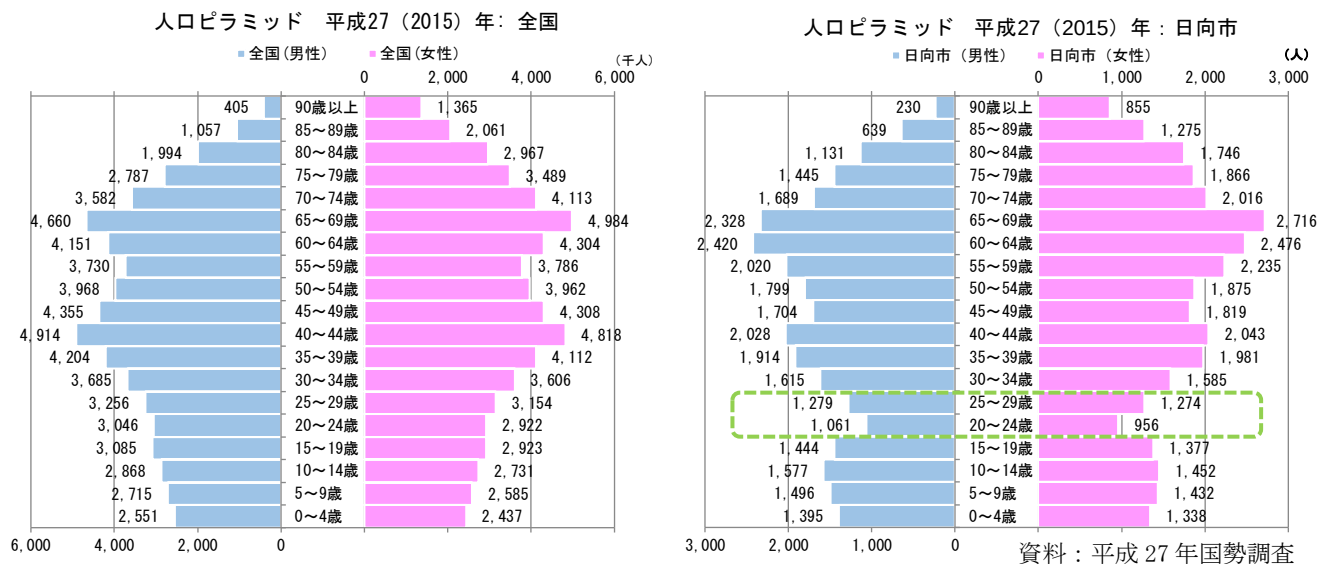
資料：国勢調査



図表 1-2 は、本市と全国の人口ピラミッドです。

全国平均と比較して、本市に大きな歪（ひずみ）が見られるのは、20～24 歳から 25～29 歳までの世代で、著しく少ない状況となっています。本市には、大学などの高等教育機関がなく、若者の希望する就職先が少ないため、高校卒業後、進学や就職により市外に転出し、そのまま居住する傾向が高いのではないかと推察されます。

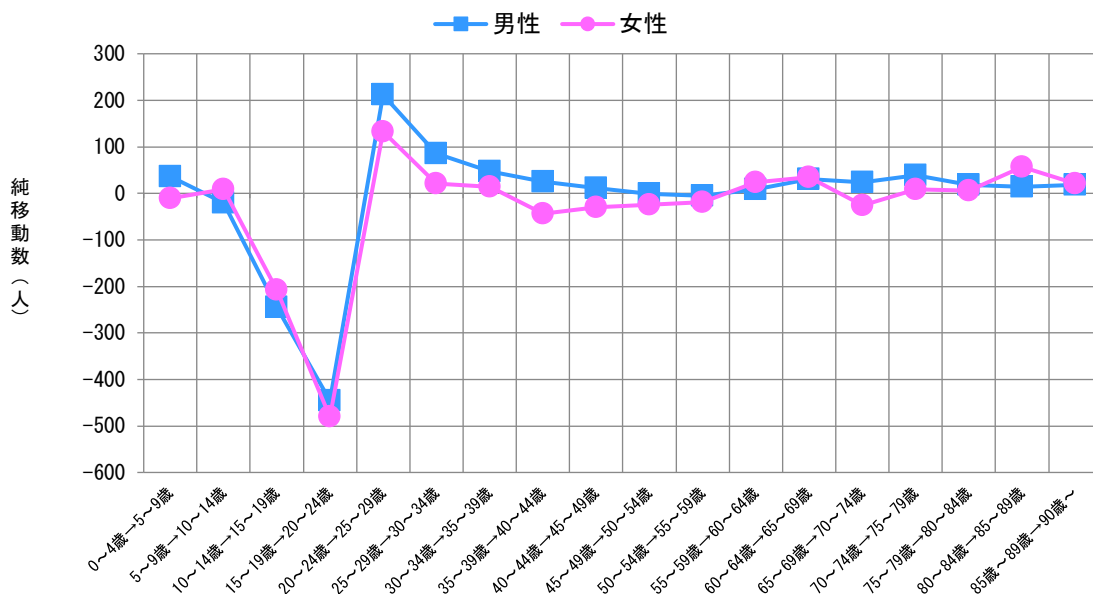
図表 1-2 人口ピラミッド比較



図表 1-3 は、男女別・年齢階級別の人口移動の状況です。

男女ともに、15～19 歳から 20～24 歳の転出が多くなっており、25～29 歳にかけて転入が増加している状況です。男女別にみると、女性の方が多く転出し、転入が少ない状況となっており、35～39 歳から 40～44 歳にかけて再び転出が増加する傾向があります。

図表 1-3 男女別・年齢階級別の人口移動の状況（2010 年→2015 年の移動数）



資料：平成 22 年、平成 27 年国勢調査

図表 1-4 は、本市の将来人口推計を表したものです。

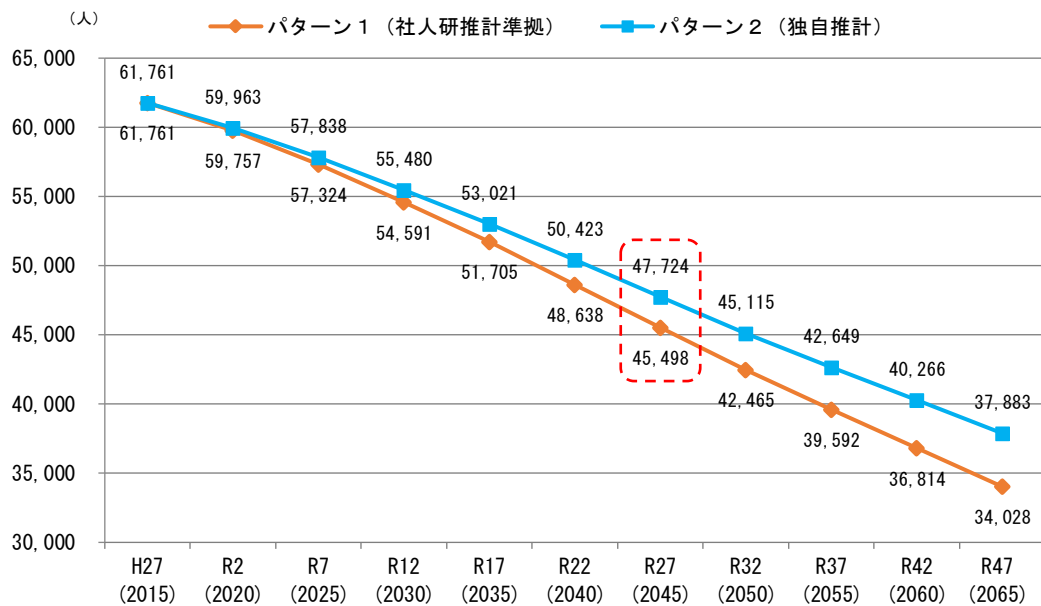
国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の推計では、本市の令和 27（2045）年の人口は、45,498 人に減少すると予測されています。

これに対し、令和 2（2020）年 2 月に改訂した「日向市人口ビジョン」では、令和 27（2045）年までに合計特殊出生率が 2.07 まで上昇し、39 歳以下の人口移動を毎年 10%改善した場合に、令和 27（2045）年の本市の人口は、47,724 人になると予測しています。

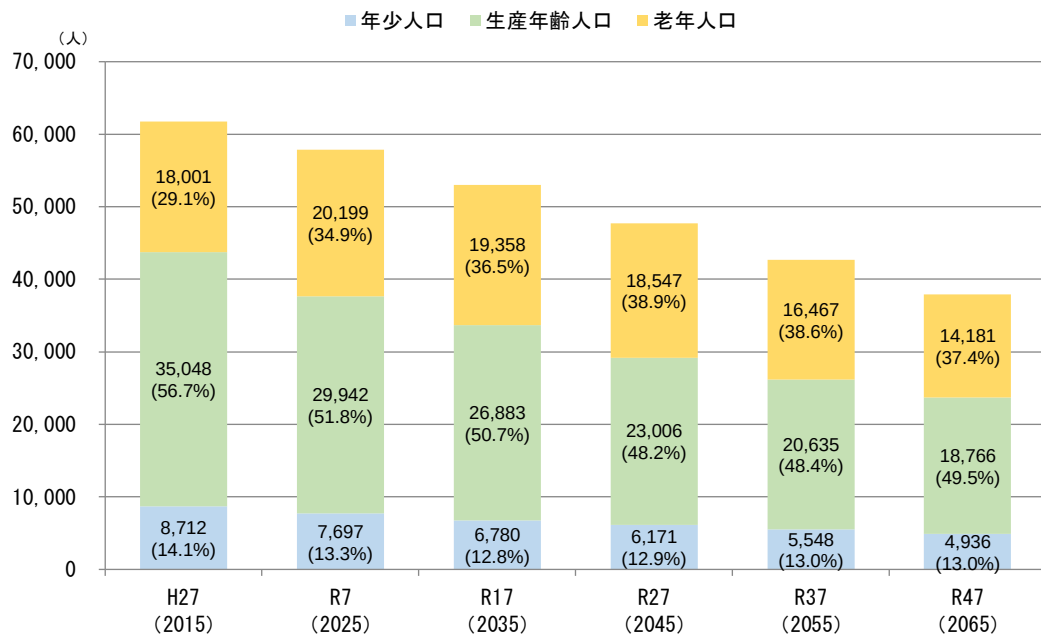
そのため、本市では、人口減少抑制に向けた施策を推進することにより、令和 27（2045）年に人口 48,000 人以上を維持することを目標に掲げています。

令和 27（2045）年の目標人口 48,000 人

図表 1-4 市の将来人口推計



資料：日向市人口ビジョン



資料：日向市人口ビジョン

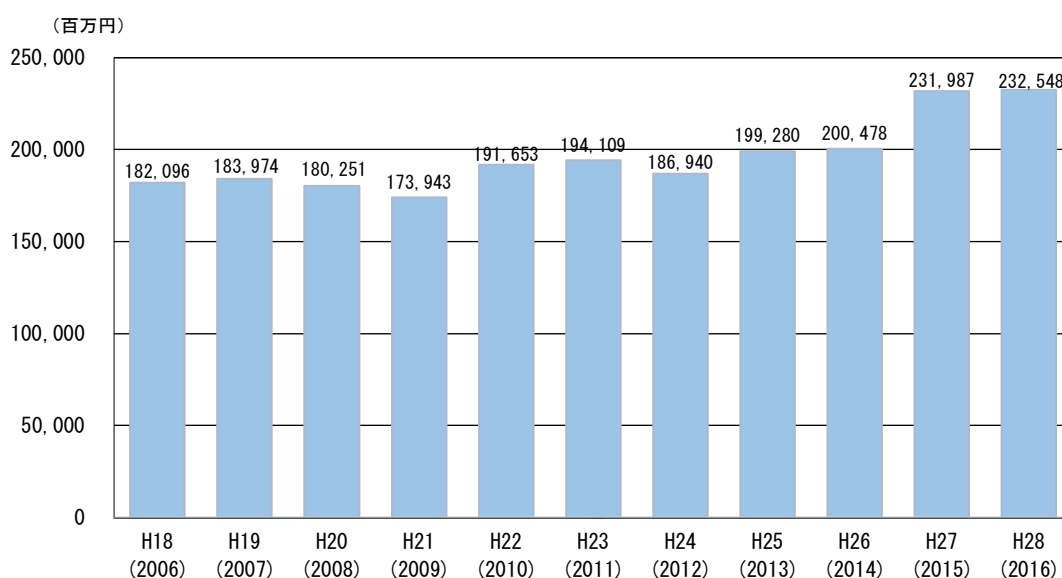
2. 経済状況

図表 1-5 は、本市の市内総生産額の推移を表したものです。

本市の市内総生産額は、平成 18（2006）年度に 1,821 億円であったものが、直近の平成 28（2016）年度には 2,325 億円となっており、27.7%増加しています。製造業の生産額が大きく伸びたことが増加の要因と考えられます。

製造業の生産額は、平成 18（2006）年度に 277 億円であったものが、平成 28（2016）年度には 737 億円と 2.66 倍に増加しています。これは、細島港周辺の港湾地域に、木材関係や化学系企業などの誘致が進んだことや、地場企業などが事業拡大をした成果と考えられます。

図表 1-5 市内総生産額の推移



資料：平成 28 年度宮崎県市町村民経済計算

図表 1-6 は、県内 9 市の市民所得と市内総生産額を比較したものです。

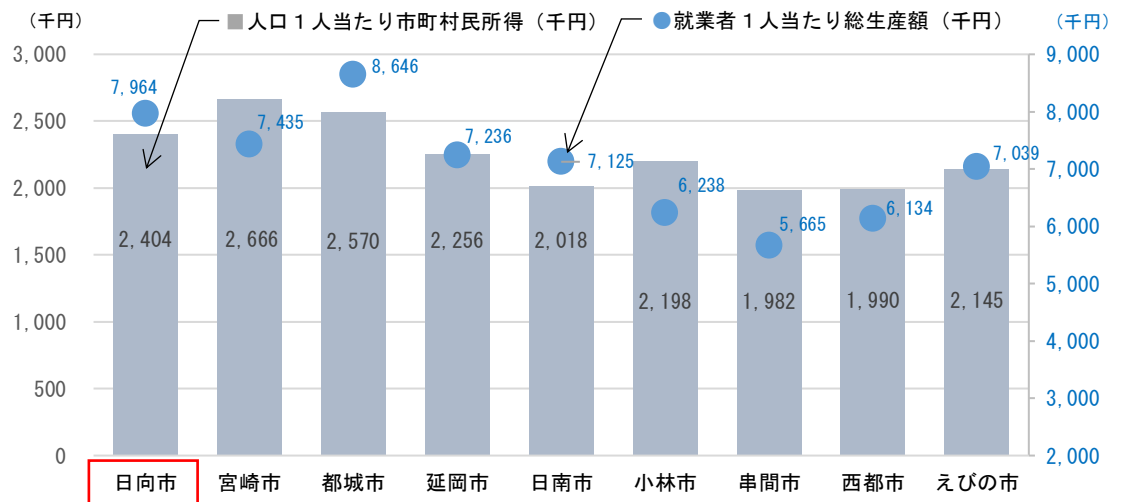
本市の人口一人当たりの市民所得は、平成 28（2016）年度時点 2,404 千円となっており、県内 9 市のうち 3 位となっています。

また、就業者一人当たりの総生産額は、7,964 千円となっており、県内 9 市のうち 2 位となっています。「人口一人当たりの市民所得」、「就業者一人当たりの総生産額」ともに、県内では高い状況にありますが、これは、企業誘致や地場企業などの事業拡大の促進により、企業所得や雇用者所得が増加していることが要因と考えられます。

(単位：千円)			
	県	県北	日向市
人口一人当たりの市民所得	2,407	2,228	2,404
就業者一人当たりの総生産額	7,223	7,146	7,964

資料：平成 28 年度宮崎県市町村民経済計算

図表 1-6 県内9市の市民所得と市内総生産の比較



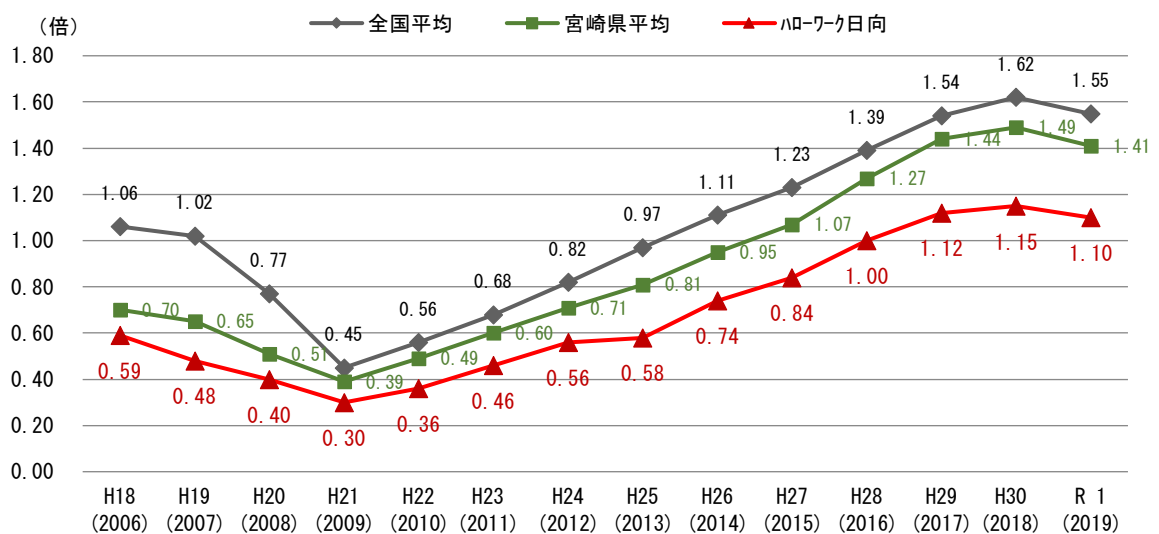
資料：平成28年度宮崎県市町村民経済計算

図表 1-7 は、ハローワーク日向管内の有効求人倍率の推移を表したものです。

有効求人倍率は、全国平均・宮崎県平均よりも低く、同じような形で推移しています。平成21（2009）年以降、ゆるやかな景気の回復に伴い上昇を続けており、平成28（2016）年10月から令和元（2019）年度までは1.0を超える高い値を維持していましたが、令和2（2020）年度に発生した新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込むことが見込まれています。

業種別の有効求人倍率では、建設業や医療・福祉の分野での人手不足が顕著になっていますが、女性や若者からのニーズが高い事務系の分野では、倍率が高い状況にあるなど、雇用のミスマッチが発生しています。

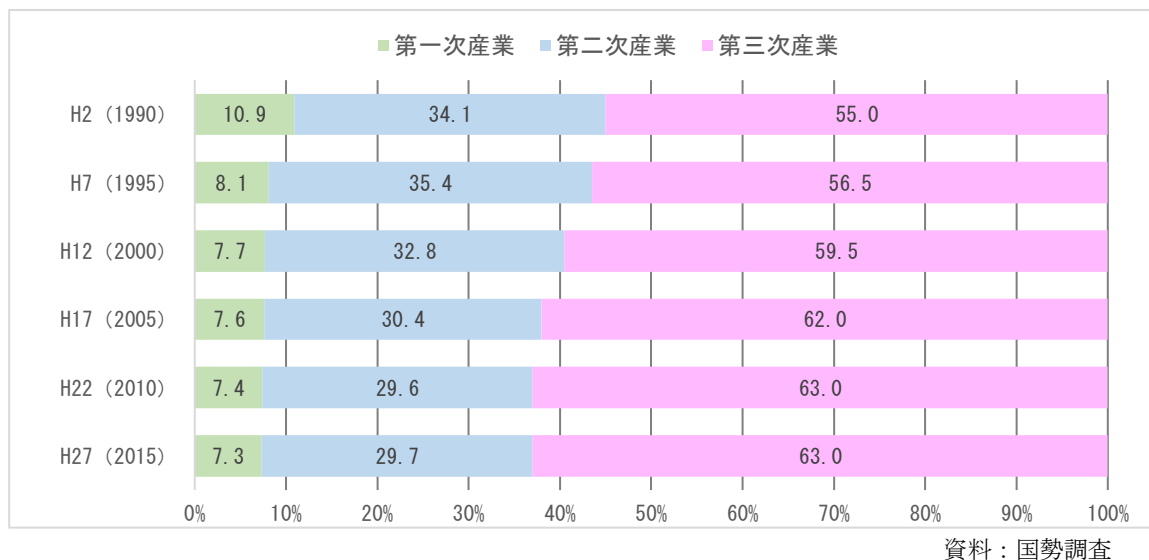
図表 1-7 有効求人倍率の推移



資料：宮崎県労働局

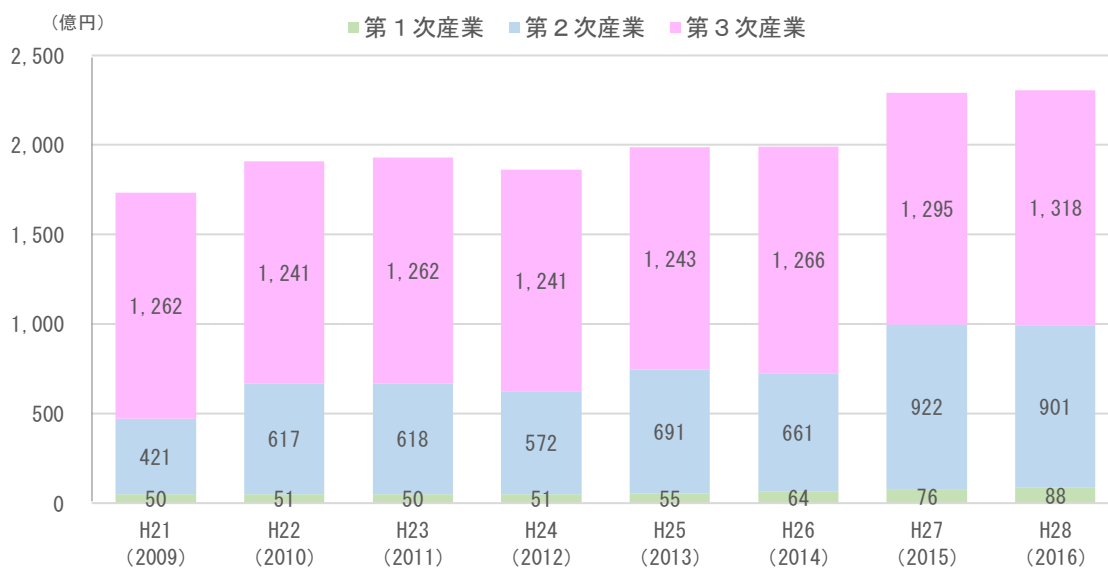
図表 1-8 は、本市の産業別の就業状況の推移を表したものです。
本市の産業別の就業状況は、第3次産業が50%以上を占めている状況です。

図表 1-8 産業別の就業状況の推移



図表 1-9 は、産業別市内総生産の推移を表したものです。
本市の市内総生産は、全ての産業で増加傾向となっており、割合では、第3次産業が最も多い状況となっています。

図表 1-9 産業別市内総生産の推移

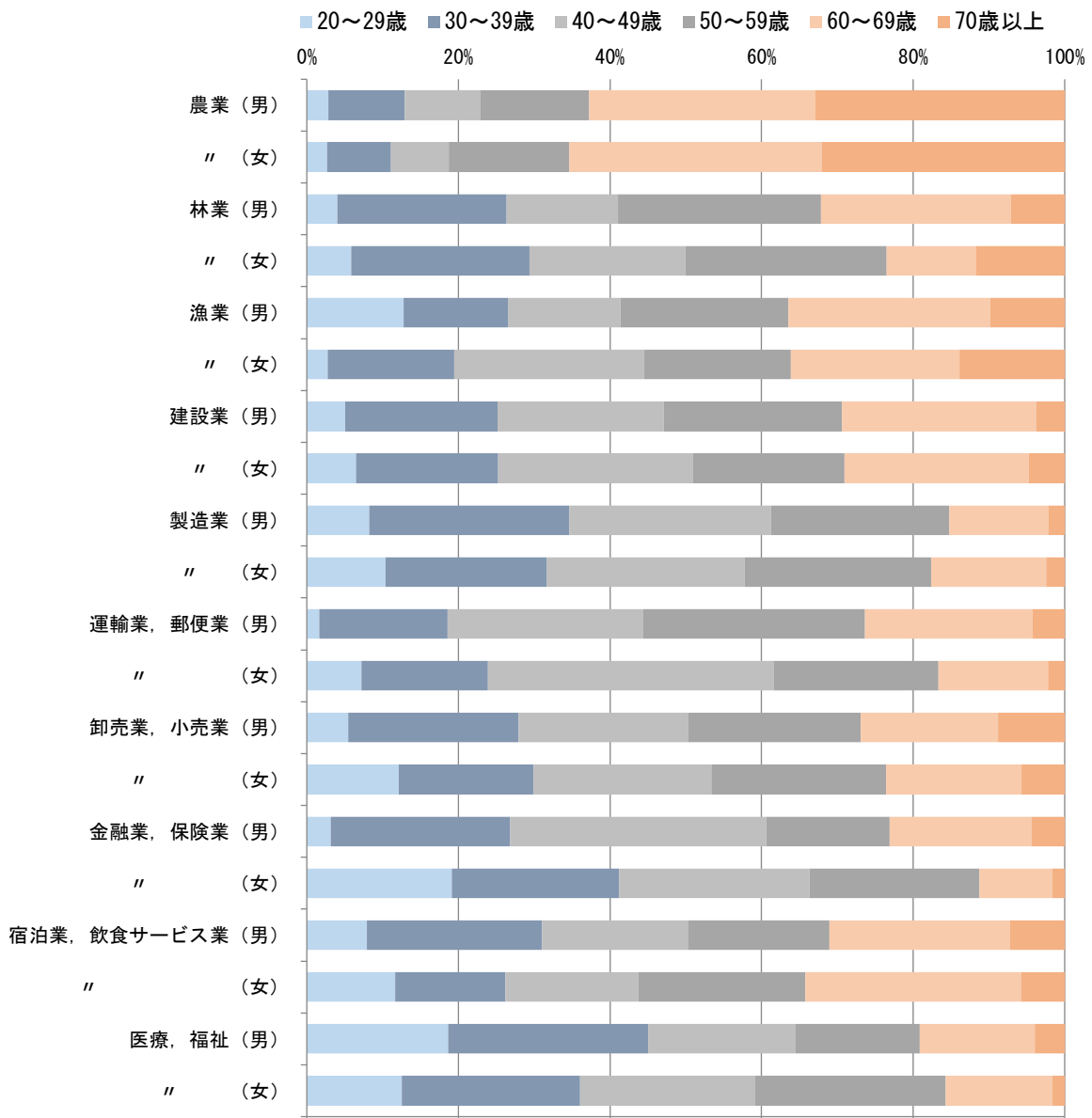


図表 1-10 は、平成 27（2015）年の男女別、年齢階級別の産業人口の割合を表したものです。

「農業」、「林業」、「漁業」などの一次産業分野では、従事者の高齢化が顕著となっており、特に農業については、男女とも従事者の 80% 近くが 50 歳以上という状況になっています。

さらに、「建設業」や「運輸・郵便業」「宿泊業・飲食サービス業」の男性の従事者も 50% 近くが 50 歳以上という状況になっています。

図表 1-10 男女別・年齢階級別産業人口の割合



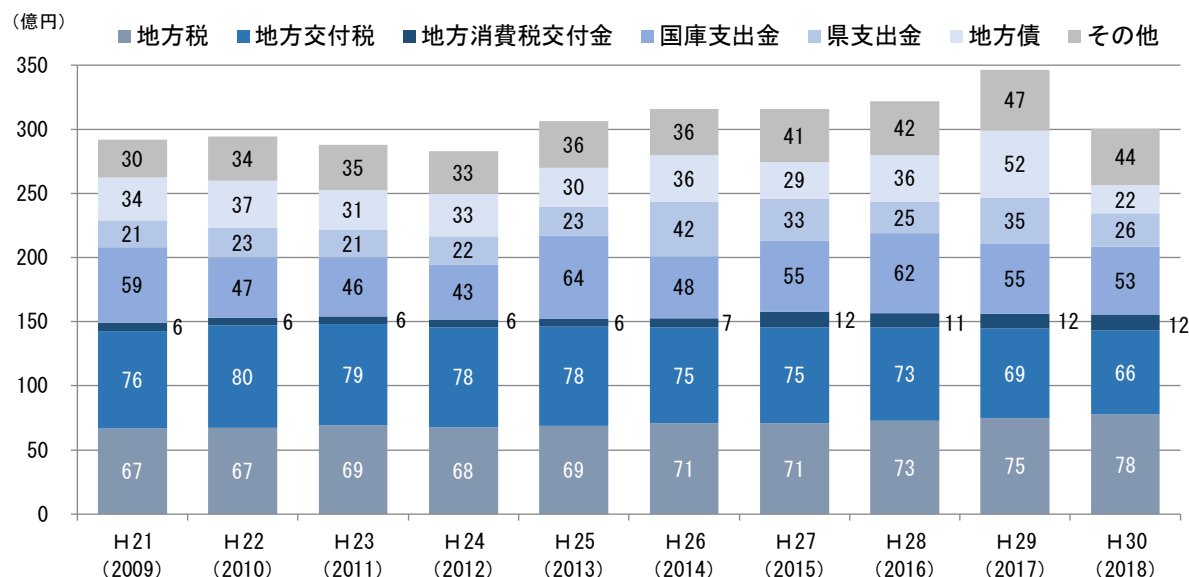
資料：平成 27 年国勢調査

3. 財政状況

図表 1-11 は、普通会計歳入決算額の推移を表したものです。

内訳をみると、地方税については企業誘致や景気回復の影響などにより上昇傾向にあるものの、それに伴う基準財政収入額の増加や合併特例期間終了に伴う段階的減額もあり、地方交付税は減少傾向にあります。

図表 1-11 普通会計歳入決算額の推移

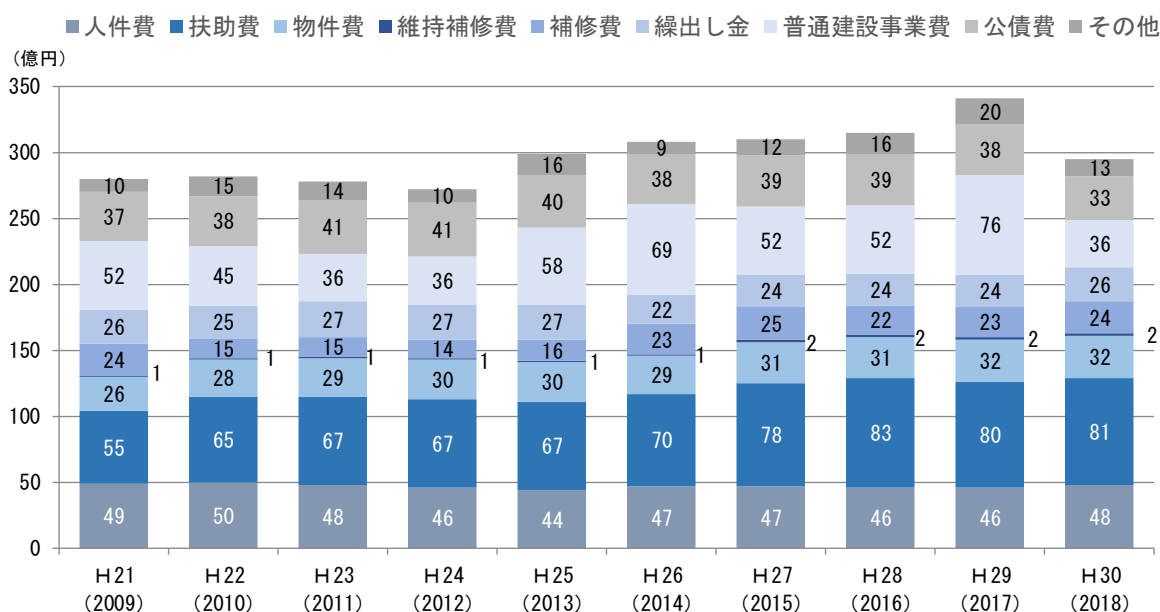


資料：地方財政状況調査

図表 1-12 は、普通会計歳出決算額の推移を表したものです。

扶助費は、施設型給付費や障害者福祉費などの伸びにより、増加傾向にあります。普通建設事業費は、新庁舎建設事業の影響のあった平成29（2017）年度を除いて、平成26（2014）年度以降は減少傾向にあり、それに伴う市債発行も抑制されているため、公債費も減少傾向にあります。

図表 1-12 普通会計歳出決算額の推移

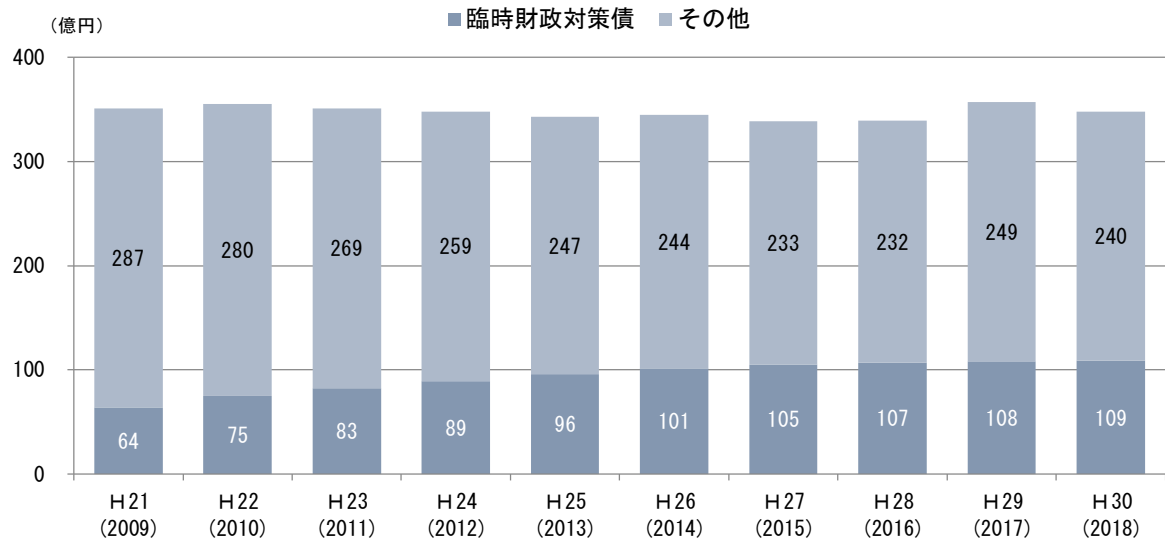


資料：地方財政状況調査

図表 1-13 は、市債残高の推移を表したものです。

地方債残高は横ばいで推移していますが、償還額が後年度に普通交付税で措置される臨時財政対策債の残高が増加傾向にあります。

図表 1-13 市債残高の推移

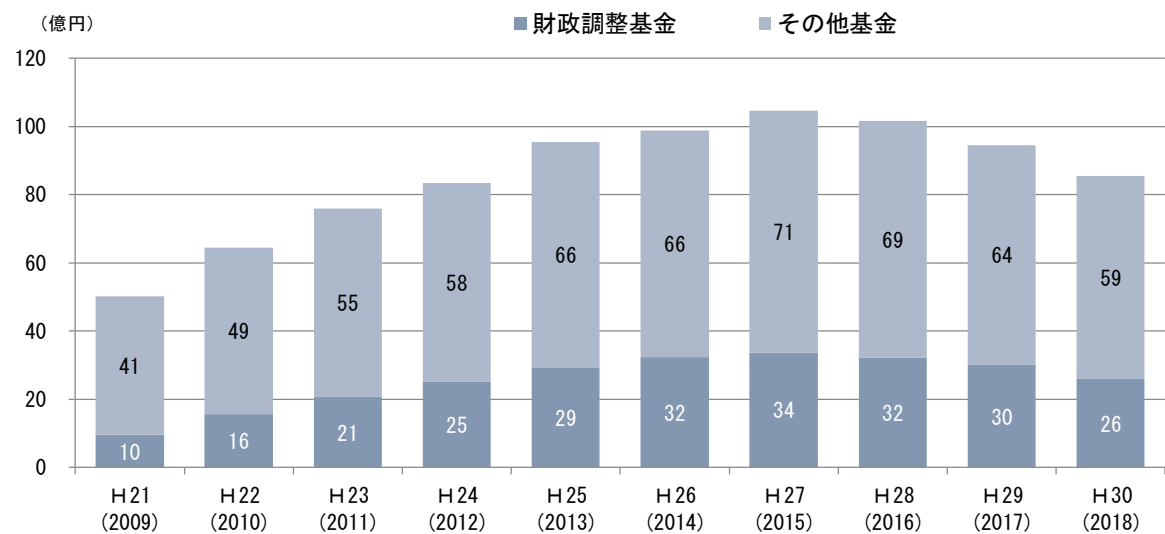


資料：地方財政状況調査

図表 1-14 は、基金残高の推移を表したものです。

平成 27 (2015) 年度までは順調に積立てを行ってきましたが、合併特例期間終了に伴う普通交付税の段階的な減額や新庁舎建設事業などにより、平成 30 (2018) 年度末では平成 27 (2015) 年度末と比較して、約 20 億円減少しています。

図表 1-14 基金残高の推移



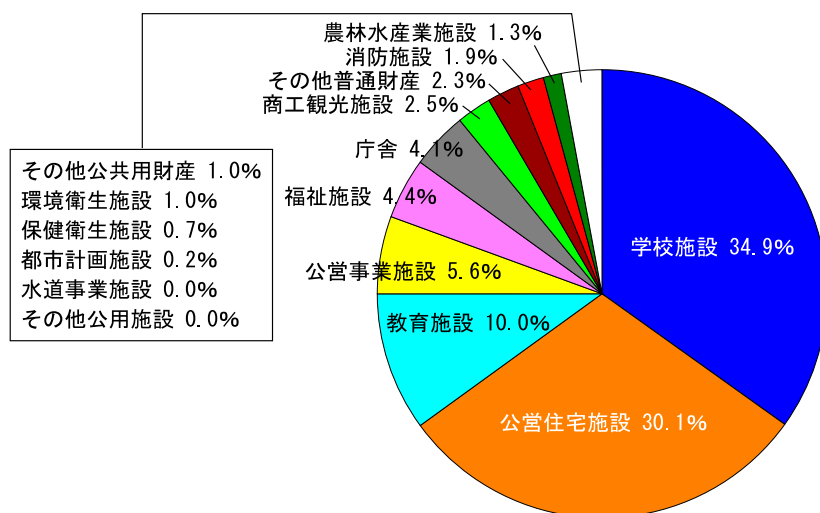
資料：地方財政状況調査

図表 1-15 は、公共施設の用途別の保有状況を表したものです。

本市が保有している公共施設（建物系施設）は、352 施設あり、総床面積は、約 30 万㎡です。

延床面積の割合をみると、小学校・中学校などの学校施設や公民館などの教育施設と公営住宅で全体の約 75%を占めています。

図表 1-15 公共施設の用途別の保有状況

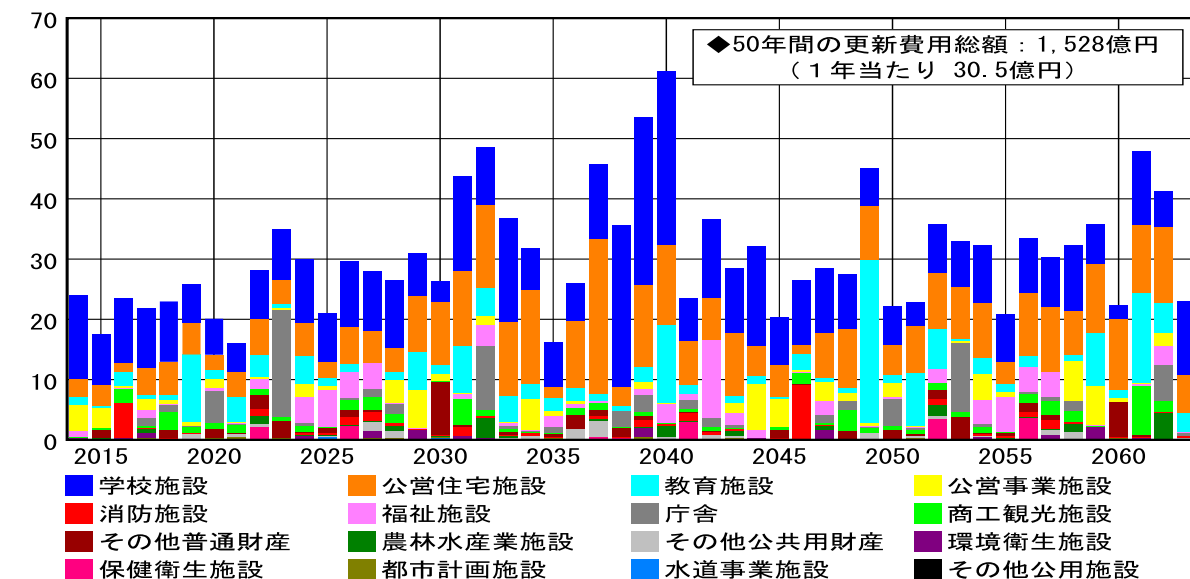


資料：日向市公共施設等総合管理計画

図表 1-16 は、公共施設（建物系施設）の更新費用の推計を表したものです。

本市が保有している公共施設（建物系施設）の全てを現在の規模で将来にわたって維持することを前提として、今後 50 年間の改修・更新費用を推計すると 1,528 億円が必要になると予測されています。1 年当たり換算すると約 31 億円となり、インフラ施設の改修・更新費用を加えると、1 年当たり約 45 億円に達する見込みです。

図表 1-16 公共施設（建物系施設）の更新費用の推計



資料：日向市公共施設等総合管理計画

4. 他都市との比較

図表 1-17 は、本市と類似する 93 都市（人口 5 万～10 万人で第 1 次産業就業者率 10%未満、第 3 次産業就業者率 65%未満の都市）を比較したもので、類似都市の平均値を“1”とした時の本市の指数を表しています。

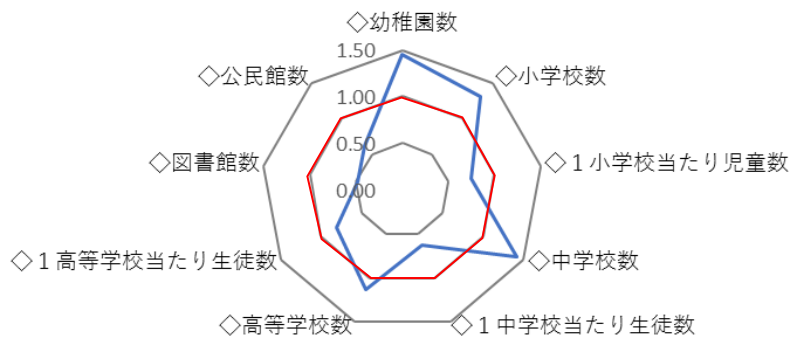
「教育文化の分野」では、他都市と比べて幼稚園や小中高等学校数は平均値よりも多いものの、1 校当たりの児童・生徒数や図書館数は平均値を下回っています。

「産業振興の分野」では、総人口に占める飲食店数の割合や自市で従業する就業者数、第 3 次産業事業所数が平均値よりも高くなっており、他市町村への通勤者数や製造品出荷額は、平均値を下回っています。

「生活環境の分野」では、総人口に占める借家数やごみのリサイクル率、浄水化率が高くなっており住みやすい環境が整っていますが、一方で、交通事故死者数の割合が高く、安全対策には課題があります。

図表 1-17 類似都市との比較

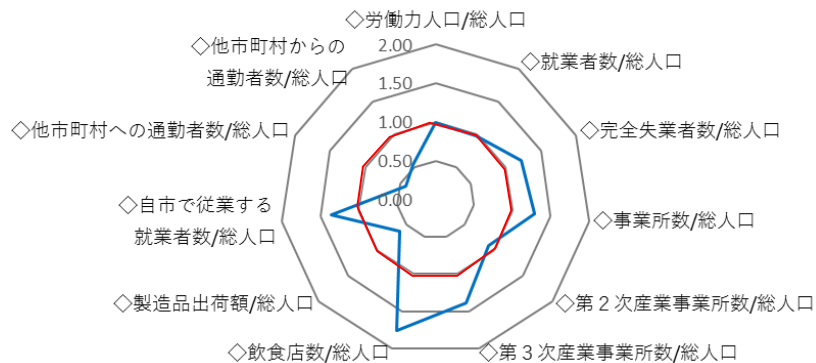
① 教育文化の分野



◇幼稚園数	1.45
◇小学校数	1.31
◇1 小学校当たり児童数	0.74
◇中学校数	1.42
◇1 中学校当たり生徒数	0.63
◇高等学校数	1.13
◇1 高等学校当たり生徒数	0.80
◇図書館数	0.49
◇公民館数	0.62

資料：統計でみる市町村 2019

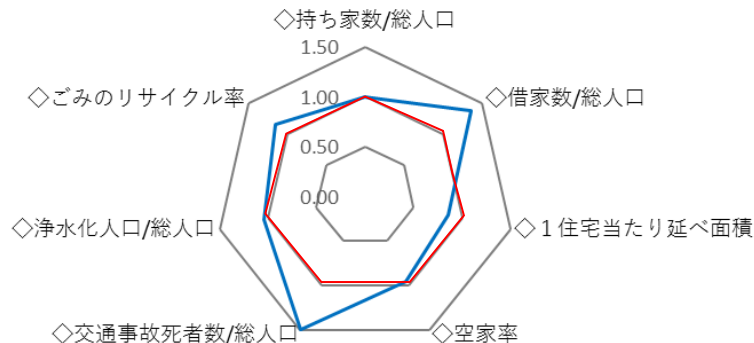
② 産業振興の分野



◇労働力人口/総人口	0.99
◇就業者数/総人口	0.98
◇完全失業者数/総人口	1.22
◇事業所数/総人口	1.29
◇第 2 次産業事業所数/総人口	0.91
◇第 3 次産業事業所数/総人口	1.39
◇飲食店数/総人口	1.76
◇製造品出荷額/総人口	0.62
◇自市で従業する就業者数/総人口	1.36
◇他市町村への通勤者数/総人口	0.42
◇他市町村からの通勤者数/総人口	0.54

資料：統計でみる市町村 2019

③ 生活環境の分野



◇持ち家数/総人口	0.99
◇借家数/総人口	1.37
◇1 住宅当たり延べ面積	0.85
◇空家率	0.96
◇交通事故死者数/総人口	1.49
◇浄水化人口/総人口	1.04
◇ごみのリサイクル率	1.15

資料：統計でみる市町村 2019

市民ニーズの動向

1. 市民アンケート調査結果

本市では、市民の皆さんの意向を計画に反映させるため、令和元（2019）年9月に市内在住の18歳以上の男女2,000人を対象に市民アンケート調査を実施しました。

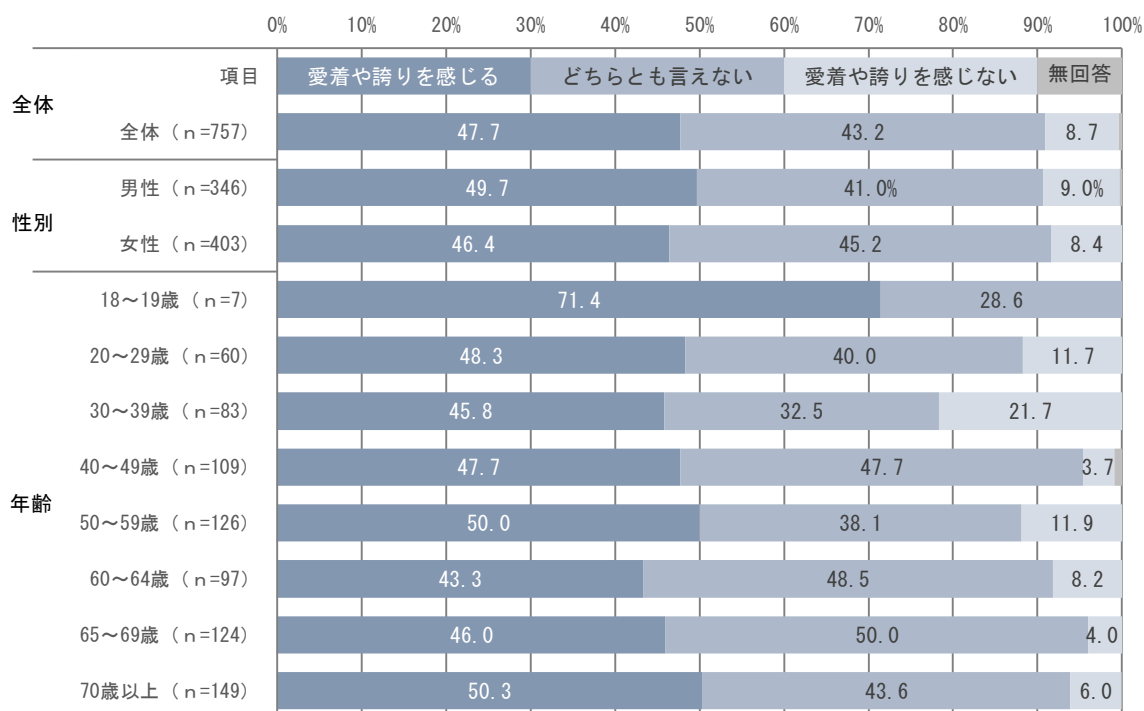
市民アンケート調査の回収率は、38.1%であり、調査の結果は次のとおりとなりました。

（1）愛着と誇り

「市に日頃から愛着と誇りを感じているか」をみると、「愛着や誇りを感じる」が47.7%、「どちらともいえない」が43.2%、「愛着や誇りを感じない」が8.7%となっています。

男女別にみると、「愛着や誇りを感じる」では、男性が49.7%、女性が46.4%となっています。

年代別にみると、30～39歳が45.8%、60～64歳が43.3%と平均よりも低い結果となっています。



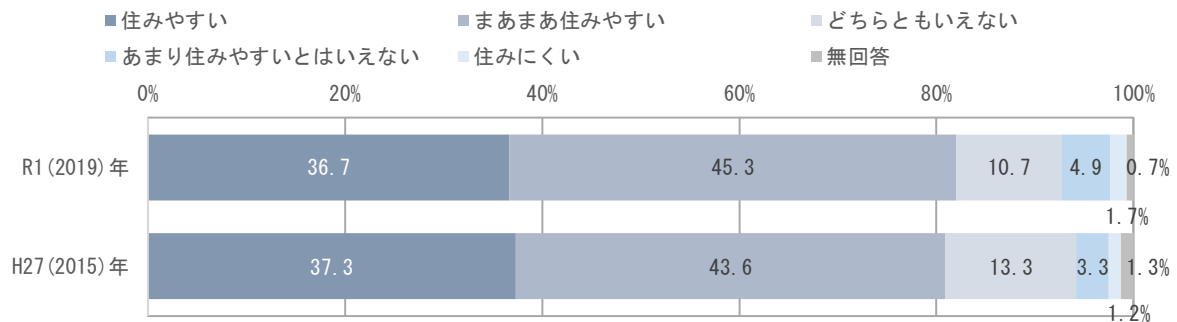
資料：令和元年市民意向調査

(2) 住みよさ

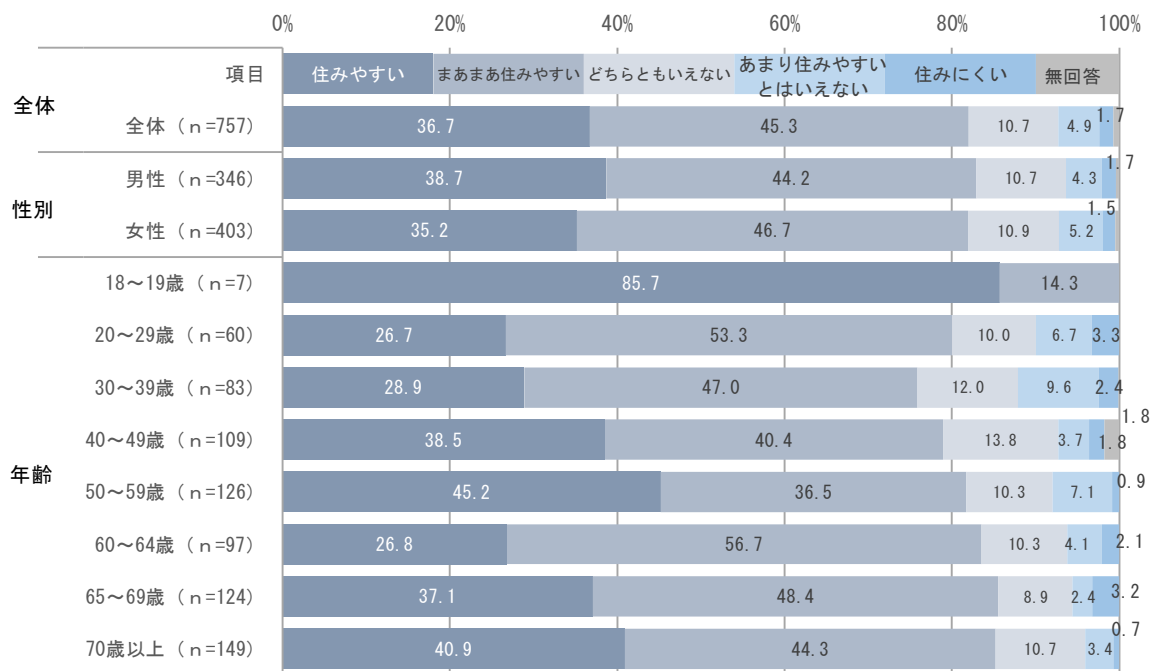
「市の住みやすさ」をみると、「住みやすい」が36.7%、「まあまあ住みやすい」が45.3%で、合計した肯定率は82.0%となっています。一方、「あまり住みやすいとはいえない」が4.9%、「住みにくい」が1.7%で否定率は6.6%となっています。

男女別にみると、男性の肯定率が82.9%、女性の肯定率が81.9%となっています。

年代別にみると、30～39歳の肯定率が75.9%、40～49歳の肯定率が78.9%と平均よりも低い結果となっています。



資料：平成27年・令和元年市民意向調査



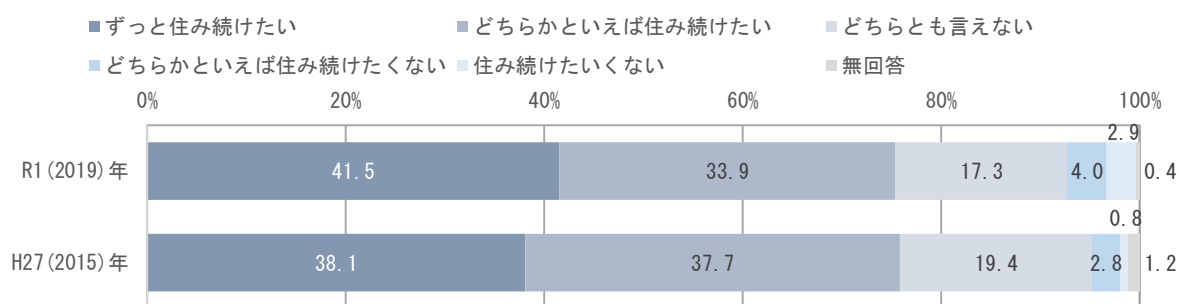
資料：令和元年市民意向調査

(3) 定住意向

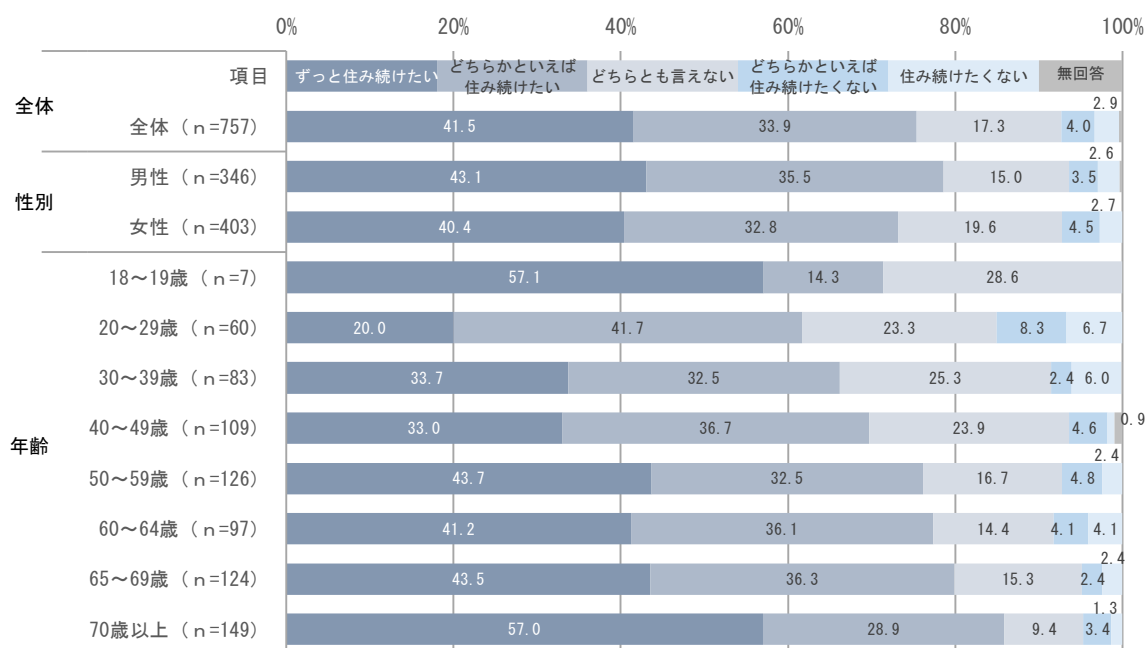
「市への定住意向」をみると、「ずっと住みたい」が41.5%、「どちらかといえば住みたい」が33.9%、合計した肯定率は、75.4%となっています。一方、「どちらかといえば住みたくない」が4.0%、「住みたくない」が2.9%で否定率は6.9%となっています。

男女別で見ると、男性の肯定率が78.6%、女性の肯定率が73.2%となっています。

年代別で見ると、20～29歳が61.7%、30～39歳が66.2%、40～49歳が69.7%と平均よりも低い状況となっています。



資料：平成27年・令和元年市民意向調査



資料：令和元年市民意向調査

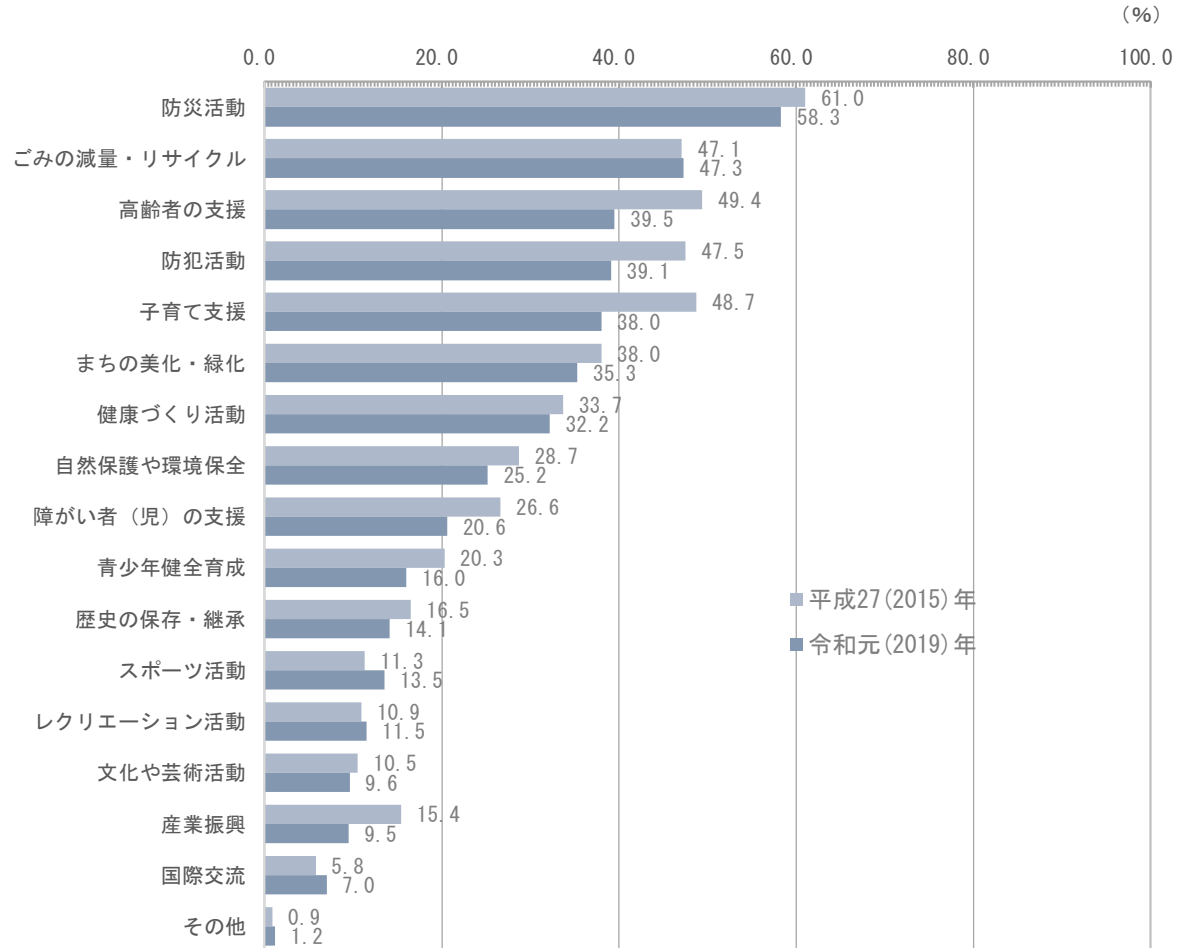
(4) 施策の満足度と重要度

年齢区分別の満足度と重要度分析から、優先して積極的な対応が求められる取組をみると、いずれの年齢（「18～29歳」、「30～59歳」、「60歳以上」）においても「雇用の確保と創出」「企業誘致と次世代産業の育成」「利便性の高い道路の整備」が掲げられています。

また、18～29歳は「情報通信基盤の整備と情報化の推進」、30歳以上は「未来につなげる財政運営」、「社会保障制度の安定運営」を挙げています。

(5) 地域づくりにおける市民の役割

本市の「地域づくりにおける市民の役割」については、「防災活動」が58.3%、「ごみの減量・リサイクル」が47.3%、「高齢者の支援」が39.5%となっています。



資料：令和元年市民意向調査

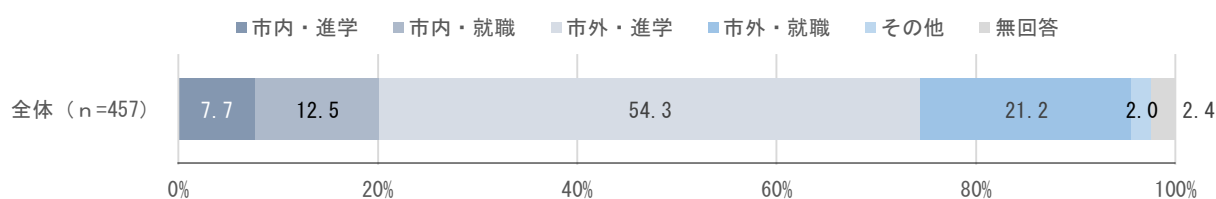
2. 高校生アンケート調査結果

本市では、次世代を担う若者の意向を計画に反映させるために、令和元（2019）年9月に日向高校、富島高校、日向工業高校の3年生を対象に高校生アンケート調査を実施しました。

高校生アンケート調査の回答率は、94.6%（457人）であり、そのうち、市内（自宅）から通学している生徒は295人（65.0%）でした。

（1）高校卒業後の進学・就職先

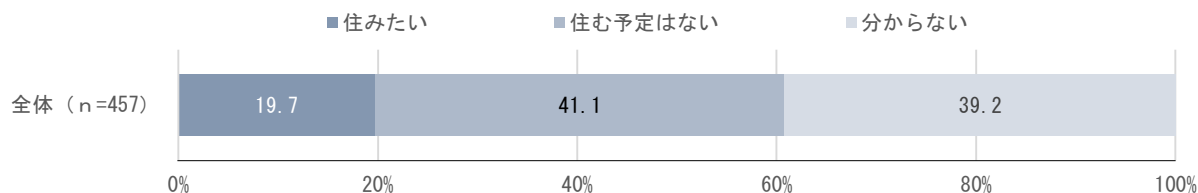
「高校卒業後の予定」をみると、「日向市外に住んで進学する予定」が54.3%、「日向市外に住んで、就職する予定」が21.2%となっています。



資料：令和元年高校生アンケート調査

（2）将来、日向市に住みたいか

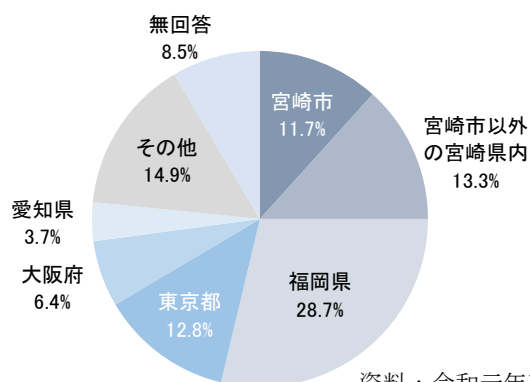
「将来、本市に住みたいか」をみると、「住みたい」が19.7%、「住む予定はない」が41.1%、「分からない」が39.2%となっています。



資料：令和元年高校生アンケート調査

（3）将来、住みたい場所

「将来、住みたい場所」をみると、福岡県が28.7%、宮崎市以外の県内が13.3%、東京都が12.8%となっています。



資料：令和元年高校生アンケート調査

3. 市民の皆さんからの意見

市民ワークショップや民間団体との意見交換などを通して、市民の皆さんから頂いた主な意見は次のとおりです。

(1) 教育文化

- 幼稚園・保育園と小学校・中学校との連携強化
- 多様な児童生徒の個性を伸ばす教育の実践
- 全ての子どもが学べる環境づくり（不登校・障がいのある児童生徒など）
- 子どもたちに地域の伝統文化・歴史などを伝える機会の創出
- 市内県立高校への進学率の向上、高校の魅力向上支援
- 色々な価値観（多様性）を認めあう共生社会の実現

(2) 健康福祉

- 地域医療や介護体制の充実、医師・看護師・介護士などの医療・福祉人材の確保
- 働く場所や地域活動など元気な高齢者を生かす場所づくり
- 保育園・幼稚園・放課後児童クラブなどの受け入れ数の拡大、人員の確保
- 女性の仕事と環境改善、育児の負担軽減
- 重症心身障害児（者）短期入所施設の設置
- 子どもから高齢者まで地域で相互に見守るシステムづくり

(3) 産業振興

- 新型コロナウイルス感染症収束後に向けた地域経済の復興対策
- 高齢者・女性・障がいのある人・外国人など多様な人が働ける環境づくり、働き方改革
- 中小企業・小規模事業者支援、IT・キャッシュレス化への支援
- 地域の物産・商品開発支援、ふるさと納税制度との連携
- 稼ぐ観光メニュー、新しい生活様式に対応した観光メニューの造成
- 「リラックス・サーフタウン日向基本構想」の推進

(4) 生活環境

- 災害時の高齢者や災害弱者の円滑な避難確保
- 自助・共助・公助の意識の醸成、避難訓練への参加者増加に向けた対策
- 豊かな自然を守り残すために子どもが自然に触れる、遊ぶ機会の創出
- 海岸清掃などの環境保全ボランティアの企画や組織化
- 持続可能な開発目標（SDGs）の推進、小学生を対象とした体験会の開催
- 空き家や学校の空き教室などを活用したまちづくり

(5) 社会基盤

- 中心市街地の空洞化の解消、にぎわいの創出
- 市街地と周辺地域を公共交通網で結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現
- 交通弱者への対応
- 土地区画整理事業の早期完了
- 海上輸送と陸上輸送との連携による物流の拡大、細島港の整備促進

- 情報基盤整備とICTの利活用促進

(6) 地域経営

- 時代に合った自治会（地域）運営の在り方の検討
- 自治会（区）への加入促進、自治会（区）活動への若者・子どもの参加
- 行政と民間団体（医師会や商工会議所など）との協力関係の強化
- 市街地周辺地域（特に人口減少地域）における地域活性化対策
- 移住者の受け入れ体制の強化（働く場所や子育て支援、地域活動）
- 関係人口拡大のプロモーション展開、魅力的なPR活動

まちづくりの重点課題

人口減少・少子高齢化の進展など本市を取り巻く状況や市民ニーズの結果を踏まえ、次の4点を本市が抱える重点課題として整理しました。

1. 未来を支える「人」を育てる

人口減少や少子高齢化の急速な進展、若者の流出などにより、産業活動での人材不足、後継者不足が深刻化しています。また、消防・防災活動や地域活動を支える人材も不足しており、集落の維持が困難な地域も増えています。

本市の未来づくりに最も必要となるのは、故郷を愛し、地域や産業を担い、まちの活力を生み出す原動力となる「人」です。このため、社会全体で未来を支える「人」を育てること、子育ての負担を軽減し、安心して子どもを産み、育てられる環境をつくる必要があります。

2. 地域経済を活性化し、新しい人の流れを呼び込む

本市の人口減少の要因である若者や女性の人口流出を抑制し、定住してもらうためには、若者や女性が魅力を感じる活力にあふれたまちづくりが重要です。このため、若者や女性、高齢者、外国人など多様な人の働く場所を確保し、働く環境を整える必要があります。

また、地域内の経済循環を促進するとともに、本市の「強み」を生かした魅力を創出し、地域外から利益を得る（稼ぐ）ことによって、地域活力を維持していく必要があります。

さらに、地域外から新たな人が訪れ、交流が生まれることにより、地域に変化をもたらし、地域づくりの新たな担い手となることが期待されます。

3. 地域で互いに支え合い、笑顔で元気に暮らし続けられるまちをつくる

将来人口推計によると、本市の65歳以上の高齢者が総人口に占める割合は今後も増加し、25年後の令和27（2045）年には、40.8%に達すると見込まれています。

このため、高齢者が住み慣れた地域で健康で生き生きと、笑顔で元気に暮らし続けられるまちづくりを進めることが求められます。

また、元気な高齢期を迎えるためには、子どもころから健康的な食生活や適度な運動習慣など健康づくりやスポーツ活動に取り組むことが重要です。人口減少が進んでも、地域で支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりに取り組むことが求められています。

4. 自然環境が豊かで、災害に強く、利便性の高いまちをつくる

自然災害から市民の命と財産を守るためには、本市の豊かな自然環境を守り、後世に残す活動とともに、自助・共助・公助による災害対応力の強化や災害に強い基盤づくりに取り組むことが重要です。

また、人口減少が進んでも、住み慣れた場所で快適に住み続けられる生活環境を維持することが求められています。

第2部

| 基本構想



まちづくりの基本理念と将来像

1. まちづくりの基本理念

人口減少・少子高齢化社会など、本市を取り巻く社会環境が大きく変化している中で、地方創生などこれまで以上に「地方分権」「地方主権」の取組が求められています。

さらに、多様化、複雑化、高度化する市民ニーズや地域課題の解決のためには、行政だけではなく、地域社会が主体となり、「地域の在り方は地域が決め、地域が担う」という理念の下に自立したまちづくりを進めなければなりません。

そのためには、市民一人ひとりの価値観や個性を認め、互いに尊重し合う社会の実現が必要であり、地域社会を構成する市民や企業、行政などが協働関係を構築し、それぞれの役割に応じて連携しながら主体的にまちづくりを進めることが必要となります。

こうしたことから、本市のまちづくりを進める上で、全ての分野で尊重される基本理念を次のとおり定めます。

○全ての人の人権が尊重されるまちづくり <人権尊重>

全ての市民の皆さんの人権が尊重され、互いに認め合い、それぞれの個性を生かしたまちづくりを目指すとともに、あらゆる差別のない誰もが幸せに暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

○市民との協働による市民が主役のまちづくり <市民協働>

本市の目指す将来像の実現に向け、行政だけではなく、市民や企業、NPO※など地域社会を構成するあらゆる主体が、それぞれの特性や役割を理解し、尊重した上で、互いに知恵や力を出し合い、責任を共有しながら協力し合う市民との協働によるまちづくりを目指します。

○地域力の活用による自立したまちづくり <地域力活用>

「地域の在り方は地域が決め、地域が担う」という理念の下に、防犯や防災、教育など地域社会が抱える様々な課題に対し、市民が自ら関心を持ち、地域活動に参加し、解決を図っていく自立した地域社会の実現を目指します。

2. 将来像とキャッチフレーズ

(1) 将来像

将来像は、総合計画に基づいたまちづくりを進める上で、市民の皆さんと共に目指すまちの姿を表すものです。

本市は、重要港湾「細島港」や神武天皇お舟出の地として知られる「美々津港」など、古くから海上交通の拠点として栄えてきました。

また、日向入郷圏域は、全国に誇れる豊かな山林資源を有しており、山林資源が集まる圏域の玄関口、交流拠点としての役割も果たしています。

こうした地理的特性や豊かな自然環境を生かしながら、本市を訪れる人や新たに住む人が増え、活力に満ちたにぎわいのある元気なまちの中で、市民がそれぞれに支え合いながら、笑顔があふれ元気に暮らしているまちの姿を本市の目指す将来像として、次のとおり定めます。

※ NPO: Non Profit Organizationの略で、「民間非営利組織」と訳される。NPOの概念としてどのような団体を含むのかについては、様々な考えがあるが、本計画では、法人、ボランティア団体、市民活動団体などのほか、自治公民館、PTAなども対象範囲としている。

<将来像>

海・山・人がつながり 笑顔で暮らせる 元気なまち

海

- 重要港湾「細島港」
- 日豊海岸国定公園
- 日向岬馬ヶ背
- 美々津お舟出の地
- サーフィン
- 豊かな水産資源

山

- 耳川流域の豊かな森林資源
- 奥日向の町や村
- 牧水が愛した尾鈴の山並み
- 清涼で豊富な水

人

- 市民
- 日向市内で働く人
- 日向市出身の人
- 移住する人
- 日向市を訪れる人
- 日向市を応援してくれる人

つながる

- 地域資源が循環し、地域経済がつながる
- 細島港を核に、国内外の物流がつながる
- サーフィンなど日向の魅力を生かし、来訪者がつながる
- オリンピック・ホストタウンの交流などを通して海外の人とつながる
- 地域課題の解決に向け、地域住民がつながる
- 子どもから高齢者まで、世代を越えてつながる
- さまざまな分野で、日向東臼杵圏域自治体とつながる

笑顔

- 日向市に住む人や訪れた人が、互いに笑顔であいさつできるまち
- 笑顔あふれる子どもが育つまち
- 住み慣れた地域で、共に助け合いながら、いきがいを持ち、笑顔で暮らせるまち

元気

- 国内外との「人」や「もの」の活発な交流が生まれ、産業が活性化している元気なまち
- 教育・医療などの子育て環境が整い、恵まれた自然環境の中で元気な子どもが育つまち
- 若者が戻り、移り住み、地域が活発に活動している元気なまち
- 住み慣れた場所で自立した生活を送る元気な高齢者が住むまち

(2) キャッチフレーズ

日向市の温暖な気候や美しい自然、都会にはないゆっくりと流れる時間、人間味あふれる環境の中で、市民や日向市を訪れる人がゆったりと、伸び伸びと穏やかに過ごしているまちのイメージを伝えるため、「リラックスタウン日向」をキャッチフレーズに定め、将来像の実現に向けて全国に発信していきます。

リラックスタウン 日向



まちづくりの 基本目標と目指す将来像

1. まちづくりの基本目標

将来像の実現に向けて、各分野で取り組む基本的な方向性を示すため、以下の6つの基本目標を設定します。

2. 基本目標別の目指す将来像

(1) ふるさとを愛し心豊かな人が育つ、個性が尊重されるまち

- 全ての子どもが、快適な環境の中で互いに学び合い、それぞれの個性を伸ばし、自分で考えて行動できる「生きる力」を身に付けた子どもが育っています。
- 家庭や学校、地域社会が一体となって子どもを守り育てることで、郷土の文化や資源に誇りを感じ、ふるさとを愛する人材が育ち地域社会に貢献しています。
- 全ての市民の皆さんの人権が尊重され、互いに認め合い、それぞれの個性を生かしながら幸せに暮らしています。

(2) 市民が共に支え合い、自立した生活を送る健康長寿のまち

- 市民一人ひとりが健康づくりに努め、保健、医療サービスが充実し、健康寿命が延伸され、元気で明るく笑顔にあふれた健康的な生活を送っています。
- 子育て環境や福祉サービスが充実し、市民が地域社会の中で支え合い、住み慣れた場所で安心して暮らしています。

(3) 新たな挑戦で活力ある産業が育ち、元気な人が集うまち

- 6次産業化や資源の循環利用などによって収益性が高く持続性のある農林水産業が実現し、多様な担い手が育っています。
- 地場産業の振興や新たな企業の立地などにより働く場所が確保され、雇用環境が向上し、市民が生き生きと働いています。
- 恵まれた地域資源を磨き上げ、多様な情報発信を通じて、国内外からの交流人口が増加し、まちににぎわいが生まれています。

(4) 自然を守り、安全で安心な環境で心豊かに暮らせるまち

- 防災基盤が整備され、市民の防災意識が向上し、自然災害に対する万全な備えが整っています。
- 市民一人ひとりがごみの分別や資源の再利用などに取り組み、環境負荷が軽減され市民との協働による循環型社会システムの構築が進んでいます。
- 市民や地域社会、行政が一体となって美しい自然環境や景観の保全に取り組み、花と緑があふれるきれいなまち並みの中で心豊かな生活を送っています。

(5) 快適で魅力ある機能的な住みやすいまち

- 情報通信環境や利便性の高い市街地が形成され、都市部からの移住者が増加し、多世代が楽しく暮らせるまちづくりが進んでいます。
- 買物や医療など日常生活サービス機能が集約された生活拠点が形成され、市街地と生活拠点を結ぶ公共交通網が充実し、それぞれの地域で生活し続けられる環境が整っています。

(6) 市民一人ひとりが地域とつながる市民協働のまち

- 地域社会に暮らすあらゆる世代の市民の間に「絆」が生まれ、市民一人ひとりが地域社会の担い手となり、地域社会が活性化しています。
- 多くの元気な高齢者が、子どもや一人暮らし高齢者の見守りなど地域社会の担い手の中心として活躍しています。

基本構想の推進に向けて

1. 基本的な考え方

(1) 市民と共に考え行動する地域経営

基本理念に基づき、これまで地域経営の役割を担ってきた行政が、市民と共に考え共に行動すべきことを再認識し、市民と行政の信頼関係を強化し、市民が参加しやすい、分かりやすい地域経営を目指します。

(2) 次世代につなぐ健全な行財政経営

財政運営が厳しさを増す中で、行政や市民一人ひとりがコスト意識を持って限られた財源を有効に活用し、無駄のない健全な行財政経営を目指します。

また、縦割り組織の弊害を解消し、権限委譲を進めるなど効率よく機能する組織づくりを目指します。

(3) P D C Aサイクルに基づく進行管理と評価

総合計画の進行状況について、市民の皆さんに分かりやすく伝えるため、主な指標と目標値を設定し、「計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）」のサイクルによる進行管理を行います。

また、施策の成果を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行いながら総合計画の着実な推進と事務の効率化、適正化に努めます。

(4) 地方創生に基づく総合戦略の着実な推進

国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき「第2期日向市総合戦略」を策定し、国や県、近隣自治体と連携しながら地方創生の着実な推進を図ります。

(5) 広域連携の推進

日向圏域定住自立圏※の中心市として、また、延岡市を中心とする宮崎県北定住自立圏の構成市として「定住自立圏共生ビジョン」の推進に取り組むとともに、医療、福祉、消防など様々な分野において近隣自治体と連携を深め、事業の効率化、高度化を目指します。

2. 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略で、「持続可能な開発目標」と訳され、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択された国際社会の共通目標です。

国は、平成28（2016）年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定し、地方自治体に対して各種計画や戦略、方針の策定等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。

これを受け、本市では、本計画及び「第2期日向市総合戦略（重点戦略・アクションプラン）」の各施策分野にSDGsの目指す17の目標（ゴール）を関連付けることで、目指す将来像の実現とSDGsの目標の実現に総合的、一体的に取り組むこととします。

※ 日向圏域定住自立圏：定住自立圏は、地方圏において人口定住の受け皿として形成される圏域。医療や買い物など生活に必要な機能について一定の集積があり、周辺の市町村の住民もその機能を活用しているような都市が「中心市」となり、圏域全体において中心的な役割を担うことを想定している。日向圏域定住自立圏は、本市が中心市となり門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村で構成している。

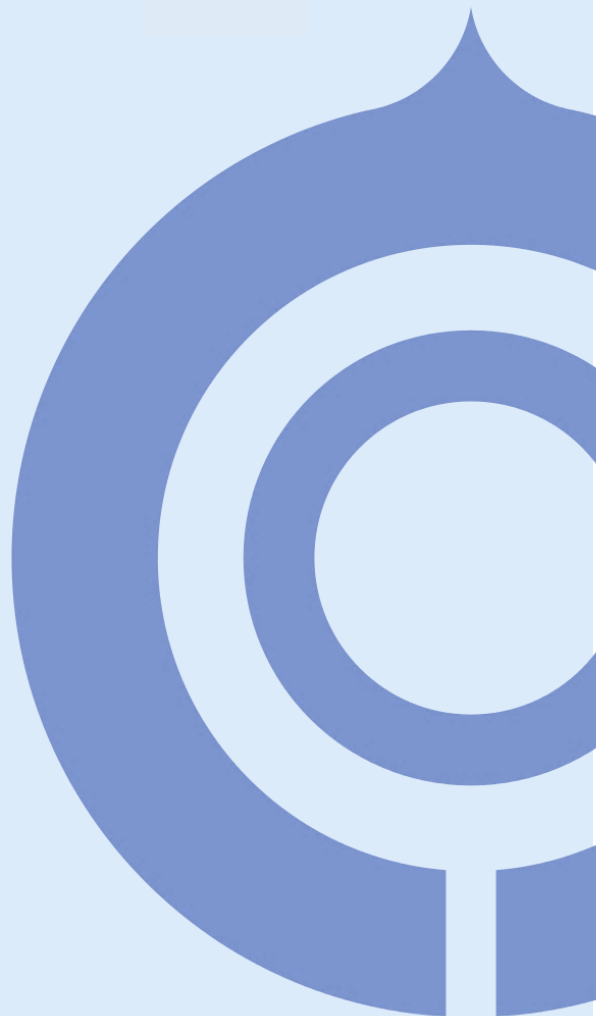
■SDGsの17の目標

目標 (ゴール)	説 明
	【目標1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。 ○全ての市民が必要最小限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援を行うことを目標としています。
	【目標2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。 ○適切な土地利用を誘導し、農業や畜産などの食料生産活動を支援し、安全な食糧を確保することを目標としています。
	【目標3】あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。 ○市民の健康維持は保健福祉行政の根幹です。国民健康保険制度の運営も市民の健康維持に貢献しています。また、良好な都市環境を保全し市民の健康維持・改善を図ることを目標としています。
	【目標4】全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。 ○市民の知的レベルを引き上げるための学校教育と社会教育の両面の取組を目標としています。
	【目標5】ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化（エンパワーメント）を行う。 ○女性や子ども等の弱者の人権を守り、ジェンダー平等を実現するため、行政職員や審議会委員等における女性の役割を増やす取り組みを目標としています。
	【目標6】全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。 ○水源地の環境保全を通して、安全で清潔な水を継続して供給していくことを目標としています。
	【目標7】全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。 ○率先して省エネや再エネ利用を推進するほか、市民の省エネ・再エネ対策を支援するなど、持続可能なエネルギー供給を維持することを目標としています。
	【目標8】包摂的かつ持続可能な経済成長、及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。 ○地域経済の活性化や雇用の創出に取り組むとともに、労働環境の改善に取り組むことを目標としています。
	【目標9】強靱（レジリメント）なインフラ構造、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。 ○地元企業を支援し、新たな産業やイノベーションを創出する取組を推進することを目標としています。
	【目標10】各国内及び各国間の不平等を是正する。 ○差別や偏見の解消を推進し、少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりに取り組むことを目標としています。
	【目標11】包摂的で安全かつ強靱（レジリメント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。 ○安全で安心して暮らせる、強靱で持続可能なまちづくりに取り組むことを目標としています。

目標 (ゴール)	説 明
	【目標 12】持続可能な生産消費形態を確保する。 ○環境負荷の削減に向け、持続可能な生産と消費を推進するため、市民一人ひとりが意識や行動を見直すよう啓発に取り組むことを目標としています。
	【目標 13】気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。 ○温室効果ガスの削減といった従来の緩和策のみでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定に取り組むことを目標としています。
	【目標 14】持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。 ○まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、汚染対策に取り組むことを目標としています。
	【目標 15】陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。 ○国や周辺自治体、関係団体などと連携して、森林や自然生態系の保護に取り組むことを目標としています。
	【目標 16】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。 ○多くの市民の参画を促しつつ、暴力や犯罪を減らす取組を目標としています。
	【目標 17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。 ○持続可能な社会の構築に向け、行政、民間、市民、NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進に取り組むことを目標としています。

第3部

| 基本計画



施策の体系図

【基本理念】

＜人権尊重＞ 全ての人の人権が尊重されるまちづくり

＜市民協働＞ 市民との協働による市民が主役のまちづくり

＜地域力活用＞ 地域力の活用による自立したまちづくり

【将来像】

【基本目標】

【施策】

海・山・人がつながり
笑顔で暮らせる元気なまち
くリラックスタウン 日向く

1. 教育文化

ふるさとを愛し
心豊かな人が育つ、
個性が尊重されるまち

- 1-1 生きる力を育む教育の推進
- 1-2 魅力ある教育体制や環境の充実
- 1-3 地域が一体となった青少年の育成
- 1-4 社会教育の推進
- 1-5 図書館サービスの充実
- 1-6 地域文化の保存・継承・活用
- 1-7 スポーツ活動の推進と環境づくり
- 1-8 人権・平和の尊重
- 1-9 男女共同参画社会づくり
- 1-10 国際化への対応と国際交流の推進

2. 健康福祉

市民が共に支え合い、
自立した生活を送る
健康長寿のまち

- 2-1 安心して子どもを生み育てられる環境づくり
- 2-2 健康に暮らせるまちづくり
- 2-3 高齢者福祉の充実
- 2-4 障がい福祉の充実
- 2-5 地域福祉の充実と生活支援
- 2-6 社会保障制度の安定運営

3. 産業振興

新たな挑戦で
活力ある産業が育ち、
元気な人が集うまち

- 3-1 農業の振興
- 3-2 林業・木材産業の振興
- 3-3 水産業の振興
- 3-4 商工業の振興
- 3-5 雇用の確保と創出
- 3-6 企業誘致と次世代産業の育成
- 3-7 地域を活性化する観光の振興

4. 生活環境

自然を守り、
安全で安心な環境で
心豊かに暮らせるまち

- 4-1 消防体制の充実
- 4-2 防災体制の充実
- 4-3 安全・安心な生活環境の確保
- 4-4 循環型社会の実現
- 4-5 自然環境の保全と活用
- 4-6 安全で安定した水の供給
- 4-7 生活排水の適切な処理
- 4-8 快適な住宅環境の整備

5. 社会基盤

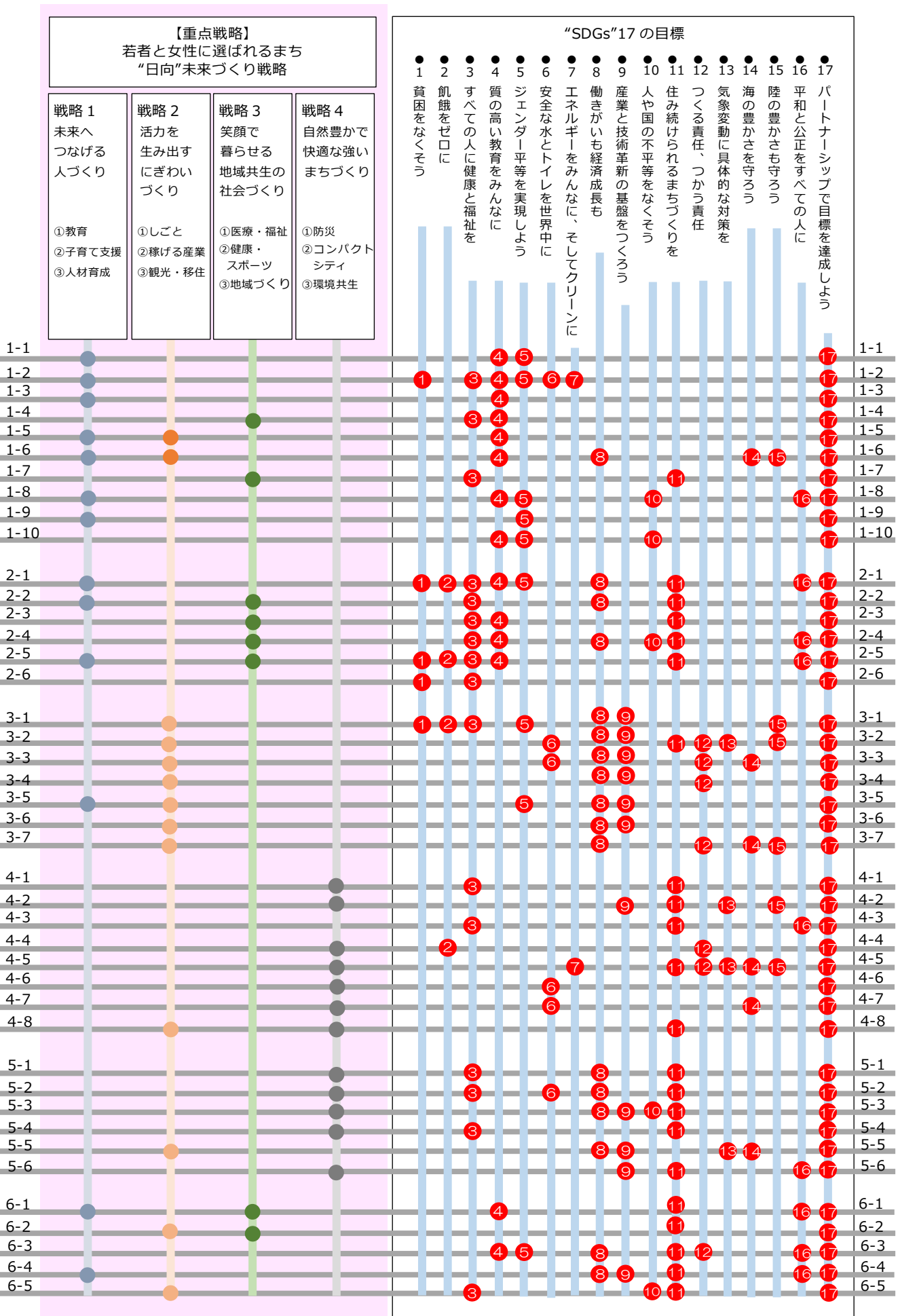
快適で魅力ある
機能的な住みやすいまち

- 5-1 秩序ある土地利用と都市空間の形成
- 5-2 生活の質を高める都市基盤の整備
- 5-3 利便性の高い道路の整備
- 5-4 美しい景観の保全と形成
- 5-5 港湾機能の充実と活用
- 5-6 情報通信基盤の整備と情報化の推進

6. 地域経営

市民一人ひとりが
地域とつながる
市民協働のまち

- 6-1 市民との協働の推進と地域活動の活性化
- 6-2 中山間地域の活性化と移住の促進
- 6-3 市民に信頼される行政サービスの提供
- 6-4 効果的・効率的な行政経営の推進
- 6-5 未来につなげる財政運営



重点戦略と重点プロジェクト

1. 重点戦略、重点プロジェクトの位置付けと目的

基本構想の将来像を実現するためには、全ての分野において総合的に施策を展開していく必要がありますが、限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ）の中で効果を上げるためには「選択と集中」による施策の推進が必要です。

そのため、本計画期間内に優先的かつ重点的に取り組む施策を「重点戦略」に位置づけ、それぞれに「重点プロジェクト」を設定することにより、本市が抱える4つの重点課題を効果的・効率的に解決し、“笑顔で暮らせる元気なまちづくり”を実現していくことを目的とします。

2. テーマと構成

社会保障・人口問題研究所の人口予測では、本市の令和27（2045）年の人口は45,498人と推計されていますが、『日向市人口ビジョン（令和2年2月）』の将来展望では、市の特性を生かした人口減少対策を講じることにより、約48,000人に維持することを目標に掲げています。

人口減少・少子高齢化が加速する中で、活力ある地域を維持していくためには、将来のまちづくりの原動力となる「若者」に焦点を当て“若者に選ばれるまちづくり”を推進するとともに、女性が結婚や出産しても社会で活躍できる環境の充実を図る必要があります。

このため、後期基本計画の重点戦略は、『若者※と女性に選ばれるまち“日向”未来づくり戦略』と設定し、以下の4つの重点戦略と12の重点プロジェクトを推進します。

また、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、新たな流れを力にするために、「Society 5.0の推進」や「地方創生SDGsの実現」を横断的な目標に掲げ、重点戦略の推進を図ります。

なお、重点プロジェクトについては、毎年、成果を検証し、社会経済情勢の変化に応じて新たに重点的・集中的に取り組む必要がある課題が生じた場合には見直すこととします。

【重点プロジェクトの選定の視点】

- ◆まちづくりの重点課題を解決するため、緊急的かつ優先的に取り組む必要がある施策
- ◆市民の関心が高く、強く求められている施策
- ◆事業規模が大きく、長期的に取り組む必要がある施策
- ◆国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき地方創生に資する施策

【指標と目標値】

- ◆指標は、数値目標と重要業績評価指標（KPI）があります。
- ◆数値目標は、4つの戦略それぞれの基本的な方向性に対して設定した指標です。
 - ・市民の施策に対する意識の変化を把握するために市民アンケート調査に基づく指標を設定
 - ・「地方版総合戦略策定の手引き」に基づき、「住民にもたらされた便益（アウトカム）」を検証できる指標を設定
- ◆重要業績評価指標（KPI）は、重点プロジェクトの具体的な施策の進捗状況を検証するために設定した指標です。

※ 若者：厚生労働省における若年者雇用の定義は、15歳から34歳を若年者としているが、日向市人口ビジョンでは、「39歳までの人口移動を改善」としているため、重点戦略では、15歳から39歳までを若者と定義する。

『日向市人口ビジョン』の目標

令和 27（2045）年目標 人口 48,000 人

★合計特殊出生率が 2.07 以上 ★39 歳以下の人口移動 毎年 10%改善

＜横断的な目標＞

- Society5.0 の推進
- 地方創生 SDG s の実現

【重点戦略】

【4つの戦略と目標】

戦略 1
未来へつなげる人づくり

- 市民アンケート調査（20 歳～39 歳までの回答者）で「市に愛着や誇りを感じる」と答えた割合：50.0%
- 合計特殊出生率：1.83

戦略 2
活力を生み出す
にぎわいづくり

- 市民アンケート調査における「産業振興」施策の満足度：平均値以上
- 新たな移住者(UIJ ターン)数：400 人

戦略 3
笑顔で暮らせる
地域共生の社会づくり

- 市民アンケート調査で「ずっと住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」と答えた割合：80.0%
- 65 歳以上人口に占める要介護（支援）認定者（第 1 号）の割合：13.4%

戦略 4
自然豊かで快適な
強いまちづくり

- 市民アンケート調査で「住みやすい」「まあまあ住みやすい」と答えた割合：85.0%
- ごみ総排出量のうちのリサイクル率：25.0%

【12の重点プロジェクト】

未来を支える「ひゅうがっ子」育成プロジェクト

安心して産み育てるみんなで子育てプロジェクト

ふるさとを愛する心豊かな人づくりプロジェクト

活力を生み出す「しごと」づくりプロジェクト

強みを活かした「稼げる」産業振興プロジェクト

新たな人が集まる魅力づくりプロジェクト

住み慣れた地域で暮らせる社会づくりプロジェクト

笑顔で暮らせるスポーツ・健康推進プロジェクト

共に支え合う地域づくりプロジェクト

助け合う災害に強いまちづくりプロジェクト

便利で住みやすいまちづくりプロジェクト

自然が残る美しいまちづくりプロジェクト

若者と女性に選ばれるまち“日向”未来づくり戦略

3. 重点戦略と重点プロジェクト

戦略 1

未来へつなげる人づくり

関連するSDGs



基本的な方向性

本市の未来づくりに最も必要となるのは、故郷を愛し、地域や産業を担い、まちの活力を生み出す原動力となる「人」です。たくましく生きる力を備え、一人ひとりが自立し、それぞれの持つ力を発揮することができる「人づくり」に向けて社会全体で取り組みます。

数値目標

指標名	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
市民アンケート調査(20歳～39歳までの回答者)で「市に愛着や誇りを感じる」と答えた割合	47.1% (令和元年9月調査)	50.0% (令和5年9月調査予定)
合計特殊出生率	1.81 (平成25年～29年)	1.83 (平成30年～令和4年)

※日向市人口ビジョンにおいて、合計特殊出生率を令和27(2045)年に2.07に段階的に引き上げることを目標としているため、合計特殊出生率を指標に設定しています。

重点プロジェクト

1-1 未来を支える「ひゅうがっ子」育成プロジェクト

【基本的な方向性】

- 学校・家庭・地域が一体となって、生きる力を備えた未来を支える「ひゅうがっ子」を育成します。
- コミュニティ・スクール制度により、特色ある学校づくりを推進します。
- 小学校・中学校の系統性・一貫性のある教育に取り組みます。
- 学校ICTを活用した分かりやすい授業を展開し、子どもの学力向上に向けた教育を推進します。
- 少子化を見据えた適切な通学区域の在り方について検討します。
- 児童生徒の心のケアの充実を図り、誰もが学べる教育環境の充実に取り組みます。
- 子どもから大人まで読書に親しむ機会の創出や環境の充実に取り組みます。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
授業の内容がよく分かると答えた児童生徒の割合	89.0%	90.0%
不登校児童生徒が学校に復帰した割合	26.8%	29.1%
小学生、中学生が1か月間に読む読書冊数(平均)	小学生 13.6冊 中学生 3.9冊	小学生 15.0冊 中学生 4.2冊

【具体的な施策】

- 1 生きる力を育む教育の推進
- 2 魅力ある教育体制や環境の充実
- 3 地域が一体となった青少年の育成
- 4 読書活動の推進

1-2 安心して産み育てるみんなで子育てプロジェクト

【基本的な方向性】

- 妊娠期から子育て期にわたるライフステージごとに、切れ目のない医療や保健福祉サービスを提供し、安心して産み育てられる環境づくりに取り組みます。
- 子育て世代の経済的な負担の軽減や育児への不安軽減に向けた相談支援体制の充実、子育てと仕事が両立できる支援体制の充実に取り組みます。
- 結婚や出産をしても、女性が社会で活躍できる環境の充実に取り組みます。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
市民アンケート調査(女性の回答者)で「子育てがしやすいか」との問に「そう思う」「ややそう思う」と答えた割合	41.0% (令和元年9月調査)	50.0% (令和5年9月調査予定)
産後ケア事業や家事支援における満足度	87.9%	98.0%
放課後児童クラブ利用定員数(年度末時点)	380人	580人
特定教育・保育施設における利用定員数(年度末時点)	2,400人	2,400人
合計特殊出生率	1.81 (平成25年～29年)	1.83 (平成30年～令和4年)

【具体的な施策】

- 1 ヘルシースタート事業の充実
- 2 子育て世代の経済的な負担の軽減
- 3 子育て支援体制の充実
- 4 子育てと仕事の両立支援と環境の充実
- 5 女性の活躍推進

1-3 ふるさとを愛する心豊かな人づくりプロジェクト

【基本的な方向性】

- 一人ひとりが人権尊重のまちづくりの基盤となる「豊かな人権感覚」を持ち、それぞれの能力を発揮できる社会づくりを推進します。
- 全ての人が個人として尊重され、暮らしやすさを実感できる男女共同参画社会の実現に向けた学習機会の提供に取り組みます。
- 地域社会の一員として郷土を愛し、伝統を継承するため、郷土愛を育む教育を推進します。
- 学校と地域産業界が連携した、本市ならではのキャリア教育を推進します。
- 地域社会に貢献できる人材を育てるために、学校、関係機関、地域が連携し、市内の高校の魅力向上や生徒の学びを支援します。
- 若者の新たなチャレンジを後押しし、地域や産業を支える宝となる人材を育成するために、若者が自ら学び成長する場をつくります。

重要業績評価指標（KPI）	基準値 令和元（2019）年度	目標値 令和6（2024）年度
「人が困っているときは、進んで助けていますか？」との問いに「とてもそう思う」「そう思う」と答えた児童生徒の割合	91.7%	95.0%
DV※（デートDV※を含む。）防止講座、啓発活動の実施回数（年間）	4回	6回
市内から通学する高校3年生のうち、「将来日向市に住みたい」と答えた割合	26.1% （令和元年9月調査）	30.0% （令和5年9月調査予定）
「日向市が好き」と答えた中学生の割合	82.4%	88.2%
学校給食食材に占める地産地消率	61.4%	64.0%
地域づくり人材セミナー等参加者数（累計）	—	80人

【具体的な施策】

- 1 豊かな人権感覚を持った人づくり
- 2 男女共同参画意識の醸成
- 3 郷土愛を育む教育の推進
- 4 キャリア教育の充実
- 5 高校・高等専門教育機関への支援の充実
- 6 若者（ワケモン）の活躍支援

※ DV（ドメスティック・バイオレンス）：夫婦間やパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力のことで、身体的暴力に限らず、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力などあらゆる形の暴力が含まれる。

※ デートDV：恋人の間における暴力のこと。身体的暴力に限らず、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力などあらゆる形の暴力が含まれる。

戦略 2

活力を生み出すにぎわいづくり

関連するSDGs



基本的な方向性

若者や女性の魅力を感じるまちになるために、企業誘致や起業支援などにより、誰もが活躍できるしごとづくりに取り組むとともに、本市の特色（強み）を生かした稼げる仕組みを作り出し、新たな人の交流や流入によって活気とにぎわいのあるまちづくりに取り組みます。

数値目標

指標名	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
市民アンケート調査における「産業振興」施策の満足度	2.31(平均2.45) (令和元年9月調査)	平均値以上 (令和5年9月調査予定)
新たな移住者※(U I Jターン)数(累計)	—	400人

※日向市人口ビジョンでは、「39歳以下の移動率 年10%改善」を目標としているため、新たな移住者数を指標に設定しています。

重点プロジェクト

2-1 活力を生み出す「しごと」づくりプロジェクト

【基本的な方向性】

- 中小企業や小規模事業者の事業経営を守り、新たな企業誘致や地元企業の事業拡大などにより、若者や女性などが活躍できるしごと（雇用の場）を生み出し、産業人材の確保に取り組みます。
- 地元企業の販路拡大や新たな分野への進出、若者や女性の起業を後押しするために、コーディネーターを配置し、細やかな経営相談とフォローアップを行います。
- 都市部への人口流出を抑制し、U I Jターンを促進するために、高校生・大学生、都市部の地元出身者に向けた情報発信や都市部での就職説明会を開催します。
- 全ての人が自ら希望するバランスで仕事をすることができる環境をつくり、女性や高齢者、障がいのある人など多様な人材が活躍できる社会づくりに取り組みます。

※ 新たな移住者：移住支援制度や移住相談会、窓口アンケート調査などを通して把握した数。

重要業績評価指標（KPI）	基準値 令和元（2019）年度	目標値 令和6（2024）年度
新規企業の立地及び既存企業の増設等の件数（累計）	—	20 件
新規企業の立地及び既存企業の増設等に伴う新規雇用者数（累計）	—	200 人

【具体的な施策】

- 1 若者や女性が活躍できる企業誘致の推進
- 2 中小企業、小規模事業者への支援
- 3 産業人材の確保と誰もが働けるしごと環境の充実
- 4 ワーク・ライフ・バランスの推進

2-2 強みを活かした「稼げる」産業振興プロジェクト

【基本的な方向性】

- 本市の特色（強み）を生かした産業の振興により、稼げるまちづくりに取り組みます。
- 重要港湾「細島港」の定期航路の充実と利用促進を図ります。
- 医療機器産業への研究開発支援や次世代を見据えた強い産業の事業拡大、企業立地を支援します。
- 地域の特性を生かした農畜産物の安定的な生産や担い手の確保、農地の集積などに取り組みます。
- 安定した木材供給を行うために、必要な生産基盤の充実や持続可能な森林経営の支援に取り組みます。
- 水産資源の保護・増殖や安全・安心な水産物の供給、持続可能で安定した漁業経営の基盤強化に取り組みます。
- 地域資源を生かした6次産業化や農商工連携、産学官連携による高付加価値化を推進し、ふるさと納税制度などを活用した地場産品の流通拡大を図ります。
- 観光客に選ばれ喜ばれるお土産品などの開発や観光イベントなどでのPR活動を支援します。

重要業績評価指標（KPI）	基準値 令和元（2019）年度	目標値 令和6（2024）年度
コンテナ貨物取扱量（空コンテナを除く。）（年間）	21,411TEU	23,000TEU
造林面積（年間）	48.0ha	65.0ha
新規就農者数（累計）	—	20 人
農地中間管理事業の実施面積	80.6ha	135.0ha
J A 日向における「へべす」の出荷量（年間）	83.0 t	200.0 t
養殖岩ガキの生産量（年間）	32.0 t	42.0 t
日向市漁業協同組合における総水揚額（年間）	3,028 百万円	3,028 百万円
ふるさと日向市応援寄附金事業者数（年間）	45 事業者	85 事業者
観光4駅の売上金額（年間）	486,170 千円	501,000 千円

【具体的な施策】

- 1 細島港の機能強化と物流の促進
- 2 強みを生かした新たな産業の拡大
- 3 農業の担い手確保と生産性向上
- 4 資源循環型林業システムの推進
- 5 水産資源の保護・増殖と経営基盤の強化
- 6 地場産品の流通拡大とふるさと納税制度の活用
- 7 観光4駅の活性化

2-3 新たな人が集まる魅力づくりプロジェクト

【基本的な方向性】

- 本市の恵まれた地域資源や伝統文化など、それぞれが持つ魅力を生かし、観光入込客や移住・関係人口の増加により新しい人が流れ込み、活気とにぎわいのあるまちづくりに取り組みます。
- 国内外に向けた観光プロモーションやサーフィンを生かした特色ある事業の展開、スポーツキャンプなどの誘致により、交流人口の増加や地域活性化に取り組みます。
- 「若山牧水のふるさと」東郷や国の重要伝統的建造物群保存地区美々津のまち並みを生かした観光交流人口の増加や空き家・空き店舗などの利活用によるにぎわいの創出、定住人口の増加に取り組みます。
- 温暖な気候や豊かな自然環境、子育てしやすい環境など本市の特性を生かし、都市部からの移住定住を促進します。

重要業績評価指標（KPI）	基準値 令和元（2019）年度	目標値 令和6（2024）年度
観光入込客数（年間）	1,486,000 人	1,532,000 人
サーフィン等利用客数（年間）	253,592 人	260,000 人
市内宿泊者数（年間）	172,000 人	177,000 人
新たな移住者（U I J ターン）のうち、女性の占める割合	45.3% (平成30年度～ 令和2年度平均値)	50.0%

【具体的な施策】

- 1 地域資源を生かした観光交流の推進
- 2 広域観光圏による観光ルートの磨き上げと観光交流の拠点づくり
- 3 リラックス・サーフタウン日向の推進
- 4 牧水の生誕地・東郷を生かした魅力づくり
- 5 重要伝統的建造物群保存地区「美々津」を生かした魅力づくり
- 6 スポーツタウン日向の推進
- 7 移住定住の促進
- 8 新たな関係人口の創出
- 9 新たな交流拠点の整備研究

戦略 3

笑顔で暮らせる地域共生の社会づくり

関連するSDGs



基本的な方向性

住み慣れた地域において、笑顔で健康に生き生きと暮らし続けられるよう、あらゆる世代の誰もが、地域社会全体で支え合えるまちづくりに取り組みます。

数値目標

指標名	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
市民アンケート調査で「ずっと住みたい」「どちらかといえど住みたい」と答えた割合	75.4% (令和元年9月調査)	80.0% (令和5年9月調査予定)
65歳以上人口に占める要介護(支援)認定者(第1号)の割合(年度末時点)	13.4%	13.4%

※超高齢社会においても、「笑顔で健康に生き生きと暮らし続けられる」高齢者の割合を維持するために、「65歳以上人口における要介護(支援)認定者(第1号)の割合」を指標に設定しています。

重点プロジェクト

3-1 住み慣れた地域で暮らせる社会づくりプロジェクト

【基本的な方向性】

- 高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進するとともに、「支える側」として活動できる機会の充実を図ります。
- 高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り自分らしい生活を送ることができるよう地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。
- 認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援体制の構築に取り組みます。
- 地域医療・救急医療体制の充実を図ることにより、市民が住み慣れた地域で安全で安心して生活できるまちづくりに取り組みます。
- 東郷地域で持続可能な医療を提供するため、東郷診療所の医師の安定確保や経営改善を図りながら、老朽化した施設の整備や在宅医療などの充実に取り組みます。
- 障がいのある人が、地域において、自分らしく、生きがいを持って活躍できるよう、相談支援体制の充実や社会・文化活動への参加促進に努めます。

重要業績評価指標（KPI）	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
生活支援サポーター養成者の総数	189人	280人
いきいき百歳体操設置地区（箇所）（年度末時点）	76地区（83か所）	90地区（100か所）
初期救急診療体制：月曜～金曜の夜間	240日	244日
二次救急医療体制：休日や夜間	365日	365日
東郷診療所の整備	—	供用開始
障がい者センター「あいとぴあ」の利用者数（年間）	11,648人	13,000人

【具体的な施策】

- 1 高齢者の活動機会の充実
- 2 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 3 認知症施策の充実
- 4 地域医療・救急医療体制の充実
- 5 障がいのある人への支援の充実
- 6 ごみ等の排出困難者への支援の充実

3-2 笑顔で暮らせるスポーツ・健康推進プロジェクト

【基本的な方向性】

- 子どもから高齢者まで、健康で生き生きと元気に暮らし続けられるまちづくりに取り組みます。
- 市民一人ひとりが健康に関する意識を高め、生活習慣の改善に取り組めるよう「健康寿命の延伸」や「生活習慣病の発症予防と重症化予防」に向けた健康づくりに努めます。
- 自殺を予防するために、不安や悩みを抱えた人が相談できる窓口の周知やこころの健康についての知識の普及・啓発に努めます。
- 感染症に対する正しい知識の周知を図るとともに、感染症が発生した場合は、蔓延防止に取り組めます。
- スポーツを生かした市民の生きがいづくりや健康づくりに取り組みます。

重要業績評価指標（KPI）	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
特定健康診査受診率（年度末時点）	32.0%	40.0%
大腸がん検診受診率（年度末時点）	7.8%	12.0%
小学生の歯科治療率（年度末時点）	90.7%	93.0%
スポーツ施設の利用者数（年間）	233,817人	234,000人
市主催のスポーツ教室等への参加者数（年間）	856人	920人

【具体的な施策】

- 1 健康づくりの推進
- 2 自殺予防対策の充実
- 3 感染症予防対策の推進
- 4 スポーツを生かした生きがいづくりや健康づくりの推進

3-3 共に支え合う地域づくりプロジェクト

【基本的な方向性】

- 地域住民が健康福祉や子育て支援、防災活動などに自ら積極的に取り組む意識の醸成を図ることにより、地域コミュニティを基盤に互いに支え合いながら安全で安心に暮らせるまちづくりを推進します。
- 地域活動の拠点となる地区公民館の機能強化を図ります。
- 人口減少が特に進んでいる中山間地域の活性化を図ります。

重要業績評価指標（KPI）	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
市民アンケート調査（20歳から39歳までの回答者）で「ずっと住みたい」「どちらかといえば住みたい」と答えた割合	64.0% （令和元年9月調査）	70.0% （令和5年9月調査予定）
自治会（区）加入率	65.9% （令和2年4月）	67.0% （令和6年4月）
過疎地域振興基金事業補助金を活用した事業数（年間）	6事業	7事業

【具体的な施策】

- 1 地域コミュニティの維持、支援
- 2 地域福祉の推進
- 3 地区公民館※の機能強化
- 4 中山間地域の活性化

※ 地区公民館：本計画でいう「地区公民館」は、中央公民館、日知屋公民館などの市が管理する公民館のこと

戦略 4

自然豊かで快適な強いまちづくり

関連するSDGs



基本的な方向性

誰もが安心して暮らせる強いまちづくりを進めるため、豊かな自然環境を守るとともに、自然災害から市民の生命と財産を守るために、自助・共助・公助による災害対応力の強化に取り組みます。

また、人口減少が進んでも、住み慣れた場所で快適に住み続けられる環境を維持するために、利便性の高いコンパクトなまちづくりや交通ネットワークの構築に取り組みます。

数値目標

指標名	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
市民アンケート調査で「住みやすい」「まあまあ住みやすい」と答えた割合	82.0% (令和元年9月調査)	85.0% (令和5年9月調査予定)
ごみ総排出量のうちのリサイクル率(年度末時点)	19.3%	25.0%

※豊かな自然環境を維持し、快適に住み続けられる環境を維持するために、「ごみ排出量のうちのリサイクル率」を指標に設定しています。

重点プロジェクト

4-1 助け合う災害に強いまちづくりプロジェクト

【基本的な方向性】

- 防災基盤の強化を図るとともに、地域が一体となり助け合う災害に強いまちづくりに取り組みます。
- 関係機関と連携し、情報伝達・収集の充実に努め、避難体制の強化を目指します。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
地域防災訓練などへの参加者数(年間)	19,780人	25,000人
市防災情報配信サービス登録者(年度末時点)	1,700人	2,200人
地区防災計画の取組地区の総数	5地区	10地区
消防団員の定数に対する充足率(年度末時点)	94.2%	100%
急傾斜地崩壊対策事業実施箇所(累計)	—	4か所

【具体的な施策】

- 1 自主防災力の向上
- 2 消防団の機能充実
- 3 国土強靱化の推進

4-2 便利で住みやすいまちづくりプロジェクト

【基本的な方向性】

- 人口減少が進んでも、医療や福祉、商業などの機能が集約され、高齢者や子育て世代が安心して快適な生活が送れるコンパクトなまちづくりに取り組みます。
- 市民が自由に移動できる交通手段を確保するため、地域公共交通の利便性向上に取り組みます。
- Society 5.0 時代に対応した情報通信技術（ICT）の利活用を推進します。

重要業績評価指標（KPI）	基準値 令和元（2019）年度	目標値 令和6（2024）年度
市民アンケート調査（女性の回答者）で「住みやすい」「まあまあ住みやすい」と答えた割合	81.9% （令和元年9月調査）	85.0% （令和5年9月調査予定）
土地区画整理事業区域内の新築・増築件数（累計）	—	85 件
日向市道路整備実施計画で予定している市道のうち、道路改良が完了した路線数（累計）	—	5 路線
市民バスの利用者数（年間）	81,096 人	81,100 人
オンライン申請可能な行政手続の総数	22 件	60 件

【具体的な施策】

- 1 快適で便利な都市・生活拠点の整備
- 2 地域公共交通の維持・確保
- 3 情報通信基盤（ICT）利活用の推進

4-3 自然が残る美しいまちづくりプロジェクト

【基本的な方向性】

- 本市の豊かな自然環境を後世に残すために、自然環境を守り、環境に優しいまちづくりに取り組みます。
- 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて官民で連携して取り組みます。
- 本市の宝である海岸線の地域資源を生かした良好な美しい景観形成に取り組みます。
- 市民生活に影響を及ぼす空き家の適正な管理・利活用や適切なごみ処理の促進に取り組みます。

重要業績評価指標（KPI）	基準値 令和元（2019）年度	目標値 令和6（2024）年度
市民アンケート調査で「環境にやさしいまちづくりが進んでいる」との間に「そう思う」「ややそう思う」と答えた割合	39.6% （令和元年9月調査）	45.0% （令和5年9月調査予定）
市と連携した植栽・花づくり活動への参加者数（累計）	—	4,500人
SDGsセミナー参加者の満足度	—	90.0%
クリーンアップ日向上に参加した人数（年間）	595人	600人
ごみ総排出量（年間）	21,541.7t	20,059.0t
老朽化が著しい空き家の除却件数（累計）	—	80件

【具体的な施策】

- 1 自然に親しむ環境づくり
- 2 SDGsの推進
- 3 ひゅうが海景の形成
- 4 空き家の適切な管理と利活用
- 5 適切なごみ処理の促進

基本目標 1 教育文化

ふるさとを愛し心豊かな人が育つ、個性が尊重されるまち

【施策】

【具体的な施策】

1-1

生きる力を育む教育の推進

- ① 幼児教育の充実
- ② 小学校・中学校教育の充実
- ③ 特別支援教育の充実
- ④ 高校や大学等との連携強化

1-2

魅力ある教育体制や環境の充実

- ① 児童生徒の相談支援体制の充実
- ② 児童生徒の健康づくりの推進
- ③ 学校給食の充実
- ④ 安全で安心な教育環境の充実

1-3

地域が一体となった青少年の育成

- ① 青少年教育の充実
- ② 青少年の健全育成

1-4

社会教育の推進

- ① 生涯学習環境の充実
- ② 公民館活動の充実
- ③ 自主学級活動の充実
- ④ 社会教育団体の育成

1-5

図書館サービスの充実

- ① 図書館機能の充実
- ② 読書活動の推進

1-6

地域文化の保存・継承・活用

- ① 芸術文化活動の推進
- ② 文化財等の保存・継承・活用
- ③ 地域の先人の顕彰と活用

1-7

スポーツ活動の推進と環境づくり

- ① 生涯スポーツの推進
- ② 競技スポーツの推進
- ③ スポーツ施設の整備と活用

1-8

人権・平和の尊重

- ① 人権・同和教育の推進
- ② 人権・同和行政の推進
- ③ 平和教育の推進と啓発活動

1-9

男女共同参画社会づくり

- ① 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備
- ② あらゆる分野における女性の活躍
- ③ 安全・安心な暮らしの実現

1-10

国際化への対応と国際交流の推進

- ① 国際感覚豊かな人材の育成
- ② 国際交流の推進
- ③ 外国人が安心して暮らせる環境の整備

施策 1 - 1 生きる力を育む教育の推進

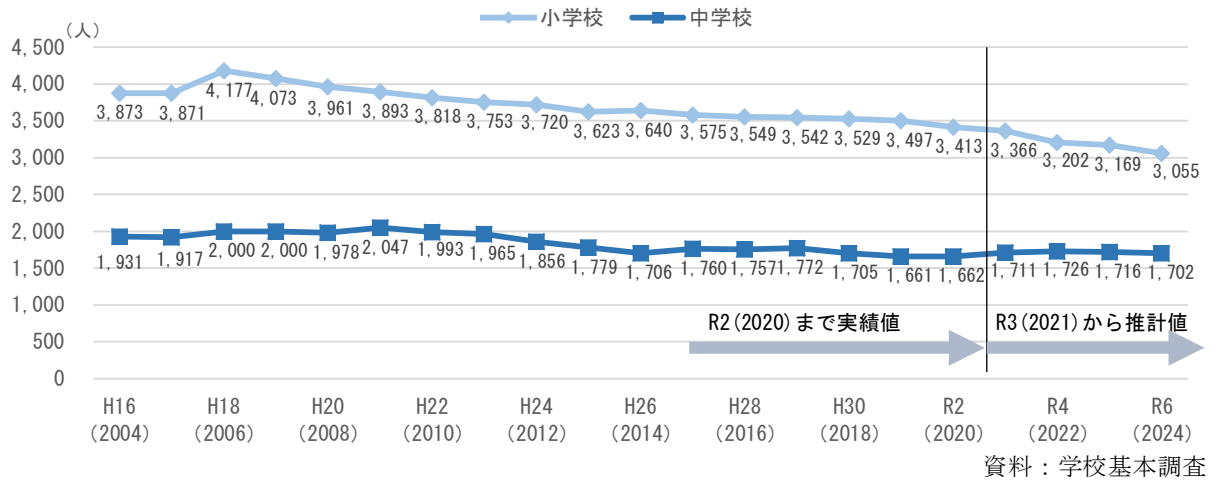


【現状と課題】

- 核家族化や少子化の進行、共働き家庭の増加、子育てに関する意識の多様化など幼児を取り巻く環境は大きく変化しています。
- 幼児期は、人間形成の基礎を培う最も重要な時期ですが、家庭や地域における教育力の低下は、子どもの健全な発育に大きな影響を与えます。
- 家庭や地域、関係機関が連携し、幼児期から小学校、さらには中学校まで一貫して子どもを守り育てる体制づくりが求められています。
- 本市では、全ての中学校区において、施設一体型、併設型、連携型の3つの形態で小中一貫教育に取り組んでいます。これまでの実践を踏まえ、小中一貫教育で目指す児童生徒の姿や育成の手立て等について認識を共有し、指導の充実を図る必要があります。
- 平成31（2019）年4月より、学校と地域が一体となって子どもを育てていく本市ならではのコミュニティ・スクールを全ての小学校・中学校に導入しました。今後、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域の実態に応じた特色ある学校づくりを進めていく必要があります。
- 将来、自立した社会人・職業人となれるよう、たくましく生きる力を備えた子どもを育てるため、キャリア教育を推進しています。キャリア教育は、郷土愛の醸成につながることも期待されるため、学校、家庭、地域、企業等との連携を深め、さらなる充実を図る必要があります。
- 全ての小学校において、低学年から英会話に触れる機会を設け、外国語指導助手（ALT）を活用したコミュニケーション能力の向上に取り組んでいます。国の英語教育改革に合わせて、外国語教育の在り方について検討し、本市ならではの外国語教育を推進していく必要があります。
- 少子化や新たな市街地の形成などにより、児童生徒数に変化が生じています。将来人口推計などを参考に、通学区域の見直しや学校施設の在り方について検討する必要があります。
- 「Society 5.0 時代」を生きる子どもたちの資質や能力を育成するために、プログラミング教育や情報端末機器の導入など、積極的なICTの活用が求められています。
- 障がいのある児童生徒については、それぞれの個性や特性を十分に理解した上で、個人の状況に応じた教育が必要です。そのため、幼児期から子どもの状態を的確に把握し、保護者へ十分な情報を提供しながら就学相談を行う必要があります。
- 近年、特別支援学級や通級指導教室へ在籍する児童生徒は増加傾向にありますが、専門的な知識を有する指導者が十分に確保できていない状況があります。そのため、組織としての支援体制の強化や指導内容の充実を図り、子どもの特性に応じた教育環境の整備を図る必要があります。
- 少子化が進む中、市外の高校に進学する生徒が増加し、市内の高校では定員割れの状況が続いているため、地域や関係機関が連携し、市内の高校を支援することが求められています。
- 放送大学宮崎学習センターは、「いつでもどこでも誰でも学べる正規の通信制大学」として県内で唯一、本市に設置されている高等教育機関です。市内外から入学者を募り、高度な生涯学習の場として活用する必要があります。
- 就学支援の一環として日向市育英奨学金貸付基金を活用し、高校生や大学生等に無利子で貸付けを行っています。未償還金の回収など、適切な基金の運用に努める必要があります。

【参考資料】

■日向市内の児童生徒数の推移（※R3年度以降はR2年5月1日現在の推計値）



【目指す姿】

確かな学力と豊かな人間性を身に付け、ふるさとを愛し、たくましく未来を切り拓く「生きる力」を備えた子どもの育成を目指します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
授業の内容がよく分かったと答えた児童生徒の割合	89.0%	90.0%
中学校2年生のうち、「将来日向市で働きたい」と答えた生徒の割合	40.3%	42.5%
放送大学宮崎学習センター学生数のうち日向市民の数(年度末時点)	163人	163人

【市民の役割】

- 基本的な生活習慣や学習習慣など家庭での教育力を高めましょう。
- 学校教育への理解を深め、教育活動を支援し、地域で子どもを見守り、育てていきましょう。
- キャリア教育への理解を含め、キャリア教育の推進に協力しましょう。
- 生涯学習の場として放送大学宮崎学習センターを積極的に活用しましょう。

【施策の体系】

1-1 生きる力を育む教育の推進

- ① 幼児教育の充実
- ② 小学校・中学校教育の充実
- ③ 特別支援教育の充実
- ④ 高校や大学等との連携強化

【施策の方向性と主な事業】

① 幼児教育の充実

- 幼稚園、認定こども園、保育所における就学前教育の充実と学校教育との連携強化に努めます。
- 遊びを大切にした幼児教育を推進し、心豊かで生きる力の基礎を備えた子どもの育成に努めます。
- 公立幼稚園については、遊びを通して心身ともに健康で、心豊かな子どもの育成に努めます。

主な事業

幼児教育の充実に要する経費、施設型給付事業

② 小学校・中学校教育の充実

- 子どもの学ぶ意欲を向上させ、確かな学力の定着を図ります。
- 各中学校区において、小中一貫教育が目指すグランドデザインを作成し、義務教育9年間を見据えた系統的な学習活動の充実に努めます。
- 全ての小学校・中学校において、コミュニティ・スクールを推進し、地域とともにある学校づくりを目指します。
- キャリア教育支援センターを中心に、学校、地域、企業、行政が一体となったキャリア教育を推進し、子どもの職業観や郷土愛の醸成に努めます。
- 外国語指導助手（ALT）を活用し、グローバル化に対応した外国語教育を推進します。
- 将来人口予測等を参考に、通学区域の見直しや学校施設の在り方など、適正な教育環境についての検討を行います。
- 小学校・中学校のICT環境の整備や効果的な活用を推進します。

主な事業

コミュニティ・スクール活性化推進事業、キャリア教育推進事業、外国語教育推進事業、通学区域審議会の運営に要する経費、学校ICT環境整備事業、小中連携・一貫推進事業

③ 特別支援教育の充実

- 専門知識を有する教職員を確保し、障がいのある児童生徒の個性や特性に応じた学習支援体制の構築を図ります。
- 幼児期から小学校・中学校まで、子どもの状態を的確に把握し、個性や特性に応じた指導の充実に図ります。
- 関係機関と連携し、幼児期から支援が必要な子どもや保護者への支援を行うなど、就学相談体制の充実に取組みます。

主な事業

障がいのある児童生徒の教育の充実に要する経費、就学支援委員会の運営に要する経費

④ 高校や大学等との連携強化

- 地域や関係機関と連携し、高校の魅力発信による進学率向上に向けた取組を支援します。
- 放送大学宮崎学習センターと連携し、市民への生涯学習の啓発活動や利用の促進に取り組みます。
- 奨学金制度及び修学資金貸付制度の適切な運用に努めます。

主な事業

高校魅力向上支援事業、放送大学支援事業、就学の支援に要する経費

【関連する計画】

施策 1-2 魅力ある教育体制や環境の充実



【現状と課題】

- 児童生徒の問題行動発生件数は、各学校の安定した教育活動により減少傾向となっており、落ち着いた状況を維持しています。
- 家庭や学校以外の専門機関との連携・協働の体制を整備するために、スクールソーシャルワーカーの活用を図っています。
- 児童生徒数が減少する中、不登校者数は増加傾向となっており、切実な課題となっています。
- 食事、運動、睡眠などの基本的な生活習慣の乱れにより、児童生徒の心と身体の健康問題が生じている状況があります。健康診断の結果を活用しながら、学校における取組や指導を充実させるとともに、家庭、学校、地域が連携し、生活習慣の確立に取り組む必要があります。
- 児童生徒が「食」の重要性を理解し、自分自身の健康管理能力を高められるように、食育や「食」について考える機会の創出を図る必要があります。
- 学校給食センターでは、児童生徒の健康な身体を育むために、栄養バランスの取れた安全で安心な学校給食の提供に努めています。
- 近年、食物アレルギーのある児童生徒が増加傾向にあるため、家庭や学校と連携し、安全で安心なアレルギー対応の給食を提供できる体制を整備する必要があります。
- 「学校給食衛生管理基準」に基づいた適切な施設の維持管理や器具類の計画的な更新に努める必要があります。
- 少子化により児童生徒が減少するため、通学区域の見直しや複合化も視野に入れた学校施設の整備について検討する必要があります。
- 学校施設を調査し、長寿化計画の策定に取り組んでいます。今後は、築年数が30年以上経過した学校施設の適正な保全に取り組む必要があります。
- 児童生徒の安全で安心な教育環境を確保するために、災害や不審者侵入に対応できる安全対策に取り組む必要があります。

【参考資料】 ■スクールソーシャルワーカーによる児童生徒への支援状況（令和元〔2019〕年度）

	件数 (件)	支 援 状 況 (件)						
		うち、性的な被害に関するもの			(a)問題が解決	(b)支援中であるが好転	(c)支援中	(d)その他
		合計	うち特別支援学校	うち特別支援学級				
①不登校	52				3	14	16	19
②いじめ、暴力行為、非行等の問題行動	5	0			4	0	0	1
③友人・教職員等との関係の問題（②を除く）	0				0	0	0	0
④児童虐待	4	0			3	0	0	1
⑤貧困の問題	1				1	0	0	0
⑥家庭環境の問題（④、⑤を除く）	7				6	0	0	1
⑦心身の健康・保健に関する問題（②、④を除く）	4	0			1	1	1	1
⑧発達障害等に関する問題	7				1	2	2	2
⑨その他	1				1	0	0	0

資料：学校教育課

【目指す姿】

安全で安心な教育環境の中で、健康でたくましく「生きる力」を身に付けた子どもの育成を目指します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
不登校児童生徒が学校に復帰した割合	26.8%	29.1%
小児生活習慣予防検診で要管理・要観察・要指導と判定された児童生徒の割合	16.0%	15.2%
小学生の歯科治療率（年度末時点）	90.7%	93.0%
学校給食食材に占める地産地消率	61.4%	64.0%

【市民の役割】

- 子どもの心身の状態を把握し、家庭内で子どもに寄り添い、語り合う時間を作りましょう。
- 子どもに規則正しい生活習慣を身に付けさせましょう。
- 子どもに「食」の大切さを教え、正しい食習慣を身に付けさせましょう。
- 学校の美化や緑化に協力し、学校施設を大切に利用しましょう。

【施策の体系】

1－2 魅力ある教育体制や環境の充実

- ① 児童生徒の相談支援体制の充実
- ② 児童生徒の健康づくりの推進
- ③ 学校給食の充実
- ④ 安全で安心な教育環境の充実

【施策の方向性と主な事業】

① 児童生徒の相談支援体制の充実

- 不登校の未然防止を図るため、児童生徒に対する意識調査を実施し、魅力ある学校づくりに努めます。
- 不登校児童生徒の学校復帰を目指し、適応指導教室「ひまわりラウンジ」の充実に努めます。
- スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、スクールサポーターと連携し、児童生徒の状況に応じたきめ細かな教育相談や相談しやすい体制の充実に努めます。

主な事業

スクールサポート事業

② 児童生徒の健康づくりの推進

- 学校での健康診断を実施し、事後指導の充実を図るなど、児童生徒の心身の健康の保持・増進に取り組めます。
- 歯科保健指導の充実を図り、虫歯治療率の向上に取り組めます。
- 全ての小学校・中学校に栄養教諭を派遣し、食育授業に取り組めます。
- 「食」に関する自己管理能力を高めるために、「弁当の日」の充実を図ります。

主な事業

保健体育の充実に要する経費

③ 学校給食の充実

- 国の法令や衛生基準に基づき、適切な施設管理に努め、安全で安心な学校給食を提供します。
- 食物アレルギーがある児童生徒について、家庭や学校と情報共有を図りながら、安全で安心なアレルギー対応給食の提供に努めます。
- 学校や生産者と連携し、食育や地産地消を推進します。
- 学校給食センターの設備や器具類の計画的な更新や支出の平準化に努めます。
- 給食費の徴収、管理の効率化を図るため、学校給食費の公会計化に取り組みます。

主な事業

給食調理に要する経費、安全衛生対策に要する経費

④ 安全で安心な教育環境の充実

- 児童生徒の減少に伴い、適正な学校施設の在り方について検討を進めるとともに、計画的な学校施設の整備に取り組みます。
- 児童生徒が安全で安心して授業が受けられる教育環境の充実に取り組みます。
- 避難所に指定されている学校施設の防災力向上に取り組みます。
- 災害時や不審者侵入に対応するために、避難訓練の実施や地域と連携した防犯対策を推進します。

主な事業

大規模改造事業、防災機能強化事業、各校整備事業、増改築事業、空調設備整備事業、再生可能エネルギー等設備整備事業

【関連する計画】

施策 1 - 3 地域が一体となった青少年の育成

関連する
SDGs



【現状と課題】

- 子どもや保護者が地域活動に参加する機会が減少し、地域とのつながりが希薄化しており、地域における教育力の低下が課題となっています。
- 「地域の子どもは地域で育てる」という意識の醸成を図り、地域教育力の向上に取り組む必要があります。
- 放課後子ども教室は、地域の協力により市内7か所で開設されていますが、教育活動サポーターが高齢化しているため、新たな担い手を確保する必要があります。
- 放課後子ども教室の活動内容が固定化し、体験活動の機会が減少しているため活動内容の充実を図る必要があります。
- 中学生が、自らの夢に向かってチャレンジする取組を支援する「子どもの夢サポート事業」を展開していますが、より多くの生徒が応募するためにも更なる事業の周知を図る必要があります。
- 青少年の非行防止や健全育成を目的に、青少年育成センター運営協議会を設置し、刑法犯少年※の状況や青少年への指導状況について情報共有を図り、非行につながる問題行動の抑制に努めています。
- SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を介したトラブルやゲーム依存などの問題が増加傾向にあります。
- 青少年相談室には、家族からの相談が多く、本人の利用が少ないため、相談しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

【参考資料】

■放課後子ども教室登録状況

年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
児童数	144 人	183 人	198 人	212 人	202 人
指導者数	68 人	73 人	67 人	64 人	63 人

【目指す姿】

家庭、学校、地域が連携し、青少年を守り育てることにより、青少年が生き生きと成長できる環境づくりを目指します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値	目標値
	令和元 (2019) 年度	令和 6 (2024) 年度
子どもの夢サポート事業申請件数 (年間)	12 件	17 件
青少年指導員による指導件数 (年間)	10 件	8 件

※刑法犯少年：刑法に規定する罪を犯した犯罪少年及び同法に触れる行為をした触法少年の総称。

【市民の役割】

- 「地域の子どもは地域で育てる」という意識を持ち、積極的に地域活動に参加しましょう。
- 子どもたちが自らの夢に向かってチャレンジする取組を応援しましょう。
- 青少年の健全育成を図るために、地域が一体となって非行の未然防止に努めましょう。

【施策の体系】

1-3 地域が一体となった青少年の育成

- ① 青少年教育の充実
- ② 青少年の健全育成

【施策の方向性と主な事業】

① 青少年教育の充実

- 地域における教育力の向上を図るため、子どもの学びや育ちを促す地域活動を支援します。
- 「地域の子どもは地域で育てる」という意識の醸成を図り、地域活動への参加を促進します。
- 自然体験やボランティアなど多様な社会活動に、青少年の参加を促進します。
- 子どもが楽しく過ごせる居場所づくりに向けて、放課後子ども教室の教育活動サポーターの確保を図ります。
- 未来を担う人材を育成するため、「子どもの夢サポート事業」の周知を図るとともに、夢に向かってチャレンジする取組への支援に努めます。

主な事業

地域教育力活性化推進事業、放課後子ども教室推進事業、
ふるさと再発見！子どもの夢実現サポート事業

② 青少年の健全育成

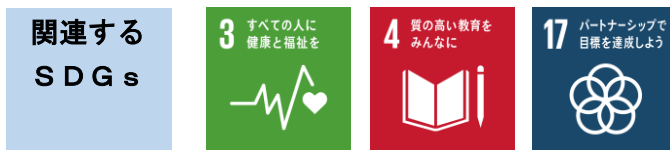
- 家庭や学校、地域が連携し、青少年が安全で安心して暮らせる地域づくりに努めます。
- 青少年指導員と関係機関が連携し、青少年の健全な育成や非行の未然防止に取り組みます。
- 青少年相談室の利用促進や相談しやすい環境の充実を図ります。

主な事業

青少年育成センター事業

【関連する計画】

施策 1 - 4 社会教育の推進



【現状と課題】

- 公民館主催講座の情報を掲載した「生涯学習だより」を発行し、生涯学習環境の充実を図っていますが、より一層のニーズの把握に努め、効果的な実施につなげる必要があります。
- 個人の持つ経験や知識を市民の学習活動に生かすため「生涯学習人材バンク登録制度」を設けていますが、十分な活用が図られていない状況です。
- 市政出前講座については、より一層の周知を図るとともに、市民が関心を持てる講座の充実や利用しやすい環境づくりに努め、利用の促進を図る必要があります。
- 地区公民館※では、楽しく学びながら文化に触れ、暮らしに役立つ講座を開催し、仲間づくりの場としても活用されています。今後さらに、幅広い年齢層や男性が参加しやすい講座の充実に取り組む必要があります。
- 地区公民館は、避難所の役割も果たしていますが、7施設のうち3施設は、築年数40年を超えており、老朽化している状況です。
- 自治公民館※は、地域住民の生涯学習の場として活用されていますが、人口減少、高齢化の影響により、自治会（区）活動の担い手不足が課題となっています。また、自治公民館の多くが老朽化しているため、整備に対する支援を行う必要があります。
- 家庭教育学級や高齢者学級、女性学級では、学習活動を通して知識の習得や仲間づくりに取り組んでいますが、高齢者学級、女性学級では学級数の減少や活動内容の固定化が課題となっています。
- 学級活動の内容は、趣味や教養に関する学習が多いため、それぞれが抱える共通課題の解決に向けた学習を促す必要があります。
- 高齢者の学びの場である高齢者学級への参加を促し、同世代と交流することにより、地域社会で生きがいを持って暮らせる環境づくりに努める必要があります。
- 社会教育団体※は、それぞれの活動を通して地域のリーダー育成や児童生徒の健全育成に貢献していますが、会員数の減少により新たな取組も難しくなっているため、新規会員の確保や組織体制の強化などの支援を行う必要があります。

【目指す姿】

市民がそれぞれの経験や知識を生かし、生きがいや充実感を感じながら社会教育活動に参加することを目指します。

※ 地区公民館：本計画でいう「地区公民館」は、中央公民館、日知屋公民館などの市が管理する公民館。

※ 自治公民館：自治会（区）が管理する公民館。

※ 社会教育団体：社会教育法第10条に定められている、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値 令和元(2019) 年度	目標値 令和6(2024) 年度
生涯学習人材バンク「日向きらめき人」利用回数（年間）	53 回	60 回
主催講座の参加者数（年間）	3,539 人	3,350 人

【市民の役割】

- 自主学級活動に参加し、学んだ成果を地域社会に生かしましょう。
- 生涯学習の場として、地区公民館や自治公民館を積極的に活用しましょう。
- 自治公民館活動に参加し、地域の人材育成や地域力の向上に努めましょう。
- 社会教育団体の活動に積極的に参加し、交流を図りましょう。

【施策の体系】

1-4 社会教育の推進

- ① 生涯学習環境の充実
- ② 公民館活動の充実
- ③ 自主学級活動の充実
- ④ 社会教育団体の育成

【施策の方向性と主な事業】

① 生涯学習環境の充実

- 公民館主催講座等の情報を掲載した「生涯学習だより」を通じて、主体的な学びを促し、生涯学習の推進を図ります。
- 生涯学習人材バンク「日向きらめき人」の周知に努め、登録者を増やし、積極的な活用を図ります。
- 市政出前講座については、積極的に利用していただけるよう周知を図るとともに利用しやすい環境づくりに努めます。

主な事業

社会教育指導員事業、学習情報提供事業

② 公民館活動の充実

- 市民ニーズに対応し、幅広い世代が参加できるよう生涯学習講座の内容の充実に努めます。
- 地区公民館の計画的な整備更新と適切な施設の維持管理に努めます。
- 自治公民館活動を支援し、持続的な地域活動を促進します。
- 自治公民館の整備に対する支援を行い、自治公民館活動の場の環境整備を促進します。

主な事業

公民館主催講座事業、自治公民館の整備助成

③ 自主学級活動の充実

- 自主学級活動を支援し、学級数の増加や活動内容の充実に努めます。
- 自主学級活動を通して培った経験や知識を地域活動に生かせるよう生涯学習の促進を図ります。
- 高齢者が地域社会の中で生きがいをもって暮らせるよう高齢者学級への参加を促進します。

主な事業

自主学級事業

④ 社会教育団体の育成

- 社会教育団体の活動を活発にするため、会員を増やす取組への支援に努めます。
- 社会教育団体との連携を強化し、新たな取組への支援に努めます。

主な事業

社会教育団体育成事業

【関連する計画】

施策 1 - 5 図書館サービスの充実

関連する
SDGs



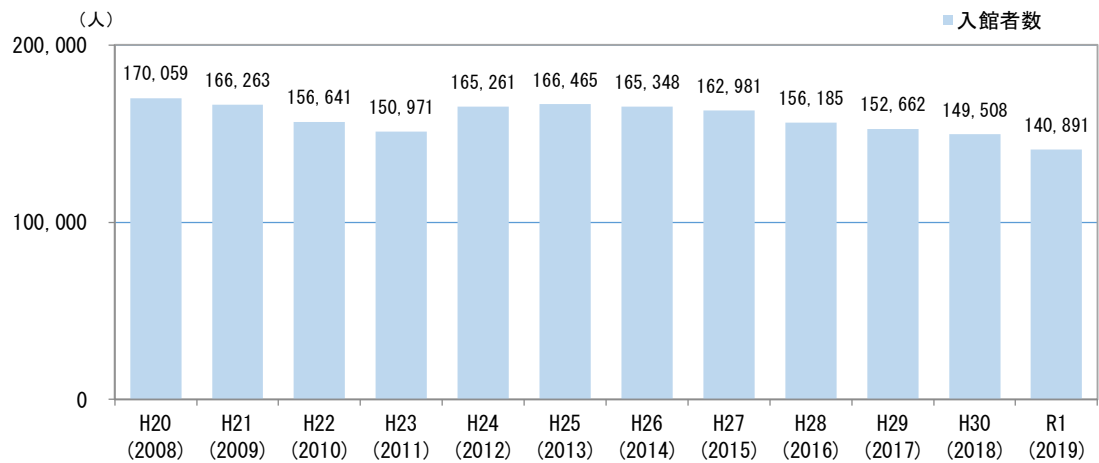
【現状と課題】

- 図書館は、図書資料や視聴覚資料、郷土史料などを収集・整理・保存し、閲覧の場所を提供するとともに、市民の様々な学習活動を支援する役割を担っています。
- 市民の利用促進を図るため、司書資格を持つ職員の配置やインターネットを通じた図書館サービスの整備など、図書館機能の充実に努めてきました。
- 人口減少に伴い、図書館の利用者が減少しており、図書貸出冊数も減少しています。多様化する市民ニーズに柔軟に対応し、市民が利用しやすい図書館づくりに努める必要があります。
- 現在の図書館は、築55年が経過し、老朽化が進んでおり、施設も手狭なため、十分な蔵書スペースや閲覧スペースが確保できない状況です。そのため、市民が利用しやすい図書館の在り方や新たな交流拠点として活用される図書館の整備について検討する必要があります。
- 図書館では、親子が本を通して心触れ合う時間が持てるよう、ブックスタート運動[※]やおはなし会など、乳幼児期から本に親しむ機会を提供しています。
- 保育所、幼稚園、学校などへの団体貸出等を行っています。
- 幼児期から読書習慣を身に付け読書意欲を高めることができるように、関係機関や図書館ボランティアと連携して本に親しむ機会の提供に努める必要があります。
- 図書館ボランティアの会員が減少しているため、会員増加に向けた支援を行う必要があります。
- 読書は、子どもの表現力や創造力を伸ばし、学力の向上や豊かな心の醸成を促す重要な役割を果たしています。家庭や学校での読書活動を促進し、学校や地区公民館図書室と連携し、子どもが本を好きになる、本を読みたくなる環境づくりに努める必要があります。
- 小学校では、朝の読書の時間を設け、子どもの読書活動に積極的に取り組んでいます。

[※]ブックスタート運動：赤ちゃんと保護者が、絵本を介して、心ふれあう時間を持つきっかけを作るために、0歳児健診などの機会に、「絵本」と「赤ちゃん絵本を楽しむ体験」をプレゼントする活動。

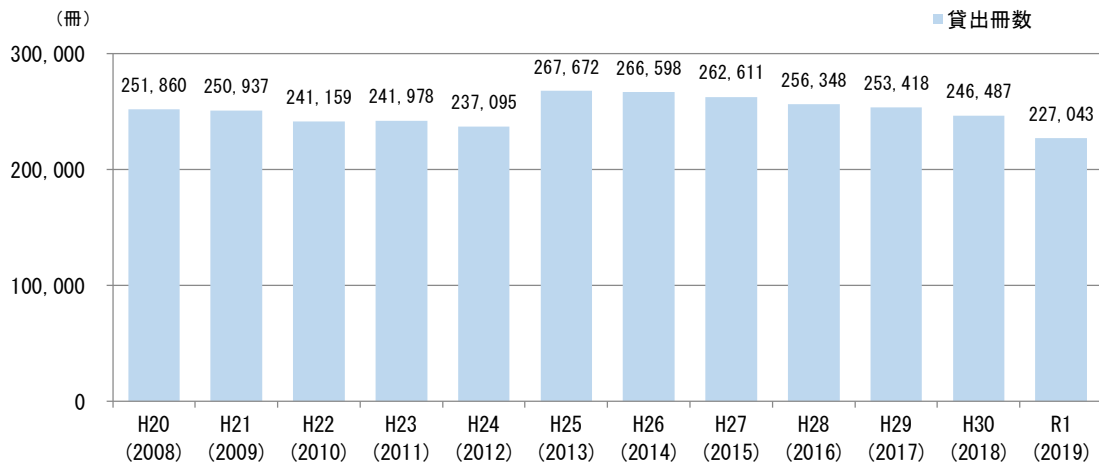
【参考資料】

■図書館入館者数（全館）の推移



資料：図書館統計

■貸出冊数の推移



資料：図書館統計

【目指す姿】

市民が生涯学習の場として利用しやすい図書館を目指します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
入館者数（1日当たり）	496人	500人
貸出冊数（年間）	227,043冊	246,000冊
小学生、中学生が1か月間に読む読書冊数（平均）	小学生 13.6冊 中学生 3.9冊	小学生 15.0冊 中学生 4.2冊

【市民の役割】

- 図書館を生涯学習の場として積極的に利用しましょう。
- 図書館の催しに参加し、図書館ボランティアに協力しましょう。
- 家庭、学校、地域は、子どもの読書活動を支援しましょう。

【施策の体系】

1-5 図書館サービスの充実

- ① 図書館機能の充実
- ② 読書活動の推進

【施策の方向性と主な事業】

① 図書館機能の充実

- 多様化する市民ニーズに応えるために、的確に資料を収集・整理・保存し、市民のリクエストや国内外の情勢にも対応した図書の選書に努めます。
- 市民の自主的な学習活動を支援するために、インターネット閲覧用パソコンの設置や利用者の調査・相談に図書資料を使って援助するレファレンスサービスを充実します。
- インターネットによる図書の予約・リクエストなど図書館サービスを充実し、市民の利便性の向上を図ります。
- 歴史教育や文化教育の拠点として、郷土史や先人に関する蔵書の充実や企画展示を行います。
- 新たな交流拠点として市民に活用される複合的な機能を備えた図書館の整備について調査研究に取り組みます。

主な事業

図書館サービス・資料の充実に要する経費

② 読書活動の推進

- 市民の図書館の利用を促進し、読書を通じた生涯学習の進展を支援します。
- 学校や地区公民館図書室と連携し、子どもの読書活動を支援します。
- 幼児期から親子で本に触れ合うように、ブックスタート運動やおはなし会の充実に努めます。
- 図書館を活用した市民による読書会、朗読会の開催を支援します。
- 図書館ボランティアを養成し、市民との協働による図書館づくりを推進します。
- 学校図書館司書の配置など学校図書館の機能を充実させ、子どもに読書の楽しさを伝える環境づくりに取り組みます。

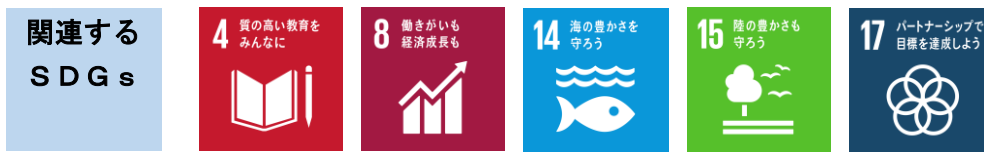
主な事業

児童サービスに要する経費、生涯学習ボランティア（図書館）の育成事業、読書活動充実事業

【関連する計画】

- ・第2次日向市子ども読書活動推進計画

施策 1 - 6 地域文化の保存・継承・活用



【現状と課題】

- 芸術文化活動への参加が伸び悩んでいるため、市民ニーズに対応した取り組みが求められます。
- 芸術文化団体は、会員の減少や高齢化により活動に影響が出ているため、団体の活動が維持できるよう支援する必要があります。
- 「日向市美術展覧会」は、出展者や来場者が減少しているため、市民の参加が増え、親しみが持てる展覧会の在り方について検討する必要があります。
- 文化交流センターは、芸術文化活動の拠点としての機能を維持するため、老朽化している施設の改修や機器類の更新を適切に行う必要があります。
- 東郷地区文化センターは、老朽化し利用者が減少しているため、今後の利活用の方向性について検討する必要があります。
- 文化財の現状を把握し、適切な保存や管理に努めるとともに、市民に公開し、活用を図る必要があります。
- 美々津重要伝統的建造物群保存地区の適切な維持管理に努めるとともに、空き家の利活用や後継者を育成し、地域活性化を図る必要があります。
- 民俗芸能の運営団体は、後継者不足や資金不足などの課題を抱えており、課題解決に向けた支援が必要です。
- 埋蔵文化財を適切に保管し、展示できる場所を整備する必要があります。
- 若山牧水を顕彰するため、市内外に向けた情報発信に積極的に取り組むとともに、全国規模で開催している顕彰事業への参加を促進する必要があります。
- 若山牧水記念文学館の入館者を増やすために、魅力ある企画展の開催等に取り組む必要があります。
- 若山牧水記念施設を後世に引き継ぐために、適切な管理に努める必要があります。

【目指す姿】

市民が芸術文化に親しみ、地域の歴史や文化、先人に誇りを持って地域伝統文化を次世代へ継承することを目指します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
文化施設の利用者数(年間)	87,458人 (過去5年平均)	82,600人
文化財施設の利用者数(年間)	18,413人	16,500人
牧水顕彰事業参加者数及び文学館入館者数(年間)	4,979人 (過去5年平均)	4,800人

【市民の役割】

- 芸術文化活動に参加し、芸術文化に対する意識を高めましょう。
- 芸術文化団体は、芸術文化の担い手として活動の充実や会員の拡充に努めましょう。
- 伝統文化の伝承に努めましょう。
- 文化財に関する情報を提供し、文化財の保存に協力しましょう。
- 地域の歴史、文化、先人への理解を深め、情報発信に協力しましょう。

【施策の体系】

1－6 地域文化の保存・継承・活用

- ① 芸術文化活動の推進
- ② 文化財等の保存・継承・活用
- ③ 地域の先人の顕彰と活用

【施策の方向性と主な事業】

① 芸術文化活動の推進

- 市民ニーズに合った芸術文化事業を開催し、芸術文化に対する市民の意識向上を図ります。
- 市民や芸術文化団体が行う芸術文化活動を支援します。
- 芸術文化作品の発表と観賞の機会を設け、芸術文化団体の育成や美術の振興に努めます。
- 市民が利用しやすい文化施設の充実や適切な維持管理、長寿命化に努めます。
- 東郷地区文化センターの利活用の方向性について検討します。

主な事業

芸術文化事業

② 文化財等の保存・継承・活用

- 文化財の調査研究を行い、重要なものを指定文化財として適切な保全と活用に努めます。
- 文化財保存活用地域計画の策定について検討します。
- 美々津重要伝統的建造物群保存地区の適切な保全に努め、地域資源として活用します。
- 民俗芸能の継承を図るため、各保存団体と連携して後継者育成に取り組むとともに、記録保存に努めます。
- 文化財施設の適切な保全と維持管理に努めます。
- 埋蔵文化財の適正な調査を実施し、記録の保存に努めます。

主な事業

重要伝統的建造物群保存地区保存整備事業、妙国寺庭園管理事業

③ 地域の先人の顕彰と活用

- 先人顕彰団体と連携し、幅広い年代が参加できるように活動の充実と情報発信に努めます。
- 若山牧水記念文学館の展示の充実や魅力ある企画展を開催し、若山牧水の功績や魅力を広めます。
- 短歌愛好者の増加を図るため、全国規模の顕彰事業を開催し、若山牧水の功績や魅力を幅広い年代に広めます。
- 若山牧水関連施設の適切な管理運営に努めます。

主な事業

牧水顕彰事業

【関連する計画】

- ・日向市文化振興計画
- ・名勝「妙国寺庭園」保存活用計画

施策 1-7 スポーツ活動の推進と環境づくり

関連する
SDGs



【現状と課題】

- スポーツ推進委員については、市民の幅広いスポーツ活動に対応するため、委員の更なる確保に努めるとともに、その活動内容について市民への周知を図る必要があります。
- スポーツ教室は、子どもから高齢者まで幅広い世代の市民が参加していますが、参加者が少ない教室もあるため、周知方法や内容の見直しが必要となっています。
- 総合型地域スポーツクラブは、運営が厳しい状況であるため、会員の増加を図ることが必要です。
- 日向ひよっこマラソン大会は、他自治体でも類似のイベントが開催されていることもあり、参加者数が年々少しずつ減少しています。
- 競技力の向上を図るためには、小学校・中学校・高校の部活動顧問やスポーツ指導者、競技団体などの関係機関、行政が一体となって取り組む必要があります。
- 国民スポーツ大会での競技開催に向けて、競技団体等との更なる連携強化や競技会場となる施設の改修・修繕が必要です。
- スポーツ施設の老朽化が進行しており、市民が安全・安心に利用できるよう施設の管理を行うことが必要です。
- 総合体育館の整備は、市民への丁寧な説明に努めるとともに、市民生活や地域経済の状況を見極めつつ、様々な事業手法やコスト縮減策等について慎重に検討を進める必要があります。
- 小学校・中学校の体育施設を開放し、地域の生涯スポーツの拠点として活用しています。

【目指す姿】

幅広い世代の市民が、スポーツに親しむことができる環境を整備するとともに、競技団体との連携を図り競技力の向上を目指します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値	目標値
	令和元(2019)年度	令和6(2024)年度
市主催のスポーツ教室等への参加者数（年間）	856 人	920 人
九州大会以上の大会への出場奨励金の交付件数（年間）	75 件	72 件
スポーツ施設の利用者数（年間）	233,817 人	234,000 人

【市民の役割】

- それぞれの目的と目標に応じたスポーツ活動に取り組みましょう。
- 市や地域が開催するスポーツイベントなどに積極的に参加しましょう。
- スポーツ団体は、会員の増加や活動内容の充実に努めましょう。

【施策の体系】

1-7 スポーツ活動の推進と環境づくり

- ① 生涯スポーツの推進
- ② 競技スポーツの推進
- ③ スポーツ施設の整備と活用

【施策の方向性と主な事業】

① 生涯スポーツの推進

- スポーツ推進委員の人員確保に努め、更なるスキルアップを図るため研修会等に積極的に参加できるよう支援します。
- スポーツ教室については、アンケート等を活用して市民ニーズを把握し、開催時間帯や内容などの見直しに取り組みます。
- 総合型地域スポーツクラブの会員確保や活動場所の確保、人材育成などの支援に努めます。
- 日向ひょっとこマラソン大会の在り方について、誰もが参加できるスポーツイベントへの転換など今後の方向性を検討します。

主な事業

生涯スポーツ推進事業、日向ひょっとこマラソン大会開催事業

② 競技スポーツの推進

- 小学校・中学校・高校の部活動顧問やスポーツ指導者、競技団体との連携を図り、アスリートの育成に取り組みます。
- 国民スポーツ大会に向けて市準備委員会を設置し、受入体制の整備を図ります。

主な事業

競技スポーツ推進事業

③ スポーツ施設の整備と活用

- 「日向市スポーツ施設整備基本構想」に基づき、施設の長寿命化や安全で安心な施設の維持管理に努めます。
- 国民スポーツ大会の競技会場となる施設については、必要な整備に取り組みます。
- 総合体育館については、「日向市総合体育館整備基本構想」に基づき、市民サービスの向上やコスト縮減等を図る適切な事業手法を検討し、市民の健康増進やスポーツ活動の拠点施設として整備します。
- 学校施設については、市民が社会体育活動に使えるように施設開放に努めます。

主な事業

スポーツ施設整備事業、日向市総合体育館整備事業

【関連する計画】

- ・ 日向市スポーツ施設整備基本構想
- ・ 日向市総合体育館整備基本構想

施策 1-8 人権・平和の尊重

関連する SDGs



【現状と課題】

- 本市では、人権教育や人権啓発に積極的に取り組み、一定の成果はあげてきたものの、部落差別をはじめとする様々な人権問題は解決されておらず、多くの課題が残されています。
- 人権問題を解決するためには、より多くの市民に「日向市全ての人の人権が尊重されるまちづくり条例」の理念を理解して、市民への啓発活動や効果的な取組を推進する必要があります。
- 教育集会所では、学習を通じて地域の子どもたちが差別に気づき、差別に負けないための心の育成に取り組んでいます。さらに関係団体と連携し、活動の充実に取り組む必要があります。
- 国や県、人権擁護委員やその他の人権啓発活動を行っている機関・団体などが、それぞれの役割に応じて相互に連携協力し、人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進していく必要があります。
- 人権講座や人権・同和問題講演会等の参加者を増やすために、市民が参加しやすい環境づくりや企画内容の充実を図る必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、偏見や誹謗中傷などの事案が発生しています。
- 国際化の進展にともない、相互交流、相互依存が高まる中、世界に目を向け協力や貢献をしていく姿勢が求められています。
- 戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和の尊さを広く市民に伝えるとともに、次代を担う子どもたちに平和を願う心をしっかりと根付かせる取組を続ける必要があります。
- 本市では、被爆体験講話や沖縄県への中学生平和交流団の派遣を行っていますが、戦争体験者やその家族が高齢化を迎え、戦争の悲惨さを生の声として聞ける貴重な機会が失われつつあります。平和教育や啓発活動の在り方について、見直しを行う必要があります。

【参考資料】



日向市人権・同和問題市民講演会



人権の花運動

【目指す姿】

年齢、障がい、国籍などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が尊重され、誰もが個性や能力を発揮できる多様性を受け入れた公正で平和な社会を目指します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
人権に関する講演会などへの参加者数(年間)	490人 (平成30(2018)年度)	540人
平和に関する講演会などへの参加者数(年間)	751人	800人

【市民の役割】

- 人権尊重と多様性を認め合う社会についての理解を深めましょう。
- 人権・同和問題について、主体的に学び、行動しましょう。
- 企業内での人権啓発活動を積極的に展開しましょう。
- インターネットやSNS上の誹謗中傷や噂話に惑わされず、正しい知識を身に付けましょう。
- 平和に関する講演会などに積極的に参加し、平和を尊ぶ心の育成に努めましょう。

【施策の体系】

1-8 人権・平和の尊重

- ① 人権・同和教育の推進
- ② 人権・同和行政の推進
- ③ 平和教育の推進と啓発活動

【施策の方向性】

① 人権・同和教育の推進

- 日向市学校人権・同和教育推進協議会や日向市人権・同和教育研究大会の充実を図り、人権・同和問題に対する教職員等の正しい理解の促進や市民の人権意識の高揚に取り組みます。
- 教育集会所の活動を積極的に支援し、差別に負けない心を育みます。

主な事業

同和教育の充実に要する経費、社会同和教育集会所新財市会館管理運営費

② 人権・同和行政の推進

- 人権・同和問題の啓発活動を積極的に展開し、市民の人権意識の高揚に取り組みます。
- 人権啓発活動を行っている関係機関と連携し、啓発活動に取り組みます。
- 人権講座や人権・同和問題講演会など、市民が参加しやすい企画の充実、環境づくりに努めます。
- インターネットやSNS上での誹謗中傷や偏見に惑わされないために、正しい情報を発信し、差別や偏見を生まない社会づくりに努めます。

主な事業

人権・同和行政推進事業

③ 平和教育の推進と啓発活動

- 原爆写真パネル展や被爆体験講話、平和交流など平和教育の充実に努めます。
- 関係団体と連携し、平和講演会などの啓発活動に努めます。
- 次代を担う子どもたちに戦争の悲惨さや平和の尊さを伝える機会を創出します。

主な事業	平和推進事業
------	--------

【関連する計画】

- ・日向市人権教育・啓発推進方針

施策 1-9 男女共同参画社会づくり

関連する
SDGs



【現状と課題】

- 平成 20（2008）年に「日向市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会づくりに取り組んでいますが、固定的な性別役割分担意識や社会慣行が根強く残るなど、多くの課題が残されています。
- 男女共同参画社会を実現するためには、行政だけでなく市民や事業者などが一体となって推進していく必要があります。
- 社会情勢や市民ニーズを的確にとらえ、関係機関と連携強化を図りながら、市民への啓発活動など効果的な取組を展開する必要があります。
- 街頭でのチラシ配布や各種講座などの事業については、参加者の固定化や若年層の参加者が少ないことが課題となっています。市民の関心を高めるために、効果的な情報発信や内容の充実を図る必要があります。
- 女性が職業生活において、個性と能力を十分に発揮して活躍できる環境を整備するために、平成 27(2015)年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が制定されました。
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）※の実現に向けて、女性の活躍推進や子育て・介護を支援する社会基盤づくりなど、官民が一体となって取り組むことが求められています。
- 家事や育児に対する男女の関わり方には大きな差があり、女性の活躍が進まない要因となっています。男性の働き方や暮らし方を見直し、男性が家事や育児に積極的に関われる環境づくりや女性の活躍推進に社会全体で取り組む必要があります。
- 令和 4（2022）年 4 月 1 日に施行される女性活躍推進法の改正により、一般事業主行動計画の策定や情報公表義務の対象事業主の範囲が拡大されます。国や県と連携し、事業者への適切な情報提供や女性の活躍推進に向けた啓発活動に努める必要があります。
- 「第 2 次日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定し、あらゆる暴力の根絶を目指して取り組んでいますが、コロナ禍を含め様々な問題に起因する生活不安やストレスによりDV（ドメスティック・バイオレンス）※が深刻化しています。
- DV被害者が抱える問題は、複雑化、多様化、広域化しています。DV被害者が、相談しやすい環境づくりや相談機会の充実を図るとともに、関係機関と情報を共有し、広域的に連携した支援体制を構築する必要があります。
- 女性に対する暴力を予防し、根絶するために、若年層を対象とした啓発活動や教育、学習の機会の充実を図る必要があります。
- 女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、令和 2（2020）年にハラスメント※防止対策として各種法改正がなされました。ハラスメントのない社会の実現に向けて、ハラスメントに対する関心と理解を深めることや、事業者に対するハラスメント防止対策の強化に向けた啓発の充実が求められています。

※ ワーク・ライフ・バランス：一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

※ DV（ドメスティック・バイオレンス）：夫婦間やパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力のことで、身体的暴力に限らず、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力などあらゆる形の暴力が含まれる。

※ ハラスメント：いろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」。他者に対する発言、行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益や脅威を与えたりすること。

【目指す姿】

社会のあらゆる分野において、性別に関係なく、誰もが個性や能力を発揮できる社会を目指します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
男女共同参画に関する講座等の参加者数(年間)	384人	500人
審議会等委員に占める女性の割合	24.1%	40.0%
DV(デートDV含む。)防止講座、啓発活動の実施回数(年間)	4回	6回

【市民の役割】

- 男女共同参画社会づくりに関する講演会などに参加し、男女共同参画意識を高めましょう。
- 一人ひとりが仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たしましょう。
- DV被害を見過ごさず民生委員や市役所、警察など身近な人に相談しましょう。
- ハラスメントへの関心と理解を深め、自ら防止に努めましょう。

【施策の体系】

1-9 男女共同参画社会づくり

- ① 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備
- ② あらゆる分野における女性の活躍
- ③ 安全・安心な暮らしの実現

【施策の方向性と主な事業】

① 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備

- 「第6次日向市男女共同参画プラン」を策定し、社会全体での男女共同参画社会づくりに対する意識の醸成に取り組みます。
- 男女共同参画社会づくり推進ルーム(さんぴあ)を拠点に、効果的な啓発活動に取り組みます。
- 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を解消するための情報発信や啓発活動に取り組みます。
- 男女の人権の尊重を踏まえた人権教育・啓発を推進します。

主な事業

男女共同参画社会づくり推進事業、男女共同参画社会づくり推進ルーム管理運営費

② あらゆる分野における女性の活躍

- ワーク・ライフ・バランスを実現し、女性の活躍を推進するために、働き方改革の重要性について、市民や企業の関心と理解を深める取組を推進します。
- 男性が、家事や育児に積極的に関わるための意識づけに向けた取組を推進します。
- 審議会などへの女性の登用をはかり、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。
- 地域防災や健康づくりなど、地域の担い手として女性が活躍できる環境づくりを促進します。

主な事業

男女共同参画社会づくり推進事業、男女共同参画社会づくり推進ルーム管理運営費

③ 安全・安心な暮らしの実現

- 「第3次日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」の策定に取り組みます。
- DV相談窓口の周知を図るとともに、スーパービジョン[※]の活用など相談員の能力向上に努めます。
- DV被害に関する関係機関との広域的な連携体制を構築し、適切かつ迅速な対応に努めます。
- あらゆる暴力の根絶に向け、DV（デートDV含む。）に関する教育・啓発の充実に取り組みます。
- 学校、地域、職場におけるセクシュアル・ハラスメント根絶に向けた啓発活動に取り組みます。

主な事業

男女共同参画社会づくり推進事業、男女共同参画社会づくり推進ルーム管理運営費、
DV対策推進事業

【関連する計画】

- ・日向市男女共同参画プラン

[※] スーパービジョン：対人援助職者が、指導者から規則的に面接を受け、継続的な訓練を通じて専門的スキルを向上させることを目的に教育を受ける過程のこと。

施策 1-10 国際化への対応と国際交流の推進

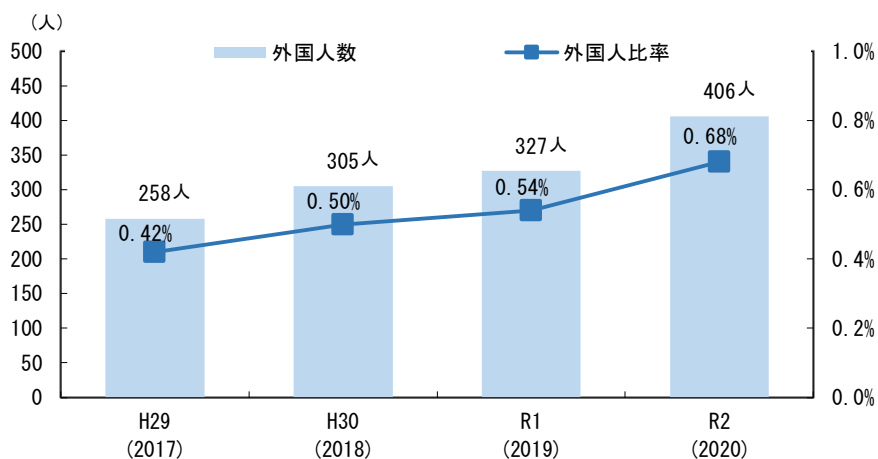
関連する
SDGs



【現状と課題】

- グローバル化の進展や在住外国人の増加に伴い、国際社会の一員として国際的な視野を育み、多文化共生による相互理解を深めることが求められています。
- 多文化共生の意識を持ち、グローバル化に対応できる人材を育てるためには、学校教育における英語学習の強化や外国人との交流活動の充実に取り組む必要があります
- 令和2（2020）年度から、小学校5年生、6年生で外国語科及び小学校3年生、4年生の外国語活動の授業が始まったため、より外国語に親しみ、興味・関心を高める工夫が必要です。
- 児童生徒が、外国語指導助手（ALT）とコミュニケーションを図れる機会を増やすよう取り組む必要があります。
- 市民の国際感覚の醸成や異文化への理解を深めるために、友好都市である「い坊市」との交流や国際交流員による交流事業、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたホストタウン事業に取り組んでいます。
- 市民活動団体と協力し、国際交流事業を推進していますが、より多くの市民に参画してもらうために、交流事業に関する情報の発信や参加しやすい企画の充実を図る必要があります。
- 在住外国人は、平成29（2017）年の258人から、令和2（2020）年には406人と急激に増加しています。
- 在住外国人が、共に安心して生活できるように、市民との相互理解を深めるとともに、生活に必要な情報を手軽に入手できる体制づくりに努める必要があります。
- 在住外国人が地域の中で共に生活していくために、地域の生活ルールなどについて助言し、困りごとを相談できる体制の構築が求められています。

【参考資料】 ■日向市の外国人人口と人口比率の推移



資料：地域コミュニティ課

【目指す姿】

市民が外国人への理解を深め、共に認め合い、地域で協力しながら暮らしているまちを目指します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
国際交流事業への参加者数(年間)	227人 (平成28年度～30年度平均)	260人
多文化共生社会構築のための行事数	—	5事業

【市民の役割】

- 国際交流事業に積極的に参加し、豊かな国際感覚を身に付けましょう。
- 人種や文化など互いの違いを尊重し、共に支え合い生活しましょう。
- 地域活動に外国人が参加しやすい環境づくりに努めましょう。

【施策の体系】

1-10 国際化への対応と国際交流の推進

- ① 国際感覚豊かな人材の育成
- ② 国際交流の推進
- ③ 外国人が安心して暮らせる環境の整備

【施策の方向性と主な事業】

① 国際感覚豊かな人材の育成

- 国際交流員を継続して招致し、多文化共生社会に対応できる国際感覚豊かな人材づくりを推進します。
- 学校教育において多文化共生の意識を醸成し、グローバル化に対応できる人材育成に努めます。
- 国際感覚豊かな子どもの育成を図るため、外国語指導助手(ALT)とふれ合いながら学ぶ機会を増やそう努めます。

主な事業

外国青年招致および国際交流まちづくり推進事業、外国語教育推進事業

② 国際交流の推進

- 国際交流員と連携し、外国人との交流や外国文化に触れる機会を提供し、市民の異文化理解への意識の醸成を図ります。
- 市民活動団体の国際交流活動を支援するとともに、国際交流事業への相互協力に努めます。
- 国際交流ボランティアについては、外国の滞在経験者など多様な人材の登録と活用に取り組みます。
- 友好都市「い坊市」との情報交換を行い、周年記念行事を中心とした交流事業に取り組みます。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の、ホストタウン相手国や関係団体と連携し、相互交流事業やSDGsの目標達成に向けた支援に取り組みます。

主な事業

外国青年招致および国際交流まちづくり推進事業、東京2020オリパラ・ホストタウン事業

③ 外国人が安心して暮らせる環境の整備

- 市ホームページや防災、生活に関する情報など、外国人が必要な情報を手軽に入手できるよう分かりやすい情報発信、多言語化に努めます。
- 公共施設の案内看板など、多言語化に努めます。
- 県「みやざき外国人サポートセンター」をはじめ、市民活動団体や自治会（区）と連携し、在住外国人が安心して相談できる体制づくりに取り組みます。
- 外国人が地域活動に参加しやすい環境づくりを促します。

主な事業

外国青年招致および国際交流まちづくり推進事業

【関連する計画】

基本目標 2 健康福祉

市民が共に支え合い、自立した生活を送る健康長寿のまち

【施策】

【具体的な施策】

2-1

安心して子どもを生み
育てられる環境づくり

- ① 妊娠・出産環境の充実
- ② 乳幼児の健康・育児に対する支援の充実
- ③ 子育て支援制度の充実
- ④ 子育てと仕事の両立支援
- ⑤ 家庭・地域の子育て力の充実
- ⑥ ひとり親家庭への支援
- ⑦ 要保護児童等に対する支援の充実

2-2

健康に暮らせるまちづくり

- ① 保健対策の充実
- ② 医療体制の確保

2-3

高齢者福祉の充実

- ① 高齢者の社会参加と生きがいづくり
- ② 地域で暮らし続けるための支援の充実
- ③ 介護サービスの充実と持続可能な制度運営

2-4

障がい福祉の充実

- ① 権利擁護の推進
- ② 地域生活の支援
- ③ 社会参加の促進

2-5

地域福祉の充実と生活支援

- ① 地域福祉の推進
- ② 生活支援と自立の促進
- ③ 子どもの未来を応援する施策の推進

2-6

社会保障制度の安定運営

- ① 国民健康保険制度の適正な運営
- ② 後期高齢者医療制度の適正な運営
- ③ 国民年金制度の適正な運営

施策2-1 安心して子どもを生み育てられる環境づくり



【現状と課題】

- 出産年齢は上昇傾向にあり、妊娠・出産のリスクは増加しています。また、10代の妊娠や予期しない妊娠など妊娠前から支援が必要な家庭も増加しています。
- 妊娠から子育て期まで切れ目のない支援を行うために「日向市子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠・出産に関する支援に取り組んでいますが、事業の周知を図る必要があります。
- 「産後うつ」は、十分な休養や睡眠が取れないことが原因で状況が悪化する場合があるため、宿泊型の産後ケアについて検討する必要があります。
- 不妊治療は、経済的な負担が大きいため、経済的負担の軽減や更なる支援策を検討する必要があります。
- 乳幼児のいる家庭に専門知識を有する職員を派遣し、気軽に育児に関する相談ができる体制づくりに努めています。育児に対する不安の解消や孤立感を感じている保護者に寄り添う支援が必要です。
- 発達障がいや発達に困り感のある乳幼児を早期に発見し、早期療育につなげるために、「2歳6か月児歯科健康診断」や「保育園等全園訪問事業」に取り組んでいますが、専門的な療育施設が少ないことが課題となっています。
- 多胎児の保護者は、育児の負担や精神的な負担が大きいため、育児に対する不安を解消し、負担を軽減するための支援が求められています。
- 子育て家庭の経済的負担を軽減するために中学3年生までを対象とした医療費の助成を行っています。
- 子育て支援サービスの利用料金を負担することが難しく、制度を利用できない家庭があるため、利用料金の負担軽減について検討する必要があります。
- 令和元（2019）年10月から実施された「幼児教育・保育の無償化」により、保育所等の対象児童の保育料のほか、幼稚園等の預かり保育や認可外保育施設等の保育料が就労等の保育理由に応じて無償化となりました。引き続き、子育て家庭の経済的負担を軽減していく必要があります。
- 放課後児童クラブの拡充が求められていますが、小学校の余裕教室が不足している状況です。
- 共働き家庭や就労形態の多様化により、多様な保育サービスの提供が求められています。
- 平成30（2018）年10月から新たに病児保育事業を開始しましたが、休日保育を実施する園がなくなるなど課題も生じています。
- 保育士や幼稚園教諭など子育て支援を担う人材が不足しているため、保育サービスの充実を図るためにも、関係機関と連携し、人材確保に努める必要があります。
- 複雑化・複合化している子育て家庭の課題を解決するために、「日向市子育て世代包括支援センター」や地域の子育て支援拠点施設が中心となって、育児に関する相談や支援策の提供に努める必要があります。
- 子育て家庭を孤立させないように、地域における多世代間の交流や地域づくりを支援する必要があります。
- 地域子育て支援拠点や児童館については、施設間での連携の強化や、地域での子育て支援活動など、サービスの拡充について検討する必要があります。

- 母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭が抱える問題について相談を受け、問題解決に努めています。
- ひとり親家庭については、経済的支援だけでなく、安定した生活ができるよう自立に向けた就業支援に取り組む必要があります。
- 近年、児童虐待は、大きな社会問題となっていますが、子どもの養育に対する保護者の不安や困り事に対して、早期に寄り添い、具体的な支援を講じるなど児童虐待の減少に努めた結果、平成26(2014)年以降は、児童虐待件数は減少し、横ばいの状況が続いています。
- 子どもや保護者の悩みや困り事は、多様化・複雑化しており、誰にも相談できない場合もあるため、専門的知識を持った職員を配置し、相談体制の充実を図る必要があります。
- 関係機関との連携を強化し、総合的な支援を行う体制を構築するために、令和4(2022)年までに「子ども家庭総合支援拠点」を設置することが求められています。

【参考資料】

■放課後児童クラブ実績（人）

	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
利用定員	230	340	380	380	380

■保育事業などの利用者実績（人）

	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
特定教育・保育施設の入所児童数	2,349	2,403	2,347	2,345	2,258
病児・病後児保育事業	1,135	1,316	1,249	1,538	2,165
一時預かり保育事業	1,787	1,664	1,364	1,305	1,171

■児童虐待受理件数（件）

	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
身体的虐待	14	5	9	11	4	20
心理的虐待	32	13	11	15	23	11
性的虐待	1		1			
保護者の怠慢・拒否（ネグレクト）	13	24	8	6	5	7
合計	60	42	29	32	32	38

資料：こども課

【目指す姿】

子どもの最善の利益を実現するために、家庭、地域、関係機関をはじめ、社会全体で子育てを支援する体制づくりを目指します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
産後ケア事業や家事支援における満足度	87.9%	98.0%
放課後児童クラブ利用定員数（年度末時点）	380人	580人
特定教育・保育施設における利用定員数（年度末時点）	2,400人	2,400人
児童虐待件数（年間）	38件	30件

【市民の役割】

- 市民全員の役割として子育てに協力し、子育ての楽しさや喜びを分かち合いましょう。
- 妊娠、出産、子育てに関する悩みを家庭や地域で気軽に相談できる雰囲気づくりに努めましょう。
- 児童虐待の疑いを放置せず、市役所や警察、民生委員など身近な人に相談しましょう。

【施策の体系】

2-1 安心して子どもを生み育てられる環境づくり

- ① 妊娠・出産環境の充実
- ② 乳幼児の健康・育児に対する支援の充実
- ③ 子育て支援制度の充実
- ④ 子育てと仕事の両立支援
- ⑤ 家庭・地域の子育て力の充実
- ⑥ ひとり親家庭への支援
- ⑦ 要保護児童等に対する支援の充実

【施策の方向性と主な事業】

① 妊娠・出産環境の充実

- 医療、福祉、教育の更なる連携を図り、「ヘルシースタート事業」の充実と周知に努めます。
- 「産後ケア事業」に宿泊型の導入を含め検討し、更なる充実を図ります。
- 不妊治療に対する支援の充実に努めます。

主な事業	ヘルシースタート事業、特定不妊治療費助成事業
------	------------------------

② 乳幼児の健康・育児に対する支援の充実

- 「保育園等全園訪問事業」を実施し、発達障がいや発達に困り感のある乳幼児の早期発見に努め、必要な支援につなげます。
- 療育を行える社会資源の構築に取り組みます。
- 保育園等での個別指導の充実を図るため、研修会を開催します。
- 多胎児の保護者やその他養育に困難を生じている保護者に対する支援の充実に努めます。

主な事業	ヘルシースタート事業、未熟児養育医療給付事業、発達障がい児相談員設置事業、小児予防接種事業
------	---

③ 子育て支援制度の充実

- 「幼児教育・保育の無償化」により、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- 子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費の助成や児童手当の給付を行います。
- 一時的に養育が困難になった児童の保護者に対して、ショートステイの利用や児童相談所への相談を促すなど適切な養育を支援します。
- ショートステイなど子育て支援サービスの利用者負担の軽減について検討します。

主な事業

児童手当給付事業、子ども医療費助成事業、子育て短期利用（ショートステイ）事業

④ 子育てと仕事の両立支援

- 小学校以外の既存の施設を利用し、放課後児童クラブの拡充を図ります。
- 子育て関連施設と協力し、子どもの状態や保護者の就労形態に対応した保育サービスの提供に努めます。
- 関係機関と協力し、保育士や幼稚園教諭など子育て支援を担う人材の確保に努めます。

主な事業

放課後児童健全育成事業、子育てのための施設等利用給付事業

⑤ 家庭・地域の子育て力の充実

- 地域子育て支援拠点施設の機能強化を図るため、「出張ひろば」の開催等を検討します。
- 日向市児童館運営協議会において、利用しやすい児童館の運営に努めます。

主な事業

ヘルシースタート事業、日知屋児童センター管理運営費事業、大王谷児童館管理運営費事業

⑥ ひとり親家庭への支援

- 母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭が相談しやすい体制づくりに努めます。
- ひとり親家庭への支援制度について、情報発信に努めます。
- ひとり親家庭の生活支援や保護者に対する就業支援に努めます。

主な事業

児童扶養手当給付事業、ひとり親家庭医療費助成事業、高等職業訓練促進給付金事業

⑦ 要保護児童等に対する支援の充実

- 妊娠期から子育てに関する不安や孤立感など気軽に相談できる体制づくりに努めます。
- 児童虐待を防止し、要保護児童等に対する支援の充実に努めます。
- 日向市要保護児童対策地域協議会の更なる充実を図ります。
- 児童虐待を防止し、早期発見につなげるために市民への啓発に努めます。
- 「子ども家庭総合支援拠点」の設置について検討します。

主な事業

児童虐待防止対策支援事業

【関連する計画】

・第2期日向市子ども・子育て支援事業計画

施策 2-2 健康に暮らせるまちづくり

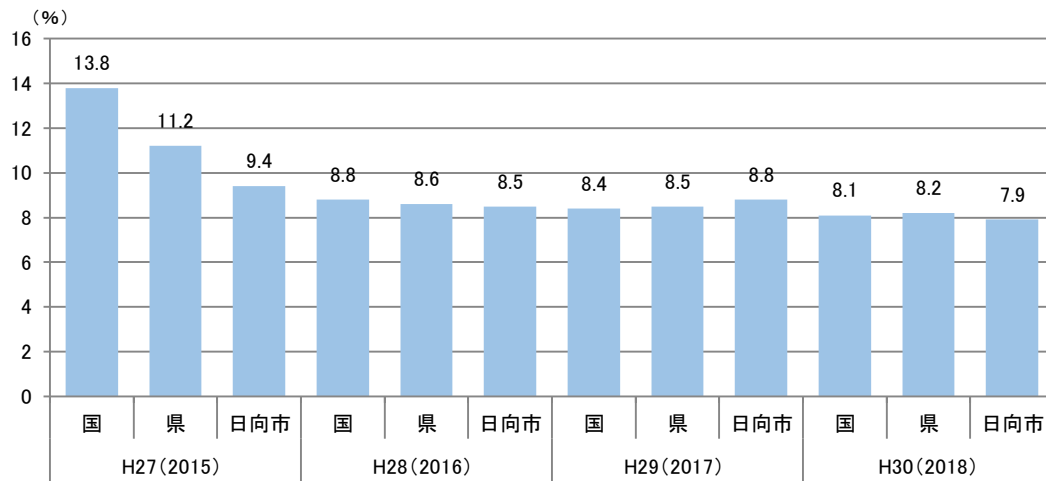


【現状と課題】

- 本市では「健康ひゅうが 21 計画」に基づき、ライフステージに応じた健康増進の取り組みを進めています。健康寿命の延伸に向けて、市民一人ひとりが健康に対する意識を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことが必要です。
- 前期基本計画では、がん検診受診率が目標値に達成せず向上していないため、平日・土日(休日)・夕方と個人の生活スタイルに合わせて受診しやすい体制を整える必要があります。
- 「日向市自殺対策行動計画」に基づき「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策を総合的かつ効果的に推進していく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症など治療法の確立されていない新たな感染症は、急速にまん延し、人々の生命や健康に重大な影響を及ぼすとともに社会的影響も大きいことから感染防止対策に取り組んでいくことが求められます。
- 国は、「団塊の世代」が 75 歳以上となる令和 7（2025）年を見据えて、地域にふさわしいバランスの取れた医療機能の分化、連携を推進する「地域医療構想」を推進しています。公立病院は、他の医療機関では担えない機能に重点化し、必要であれば再編統合することが求められています。
- 本市は、特に医師が少ない地域であり、医師の高齢化も進んでいるため、救急医療の崩壊やかかりつけ医の不足が懸念されます。また、令和 6（2024）年から医師にも働き方改革が導入されるため、医療人材の確保が更に困難になることが予想されます。
- 本市の二次救急医療は、民間の医療機関に依存している状況です。国の医療制度改革は、基幹的医療機関や医療提供体制に影響を及ぼす可能性があり、救急医療体制の維持が困難になることも予想されます。
- 東郷病院については、東郷地域における良質で持続可能な医療提供体制を確保するため、令和 3（2021）年 4 月から無床診療所として運営を継続することとなりました。
- 東郷病院の施設が老朽化しているため、診療所として適切な機能を持つ新たな施設の整備を行うほか在宅医療の充実などに取り組む必要があります。

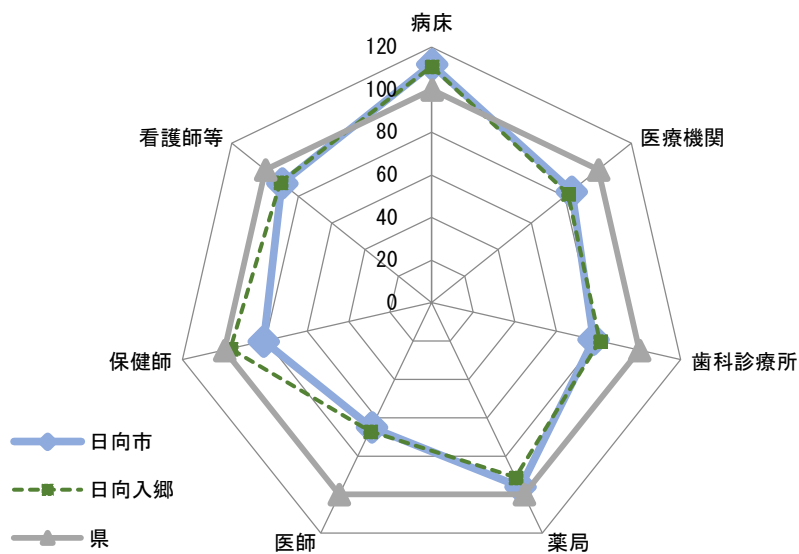
【参考資料】

■大腸がん検診受診率（％）



資料：地域保健報告

医療基盤に係るレーダーチャート（人口当たり指数）



宮崎県の医療薬務事情

※病床、医療機関、歯科診療所・・・H29. 10.1現在
 ※薬局・・・H30. 3.末現在
 ※医師、保健師、看護師等・・・H29. 12.末現在
 ※人口・・・H30. 10.1現在 推計人口

資料：宮崎県の医療薬務事情

【目指す姿】

市民一人ひとりが健康づくりに取り組み、生き生きと健康に暮らし続けられるまちを目指します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
大腸がん検診受診率	7.8%	12.0%
初期救急診療体制：月曜～金曜の夜間	240日	244日
二次救急医療体制：休日や夜間	365日	365日
東郷診療所の整備	—	供用開始

【市民の役割】

- 定期的に検診を受診しましょう。
- 栄養バランスの良い食事や適度な運動を心がけ健康づくりに努めましょう。
- 自殺対策を身近な問題ととらえ、理解を深めましょう。
- 基本的な感染症予防策を実践し、感染症の蔓延防止に努めましょう。
- かかりつけ医を持ち、適正受診を心がけましょう

【施策の体系】

2-2 健康に暮らせるまちづくり

- ① 保健対策の充実
- ② 医療体制の確保

【施策の方向性と主な事業】

① 保健対策の充実

- 疾病の早期発見のために、検診を受けやすい体制づくりや周知啓発に努めます。
- 疾病の早期治療のために、検診の要精密検査者に対して、電話・個別訪問等による受診勧奨を行います。
- 生活習慣病を予防し、健康づくりに取り組めるよう、個々に応じた食事や生活習慣の改善に向けた保健指導に努めます。
- 生きづらさや深い悩みを抱えている人に気づき、自殺を未然に防ぐことにつなげていけるよう相談窓口の周知啓発を行うとともに支援体制の充実に努めます。
- 新型コロナウイルス感染症など新たな感染症等の情報を収集し、正確な情報提供を行うとともに、関係機関と連携した適切な対応を図ります。

主な事業

健康増進事業、がん検診推進事業、自殺対策事業、感染症に要する経費

② 医療体制の確保

- 日向市東臼杵郡医師会や関係機関と連携し、医療人材の確保や地域医療体制の充実に努めます。
- 地域医療を担う医療人材の負担を軽減し、働きやすい環境をつくるため、かかりつけ医の利用促進や時間外受診の抑制など市民への啓発活動を推進します。
- 安定した救急医療体制を維持するため、二次救急医療機関に対する支援に取り組みます。
- 東郷病院については、令和3(2021)年4月に無床診療所に移行し、地域のかかりつけ医療機関として、持続可能な医療の提供に努めます。また、医師の安定確保に取り組むほか、新たに利便性の高い診療施設を整備します。

主な事業

地域医療体制整備事業、救急医療体制整備事業、初期救急診療所事業、
東郷診療所診療事業、東郷診療所一般管理費

【関連する計画】

- ・健康ひょうが21計画
- ・日向市自殺対策行動計画
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画
- ・日向市立東郷診療所基本構想
- ・日向市立東郷診療所整備基本計画

施策 2-3 高齢者福祉の充実

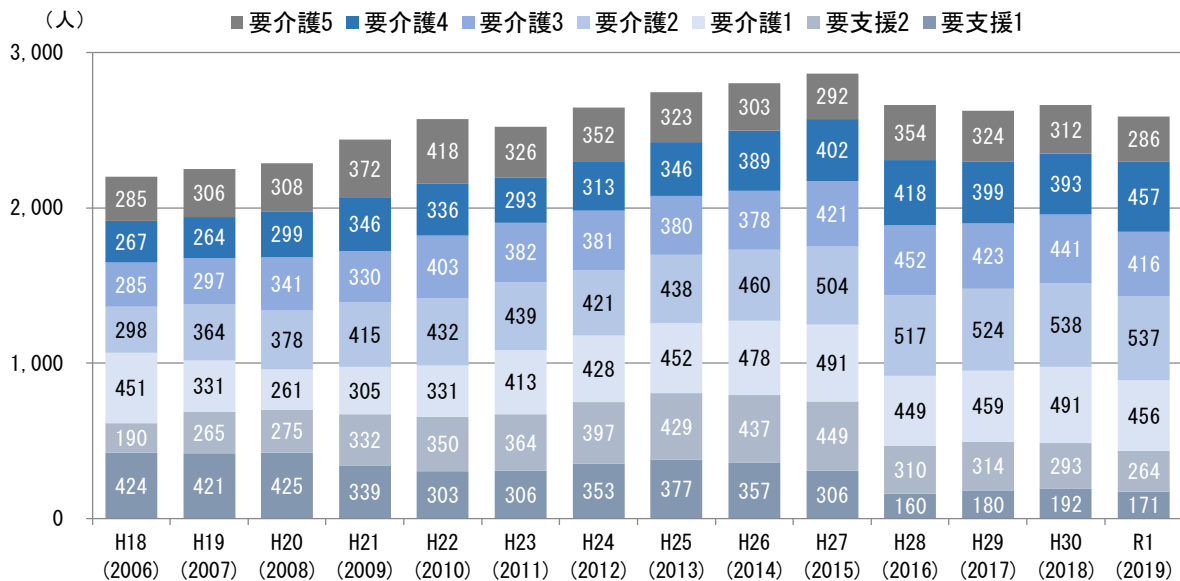
関連する
SDGs



【現状と課題】

- 高齢者クラブは、高齢者の福祉と地域社会の発展に寄与することを目的に、健康や友愛、社会奉仕などの活動に取り組んでいます。高齢者人口は増加していますが、クラブ数、会員数ともに減少しているため、高齢者クラブへの加入について広報啓発する必要があります。
- シルバー人材センターは、高齢者が働くことで生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献することを目的としています。近年、高齢者の雇用延伸や個人ニーズの多様化などにより、会員数が伸び悩んでいるため、センターの活動について情報発信、啓発活動に取り組む必要があります。
- 生活支援サポーターは、ごみ出しや電球の交換、外出支援など、在宅高齢者の日常生活の困りごとに対する支援を行うことを目的に活動していますが、生活圏域ごとに養成状況の差があることから、養成講座の充実を図る必要があります。
- 高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で生きがいを持って安全で安心に暮らし続けるためには、行政だけでなく、NPO法人や民間企業、ボランティアなど多様な主体による支援やサービスの提供が必要です。
- 行政主体型のサービスは充実が図れたものの、住民主体型のサービスは不足しているため、交流拠点の創設など住民主体型のサービスの充実に取り組む必要があります。
- 介護予防の一環として、「通いの場」に高齢者が定期的に集まり、様々な活動を行っていますが、移動手段の問題などにより通えない高齢者がいることが課題となっています。
- 認知症の増加や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性和支援体制の構築が求められていますが、後見を担う専門職が不足しているため、法人後見体制の充実や市民後見人の養成に取り組むことが求められています。
- 地域包括支援センターについては、高齢者の増加とともに業務量の増加が課題となっています。業務の平準化を図るため、地域包括支援センターとの連携を強化するとともに、センター間の総合調整や困難事案に対する技術的な支援に取り組む必要があります。
- 人口減少、高齢化が進む中で、「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の構築が求められています。
- 介護保険制度の運用にあたっては、適正な介護認定に努め、介護サービスを必要とする利用者に、適切なサービスを提供できるよう支援する必要があります。
- 地域密着型サービス事業所などに対する実地指導を実施することにより、介護サービス事業者の健全な事業運営や介護サービスの質の向上を図る必要があります。
- 必要な介護サービスを提供できるように、適正な介護保険の給付に努めるとともに、不足している介護人材の確保・育成や介護サービス事業所の整備に取り組む必要があります。

【参考資料】 ■要介護認定者数の推移



資料：介護保険状況報告（3月報告分）

【目指す姿】

高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で生き生きと自立した生活を送れるまちを目指します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
65歳以上人口に占める要介護（支援）認定者（第1号）の割合	13.4%	13.4%
生活支援サポーターの養成者の総数	189人	280人
いきいき百歳体操設置地区（箇所）（年度末時点）	76地区 (83箇所)	90地区 (100箇所)

【市民の役割】

- 高齢者は、自分の知識や経験を社会のために生かしましょう。
- 企業は、積極的に高齢者を雇用しましょう。
- 支援を必要とする高齢者を地域全体で支えましょう。
- 日頃から介護予防や健康づくりに努めましょう。

【施策の体系】

2-3 高齢者福祉の充実

- ① 高齢者の社会参加と生きがいづくり
- ② 地域で暮らし続けるための支援の充実
- ③ 介護サービスの充実と持続可能な制度運営

【施策の方向性と主な事業】

① 高齢者の社会参加と生きがいづくり

- 生活支援コーディネーターを活用して、生活圏域ごとにバランスよく生活支援サポーターを養成するとともに、住民主体の介護予防教室の運営支援など、活動の場の創設に継続して取り組みます。
- 日向市シルバー人材センターの活動内容や加入のメリットなどについて市広報等で情報発信し、会員拡大を支援します。
- 高齢者クラブの活動内容や加入のメリットなどについて市広報等で情報発信し、会員拡大を支援します。
- 高齢者の健康づくりのためのスポーツ活動に対する支援を行います

主な事業

高齢者社会参加・交流促進事業、シルバー人材センター支援に要する経費、在宅高齢者支援事業、地域支援事業

② 地域で暮らし続けるための支援の充実

- 地域ケア会議などを通して、地域課題の把握に努めるとともに、課題解決に向けて、住民が主体となった新たなサービスの充実に努めます。
- いきいき百歳体操の活動に加え、料理づくりなど「プラスワン」の取組の充実を図ります。
- 高齢者の移動手段について、旅客自動車運送事業者や関係者と情報交換を行い、地域支援事業によるサービス提供について検討します。
- 成年後見制度[※]の普及啓発に努め、適切な支援につなげる体制づくりや後見人に対する支援に取り組みます。
- 認知症高齢者の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で生活できるように、関係機関との連携を強化し、必要な支援に努めます。
- 基幹型地域包括支援センターを設置し、専門職を配置することで、地域包括支援センターに対する支援体制の充実を図ります。
- 地域共生社会の実現に向けて、自助・互助・共助・公助による全世代型地域包括ケアシステムの推進体制を構築します。

主な事業

地域支援事業

③ 介護サービスの充実と持続可能な制度運営

- 介護給付適正化事業を推進し、適正な介護認定に努め、必要なサービスの提供と費用の効率化に取り組みます。
- 介護サービスの質の向上を図るために、介護サービス事業所に対する指導や監査を実施します。
- 介護サービスを安定的に提供するために、介護保険事業計画に基づき必要な介護サービス事業所の整備を行います。
- 介護サービス事業所と連携を図り、介護人材不足の実態を把握し、介護人材の確保・育成に努めます。

主な事業

介護給付適正化事業、地域密着型サービス事業所等に対する実地指導・監査、地域密着型サービス等整備助成事業、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

[※] 成年後見人制度：精神上の障がい（知的障がい、精神障がい、認知症など）により判断の力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。

【関連する計画】

- ・日向市高齢者保健福祉計画
- ・介護保険事業計画

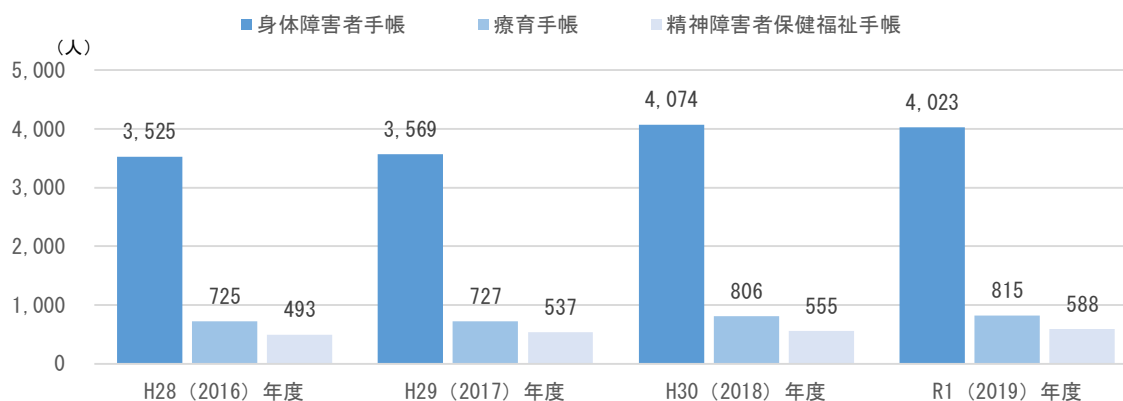
施策2-4 障がい福祉の充実



【現状と課題】

- 障がいや特性をお互いに理解し合い、それぞれの地域で社会的な孤立や排除をなくし、だれもが安心して生活できる地域共生社会の実現が求められています。
- 障がいのある人に対する虐待は、障がいのある人の尊厳を害するものであり、自立や社会参加にとって大きな弊害となっています。事業者などへの啓発を行い、障がいのある人に対する虐待を防止する必要があります。
- 成年後見制度については、後見人となる専門職など人的資源が不足している状況です。成年後見制度を広域で取り組み、障がいのある人への利用促進を図る必要があります。
- 障がいのある人が、自分が暮らす地域で自立した生活を送るためには、相談支援体制の充実を図るとともに、必要な福祉サービスの提供が求められています。
- 障がいのある人の多くが高齢化しているため、介護保険サービスと障がい福祉サービスの中から必要なサービスを適切に利用できるよう支援していく必要があります。
- 障がいのある人が、手話や点字などそれぞれの特性に応じた手段を用いて、意思疎通を図り、地域で共に暮らすことができる社会の実現が求められています。
- 障がいのある人が、生活の支障となる物理的な障害や移動手段の問題などにより、外出することが制限され、社会生活に参加できないことが課題となっています。
- 障がいのある人が、生きがいを持って、自立した生活を送るために、就労に向けた支援や労働環境、賃金水準の向上に向けた取組が必要です。
- 障がいのある人の雇用を促進し、定着させるために、求人状況や就職後の職場定着支援の状況を把握する必要があります。

【参考資料】 ■身体障害者手帳等の交付件数の推移



資料：福祉課

【目指す姿】

障がいのある人となない人が、意思疎通を図り、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
日向市手話奉仕員養成講座の修了者数(年間)	15人	18人
就労継続支援(A型・B型)の利用者数(年間)	2,945人	3,153人
障がい者センター「あいとぴあ」の利用者数(年間)	11,648人	13,000人

【市民の役割】

- 障がいや障がいのある人への正しい理解に努めましょう。
- 障がいのある人が利用しやすい施設整備に努めましょう。
- 障がいのある人を積極的に雇用しましょう。

【施策の体系】**2-4 障がい福祉の充実**

- ① 権利擁護の推進
- ② 地域生活の支援
- ③ 社会参加の促進

【施策の方向性と主な事業】**① 権利擁護の推進**

- 「障害者週間」における啓発活動などを通して、障がいや障がいのある人への理解を深め、地域で共に生活できる社会の実現に努めます。
- 障がいのある人への虐待について、市民や事業者などに対する啓発や研修会を開催し、虐待の予防に努めるとともに、虐待の早期発見、早期是正に努めます。
- 成年後見制度について、広域での取組を検討し、障がいのある人への利用促進に努めます。

主な事業

ふれあいフェスタ開催に要する経費、相談支援事業

② 地域生活の支援

- 日向・東臼杵圏域で設置している「基幹相談支援センター」を核として、事業者間の連携強化を図り、障がいのある人へ相談支援体制の充実に取り組みます。
- 障がいのある人が、自立した生活を安心して地域で暮らせるように、適切な障がい福祉サービスの充実を図ります。
- 障がいのある人が、高齢になっても必要なサービスを受けられるように、障がい者相談支援事業者や地域包括支援センターなど関係機関と連携し、切れ目のない支援に努めます。
- 障がいのある人が円滑に意思疎通を図り、必要な情報を入手できるように手話や点訳などの普及を図り、奉仕員講座による新たな奉仕員の育成に努めます。

主な事業

意思疎通支援事業、相談支援事業

③ 社会参加の促進

- 移動手段の確保やバリアフリー※化の推進など障がいのある人が、社会参加できる環境づくりに取り組みます。
- 障がいのある人が、個々の能力をより良く発揮できる就労の場を確保し、関係機関と連携しながら就労の促進に努めます。
- 障がいのある人が、自立した生活を送れるよう労働環境や賃金水準の向上に努めます。

主な事業

障害者社会参加促進事業、訓練等給付事業、相談支援事業

【関連する計画】

- ・日向市地域福祉計画
- ・日向市障がい者プラン
- ・日向市障がい福祉計画

※ バリアフリー：「バリアフリー」の「バリア」とは、英語で障壁（かべ）という意味。バリアフリーとは、生活の中で不便を感じることを、様々な活動をしようとするときの障壁をなくす（フリーにする）こと。

施策 2-5 地域福祉の充実と生活支援



【現状と課題】

- 人口減少や高齢化が進み、地域・家庭・職場という人々の支え合いの基盤が弱まっています。また、地域社会での担い手不足により、様々な課題が表面化しています。福祉分野だけでなく産業分野など分野を超えてつながりを深め、地域社会全体を支えていく必要があります。
- 福祉に対する市民ニーズは、多様化・複雑化しており、公的な福祉サービスだけでは対応できない状況が生じています。また、複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする相談者に対して、公的サービスが総合的に提供されていないことが課題となっています。
- 社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。
- 地域社会で支援を求めている者に住民が気づき、住民相互で支援活動を行うといった地域住民のつながりを再構築し、支え合う体制づくり、自治会（区）、民生委員・児童委員、ボランティア団体などの地域福祉を支える組織とのネットワークの強化が必要となっています。
- 社会経済情勢の変化から、生活困窮に至る背景は多様化しており、令和2（2020）年に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済悪化を受けて、生活保護受給世帯も全国で増加する傾向にあります。
- 本市の生活保護の動向については、平成 29（2017）年までは、減少する傾向にありましたが、平成 30（2018）年以降は、微増する傾向にあります。
- 生活困窮のもとでの社会問題として、高齢の親に無業の子どもが同居して生活困窮に移行していく「8050問題」や、若年・中年のひきこもりの増加などがあります。平成 30（2018）年に生活困窮者自立支援法が改正され、就労準備支援の実施やアウトリーチ※の相談支援が求められています。
- 令和2（2020）年3月に策定した「第2期日向市子どもの未来応援推進計画」（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）に基づく困窮家庭に寄り添った支援が求められるため、地域や関係機関と連携し、見守りや支援体制の充実を図る必要があります。
- 困窮家庭への支援のため、子ども食堂など民間団体による活動が広がりをみせていますが、活動資金やボランティアの確保等の課題があるため、市民や地域、企業への理解促進に努める必要があります。
- 地域の大人と関わりを深める機会を提供し、子どもを見守り、支える環境をつくるため、「まなびスペース」を計画的に整備する必要があります。

※ アウトリーチ：積極的に対象者の居る場所に向かい働きかけること。生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭訪問や当事者が出向きやすい場所での相談を行い、必要な支援と情報を届ける取り組み。

【参考資料】 ■生活保護の動向（年間平均値）

年度	平成 27(2015)年度	平成 28(2016)年度	平成 29(2017)年度	平成 30(2018)年度	令和元(2019)年度
被保護世帯数	732	740	712	699	717
被保護人員	929	917	855	823	845
保護率（％）	1.510	1.492	1.400	1.358	1.407

【目指す姿】

支援が必要な市民を地域で支え合う「自助・互助・共助・公助」のまちづくりが進み、市民がそれぞれの家庭や地域で自立した生活を送れるまちを目指します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
ボランティア活動者数（年間）	2,078人	2,350人
生活支援において自立助長推進世帯が自立した割合 （生活保護・生活困窮者自立支援）	24.7%	27.7%

【市民の役割】

- 地域福祉に関する理解を深めましょう。
- 自らの持つ知識や経験、技能を活用し、地域福祉活動に取り組みましょう。
- 地域福祉に関わる団体間の連携を深め、より良い活動に繋げましょう。
- 生活困窮を解決できる地域を目指し、社会参加や就労体験、子どもの学習支援に協力しましょう。

【施策の体系】

2-5 地域福祉の充実と生活支援

- ① 地域福祉の推進
- ② 生活支援と自立の促進
- ③ 子どもの未来を応援する施策の推進

【施策の方向性と主な事業】

① 地域福祉の推進

- 地域福祉の基本理念「自助・互助・共助・公助」に関する啓発に努め、地域福祉の理解や意識・環境づくりに取り組みます。
- 市民、地域、福祉団体、企業、行政、NPOなど、それぞれが役割を担い、相互に連携して、地域における福祉課題や生活課題の解決に協働して取り組みます。
- 家庭や地域が抱える複合的な課題を解決するために、幅広い分野の関係者や関係機関との連携を強化し、適切な福祉サービスの提供や包括的な支援の提供に努めます。
- 近所付き合いや交流を促し、支援を必要とする人に気づき、住民相互で助け合い、支え合える仕組みづくりを推進します。
- 地域福祉にふれる機会の創出による活動参加のきっかけづくりやボランティアへの参加促進などにより地域福祉を担う人材を育成します。

主な事業

ボランティア活動支援事業、地域力強化推進事業、
日向市社会福祉協議会の支援に要する経費、民間福祉活動支援事業

② 生活支援と自立の促進

- 法の趣旨に基づいた生活保護の適正実施に努めます。
- 支援が必要な人の実態を把握し、地域住民や関係機関、協力事業所と連携しながら、社会参加や自立に向け、必要なサービスの提供や個別支援に取り組みます。
- 学習・生活支援事業を利用する児童生徒の増加に伴い、中学校区を単位とした集合型支援の体制づくりに努めます。
- 生活困窮者自立支援における就労準備支援事業の実施を検討します。

主な事業

生活保護の適正実施推進事業、生活困窮者自立支援事業

③ 子どもの未来を応援する施策の推進

- 子どもの貧困対策を総合的に推進するために、市民や地域、企業等との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。
- 貧困家庭を支援する民間活動に対する市民の理解促進に努めます。
- 多様な親子の居場所づくりを促進し、子どもを見守り、支える地域づくりに取り組みます。
- 「子ども・若者応援ネット」を拡充し、関係機関が相互に関わりながら支援の充実に努めます。
- 「まなびスペース」を計画的に整備し、子どもの居場所づくりに取り組みます。

主な事業

子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業

【関連する計画】

- ・日向市地域福祉計画
- ・日向市子どもの未来応援推進計画

施策 2-6 社会保障制度の安定運営

関連する
SDGs



【現状と課題】

- 国民健康保険事業は、医療技術の高度化や生活習慣病の重症化等により、被保険者一人当たりの医療費が増加しており、大変厳しい財政状況が続いています。
- 医療機関の重複受診や頻回受診、重複服薬等が医療費の増加要因となっているため、医療機関の適正受診や重複・頻回傾向にある被保険者への指導を行うなど医療費の抑制を図る必要があります。
- 特定健診受診率は、国、県の目標値よりも低いため、引き続き受診率向上に努める必要があります。
- 生活習慣病の重症化を予防するために、要治療者や治療中断者への受診勧奨に取り組む必要があります。
- 持続可能な財政運営を行うために、国民健康保険税の収納率向上を図るとともに、受益者負担の観点から適切な国民健康保険税率について検討する必要があります。
- 後期高齢者医療事業については、高齢化が進み、被保険者数が年々増加している状況です。
- 宮崎県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、適正な運営に努める必要があります。
- 国民年金制度は、世代間で互いに助け合う仕組みであり老後の生活を支える社会保障の柱としての役割を果たしています。少子高齢化・人口減少が進む中、その重要性は高まっており、市民の年金受給権を確保するため制度に対する理解を深める取組が必要です。

【参考資料】 ■日向市国民健康保険事業の状況

区分	H28(2016) 年度	伸率(%)	H29(2017) 年度	伸率(%)	H30(2018) 年度	伸率(%)	R1(2019) 年度	伸率(%)
国保世帯数(世帯)	9,979	△2.35	9,676	△3.04	9,405	△2.80	9,175	△2.45
被保険者数(人)	16,162	△3.61	15,406	△4.68	14,671	△4.71	14,130	△3.75
医療 件数(件)	269,415	△3.32	259,801	△3.57	249,271	△4.05	242,228	△2.83
給付 費用額(円)	6,234,836,261	△3.93	5,985,809,562	△3.99	5,982,962,578	△0.05	5,933,886,510	△0.82
1人当たり医療費	385,771	△0.33	388,538	0.72	407,531	4.89	419,950	3.05

資料：国民健康保険事業年報

【目指す姿】

社会保障制度が適正に運営され、公平な負担と給付により市民が安心して暮らせるまちを目指します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
特定健康診査受診率(年度末時点)	32.0%	40.0%
ジェネリック医薬品普及率	81.7%	90.0%
国民健康保険税収納率(現年度分)	92.8%	93.0%
後期高齢者医療保険料収納率(現年度分)	98.8%	99.0%

【市民の役割】

- 特定健診を受診し、生活習慣病の予防や改善に努めましょう。
- かかりつけ医、かかりつけ薬局を持ち、医療機関の適正受診や適正な服薬に努めましょう。
- 保険税（料）は、期限を守って納付しましょう。
- 国民年金制度の役割を正しく理解し、年金が受給できる権利を確保しましょう。

【施策の体系】**2－6 社会保障制度の安定運営**

- ① 国民健康保険制度の適正な運営
- ② 後期高齢者医療制度の適正な運営
- ③ 国民年金制度の適正な運営

【施策の方向性と主な事業】**① 国民健康保険制度の適正な運営**

- 医療機関の適正受診、適性服薬についての啓発活動を推進します。
- 医療費の抑制を図るために、ジェネリック医薬品の普及啓発を促進します。
- 重複・頻回受診傾向にある被保険者への訪問指導を実施し、医療費の抑制を図ります。
- 特定健康診査を実施し、生活習慣病の早期発見に努めます。
- 生活習慣病を予防、改善するために特定保健指導の充実に努めます。
- 国民健康保険税未納者の実態を把握し、きめ細やかな納税相談に努めるとともに、適正な滞納処分を行うなど未収債権の圧縮に取り組みます。

主な事業

医療費適正化特別対策事業、特定健診・保健指導事業

② 後期高齢者医療制度の適正な運営

- 後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者医療制度の適正な運営に努めます。
- 後期高齢者医療制度の啓発活動を推進します。
- 後期高齢者健診の受診率向上に向け、受診しやすい環境づくりに努めます。

主な事業

後期高齢者医療事業、健康診査事業

③ 国民年金制度の適正な運営

- 市民が年金受給権を確保できるよう、国民年金制度の普及・啓発活動を推進します。
- 日本年金機構および年金事務所と協力連携し、国民年金に関する市民からの相談に対してきめ細やかな対応に努めます。

主な事業

国民年金事業

【関連する計画】

- ・健康ひょうが 21 計画

基本目標 3 産業振興

新たな挑戦で活力ある産業が育ち、元気な人が集うまち

【施策】

【具体的な施策】

3-1 農業の振興

- ① 担い手の育成・確保
- ② 地域資源を生かした特産物の振興
- ③ 経営安定対策の推進
- ④ 畜産業の振興
- ⑤ 農村環境の維持と生産基盤の整備
- ⑥ 環境保全型農業の推進
- ⑦ 農地集積の推進
- ⑧ 荒廃農地の解消

3-2 林業・木材産業の振興

- ① 生産基盤の整備
- ② 林業経営の改善
- ③ 木材利用拡大の推進
- ④ 森林の適正な管理の推進

3-3 水産業の振興

- ① 水産資源を守り増やす取組の推進
- ② 漁業の経営基盤強化
- ③ 内水面漁業の振興

3-4 商工業の振興

- ① 活力ある商業の振興
- ② 高度な技術力を生かした工業の振興

3-5 雇用の確保と創出

- ① 就業の場の確保と雇用の創出
- ② 産業人材の育成
- ③ 労働者福祉の向上

3-6 企業誘致と次世代産業の育成

- ① 企業誘致の推進
- ② 新たな産業の育成支援

3-7 地域を活性化する観光の振興

- ① 受入体制の整備とおもてなしの充実
- ② 観光消費拡大の仕掛けづくり
- ③ 効果的な情報発信とプロモーション
- ④ 観光産業を担う組織や人材育成・強化
- ⑤ 地域資源を活用したスポーツ交流の拡大

施策 3-1 農業の振興



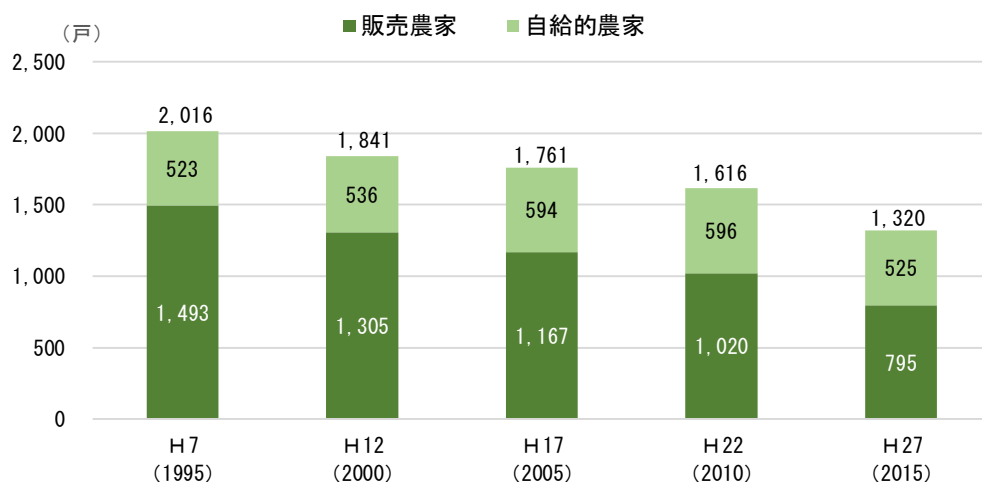
【現状と課題】

- 総農家数は、平成7（1995）年の2,016戸から平成27（2015）年には1,320戸となっており、過去20年間で約35%減少しています。
- 平成22（2010）年と平成27（2015）年の農業就業人口を比較すると、約32%減少しています。また、農業就業人口に占める65歳以上の割合は、平成22（2010）年は66%でしたが平成27（2015）年には70%になっており、高齢化が進行している状況です。
- 農業従事者の高齢化や担い手不足により、農家数は減少しており、荒廃農地が増加するなど、農業を取り巻く状況は、今後さらに厳しくなることが予想されます。そのため、担い手の確保・育成が重要な課題となっています。
- 近年、都市部から地方への移住に関心が高まっており、新規就農希望者が増加することも期待されます。そのため、新規就農希望者へのきめ細やかな支援を行う必要があります。
- 日向地域では、9品目の農畜産物が県の「みやざきブランド認証品」に認定されています。地域の特性を生かした農畜産物の生産拡大を図る必要があります。
- 農商工連携、6次産業化を促進し、ブランド開発の強化による農畜産物の高付加価値化や、産学官連携による新たなブランドの研究・確立を図る必要があります。
- 平成29（2017）年度より県内全域で「へべす」の栽培が開始されました。本市は、「発祥の地」としての強みを生かし、生産者や関係機関と連携して、認知度向上に取り組む必要があります。
- 「へべす」は、長期保存が難しく、周年出荷が確立できないために、販路拡大に課題があります。
- 農畜産物の価格低迷や燃油・資機材の高騰などが、安定的な農業経営を進めるうえで大きな妨げとなっています。農畜産物の価格安定制度の適正な運用に努めるとともに、各種事業や制度資金の活用を図るなど、農業経営の安定化に向けた支援に取り組む必要があります。
- 農業経営分析の支援を行い、高い農業経営管理能力の習得を促進する必要があります。
- 農業法人の設立を検討している経営体に対し、相談・支援の充実を図る必要があります。
- 肉用牛については、高齢化や担い手不足などの問題により農家戸数や飼養頭数が減少しています。
- 和牛生産地としての産地競争力を強化し、地域農業の経営安定対策を推進するために、繁殖雌牛頭数やセリ上場子牛頭数の維持・拡大を図る必要があります。
- 肥育経営については、消費者ニーズに即した牛肉生産に取り組むとともに、繁殖経営との一体的な生産性向上を図るため、地域内一貫体制を充実する必要があります。
- 養豚については、農産物貿易の自由化の影響により、輸入豚肉との厳しい価格競争が懸念されるため、コスト低減・生産性向上に取り組む必要があります。
- 養鶏については、鶏舎の老朽化対策や生産性向上を図るため、設備の改善や農場周辺の環境保全に取り組む必要があります。

- C S F（豚熱）やA S F（アフリカ豚熱）などの家畜伝染病について、感染を防止するために、家畜伝染病予防法に基づき家畜防疫体制の強化や疾病対策に取り組む必要があります。
- 農村地域では、今後さらに人口減少・高齢化が進むことが予想されるため、農村環境の整備に努め、農村の活性化を図る必要があります。
- 農道や農業用排水路などの生産基盤の整備を計画的に推進する必要があります。
- 防災重点ため池については、耐震調査の結果を踏まえ、適切に整備を推進する必要があります。
- 消費者の食の安全に対する関心は高く、安全・安心な農産物の生産を確保することが非常に重要です。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、今後さらに市場からG A P（農業生産工程管理）認証の要求が増えることが予想されます。
- 減農薬・減化学肥料の農産物に対する消費者の関心も高まっており、消費者ニーズに応じた農産物の生産を支援する必要があります。
- 規模拡大や経営農地の確保による経営安定化を図るため、認定農業者や新規就農者などの担い手の農地集積を支援する必要があります。
- 高齢化や鳥獣被害などにより、基盤整備が進んでいない農地だけでなく、基盤整備が実施された優良農地についても、今後荒廃化が進むことが懸念されます。

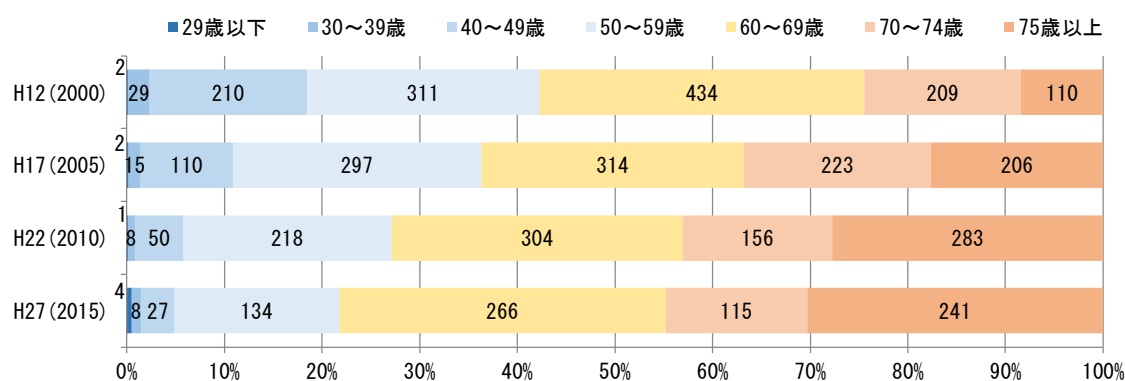
【参考資料】

■総農家数の推移



資料：農林業センサス

■販売農家経営者の年齢区分の推移



資料：農林業センサス

【目指す姿】

農業への理解が深まり、6次産業化など農業経営の多角化が進むことで「儲かる農業」が実現し、多様な担い手が活躍する農業を目指します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
新規就農者の累計人数(累計)	—	20人
J A日向におけるへべすの出荷量(年間)	83.0 t	200.0 t
農地中間管理事業の実施総面積	80.6ha	135.0ha
ふるさと日向市応援寄附金事業者数(年間)	45事業者	85事業者

【市民の役割】

- 農業の重要性や役割について理解を深め、特産品のPRや地産地消に努めましょう。
- 農道、農業用排水路、農村公園を正しく利用し、維持管理に協力しましょう。
- 生産者は、農業経営の生産性向上や環境保全型農業の推進に取り組みましょう。
- 生産者は、防疫対策の徹底や家畜排せつ物の適正処理など安全衛生対策に努めましょう。

【施策の体系】

3-1 農業の振興

- ① 担い手の育成・確保
- ② 地域資源を生かした特産物の振興
- ③ 経営安定対策の推進
- ④ 畜産業の振興
- ⑤ 農村環境の維持と生産基盤の整備
- ⑥ 環境保全型農業の推進
- ⑦ 農地集積の推進
- ⑧ 荒廃農地の解消

【施策の方向性と主な事業】

① 担い手の育成・確保

- 就農希望者の就農に向け、農業技術の習得や農地・施設の確保などの支援に努めます。
- 都市部で開催される移住相談会や就農相談会などに参加し、新規就農者の確保に取り組みます。
- 認定農業者を育成するため、経営改善計画に対する支援や経営分析等の支援に努めます。
- 集落営農に関する啓発活動を推進し、集落営農組織の育成に努めます。
- 農業後継者や新規就農者を育成するために、認定農業者連絡協議会やSAP会議への支援を行います。
- 女性や障がいのある人など、多様な人材が活躍できる就農環境の充実に取り組みます。

主な事業

農業人材力強化総合支援事業、認定農業者等担い手育成支援事業、農業経営対策事業

② 地域資源を生かした特産物の振興

- 地域の特性に応じた農畜産物の安定的な生産や加工品の開発により、付加価値の高い日向地域のブランド確立を推進します。
- 産学官の交流・連携を促進し、新しいブランドの研究・開発を推進します。
- 農業生産者と食品加工業、流通業、観光業等の多様な事業者とのネットワークや農商工連携による地産地消や6次産業化を促進し、新商品開発・販路開拓等の取り組みを支援します。
- 関係機関と連携し、発祥の地としての強みを生かした「へべす」の情報発信や知名度向上に取り組みます。
- 生産者や関係機関と連携し、「へべす」が周年出荷可能となるよう体制の構築に取り組みます。

主な事業

へべす振興対策事業、日向地域のブランド確立推進事業

③ 経営安定対策の推進

- 認定新規就農者や認定農業者による施設の規模拡大や機械・設備の導入について、各種事業の活用や制度資金の活用を支援します。
- 法人設立を目指している認定農業者や集落営農組織に対し、支援事業制度の活用や専門家を派遣し、法人化に向けた取り組みを支援します。
- 収益性の高い施設園芸を中心に、「産地戦略ビジョン」を策定し、組織的な生産拡大や販売強化に取り組みます。
- 農業者が安定した農業経営を行えるよう関係機関と連携し、経営改善の支援に努めます。
- 経営管理能力の向上による農業経営の体質強化に努めます。
- スマート農業について、各種事業の活用による導入を推進します。

主な事業

農業振興事業、農業施設付帯設備設置促進対策事業、各種資金利子補給事業、圏域物流体制整備事業、農産物価格安定対策事業、経営所得安定対策等推進事業、農業者年金事務事業

④ 畜産業の振興

- 飼養頭数の維持・拡大を図るため、優良繁殖牛の導入を支援するとともに、購買者ニーズに即した子牛生産に取り組みます。
- 肉用牛の産地競争力を強化するため、生産基盤の整備や経営技術改善による生産性の向上に取り組みます。
- 耕畜連携やコントラクターを活用することで、飼料作物の生産拡大を図り、飼料自給率の向上に取り組みます。
- 畜産農家の担い手として需要が増加している畜産ヘルパー要員の育成に努めます。
- 肥育経営については、地産地消を促進するとともに、ブランド牛確立を支援し、生産から販売までの地域内一貫体制の構築を図ります。
- 養豚については、効率的な施設整備や優良種豚の導入など、生産基盤の充実と生産性の向上に取り組みます。

- 養鶏については、最新設備や先進技術の導入による生産性の向上や経営管理技術の向上に取り組みます。
- 畜産農家に対し、農場衛生対策の啓発活動を行うとともに、消毒用資材の配布など家畜伝染病の発生防止対策に取り組みます。

主な事業

生産性向上対策事業、家畜防疫推進事業、各種資金利子補給（畜産）、
畜産センター管理運営費

⑤ 農村環境の維持と生産基盤の整備

- 農道や農業用排水路など農村地域の生産基盤の整備拡充や適切な維持管理に努めます。
- 地域が主体となった農業用施設の維持管理や農村景観の保全に取り組む共同活動を支援します。
- 地域の活性化を図るため、農村公園や農村交流館、農産加工施設の適切な維持管理に努めます。
- 防災重点ため池に指定されている農業用ため池の耐震補強整備を推進します。
- 農業用廃プラスチックの適正処理を推進します。

主な事業

富島幹線水路整備事業、農道管理費、農業地域防災減災事業、
中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業、
農村交流館・塩見農村公園管理運営費

⑥ 環境保全型農業の推進

- 耕畜連携による有機肥料の施用を推進し、化学肥料の施用を抑えるとともに、農薬の低減化・適正使用を促進します。
- 県の「ひなたGAP認証制度」などGAP認証取得に向けた農家の取組を支援し、安全な農産物の生産と品質の向上を図ります。
- 農場や畜産資源リサイクルセンターで生産される堆肥の品質向上を図り、農地に還元する資源循環型農業を促進します。

主な事業

環境保全型農業直接支援対策事業、畜産資源リサイクルセンター管理運営費

⑦ 農地集積の推進

- 農地中間管理機構と連携し、地域の中心となる経営体への農地の集積を推進します。

主な事業

農地中間管理事業、農地中間管理機構支援事業

⑧ 荒廃農地の解消

- 飼料作物の生産などの土地利用型農業や、栽培条件に適した作物の作付けを推進し、荒廃農地の解消に努めます。
- 侵入防止柵の計画的な設置を推進するなど、有害鳥獣による農作物の被害対策に努めます。
- 農地パトロールによる荒廃農地の把握や農地所有者への意向調査を実施し、農地活用を促進します。

主な事業

農業振興事業、農地中間管理機構支援事業

【関連する計画】

- ・日向市農林水産業振興計画
- ・日向市農業振興地域整備計画
- ・日向市肉用牛生産近代化計画
- ・人・農地プラン
- ・人・牛プラン
- ・日向市食育・地産地消推進計画

施策 3-2 林業・木材産業の振興



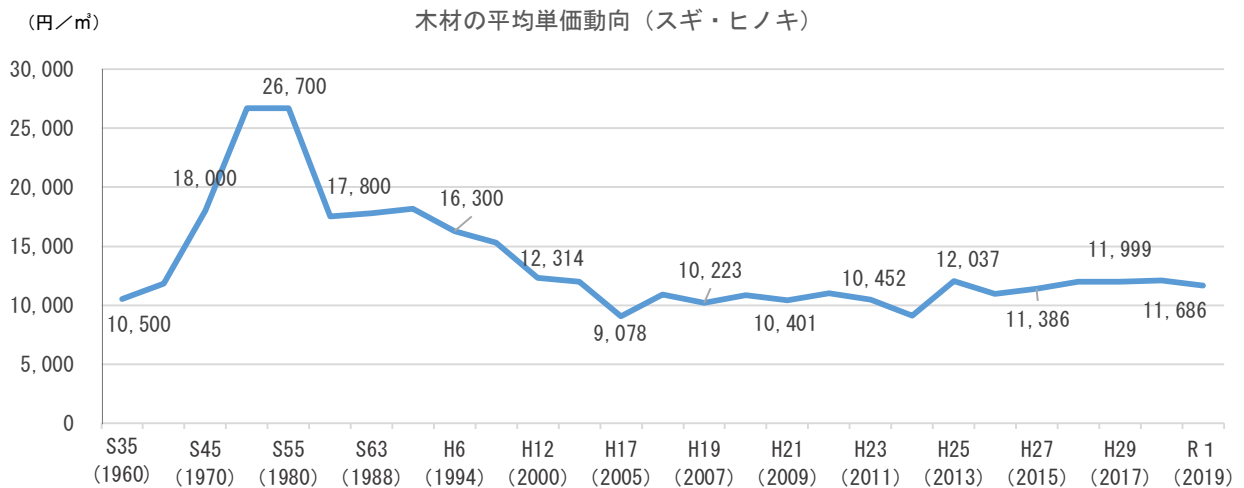
【現状と課題】

- 本市は、全国でも有数の林業地帯である耳川流域の玄関口に位置しており、原木市場や製材工場、集成材工場などが集積する木材加工流通の拠点となっています。
- 木質バイオマス燃料となる未利用材や丸太輸入量が減少しているため、国産材供給量割合が増加し、素材生産活動も増加することが予想されます。
- 森林内の路網は、間伐などの森林整備や木材生産コストの低減など、森林経営の基盤となる産業施設です。そのため、災害に強く地域産業の振興に資する林道等の整備を進める必要があります。
- 高性能林業機械の導入など、生産基盤を充実させることにより、地形や自然条件に適合した合理的な作業システムを確立し、素材生産の低コスト化など生産性向上につなげていく必要があります。
- 木材需要の高まりとともに、森林の誤伐や盗伐が問題となっています。
- 有害鳥獣による被害は、徐々に減少しているものの、未だ深刻な状況にあります。
- 木材価格の低迷や採算性の悪化、シカの食害などにより、森林所有者の経営意欲の低下や、高齢化による後継者不足が懸念されています。複合経営の推進や野生鳥獣の被害防止などにより、安定した所得の確保を図るとともに、地域のリーダーとなる意欲ある林家の育成に努める必要があります。
- 本市の林業就業者数は、横ばいの状況で推移していますが、高齢化が進んでいるため、新たな林業の担い手の確保に努めるとともに、就労環境の充実に取り組む必要があります。
- しいたけ生産者の高齢化や乾しいたけの価格低下により、生産意欲の低下や生産者の減少が課題となっています。
- 木材の需要は、人口減少に伴い、新築住宅着工戸数の減少が予想されます。また、T P P（環太平洋パートナーシップ）や日 E U ・ E P A（日 E U 経済連携協定）に基づく木材製材品の関税撤廃による影響も懸念されています。
- 木材については、構造材だけではなく内装材などへの新たな利活用や輸出による木材需要の拡大、木材加工施設の生産性向上を図ることにより、森林所有者の所得向上につなげる必要があります。
- 木質バイオマス発電施設の本格稼働により、これまで山に放置されていた小径木や曲がり材などが有効利活用されており、森林所有者の所得向上や林地の保全につながっています。
- 森林は、木材の生産をはじめ、国土の保全、水源のかん養、土砂災害や地球温暖化の防止など多面的な機能を有しているため、森林の保全を図るとともに、森林資源を将来にわたって循環利用できるよう、資源循環型林業システムを構築する必要があります。
- 主伐する森林所有者が増加する一方で、高齢化や後継者不足などにより再造林が進まない状況です。コンテナ苗の普及による通年造林を促し、森林資源の循環利用を図る必要があります。
- 適切な時期に間伐等が実施されていないため、森林の公益的機能が低下し、全国的に豪雨等による自然災害が発生しています。

- 令和元（2019）年に始まった森林経営管理制度に基づき、森林の適正な経営管理に取り組む必要があります。
- SGEC 森林認証[※]については、認証基準に基づき持続的に管理する必要があることから、維持管理費用の負担が課題となり認証取得が進んでいない状況です。

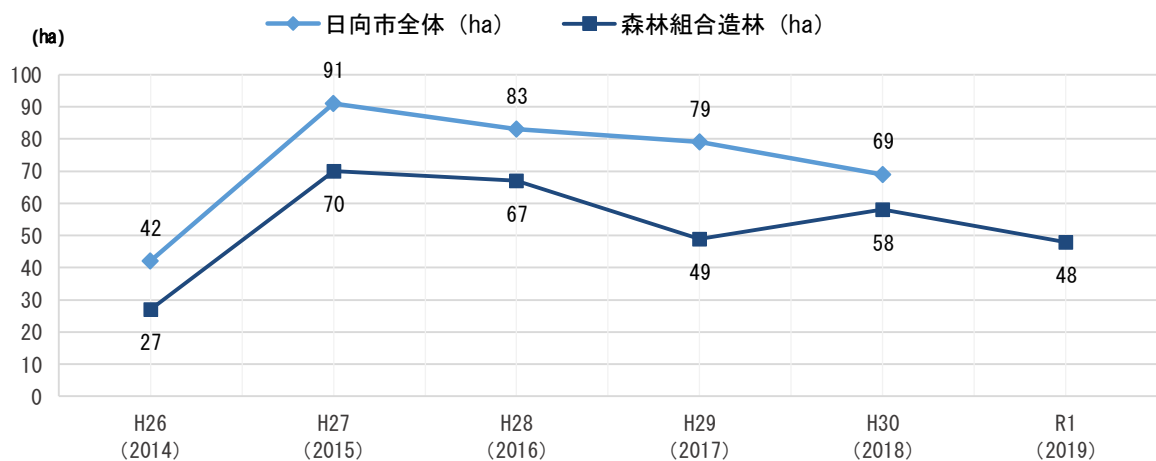
【参考資料】

■木材の平均単価動向



資料：宮崎県森林組合連合会東郷林産物流通センター

■造林面積の推移



資料：宮崎県林業統計要覧・耳川広域森林組合

【目指す姿】

豊かな森林資源の循環利用や生産性の向上による持続可能な森林経営の実現を目指します。

[※] SGEC 森林認証：国際的な基準を用いて持続可能な森林経営を行っている森林を認証するシステム。森林の所有者や管理者が取得することで、日本の森林管理のレベルを向上させ、豊かな自然環境と木材生産を両立する健全な森林育成を保障するもの。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
造林面積(年間)	48.0ha	65.0ha
有害鳥獣による農林産物の被害額(年間)	25,117千円	23,510千円
間伐実施面積(年間)	106.0ha (平成30(2018)年度)	140.0ha
林道の総延長(年度末時点)	124.9km	127.9km

【市民の役割】

- 林業の重要性について理解し、耳川流域産の木材を積極的に利用しましょう。
- 森林所有者は、森林経営計画を作成し、森林の適正な経営管理に努めましょう。
- 森林の機能を理解し、二酸化炭素の排出を抑制するなど森林の保全に努めましょう。

【施策の体系】

3-2 林業・木材産業の振興

- ① 生産基盤の整備
- ② 林業経営の改善
- ③ 木材利用拡大の推進
- ④ 森林の適正な管理の推進

【施策の方向性と主な事業】

① 生産基盤の整備

- 素材生産基盤の構築を図るため、利用者ニーズに応じた災害に強い林道等の整備を推進します。
- 素材生産の生産性向上を図るため、高性能林業機械の導入を支援します。
- 伐採と再造林の一貫作業システムによる再造林作業の効率化、低コスト化を促進します。
- ICT(情報通信技術)を活用した生産管理手法の導入について調査研究を行います。
- 森林の誤伐や盗伐を防止し、合法木材の流通促進に努めます。

主な事業

林業・木材産業構造改革交付金事業、地方創生道整備推進交付金事業

② 林業経営の改善

- 林業経営者の体質強化に対する支援を行うことで、後継者不足の解消に努めます。
- 林業研究グループなど地域のリーダーとなり得る人材の育成や活動を支援します。
- 林業経営者の就労環境の改善や生産性向上に対する支援を行います。
- 有害鳥獣の捕獲支援や侵入防護柵設置に対する支援を行い、有害鳥獣の被害防止対策に取り組みます。
- 捕獲鳥獣の活用やジビエ料理、加工品の需要拡大に努めます。
- 特産林産物について、生産施設の整備や資材購入に対する支援や流通拡大に取り組みます。

主な事業	林業振興事業、有害鳥獣対策事業
------	-----------------

③ 木材利用拡大の推進

- 高品質の製材品を安定供給するため、木材の加工流通体制の効率化を支援します。
- 公共施設や民間住宅、商業施設などへの耳川流域材の利用を促進します。
- 林地残材の木質バイオマスへの活用や大径材[※]の需要拡大など、森林資源の有効活用を推進します。
- CLT[※]など新たな木材製品の普及に努めます。
- CNF[※]などの利用について、調査研究を行います。

主な事業	合板・製材生産性強化対策交付金事業、林業・木材産業構造改革交付金事業、林業振興事業
------	---

④ 森林の適正な管理の推進

- 計画的で効率的な森林整備を促進し、木材生産機能と公益的機能が発揮できる森林づくりに努めます。
- 「伐って、使って、すぐ植える」資源循環型林業システムを構築します。
- 耳川流域の町村との連携も図りながら、森林整備を担う人材育成及び担い手の確保に取り組みます。
- 森林所有者や林業経営者と連携し、森林経営管理制度による森林の適正な経営管理を促進します。
- 森林環境教育や市民参加の森林づくりなど市民への啓発活動を推進します。
- 山地災害を防止するため、治山事業を推進し、森林の保全を図ります。
- SGEC 認証制度を普及させ、認証材の利活用促進に努めます。

主な事業	森林経営管理制度事業、国土保全造林事業、森林づくり推進事業
------	-------------------------------

【関連する計画】

- ・日向市農林水産業振興計画
- ・日向市環境基本計画
- ・日向市森林整備計画
- ・日向市鳥獣被害防止計画

※ 大径材：丸太の細い方の直径が 30 cm 以上のもの。

※ CLT：ひき板を並べた層を、板の繊維方向が層ごとに直行するよう重ねて接着した大判のパネル。

※ CNF：セルロースナノファイバーの略。鋼鉄の5分の1の重量で約5倍の強度を持つ植物由来の素材であり、木材等の植物繊維（セルロース）を化学的、機械的に処理してナノサイズ（1nm は 100 万分の1mm）まで細かく解きほぐした極細繊維状物質。

施策 3-3 水産業の振興

関連する SDGs

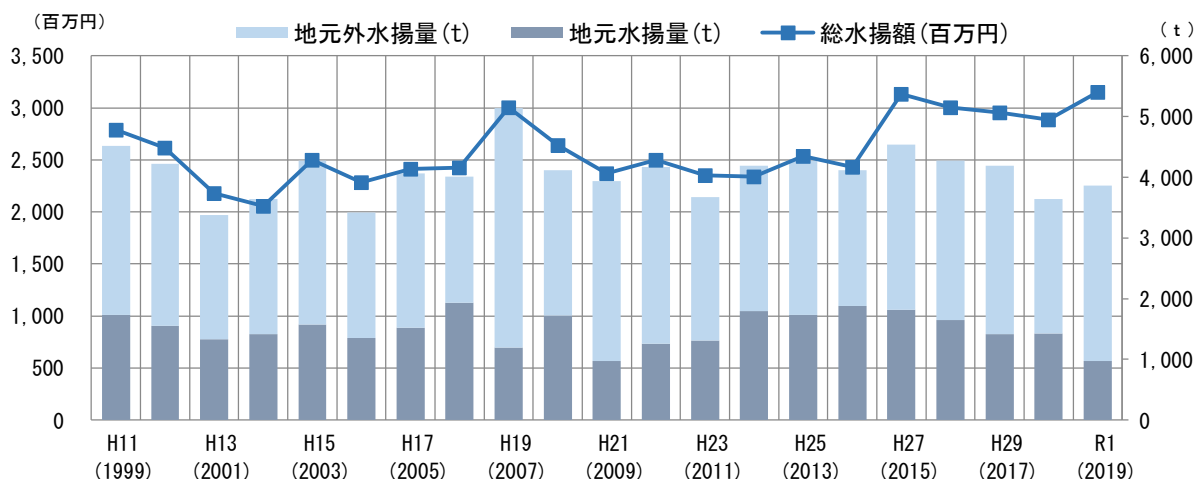


【現状と課題】

- 不安定な海況や藻場の消失など漁場を取り巻く環境は厳しく、水揚高にも大きな影響を及ぼしています。
- 本市の沿岸域は、魚介類の生息場となる岩礁が少ないため、稚魚・稚貝の放流や藻場の造成、魚礁等の設置など生産基盤の整備に取り組む必要があります。
- ハマグリの漁獲量は、資源量の減少などに伴い、年々減少していると考えられます。県と連携し、ハマグリ保護増殖に向けて取り組む必要があります。
- 全国的に魚介類の1人当たりの供給数量は、年々減少し続けており、いわゆる「魚離れ」が進み、本市でも魚価の低迷の要因になっていると考えられます。
- 本市の水産業は、全体的には豊漁が続いていますが、魚価の低迷、燃油の高騰、資材価格の上昇などにより、漁業経営が不安定になりやすい状況が続いています。
- 日向市漁業協同組合では、高齢化の進行や後継者不足等により組合員が減少し、組織・経営の健全化及び安定化が課題となっています。新たな就業者の確保や外国人材の活用、水産物の販路拡大や6次産業化の支援など、経営安定化へ向けた取り組みが必要です。
- 岩ガキについては、生産量が年々増加しており、新たな特産品として生産拡大が期待されていますが、気象の影響等により、年ごとの生育状況に差があるため、安定した生産体制の構築化を図る必要があります。
- 新たな養殖場の設置については、必要な調査や情報収集を行いながら関係機関と連携した対応を行う必要があります。
- 本市の内水面漁業は、河川環境の保全に大きな役割を果たしていますが、台風や豪雨による土砂崩れや河川の氾濫、伐採による倒木や土砂の流入等により、河川環境が悪化し、漁業・魚介類の生育等に大きな影響が及んでいると考えられます。
- 市民に対して河川環境の保全について意識啓発をすすめるとともに、関係機関と連携した河川環境の保全や水産資源の保護に取り組む必要があります。

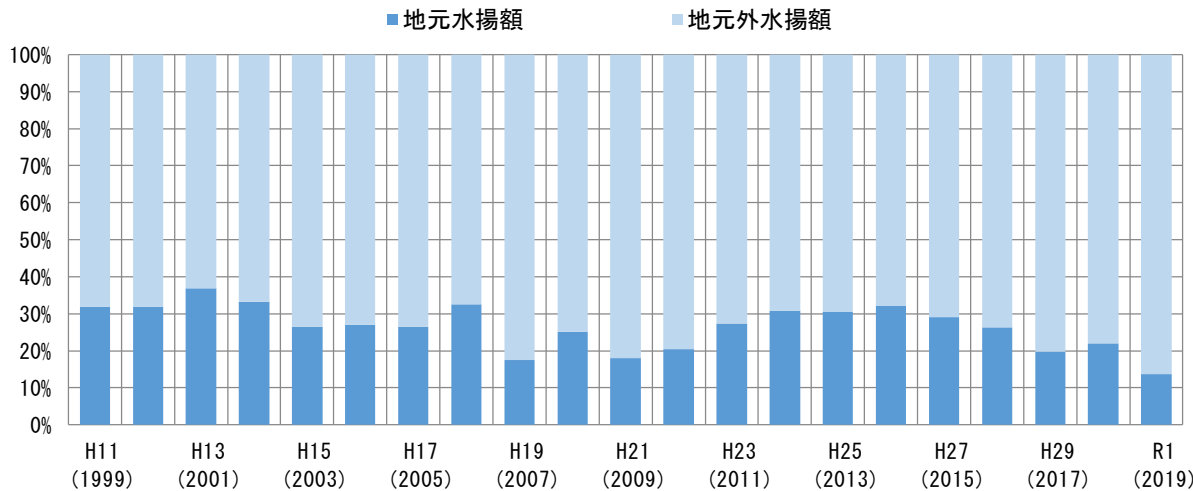
【参考資料】

■水揚高の推移



資料：日向市漁業協同組合

■水揚額内訳の推移



【目指す姿】

水産資源の保護増殖に努め、安全・安心な水産物の供給と安定した漁業経営の実現を目指します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
水産多面的機能発揮対策事業地区のクロメ（海藻）繁殖総面積	4.1ha	5.2ha
養殖岩ガキの生産量(年間)	32.0t	42.0t
日向市漁業協同組合における総水揚額(年間)	3,028 百万円 (平成27～令和元年度平均値)	3,028 百万円

【市民の役割】

- 水産物の積極的な地産地消に努めましょう。
- 海や河川に関心を持ち、漁場の環境保全に取り組みましょう。

【施策の体系】

3-3 水産業の振興

- ① 水産資源を守り増やす取組の推進
- ② 漁業の経営基盤強化
- ③ 内水面漁業の振興

【施策の方向性と主な事業】

① 水産資源を守り増やす取組の推進

- 藻場の保全や水産資源の維持管理、簡易魚礁の設置など生産基盤強化を支援します。
- 県や関係機関と連携し、稚魚の放流や近海魚種の種苗放流に取り組みます。
- 地産地消や魚食の普及を促進し、水産物の消費拡大に努めます。
- 関係機関と連携し、水産資源の保護や適切な漁場利用について啓発を行います。

- 海浜・河川敷などの清掃活動を支援し、漁場の環境保全を図ります。
- ハマグリの資源保護に努めるとともに、県と連携し、資源増殖のための調査研究を行います。

主な事業

漁業近代化施設整備事業、魚貝類放流事業、保護水面管理事業、
水産多面的機能発揮対策事業

② 漁業の経営基盤強化

- 漁船及び機関・設備の近代化に対する支援を行い、漁業者の経営基盤強化を支援します。
- 関係機関と連携し、新規就業者への支援や漁業の多様な担い手づくりに取り組みます。
- 日向市漁業協同組合の経営基盤を強化するため、基盤強化資金の金利支援を行います。
- 農商工連携による6次産業化を推進し、PR強化による販路拡大に努めます。
- 「細島いわがき」の生産拡大やブランド化に向けた支援を行います。
- 養殖場の設置など地域の特性を生かした新たな水産資源を掘り起こし、漁業者の収益性向上の取り組みを支援します。

主な事業

漁業振興育成事業

③ 内水面漁業の振興

- 稚魚や稚貝の放流、漁場の整備など水産資源の保護増殖に努めます。
- 林業関係者などと連携し、森林環境や河川環境の保全に努めます。

主な事業

魚貝類放流事業（内水面）、増養殖場整備事業

【関連する計画】

- ・日向市農林水産業振興計画

施策 3-4 商工業の振興

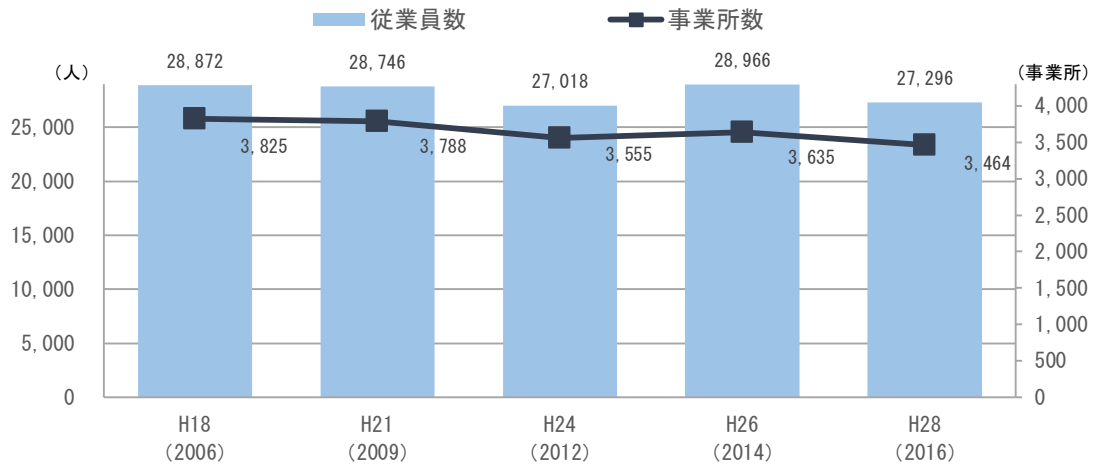


【現状と課題】

- 本市の商工業は、中小企業、小規模事業者を支えられており、地域経済の活力の源として重要な役割を担っています。本市では、市民が豊かで安心して暮らせるまちを目指すため、令和2年（2020年）4月に「日向市中小企業・小規模企業振興基本条例」を施行しました。
- 中小企業や小規模事業者の売上の増加につなげるためには、多角的な視点に立った専門的な相談支援体制の充実が求められています。
- 本市の商業は、市民ニーズに対応した商品販売やサービス提供を行うことにより、地域経済や雇用の基盤を支えています。
- 近年、消費者の価値観の多様化やインターネット販売の進展、商業施設の郊外進出・大型化など商業を取り巻く状況は大きく変化しており、事業者の高齢化や後継者不足などにより商店街の活力も失われつつあります。
- 令和2（2020）年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、観光産業や飲食業など中小企業・小規模事業者は、大きな打撃を受けています。このような中、インターネット販売や飲食店のテイクアウトサービスの増加など、新たな需要も生まれています。
- 景気の先行きが見えない中で、商業の活力を維持していくためには、新たな消費者ニーズに対応できるよう事業者への相談体制の強化を図るとともに、金融機関と連携した資金調達への支援や新規創業者への支援など商業の活性化や競争力強化につなげる取組が求められています。
- 令和元（2019）年9月に公表された平成28年宮崎県市町村民経済計算によると、市内総生産額のうち第2次産業が占める割合は、38.8%と県内9市の中で最も高くなっています。また、平成28（2016）年の経済センサスにおける産業大分類別の従業員数では、全産業の従業員数27,296人のうち、製造業が占める割合が5,618人と最も多く、本市の基幹産業となっています。
- 事業所別では、食料品製造業、化学工業、機械器具製造業、木材・木製品製造業などが多く立地しており、近年の経済回復に合わせて生産額も順調に伸びており、人口一人当たりの第2次産業の生産額は、県内9市の中でも、最も高くなっています。
- 高齢化による熟練技能者の減少や担い手不足が課題となっているため、若い世代に製造業の魅力を伝え、新たな担い手を育成し、第2次産業の雇用の確保を図る必要があります。

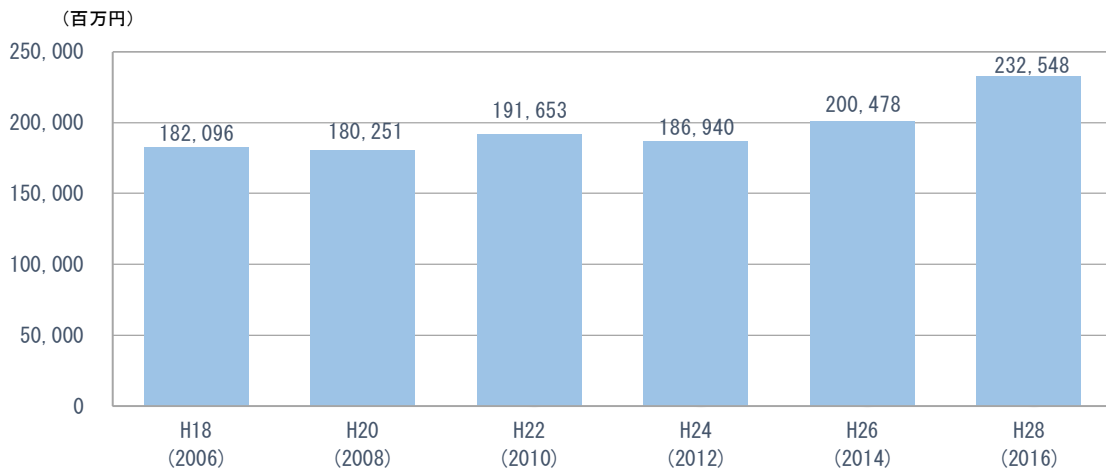
【参考資料】

■事業所数と従業員数の推移



資料：経済センサス

■市内総生産額の推移



資料：宮崎県市町村民経済計算

【目指す姿】

活力ある商工業の振興により、市民が豊かで安心して暮らせるまちを目指します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
創業支援事業計画に基づく創業者数(累計)	—	60人
日向市産業支援センターへの相談後に売上が向上した事業所数(累計)	—	200事業所

【市民の役割】

- 中小企業の地域経済に果たす役割を理解しましょう。
- 中小企業の社会貢献活動に協力しましょう。
- 市内の事業者が販売する製品の購入やサービスの利用に努めましょう。

【施策の体系】

3-4 商工業の振興

- ① 活力ある商業の振興
- ② 高度な技術力を生かした工業の振興

【施策の方向性と主な事業】

① 活力ある商業の振興

- 国や県、商工会議所や商工会、その他支援機関との連携を強化し、商業を担う後継者の人材育成や人材確保に取り組みます。
- 日向商工会議所や東郷町商工会、日向市産業支援センター、金融機関等による中小企業などへの経営支援や相談体制の充実に取り組みます。
- 創業や新分野への進出を促進するために、事業に必要な知識や技能を習得する研修会の開催などを支援します。
- 中小企業等の円滑な資金調達を支援するため、商工会議所や商工会、金融機関等と連携し、金融支援制度の活用を促進します。
- 商工会議所や商工会と連携し、空き店舗の活用やにぎわいの創出などに取り組み、活気あふれる商店街づくり、魅力ある店づくりを促進します。
- 市内事業者からの製品購入やサービスの利用など「地域内経済循環」の促進に取り組みます。
- 地場産品事業者の振興のため、物産展の開催や新商品開発、販路拡大に向けた支援を図るとともに、事業者の連携や異業種交流を推進します。

主な事業

中小企業特別融資事業、ひむか-B i z 運営事業、地場産業振興事業

② 高度な技術力を生かした工業の振興

- 日向ひものづくりセンターや宮崎県工業会、ポリテクセンターなどと連携し、ものづくり技術の向上や若手技術者の育成、第2次産業の雇用の確保に取り組みます。
- 工業の振興に貢献している優秀な技能者を顕彰し、ものづくり産業の技術や技能の継承に努めます。
- 異業種とのマッチングや連携強化を推進し、中小企業等の強みを生かした新たな分野への進出や新たな販路拡大につながる取り組みを支援します。

主な事業

商工業振興事業、日向地区ひものづくりセンター管理運営費

【関連する計画】

施策 3-5 雇用の確保と創出



【現状と課題】

- 市民アンケート調査では、施策の満足度が低く、重要度の高い施策として「雇用の確保」が挙げられており、積極的な施策の展開が求められています。
- 日向公共職業安定所の有効求人倍率は、景気の緩やかな回復とともに1倍を超えて推移するなど雇用環境は安定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年（2020年）4月には、3年ぶりに1倍を下回るなど雇用環境の悪化が懸念されています。
- 求人と求職者のニーズが一致しない「雇用のミスマッチ」も課題となっており、人材を求める事業者に対して、求職者を結び付けていく取組や賃金や福利厚生の実施など、労働環境の改善にも取り組む必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方での起業を希望する人の増加が期待されています。そのため、日向市産業支援センターにおいて、起業に向けた支援を行うことにより、雇用の創出につなげる必要があります。
- 市内の中小企業については、後継者不足が課題となっており、廃業する企業の増加が懸念されます。こうした事業所の雇用を守り、地域経済を維持していくためには、関係機関と連携し、後継者の育成や事業承継の促進に取り組む必要があります。
- 人口減少、少子高齢化が加速化する中で、地域経済を維持していくためには、若者や女性、高齢者など多様な人材が快適に働ける雇用環境の充実に取り組むことが求められています。
- 日向地区の高校生のうち、市内に就職した割合は23%と低く、地域経済を維持していくためには、次世代を担う人材の育成や確保に努める必要があります。
- 若者の人口流出を抑制し、若者が希望する生活を実現するためには、賃金などの労働条件や労働環境を改善し、安定して生活できる環境の充実を図る必要があります。
- 通勤時間や家賃など都市部よりも優位な居住環境について啓発に努めるとともに、企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進など、労働者の働く環境の充実にも取り組む必要があります。

【参考資料】 ■有効求人倍率等の推移

年度	一般有効求人数	月平均	一般有効求職者数	月平均	有効求人倍率
平成 28（2016）年度	20,544 人	1,712 人	20,580 人	1,715 人	1.00
平成 29（2017）年度	21,744 人	1,812 人	19,440 人	1,620 人	1.12
平成 30（2018）年度	22,428 人	1,869 人	19,500 人	1,625 人	1.15
令和元（2019）年度	22,151 人	1,846 人	20,130 人	1,678 人	1.10

資料：宮崎労働局

【目指す姿】

誰もが意欲と能力を発揮し、生活と調和のとれた多様な働く環境を目指します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
高校就職内定者のうち、市内に就職した生徒の割合	23.0%	24.0%
セミナーの受講や就職説明会から就職に結びついた人数(年間)	88人	80人

【市民の役割】

- 仕事と生活の調和を図り、充実した毎日を過ごしましょう。
- 企業は、人材育成や技術の伝承に努めましょう。
- 企業は、労働環境を改善し、生きがいをもって働ける環境づくりに努めましょう。

【施策の体系】

3-5 雇用の確保と創出

- ① 就業の場の確保と雇用の創出
- ② 産業人材の育成
- ③ 労働者福祉の向上

【施策の方向性】

① 就業の場の確保と雇用の創出

- 新規企業の立地や既存企業の増設などにより新たな雇用の確保を図ります。
- 関係機関と連携し、起業者の育成や継続的な支援に取り組みます。
- 女性や高齢者、障がいのある人など多様な人材が働ける場所を確保するため、関係機関との連携を強化し、企業への啓発活動や相談支援体制の充実を図ります。
- 雇用機会の創出を図るため、求職者の能力向上や事業主の採用力向上セミナー等を開催します。
- 求人者と求職者とのニーズが一致しない雇用のミスマッチを減少させるために、就職説明会の開催や地元企業に関する情報提供に努めます。
- 学校や企業等と連携し、新規学卒者の地元就職を促進します。
- 本市の就職情報等を内外に発信することで、移住(U I Jターン)を促進し、就業人口の拡充に努めます。

主な事業

日向市地域雇用創造協議会に要する経費、就業支援に要する経費、ひむか-B i z 運営事業

② 産業人材の育成

- キャリア教育支援センターや学校等と連携し、地元企業への理解を深め、子どもの職業観の醸成や就業意欲の向上を促進します。
- 企業での職場体験やインターンシップ制度を促進し、若者の働く意識の向上や早期離職の解消に努めます。
- 企業の人材育成を支援するため、各種研修の実施や支援、情報提供に努めます。

- 優秀な技能・技術を持った技術者を顕彰し、技術・技能の伝承に努めます。

主な事業	商工業振興事業、日向地区ひとものづくりセンター管理運営費
------	------------------------------

③ 労働者福祉の向上

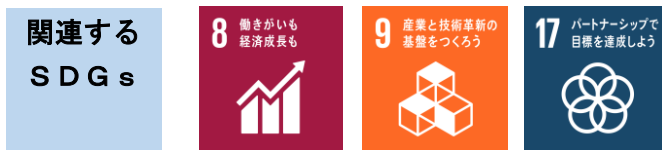
- 労働者が働き続けられる環境をつくるために、福利厚生や事業所の雇用環境の整備を支援します。
- 労働者福祉制度に関する知識の普及を図り、労働環境の向上のための啓発活動を推進します。

主な事業	商工業振興事業
------	---------

【関連する計画】

- ・創業支援等事業計画

施策3-6 企業誘致と次世代産業の育成



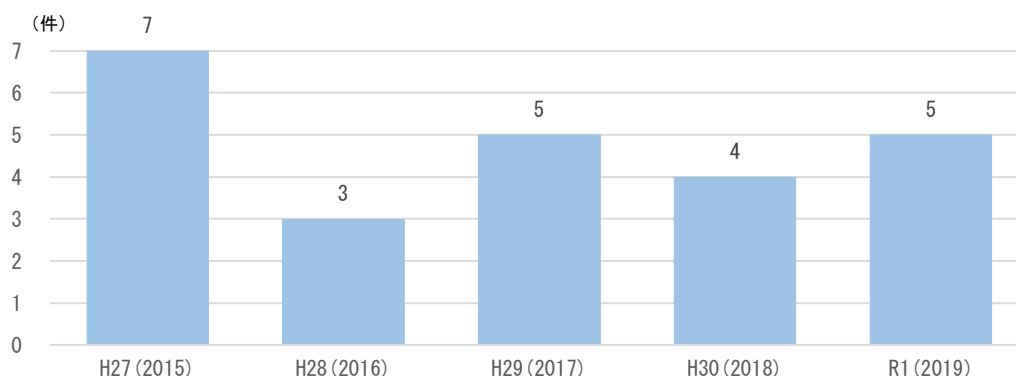
【現状と課題】

- 本市は、重要港湾「細島港」を核として、港湾や高速道路の整備促進、外貿コンテナ航路の開設、RORO船による国内航路の充実など物流機能の強化に取り組み、細島工業団地への企業誘致などを積極的に進めてきました。
- 現在、細島港周辺には、製造業や物流関連産業が立地し、成長分野として期待される医療関連産業や電池産業、木材関連産業などの集積も進み、港湾工業都市として発展しています。
- 細島工業団地内への企業誘致が進んだため、企業誘致のための用地が不足しており、新たな用地の確保が課題となっています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、リモートワークを活用した新しい働き方に注目が集まっています。従来型の企業誘致に加え、女性や若者が活躍できる多様なニーズに応える企業誘致に取り組む必要があります。
- 企業誘致に向けて、企業のニーズに合う人材を提供する必要があります。また、既存企業の新規雇用の創出に向けて販路の拡大や新分野への進出等に対する支援も求められます。
- 東九州地域医療産業拠点構想（東九州メディカルバレー構想）に基づき、関係機関や関係自治体との連携を図りながら、既存企業の医療関連産業への新規参入に向けた支援や他の産業集積地とのビジネスマッチングなどの新たな事業拡大への支援に取り組んでいます。
- 医療関連産業は、他の産業には無い様々な規制や慣習があり、医療機関や販路を有する企業とのパートナーシップ強化に向けた更なる支援や、高い知見を有する専門家による助言も必要な状況です。
- 事業拡大に取り組む企業にとって、人材確保が最大の課題となっているため、研修会や先進事例の視察等を行うなど、人材確保に向けた取り組みを支援する必要があります。

【参考資料】

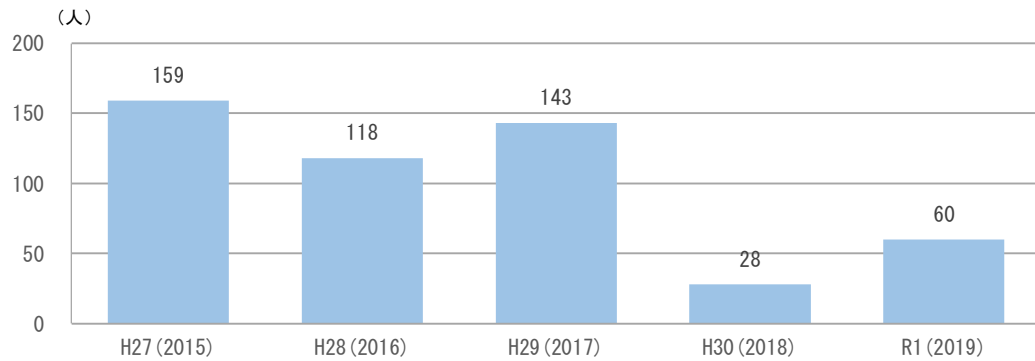
■年度ごとの企業誘致実績

① 企業誘致件数



資料：商工港湾課作成

② 新規雇用者数の推移



資料：商工港湾課作成

【目指す姿】

多様な職業、就業の確保により、女性や若者が活躍するまちを目指します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
新規企業の立地及び既存企業の増設等の件数（累計）	—	20 件
新規企業の立地及び既存企業の増設等に伴う新規雇用者数（累計）	—	200 人

※基準値 平成29年度～令和2年度累計

【市民の役割】

- 地域の企業情報に興味を持ち、企業誘致の重要性や役割について理解を深めましょう。
- 企業は、地元雇用に努め、地域に貢献できる人材育成に努めましょう。

【施策の体系】

3－6 企業誘致と次世代産業の育成

- ① 企業誘致の推進
- ② 新たな産業の育成支援

【施策の方向性と主な事業】

① 企業誘致の推進

- 多様な企業の誘致を進めるために、企業ニーズに対応した支援策の構築に努めます。
- 企業誘致の実現に向けて、企業が必要とする人材を供給していくために、都市部からのU I Jターンを促進するとともに、質の高い人材を育成します。
- 異業種間のマッチングによる販路拡大や新分野への進出を支援し、人材育成や新規雇用の創出に取り組みます。
- 細島4区工業団地への企業誘致に取り組むとともに、新たな工業用地の確保に努めます。

主な事業

企業誘致推進事業

② 新たな産業の育成支援

- 新たな企業の誘致に向けて、誘致企業等のニーズを把握し、課題に応じた研修や意見交換会などの支援を行います。
- 延岡市・門川町と連携した事業を展開することで、医療・ヘルスケア関連産業等の誘致や地場企業の成長産業への参入支援等に取り組みます。

主な事業

細島港を核とした日向地域産業の総合的活性化推進事業

【関連する計画】

- ・細島港を核としたランドデザイン

施策 3-7 地域を活性化する観光の振興



【現状と課題】

- 観光消費額は、平成 27（2015）年の 21 億 3 千万円から令和元（2019）年には 24 億円に増加していましたが、令和元（2019）年末に発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、旅行需要は激減し、観光事業者は大きな打撃を受けています。
- 観光交流の拡大は、地域の新たな消費や雇用の創出につながることを期待されており、観光客が快適で安全に滞在できるよう、受入体制の充実を図る必要があります。
- 観光消費額を伸ばすために、馬ヶ背茶屋の増床など観光ニーズに応じた施設の改善が必要ですが、国定公園内であることから長期的なビジョンを持って計画的に進める必要があります。
- 重要伝統的建造物群保存地区である美々津立縫地区では、古民家を活用した飲食店やゲストハウスなどがオープンしていますが、さらなる国内外からの誘客に向け、観光地としての魅力創出を図る必要があります。
- 観光消費の拡大を図るため、観光サービスの質の向上や宿泊客の増加に取り組む必要があります。また、アフター・コロナ期を見据え、訪日外国人旅行者への対応力の充実も求められています。
- 観光の重要な要素の一つである食の魅力を向上するために、地元特産品を使用した新たな食の魅力づくりに取り組む必要があります。
- フェイスブックなどの SNS を活用し、観光情報の発信を行っていますが、今後もさらに、効果的で魅力を感じる情報発信に取り組む必要があります。
- 訪日外国人旅行者が理解しやすい、魅力を感じる観光情報の発信に取り組む必要があります。
- 関係団体と連携して造成した、様々な観光体験メニューの販売方法や受入体制の確立、また、担い手を確保する必要があります。
- 観光地域づくり法人（DMO）の設立については、広域自治体や観光関連事業者、地域住民と意識の共有を図りながら連携して取り組む必要があります。
- 平成 28（2016）年 12 月から「リラックス・サーフタウン日向プロジェクト」を展開し、動画やインスタグラム※による情報発信、サーフィン世界大会の開催などに取り組んでいます。
- 今後は、恵まれたビーチ環境を活用し、サーフィン以外でも多様な楽しみ方ができる環境づくりにも取り組む必要があります。
- サーフィン等利用客は、平成 27（2015）年の約 22 万人から令和元（2019）年には、約 25 万人に増加しており、お倉ヶ浜や金ヶ浜一帯には、宿泊施設や観光商業施設、カフェなどが新たに展開されるなど、地域活性化の拠点になりつつあります。
- 安全で安心してサーフィンを楽しめるように更なる安全対策に取り組む必要があります。
- 温暖な気候などにより県内でのスポーツキャンプの需要は高まっていますが、本市ではスポーツ施設の老朽化やプロスポーツに対応できる体育施設の整備などの課題があり、キャンプの需要に対応できていない状況となっています。

※ インスタグラム：Facebook, Inc が提供している無料の写真共有ソーシャル・ネットワーキング・サービスのこと。

【目指す姿】

国内外から観光客が訪れ、地域経済が活性化し、市民との交流が活発に行われているまちを目指します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
観光入込客数(年間)	1,486,000人	1,532,000人
市内宿泊者数(年間)	172,000人	177,000人
観光4駅の売上金額(年間)	486,170千円	501,000千円
サーフィン等利用客数(年間)	253,592人	260,000人

【市民の役割】

- 観光客をおもてなしの心で温かく迎えましょう。
- 市民一人ひとりが、市の魅力を情報発信しましょう。
- 地域への誇りと愛着を持ち、観光のまちづくりに協力しましょう。

【施策の体系】

3-7 地域を活性化する観光の振興

- ① 受入体制の整備とおもてなしの充実
- ② 観光消費拡大の仕掛けづくり
- ③ 効果的な情報発信とプロモーション
- ④ 観光産業を担う組織や人材育成・強化
- ⑤ 地域資源を活用したスポーツ交流の拡大

【施策の方向性と主な事業】

① 受入体制の整備とおもてなしの充実

- アフター・コロナ期の旅行需要の高まりを見据え、差別化したプロモーションや「新しい生活様式」に対応した魅力ある観光コンテンツの造成等に取り組みます。
- 観光地の魅力や特色を生かし、アフター・コロナ期の旅行者ニーズに適応した観光施設等の機能強化に取り組みます。
- あらゆる人が活躍できる観光ボランティアガイドの育成に取り組みます。
- 観光施設の多言語化やバリアフリー化など、外国人旅行者や障がいのある人など誰もが安心できる環境の充実に努めます。
- 近隣市町村との連携を強化し、広域観光圏としての周遊性の向上や自転車などを活用した新たな観光手段の充実に取り組みます。
- 魅力的な集客施設の誘致や観光施設、空き家などの整備を促進し、観光集客に活用します。
- 子育て世代にも安全に安心して利用できる魅力的な観光施設の整備、維持管理に努めます。

主な事業

広域観光ルート推進事業、観光客誘致推進事業、日向サンパーク整備事業

② 観光消費拡大の仕掛けづくり

- コロナ禍の影響により大きな打撃を受けた観光関連事業者に対し、事業継続に向けた支援や、アフター・コロナ期を見据えた観光産業の復興に取り組みます。
- 新たな自然体験型観光コンテンツの充実や観光商品の造成、販路拡大に取り組みます。
- 二次交通[※]の確保やキャッシュレス決済の促進など、観光客の利便性向上に取り組みます。
- 観光施設の機能を強化し、さらなる観光誘客や収益の向上に取り組みます。
- 地元の特産品を活用したお土産品を広くPRするなど、観光消費の増加に取り組みます。

主な事業

観光客誘致推進事業、サーフタウン日向推進事業

③ 効果的な情報発信とプロモーション

- 観光客の動向を分析し、ターゲットを定め、多様な情報発信ツールを活用した効果的で魅力を感じる情報発信に取り組みます。
- 訪日外国人旅行者向け観光ガイドブックの作成やホームページの多言語化、外国人向けの観光情報サイトへの情報提供などに取り組みます。

主な事業

広域観光ルート推進事業、観光客誘致推進事業

④ 観光産業を担う組織や人材育成・強化

- 「新しい生活様式」に対応した体験型観光メニューを造成し、販路の拡大や受入体制の確立、産業化に向けた人材育成に取り組みます。
- 観光地域づくり法人（DMO）の設立に向け、広域で連携し、行政や事業者、地域住民が一体となって観光客をもてなす仕組みづくりに取り組みます。

主な事業

観光客誘致推進事業、観光振興事業、日向市観光協会運営補助事業

⑤ 地域資源を活用したスポーツ交流の拡大

- 「ヒュー！日向」ホームページを活用した情報発信に努めます。
- ワークーションやビーチスポーツなど、ビーチ環境を生かした多様な活用方法を提案し、新たな観光需要に対応したにぎわいのある海岸づくりに取り組みます。
- サーフィンを活用した観光商品の開発や販路拡大に取り組みます。
- 国内有数のサーフィン環境を生かし、サーフィンの国際大会などの誘致に取り組みます。
- 安心して快適にサーフィンが楽しめる環境を整えるために、安全対策の充実や適切な施設の維持管理に努めます。
- プロ・アマ問わず対応できる快適な環境づくりに取り組みます。
- プロ野球やサッカーJリーグをはじめとする、プロスポーツキャンプの誘致に取り組みます。

主な事業

サーフタウン日向推進事業、スポーツキャンプ活性化事業

※ 二次交通：拠点となる空港や鉄道の駅から観光地までを結ぶ交通のこと。

【関連する計画】

- ・新しい日向市観光推進計画
- ・サーフタウン日向基本構想

基本目標 4 生活環境

自然を守り、安全で安心な環境で心豊かに暮らせるまち

【施策】

【具体的な施策】

4-1 消防体制の充実

- ① 警防・救急体制の充実
- ② 消防団体制の充実

4-2 防災体制の充実

- ① 災害予防対策の推進
- ② 災害に強いまちづくり

4-3 安全・安心な生活環境の確保

- ① 防犯対策の推進
- ② 交通安全・水難事故防止対策の推進
- ③ 消費者教育・啓発の推進
- ④ 生活相談体制の充実
- ⑤ 衛生対策の推進

4-4 循環型社会の実現

- ① ごみの発生抑制と再利用の推進
- ② ごみの適正処理の推進
- ③ 安全で適正な処理体制の構築

4-5 自然環境の保全と活用

- ① 自然環境の保全
- ② 河川・海岸の保全
- ③ 公害対策の推進
- ④ 資源・エネルギー対策の推進

4-6 安全で安定した水の供給

- ① 安全で良質な水の安定供給
- ② 水道事業経営の健全化

4-7 生活排水の適切な処理

- ① 公共下水道事業の推進
- ② 農業集落排水事業の推進
- ③ 合併処理浄化槽の普及と適正管理

4-8 快適な住宅環境の整備

- ① 市営住宅の整備と維持管理
- ② 安全で安心な建築物の整備促進
- ③ 空き家の適正管理と活用の促進

施策4-1 消防体制の充実



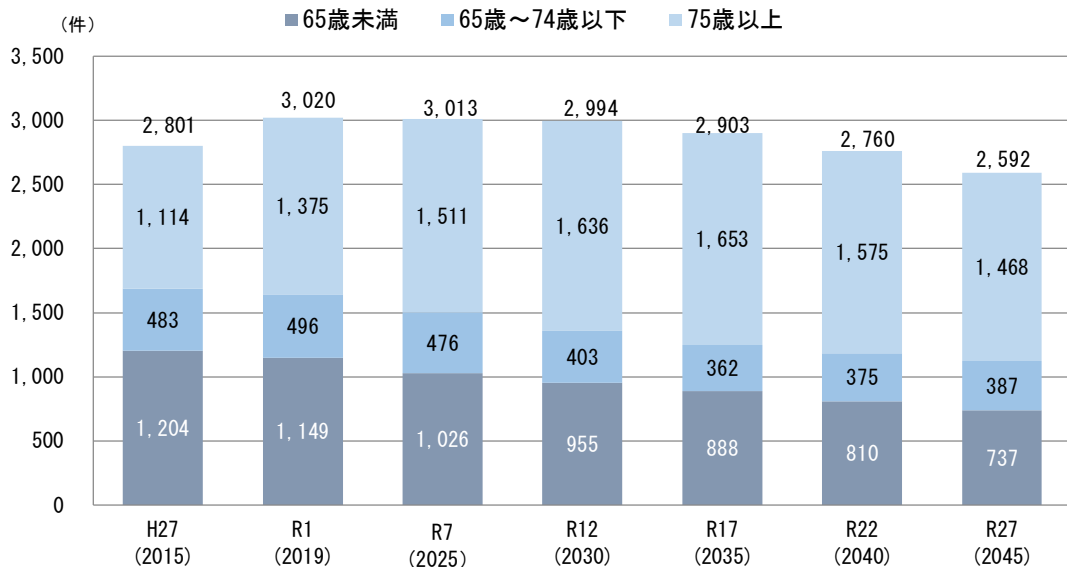
【現状と課題】

- 本市は、広域消防として門川町域を含めた広範囲な消防活動を行っています。令和2(2020)年10月から入郷地域への支援として「119番転送業務」を開始しました。
- 高齢化による救急需要の増加に対応するために、日向市消防署南分遣所を移転し、令和2(2020)年4月より救急車の運用を開始しました。これにより、南部地域の救急体制は大幅に改善されました。
- 新型コロナウイルス感染症への対応など、新たな救急需要に対応するため、地域医療機関をはじめとする関係機関との連携を強化する必要があります。
- 高齢者世帯の増加に伴い、住宅火災による死傷者の増加が危惧されています。住宅用火災警報器の設置や地域と協力した高齢者の見守り、防火対策の強化に取り組む必要があります。
- 救命率を向上させるために、応急手当の普及啓発に継続的に取り組む必要があります。
- 多様化する災害や高度化する救急業務に対応するため、職員の能力向上を図る必要があります。
- 消防施設や消防車両については、計画的な更新や適切な維持管理に努める必要があります。
- 水難事故に迅速に対応するために、救助体制の見直しや資機材の整備に取り組む必要があります。
- 国は、消防の広域化を求めており、消防指令業務の県内共同運用について検討を進めていますが、各地域の規模や機器の違いなどにより、共同運用には至っていない状況です。
- 消防団は、消火活動や救助活動だけでなく、災害警戒活動や行方不明搜索活動など多様な役割を担っています。大規模な自然災害が多発する中、消防団の重要性が再認識されています。
- 令和2(2020)年には、「防災バイク隊」の発足や「ツイッター※を活用した災害情報発信」など消防団活動の活性化に取り組んでいます。
- 消防団は、人口減少の影響などにより団員が減少し、高齢化が進んでいます。消防団を維持するためには、団員の確保に取り組むとともに、消防団の組織再編について検討する必要があります。
- 消防団員の確保や活性化のためにも、消防団施設や装備品などの計画的な整備に努める必要があります。

※ ツイッター：Twitter, Inc. が提供しているソーシャル・ネットワーキング・サービスのこと。「ツイート」と呼ばれる半角280文字(日本語は全角140文字)以内のテキストや画像、動画、URLを投稿できる。

【参考資料】

■救急需要の推移予測



資料：日向市消防本部

【目指す姿】

消防活動への市民の理解が深まり、市民の生命や財産が守られ、安心して暮らせるまちを目指します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
応急手当普及講習会の受講者数（年間）	4,363人 （平成30(2018)年度）	5,000人
消防団員の定数に対する充足率（年度末時点）	94.2%	100%

【市民の役割】

- 火の取り扱いに注意し、消火器や住宅用火災警報器の設置など火災への備えを心がけましょう。
- 避難訓練や消火訓練に積極的に参加しましょう。
- 応急手当普及講習会を受講し、必要な知識を身につけましょう。
- 救急車の役割を理解し、適正に利用しましょう。
- 消防団活動を正しく理解し、消防団活動に参加・協力をしましょう。

【施策の体系】

4-1 消防体制の充実

- ① 警防・救急体制の充実
- ③ 消防団体制の充実

【施策の方向性と主な事業】

① 警防・救急体制の充実

- 救急需要に対応するために、関係機関と連携し、救急体制の強化を図ります。
- 消防施設や資機材の計画的な整備や適切な維持管理に努めます。
- 救急車の適正利用について、市民への啓発活動を推進します。
- 応急手当普及講習会を開催し、受講者の増加を図ります。
- 消防法令違反事業所への立入検査や適切な指導を行い、違反の是正に取り組みます。
- 住宅用火災警報器の全戸設置を目指し、消防団と連携した防火訪問や啓発活動を推進します。
- 水難事故に迅速に対応するため、水難救助体制を見直し必要な資機材の整備を行います。
- 各種研修会等に職員を派遣し、資質向上を図ります。
- 宮崎県消防保安課や県内消防本部と連携し、消防指令業務の県内共同運用に向けた協議を継続します。

主な事業

火災予防体制の強化に要する経費、救急体制の強化に要する経費、
救助警防体制の強化に要する経費、常備消防施設等の整備に要する経費

② 消防団体制の充実

- 消防団の必要性を市民に啓発し、消防団員の確保や消防団活動への支援に努めます。
- 消防団協力事業所の拡大や企業への消防団活動に対する理解の促進を図ります。
- 機能別消防団員を拡充し、若者や女性などが加入しやすい組織づくりを推進します。
- 消防団施設の計画的な整備・更新や国の基準に基づく適正な装備品の配備に努めます。
- 消防操法大会の開催や専門的研修への派遣など、消防団員の資質向上や活性化に取り組みます。
- 消防団の組織再編について検討し、地域消防力の維持を図ります。

主な事業

消防団活性化の推進に要する経費、非常備消防装備の充実に要する経費、
非常備消防施設の充実に要する経費

【関連する計画】

- ・日向市地域防災計画
- ・地震防災緊急事業5箇年計画
- ・日向市水防計画

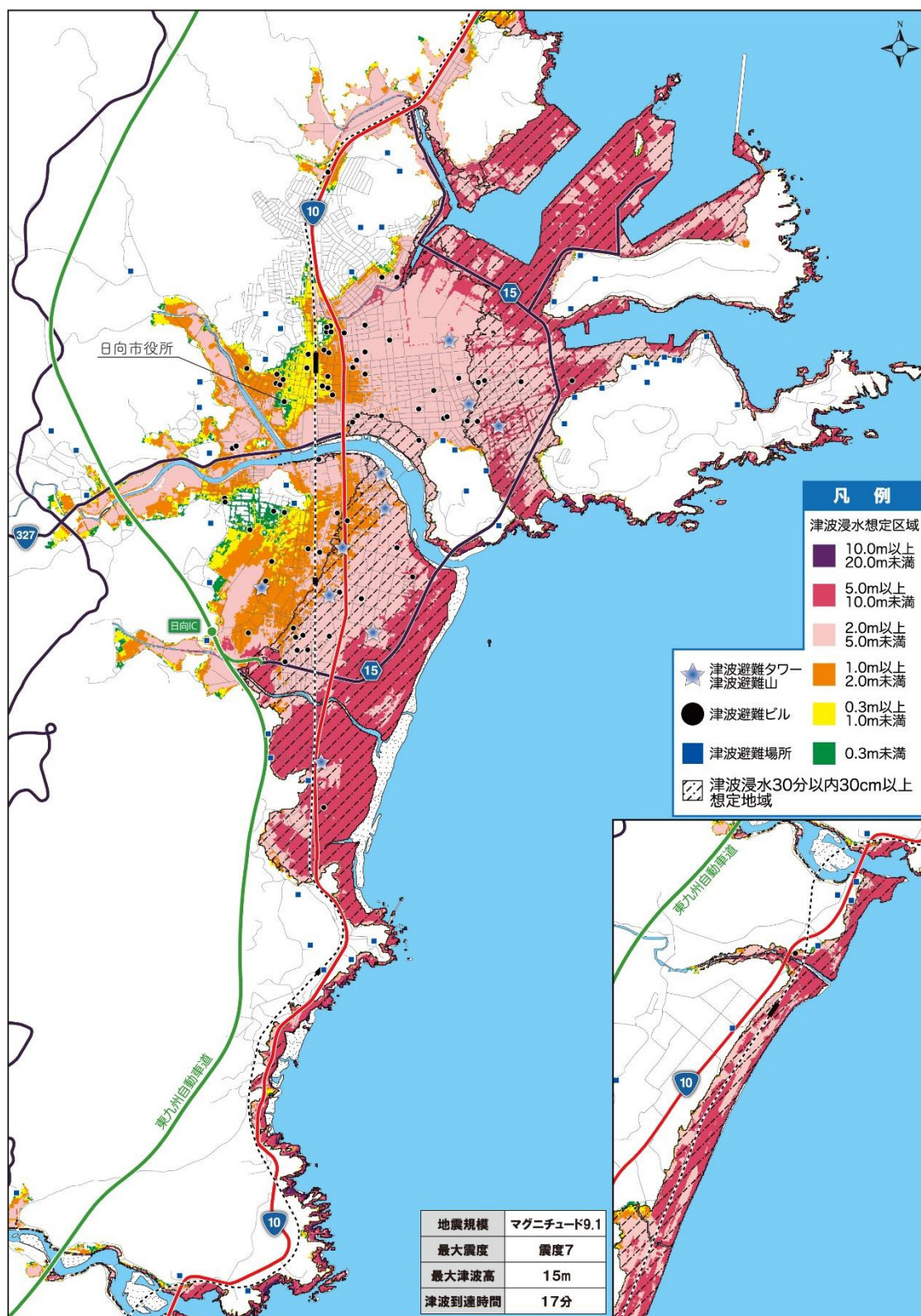
施策 4-2 防災体制の充実



【現状と課題】

- 近年、全国各地で大規模な地震や津波、風水害などによる自然災害が発生しており、市民の防災意識が高まっています。
- 南海トラフ地震が発生した場合、市内全域で大規模な被害を受けることが予想されているため、津波避難施設の整備や津波避難ビルの指定、避難訓練などに取り組んでいます。
- 自然災害が発生した際には、初動期の対応が重要です。市民一人ひとりが、「自分の命は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち、「自助」「共助」「公助」による災害に強いまちづくりを推進する必要があります。
- 自主防災会や学校、事業所などで実施されている避難訓練や防災講座の充実を図り、住民主体の避難行動体制の構築に取り組む必要があります。
- 災害に備え、各家庭での備蓄品の確保や、家具の倒壊などに対する安全対策について、啓発を行う必要があります。
- 災害情報の伝達・収集体制について、多重化を図る必要があります。
- 高齢者や障がいのある人など避難行動要支援者が安心して生活できる避難体制を構築する必要があります。
- 避難所については、感染症予防対策や「新しい生活様式」に対応した避難所運営に取り組む必要があります。
- 国・県において、国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを備えた国土、経済社会システムを構築するための取組（国土強靱化）が進められています。
- 令和2（2020）年9月に策定した「日向市国土強靱化地域計画」に基づき、ライフラインや道路の耐震化など質の高いインフラ整備などに取り組む必要があります。
- 台風やゲリラ豪雨による災害が増加しているため、河川や急傾斜地などの災害危険区域の災害予防対策に取り組む必要があります。
- 大規模災害に備えて計画的な備蓄品の整備を図るとともに、市内数か所に分散備蓄を行う必要があります。

【参考資料】 ■南海トラフ地震津波浸水想定図



【目指す姿】

市民の防災意識が高まり、持続可能で強靱な国土と質の高いインフラによる安全で安心な環境づくりを目指します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
地域防災訓練などへの参加者数（年間）	19,780人	25,000人
市防災情報配信サービス登録者（年度末時点）	約1,700人	約2,200人
地区防災計画の取組地区の総数	5地区	10地区
急傾斜地崩壊対策事業実施箇所（累計）	—	4か所

【市民の役割】

- 防災ハザードマップで災害リスクを確認し、災害への備えに努めましょう。
- 防災訓練や研修会に参加し、防災意識を高めましょう。
- 地域で共に助け合い、災害対応力を強化しましょう。

【施策の体系】

4-2 防災体制の充実

- ① 災害予防対策の推進
- ② 災害に強いまちづくり

【施策の方向性と主な事業】

① 災害予防対策の推進

- 市民の防災意識向上を図るため、防災訓練や防災講座など啓発活動を推進します。
- 自主防災会や自治会など地域で活躍する防災士の養成に努めるとともに、地区防災計画策定の取組を推進します。
- 関係機関と連携し、情報伝達・収集体制の充実を図ります。
- 「避難所運営マニュアル」の周知を図り、自主防災会が中心となった避難所運営に取り組みます。
- 「避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、避難行動要支援者[※]の個別支援プランの作成支援に努めます。
- 避難行動要支援者を地域で助け合う体制づくりの支援に努めます。
- 関係機関と連携し、福祉避難所の指定や運営体制の充実を図ります。
- 感染症予防対策や「新しい生活様式」に対応した避難所の運営に取り組みます。

主な事業

災害予防対策事業、防災計画等策定事業、地域防災力向上支援事業、
防災情報収集・伝達事業

② 災害に強いまちづくり

- 「日向市国土強靱化地域計画」等に基づき、上下水道施設や橋梁の耐震化など質の高いインフラ施設の整備を推進します。
- 避難所の環境改善を図るため、資機材等の整備を推進します。
- 計画的な備蓄品の整備と分散備蓄体制を推進します。

[※] 避難行動要支援者：高齢者、障がいのある人、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方。

- 河川や急傾斜地など災害が発生しやすい場所について、関係機関と連携し、予防対策に取り組めます。
- 関係機関と連携して、浸水被害の低減対策に取り組めます。

主な事業	地震・津波防災施設整備事業、急傾斜地崩壊対策事業、浸水対策事業
------	---------------------------------

【関連する計画】

- ・日向市地域防災計画
- ・日向市国土強靱化地域計画
- ・日向市備蓄計画
- ・日向市急傾斜地崩壊対策事業実施計画

施策 4-3 安全・安心な生活環境の確保

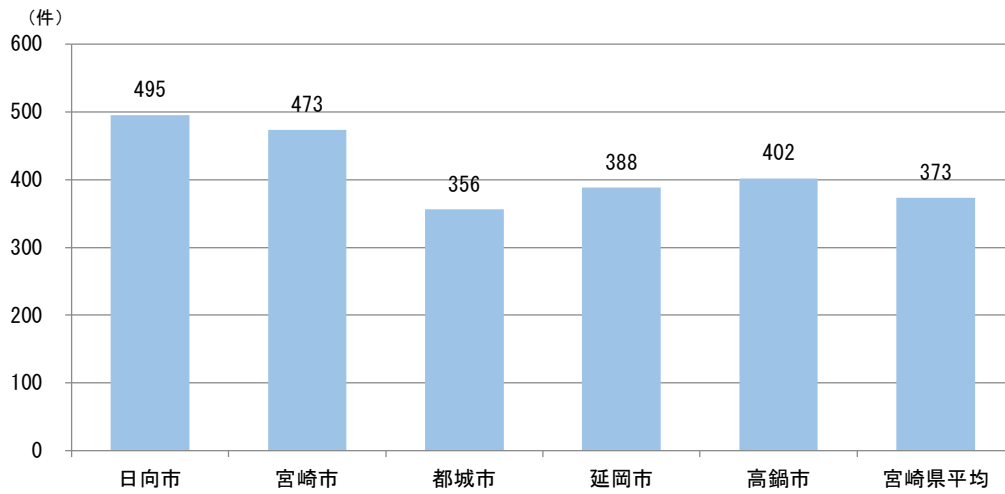


【現状と課題】

- 人口 10 万人当たりの犯罪認知件数は、県内でも多く、万引きや自転車盗難などの発生件数が多い状況となっています。
- 日向地区防犯協会や日向警察署などと連携し、防犯キャンペーンやパトロールなどの防犯対策に取り組んでいます。
- 地域の防犯体制を強化するためには、市民や地域が、主体的に防犯活動に取り組む必要があります。
- 地域の安全意識を高めるために、子どもや高齢者などを対象とした防犯教育に取り組む必要があります。
- 警察などの関係機関と連携し、犯罪被害防止に関する情報提供を行うことが求められています。
- 交通死亡事故が後を絶たないことから、関係機関と連携し、交通安全教育の充実や交通安全運動などの啓発活動に取り組む必要があります。
- 飲酒運転による交通事故や事件が多いため、飲酒運転に対する法令規範の遵守など啓発活動に取り組む必要があります。
- 水難事故を防止するため、海・川・港湾などを利用する際の安全啓発活動に取り組む必要があります。
- インターネットなどの通信販売の拡大や訪問販売など、消費者を取り巻く環境が、これまでにないスピードで大きく変化している中、消費者の知識・経験不足につけ込む様々な問題が発生しています。
- 市では、消費生活センターを設置し、消費者からの相談対応や啓発活動に取り組んでいますが、近年、相談内容が複雑化・多様化しているため、相談支援体制の充実に努める必要があります。
- 高齢者を対象とした詐欺や悪質商法による被害が後を絶たないため、高齢者に対する消費者教育を強化するとともに、幅広い年代層に効果的な啓発活動を推進する必要があります。
- 毎月 1 回、弁護士による無料法律相談を開催していますが、市民のニーズが高く、継続して実施する必要があります。
- 人権相談では、様々な人権に関する悩みについて、行政相談では、行政の仕組みや手続き、困りごとなどの相談に応じています。気軽に利用してもらえるように、市民への周知と利用促進に努める必要があります。
- ねずみや昆虫の駆除活動など、市民や地域と連携し、安全で衛生的な生活環境の維持に取り組む必要があります。
- 人と動物が共生できる生活環境の実現に向けて、動物の適切な飼育や狂犬病予防注射など市民への啓発活動に取り組む必要があります。
- 市営城山墓園と市営納骨堂については、死生観の変化や埋葬形態の多様化など、市民ニーズを把握し、今後の施設整備の方向性や管理運営の在り方について検討する必要があります。

【参考資料】

■人口10万人当たりの犯罪認知件数

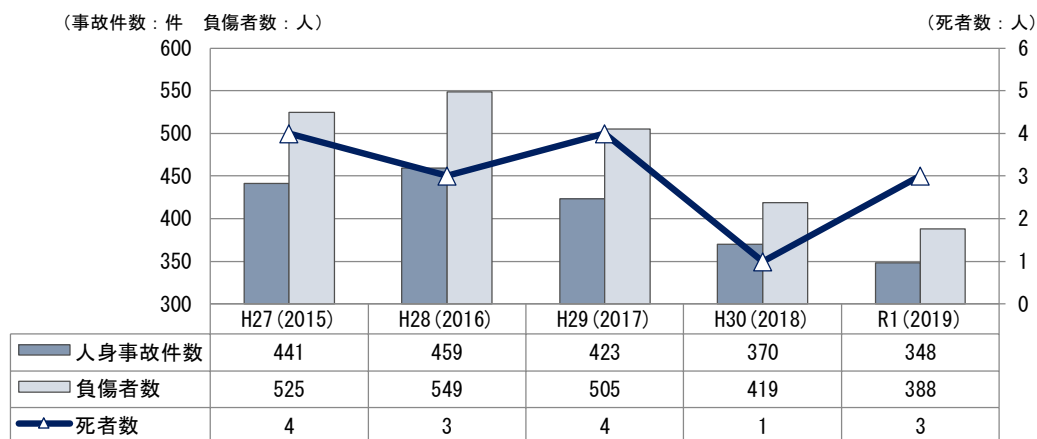


資料：令和元年度犯罪統計

■市の刑法犯の状況（件）

	刑法犯 総数	主な内訳					
		万引き	自転車 盗難	空き巣 忍込み	器物損壊	車上狙い	詐欺
平成27(2015)年度	394	43	130	7	26	12	12
平成28(2016)年度	285	48	59	5	32	10	12
平成29(2017)年度	329	45	114	4	26	16	7
平成30(2018)年度	272	55	45	2	23	6	4
令和元(2019)年度	297	45	49	9	42	13	11

■交通事故の発生状況



資料：交通事故統計

■陳情・相談総件数に占める消費生活相談件数

項目	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
陳情相談件数 (うち消費生活相談件数)	371(190)件	462(237)件	499(326)件	430(283)件	518(363)件

【目指す姿】

地域社会が一体となって、防犯活動・交通安全運動・消費者保護対策に取り組み、安全で安心な生活環境の確保を目指します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
刑法犯罪発生件数（年間）	297 件	270 件
交通死亡事故の件数（年間）	3 件	0 件
水難死亡事故の件数（年間）	6 件	0 件
消費生活センターの総相談件数に対する解決率	96.1%	100.0%
狂犬病予防注射接種率	83.8%	100.0%

【市民の役割】

- 家庭や地域で自主的な防犯活動、防犯教育に取り組みましょう。
- 交通ルールやマナーを守り、交通安全に努めましょう。
- 水辺では、安全対策を心がけ、水の事故を防ぎましょう。
- 消費者トラブルを避けるため、消費生活に関する正しい知識を身に付けましょう。
- 生活に関する困りごとの解決に向け、各種相談事業を利用しましょう。
- ペットの飼い主は、飼育マナーを守り、責任をもって飼いましょう。

【施策の体系】

4－3 安全・安心な生活環境の確保

- ① 防犯対策の推進
- ② 交通安全・水難事故防止対策の推進
- ③ 消費者教育・啓発の推進
- ④ 生活相談体制の充実
- ⑤ 衛生対策の推進

【施策の方向性と主な事業】

① 防犯対策の推進

- 地域の自主防犯・ボランティア活動を促進し、犯罪が起きにくい地域づくりに取り組みます。
- 防犯灯など防犯設備の設置を促進します。
- 関係機関と連携し、青少年や高齢者の犯罪防止に取り組みます。
- 青色回転灯パトロール車による市内巡回パトロールに取り組みます。
- うそ電話詐欺などの犯罪被害防止に関する情報提供に取り組みます。
- 学校や地域と連携し、子どもや女性が犯罪被害に遭わないための防犯教育に取り組むとともに、登下校時の見守り活動を促進します。

主な事業

地域安全啓発事業

② 交通安全・水難事故防止対策の推進

- 交通事故から身を守ることができるよう、交通安全ルールの遵守や自転車マナーの向上を図り、市民の交通安全意識を高めます。
- 交通安全運動や交通安全教育に関する普及啓発などを展開し、交通事故防止に取り組みます。
- 市民への交通事故に関する情報提供に取り組みます。
- 飲食業者などと連携し、飲酒運転撲滅に向けた啓発活動などを推進します。
- 関係機関と連携し、水難事故を防止するための啓発活動や危険防止対策に取り組みます。

主な事業

交通安全対策事業、水難防止啓発事業

③ 消費者教育・啓発の推進

- 消費者被害を未然に防止するために、社会情勢に対応した情報収集・提供等を行うとともに、消費者への啓発活動の推進や消費者意識の向上を図ります。
- 複雑化・多様化する消費者相談に対応するため、消費生活センターの相談員の資質向上や相談支援体制の充実に努めます。
- 関係機関と連携し、相談者への助言や情報提供、事業者とのあっせんなど、消費者トラブルの解決、被害の救済に向けた支援を行います。

主な事業

消費生活事業、消費者行政強化事業

④ 生活相談体制の充実

- 市民からの相談や要望などについて、関係機関と連携を図り、適切な対応に努めます。
- 無料法律相談については、弁護士会と連携を図り、継続して実施します。
- 人権擁護委員や行政相談委員と連携し、各種相談事業について市民への周知を図ります。

主な事業

各種相談（人権・法律等）事業

⑤ 衛生対策の推進

- 側溝清掃など地域が自主的に取り組む環境衛生の保全活動について支援を行います。
- ペットの適正飼育について啓発活動に努めるとともに、飼い犬の登録や狂犬病予防注射の接種を促進します。
- 市営城山墓園や市営納骨堂の運営や整備について、市民ニーズを把握し、今後の方向性を検討します。
- 市営城山墓園の適切な運営管理に努めるとともに、無縁墓地化を防止するために、墓地管理や墓地の承継手続きなどについて適切な指導・助言に努めます。

主な事業

畜犬（登録・狂犬病予防）事業、城山墓園事業、市営納骨堂管理運営事業

【関連する計画】

- ・日向市交通安全計画

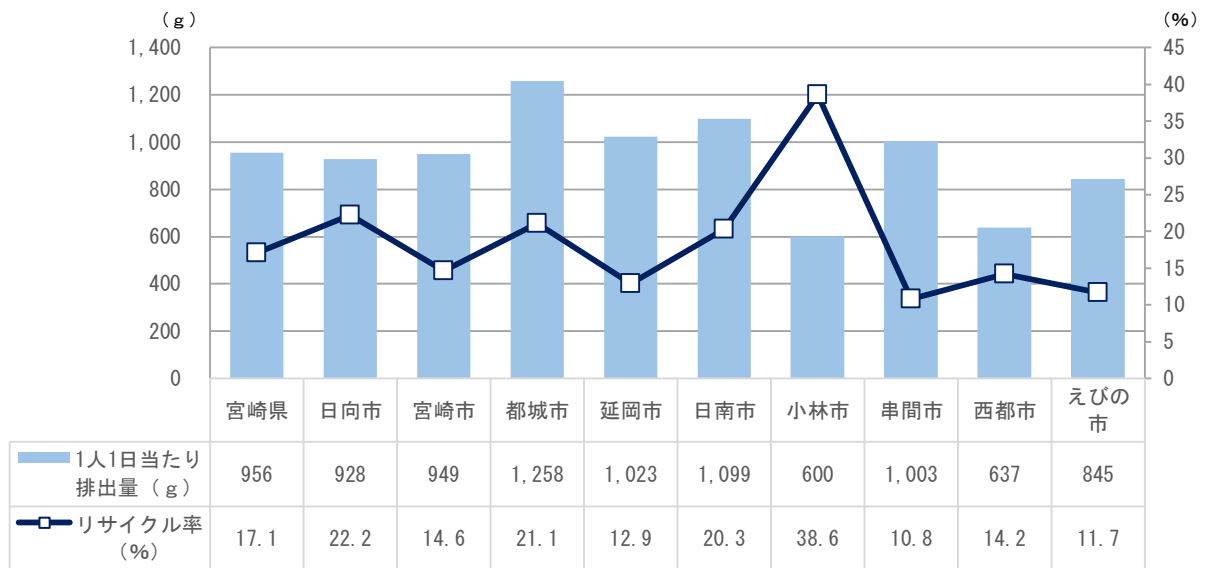
施策 4-4 循環型社会の実現



【現状と課題】

- 「日向市ごみ処理基本計画」に基づいて、市民や事業者と一体となって、ごみの排出量の抑制や減量化・資源化に取り組んでいます。
- ごみの総排出量については、平成 18（2006）年以降は減少傾向にありましたが、平成 30（2018）年以降は微増の傾向となっています。
- 平成 29（2017）年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、宮崎県平均が 956 g となっています。本市は 928 g となっており、県内 9 市では、4 番目となっています。
- リサイクル率は、平成 29 年度(2017 年度)では、宮崎県の平均が 17.1%、本市が 22.2%となっていますが、令和元年度(2019 年度)は、19.3%と下降しています。草木類を焼却処分しているため、堆肥化等を研究する必要があります。
- ごみの総排出量を減少させるためには、ごみに対する市民の意識向上を図り、食品ロスの削減などごみの発生を抑制する必要があります。
- ごみの分別や木類の堆肥化など資源の再利用を促進する必要があります。
- 可燃ごみの中には、紙や容器包装プラスチックなどの資源化が可能なごみの混入が見られます。ごみの分別が守られていない家庭や事業所に対し、適正なごみの分別について指導、啓発する必要があります。
- ごみの減量化を進めるためには、地域が自主的に取り組む必要がありますが、ごみ減量化推進員の高齢化や担い手不足が課題となっています。
- 事業系一般廃棄物に産業廃棄物の混入が見られます。関係機関と連携し、適正な廃棄物処理について、事業所への指導、啓発に取り組む必要があります。
- 不法投棄が増加しているため、関係機関と連携し、発生防止対策を強化する必要があります。
- ごみの排出が困難な市民を支援するために戸別収集（まごころ収集）に取り組んでいます。高齢化に伴い利用者が増加している状況です。
- ごみ収集車両については、家庭ごみだけではなく、災害ごみの収集運搬にも使用しているため、適切な管理や計画的な整備更新に努める必要があります。
- 一般廃棄物最終処分場の汚水処理施設については、設備の経年劣化が進んでおり、年次的に更新する必要があります。
- 一般廃棄物最終処分場の延命化を図るためには、ごみの処理量を抑制し、施設にかかる負荷を軽減する必要があります。

【参考資料】 ■ごみ排出量とリサイクル率の状況



資料：環境省 一般廃棄物処理事業実態調査結果（平成29年度実績）

【目指す姿】

市全体で4R運動に取り組み、ごみの排出量が減少し、環境負荷が少ない循環型社会を目指します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
ごみ総排出量（年間）	21,541.7t	20,059.0t
ごみ総排出量のうちのリサイクル率	19.3%	25.0%

【市民の役割】

- ごみを少なくするように心掛け、ごみの減量化に努めましょう。
- ごみは、決められたルールを守って出しましょう。
- ごみの不法投棄防止に協力しましょう。
- 出前講座などに参加し、ごみに関する意識を高めましょう。

【施策の体系】

4-4 循環型社会の実現

- ① ごみの発生抑制と再利用の推進
- ② ごみの適正処理の推進
- ③ 安全で適正な処理体制の構築

【施策の方向性と主な事業】

① ごみの発生抑制と再利用の推進

- ごみに関する情報提供や普及啓発、環境教育等を行うことにより、市民の自主的な取組を促進し、4R運動によるごみの排出抑制、減量化・資源化を推進します。
- 生ごみ処理施設の活用や食品ロスの削減などについて啓発活動を推進し、ごみの発生抑制に取り組みます。
- 草木類のリサイクルについて、堆肥化など資源の再利用を推進します。
- 「食品ロス削減の推進に関する法律」に基づき、「食品ロス削減推進計画」の策定に取り組みます。

主な事業

資源回収事業、ごみ処理事業、生ごみリサイクル推進事業、草木リサイクル事業

② ごみの適正処理の推進

- ごみの分別が守られていない家庭や事業所に対して、戸別訪問を実施し、適正なごみの分別について指導の強化を図ります。
- 地域と連携し、ごみ減量化推進員の確保に努めるとともに、出前講座などを通して、ごみに関する市民の意識の向上を図り、ごみの適正処理を促進します。
- 事業系一般廃棄物収集運搬許可業者と連携し、事業系一般廃棄物の適正なごみの処理や各種リサイクル法の遵守等について普及啓発を行い、ごみの減量化及び資源化を促進します。
- 増加している外国人居住者が、ごみ処理の方法について理解ができるように、「資源物・ごみ適正処理ガイドブック」や「ごみ分別アプリ（市公式アプリ）」の多言語化に取り組みます。
- 関係機関と連携し、注意喚起看板や監視カメラの設置など、不法投棄の防止強化に取り組みます。

主な事業

不法投棄対策事業、資源回収事業、ごみ処理事業

③ 安全で適正な処理体制の構築

- 「まごころ収集」については、関係機関や地域と連携し、高齢者などへの制度の周知や充実に努めます。
- ごみの収集については、適切な安全管理や衛生管理に努めるとともに、ごみ収集車両の適切な維持管理や計画的な整備更新に努めます。
- 一般廃棄物最終処分場について、周辺環境の保全に努め、施設の延命化に取り組みます。
- 一般廃棄物最終処分場施設のごみ処理量を抑制し、施設の延命化を図るため、施設を利用している近隣町村と協力し、ごみの資源化・減量化に取り組みます。
- 埋立が完了している一般廃棄物最終処分場については、施設の廃止に向けた検討を行います。

主な事業

ごみ処理事業

【関連する計画】

- ・日向市ごみ処理基本計画

施策4-5 自然環境の保全と活用



【現状と課題】

- 地球温暖化に伴う気候変動や生態系の変化など地球規模で環境問題が深刻化しています。
- 平成27(2015)年9月に国連総会において採択されたSDGs（持続可能な開発目標）には、令和12(2030)年までに達成すべき17のゴール（目標）と169のターゲット（達成基準）が提示されており、「海や陸の豊かさを守る」など環境保全に関する目標が多く含まれています。
- SDGsが目指す社会は、地方自治体が目指す「持続可能な地域社会づくり」につながるものであり、国が目指す地方創生に資するものとして、地方自治体が主体的にSDGsに取り組むことが求められています。
- 市では、「自然と共生した快適な環境のまち」を目指し、「日向市環境基本条例」に基づく「日向市環境基本計画」を策定し、自然環境の保全や自然と調和し快適に暮らせるまちづくりの取り組みを進めています。
- 自然環境を守り、次の世代へ引き継ぐためには、市民一人ひとりが環境問題についての理解を深め、市民、事業者、行政が一体となって環境保全活動に取り組む必要があります。
- 本市の河川は、おおむね良好な水質を維持しています。水質の保全を図るため、今後も水質汚濁の主な要因である生活排水や産業排水対策を継続して推進する必要があります。
- 海域の水質については、県が定期的に水質調査を行っており、海域の水質汚濁を示す代表的な指標であるCOD（化学的酸素要求量）については、全測定地点で環境基準を達成しています。
- 自然災害による河川の氾濫を防止するために、環境に配慮しながら、災害に強い河川の整備に取り組む必要があります。
- 海洋プラスチックごみによる環境汚染が、世界規模の問題として深刻化しています。令和元(2019)年のG20大阪サミットでは、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を令和32(2050)年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」がまとめられました。
- 市では、4Rによるごみの排出抑制や資源化に努めるとともに、海岸清掃によるプラスチックごみの回収や海岸漂着物の回収を行っています。プラスチック容器包装の廃棄量を減らすため、市民一人ひとりが意識して、プラスチックごみの抑制に取り組む必要があります。
- 環境モニタリングの結果は、環境基準などを達成しており、良好な環境が保たれています。
- 公害は、市民生活に密着した問題であり、良好な生活環境を保全する上で重要な課題となっています。公害に関する苦情は、近隣関係による苦情が増加しており、地域別でも、住宅、農地、事業所が混在する住居地域において相談が多く寄せられています。
- 大気汚染と悪臭に関しては、廃棄物の屋外焼却による苦情が多く、その他に、空き地や樹木の適正管理、廃棄物の不法投棄に関する苦情が多くなっています。
- 温室効果ガス排出量の削減に向けて、国際的な取組が求められています。市民や事業者の日常的なエネルギー消費が、二酸化炭素の排出の大きな要因となっていることから、それぞれの自律的、自主的な地球温暖化対策に取り組む必要があります。

- 本市の二酸化炭素排出量は、平成 25（2013）年度は、10,197 t- CO_2 でしたが、平成 29 年（2017）年度では、7,657 t- CO_2 と年々減少しています。二酸化炭素の排出量の約 86%は、電気の使用によるものであり、次いで、灯油が約 4.6%となっています。電気の二酸化炭素排出量の減少に伴い、市全体の二酸化炭素排出量も減少しています。
- 市では、「日向市地球温暖化防止対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市の全ての事務及び事業から排出される温室効果ガスについて「令和 5（2023）年度までに 33%削減」「令和 12（2030）年度までに 40%削減」を目標に、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

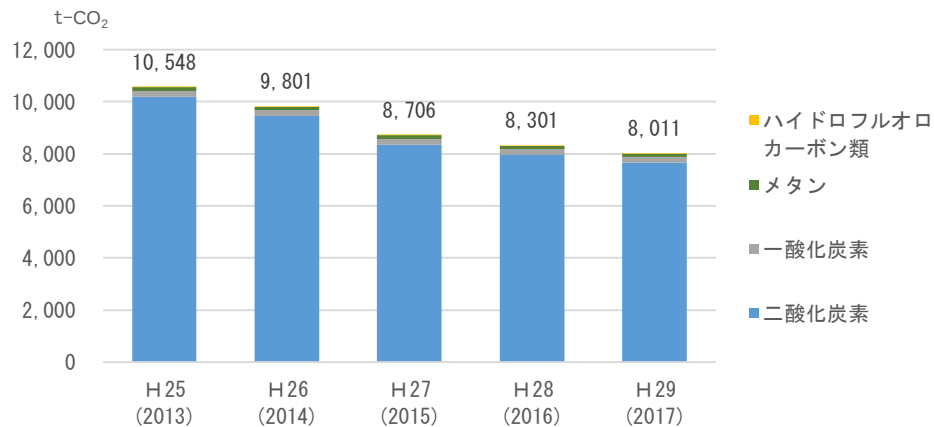
【参考資料】

■ 公害苦情件数の推移（日向市環境基本計画より）

（単位：件）

種類	平成 27(2015)年度	平成 28(2016)年度	平成 29(2017)年度	平成 30(2018)年度	令和元(2019)年度
大気汚染	25	10	14	4	3
騒音	15	3	6	1	6
振動	0	3	0	1	0
悪臭	23	22	12	12	14
水質汚染	6	2	9	2	1
その他	42	82	95	51	100
合計	111	122	136	71	124

■ 温室効果ガスの排出量の推移（平成 25 年度～平成 29 年度）



【目指す姿】

住みよいふるさとを子どもたちに残すため、循環型社会と低炭素社会が構築された環境にやさしいまちを目指します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値	目標値
	令和元(2019)年度	令和6(2024)年度
クリーンアップ日向に参加した人数(年間)	595人	600人
公害に対する苦情のうち解決した割合	100%	100%

【市民の役割】

- 環境問題を正しく理解し、環境美化活動や地球温暖化防止活動に協力しましょう。
- 近隣住民に配慮し、騒音・振動・悪臭などの発生を抑制しましょう。
- 資源のリサイクル化や省エネルギー対策など、自然に配慮した生活を心掛けましょう。
- ごみの野外焼却禁止を遵守しましょう。
- 企業は、排水処理施設を整備し、適正に維持管理しましょう。

【施策の体系】

4-5 自然環境の保全と活用

- ① 自然環境の保全
- ② 河川・海岸の保全
- ③ 公害対策の推進
- ④ 資源・エネルギー対策の推進

【施策の方向性】

① 自然環境の保全

- 自然環境の保全に対する理解を深めるための環境学習の場の提供に努めます。
- 市広報紙やホームページ等を通じて、環境情報の提供に努めます。
- 市民や事業者が主体的に取り組む環境保全活動を支援します。
- 環境保全活動を担う市民活動団体のリーダーを養成し、活動の活性化を図ります。
- 森林の適正な管理、保全に取り組めます。
- 農地、水、環境の良好な保全と質の向上に取り組めます。

主な事業

地球温暖化防止対策実行計画推進事業、自然保護事業

② 河川・海岸の保全

- 河川の状況を的確に把握し、環境保全や水質汚濁防止に関する啓発活動に努めます。
- 河川や海岸の水質保全に向けて、生活排水処理施設の整備や適切な管理に関する啓発活動を推進します。
- 国や県と連携し、自然環境に配慮した計画的な河川と海岸の整備、維持管理を推進します。
- 国や県と連携し、海岸の保全や漂着物対策に努めます。
- 水辺環境の利用促進や水生動植物の保護に努めます。
- プラスチックごみの減量化、資源化を推進します。
- 市民参加による河川や海岸の清掃活動など、自然環境の保全や啓発活動に取り組めます。

主な事業

自然保護事業

③ 公害対策の推進

- 大気や水質、騒音など環境モニタリングを行い、環境状況の把握や市民への情報提供に努めます。
- 市民、事業者の公害防止に対する意識の向上に努めます。
- 工場や事業所などへの立ち入り調査を実施し、公害関係法令の遵守や適正処理について指導を行います。

主な事業

自然保護事業、公害対策事業

④ 資源・エネルギー対策の推進

- 市民、事業所、行政が一体となって地球温暖化対策に取り組み、温室効果ガスの排出削減に努めます。
- 温室効果ガスの排出量を削減するために、学校や企業における環境教育を推進し、環境に対する意識の向上を図ります。
- 家庭や事業所における二酸化炭素排出量の少ない設備や省エネルギー機器の導入を促進します。
- 事業活動に伴う温室効果ガスの削減や、環境負荷低減の取り組みを促進します。
- 公共施設の整備に合わせて、省エネルギー機器の導入や再生可能エネルギーの有効利用に努めます。

主な事業

地球温暖化防止対策実行計画推進事業

【関連する計画】

- ・日向市環境基本計画
- ・日向市地球温暖化防止対策実行計画

施策4-6 安全で安定した水の供給

関連する
SDGs



【現状と課題】

- 令和元（2019）年度の有収率※は、87.8%となっており、前期基本計画の目標値を達成していますが、平成30（2018）年度の類似団体の平均値88.0%を下回っているため、今後も、老朽管路の更新や漏水調査など有収率の向上に取り組む必要があります。
- 水道は、市民の暮らしに欠かすことのできない重要なライフラインであるため、大規模災害発生時でも必要な水道水が供給できる体制を維持する必要があります。
- 今後、発生が予想される南海トラフ巨大地震に備え、水道施設の耐震化に取り組む必要があります。
- 簡易水道事業においては、小規模な施設が点在し、水道事業としての経営効率が低く老朽化も進んでいます。そのため、適正規模の施設配置により経営効率を上げるとともに、長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る必要があります。
- 給水人口の減少等により給水収益が減少している一方で、老朽化している施設の更新や耐震化など財政負担が増大することが懸念されるため、より一層の経営健全化を図る必要があります。

【目指す姿】

市民の皆さんへ良質な水を安定供給できる強靱な施設の整備と持続可能な水道事業の健全な経営を目指します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値	目標値
	令和元(2019)年度	令和6(2024)年度
有収率（年度末時点）	87.8%	88.0%

【市民の役割】

- 水道料金は、決められた期限内に納めましょう。
- 家庭や事業所での適切な水の利用に努めましょう。
- 貯水槽水道の適正な維持管理を行いましょう。
- 給水装置を適正に管理し、漏水防止に努めましょう。

【施策の体系】

4-6 安全で安定した水の供給

- ① 安全で良質な水の安定供給
- ② 水道事業経営の健全化

※ 有収率：供給した水道水（総配水量）のうち料金収入などの対象となる水量（有収水量）の割合で、有収率の向上は効率的な施設管理や健全な経営の目標となる

【施策の方向性と主な事業】

① 安全で良質な水の安定供給

- 配水量の常時監視や漏水調査等により、有収率の向上に努め、水資源の有効利用を図ります。
- 「日向市権現原浄水場水安全計画」を定期的に見直し、水道施設の適切な維持と水道水の安全性の確保に努めます。
- 老朽施設や老朽配水管の計画的な更新や耐震化を推進し、災害に強い配水管網の構築に取り組みます。
- 大規模災害に対応するため、「災害対策マニュアル」の見直しを行うなど災害対応力の強化を図ります。
- 災害発生時の応援活動や関係団体が開催する応援活動訓練へ積極的に参加し、他事業体との広域的な連携を図ります。
- 持続可能な簡易水道事業の経営を目指し、老朽管路の更新や施設の統廃合など簡易水道施設の再構築を推進するとともに、安全安心な水の安定供給に努めます。

主な事業

水道事業、簡易水道事業

② 水道事業経営の健全化

- 水道事業の安定経営を図るため、経営分析結果を踏まえた水道料金の改定等を検討します。
- 水道事業の業務の効率化を図るため、民間に委託する業務内容について検討します。
- 給水人口減少を見据えた水道事業の広域連携体制の構築に向け、県と連携を図ります。

主な事業

水道事業、簡易水道事業

【関連する計画】

- ・日向市水道ビジョン
- ・日向市水道事業経営戦略
- ・日向市簡易水道事業経営戦略
- ・日向市水道事業アセットマネジメント
- ・日向市権現原浄水場水安全計画

施策4-7 生活排水の適切な処理

関連する
SDGs



【現状と課題】

- 河川の水質や水辺環境を保全するために、公共下水道などの生活排水対策を推進し、河川等の水質保全に努める必要があります。
- 公共下水道については、計画的な整備を進めており、令和2（2020）年3月末現在では、全体計画面積1,381haのうち、836.9haの地域に下水道が整備されています。
- 下水道整備地域では、様々な理由により下水道に接続していない世帯があるため、下水道の役割について啓発活動を行い、公共下水道の接続率向上に向けた取組を進める必要があります。
- 日向市浄化センターや管路などの下水道施設については、中長期的な視点で施設の長寿命化を図る必要があります。
- 自然災害による下水道施設の機能停止を最小限に抑えるために、施設の防災・減災対策を講じる必要があります。また、浸水被害の軽減を図るための対策を検討する必要があります。
- 人口減少により下水道使用料収入が減少しているため、下水道使用料の改定など経営の健全化に向けた取組について検討する必要があります。
- 農業集落排水は、農村地域の生活環境改善や農業用排水・公共用水域の水質保全に大きな役割を果たしており、秋留地区（処理面積21ha）、山陰地区（処理面積98.4ha）、美々津地区（処理面積98.8ha）に整備されていますが、接続率が低い地域があるため、接続率向上に取り組む必要があります。
- 農業集落排水施設の老朽化に伴い、維持管理費の増加が懸念されます。そのため、計画的に施設の長寿命化を図りながら、適切な施設運営に努める必要があります。
- 適切に管理されていない浄化槽は、悪臭や水質汚濁の原因となるため、浄化槽の維持管理や法定検査などについて啓発活動を推進し、適切な指導をする必要があります。
- 「単独処理浄化槽」や「くみ取り便槽」の生活雑排水が河川を汚す要因となっているため、合併処理浄化槽への転換を推進する必要があります。

【参考資料】 ■ 汚水処理人口普及状況（令和2（2020）年3月末現在）

区分	人口 ①	汚水処理人口 ②	汚水処理 人口普及率 ②／①	内訳		
				公共下水道	農業集落 排水施設	合併処理 浄化槽
日向市	60,900 人	51,432 人	84.5%	57.5%	4.4%	22.6%

【目指す姿】

生活排水の適切な処理により水環境が保全され、市民が衛生的な環境の中で快適に生活するまちを目指します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
污水处理人口普及率	84.5%	89.5%

【市民の役割】

- 環境に配慮した排水を心掛け、河川等の水質保全に努めましょう。
- 供用区域内では、公共下水道や農業集落排水に接続しましょう。
- 供用区域外では、合併処理浄化槽を設置し、適切に維持管理を行いましょう。

【施策の体系】

4-7 生活排水の適切な処理

- ① 公共下水道事業の推進
- ② 農業集落排水事業の推進
- ③ 合併処理浄化槽の普及と適正管理

【施策の方向性と主な事業】

① 公共下水道事業の推進

- 「日向市公共下水道事業経営戦略」に基づき、事業経営の健全化につながる業務改善に取り組みます。
- 公共下水道の未普及地区を解消するとともに、未接続世帯について臨戸訪問や普及啓発活動を推進し、普及率向上に努めます。
- 老朽化している下水道施設について、計画的な施設の整備や適切な維持管理に努め、施設の長寿命化を図ります。
- 下水道施設の防災・減災対策として、計画的な施設の耐震化や耐水化対策に取り組みます。
- 下水道事業の安定経営を図るため、経営分析結果を踏まえた下水道使用料の改定等について検討します。

主な事業	公共下水道事業
------	---------

② 農業集落排水事業の推進

- 農業集落排水施設の整備や適切な維持管理に努めます。
- 農業集落排水の未接続世帯について、臨戸訪問や普及啓発活動を推進し、農業集落排水処理施設への接続率向上に努めます。

主な事業	農業集落排水事業
------	----------

③ 合併処理浄化槽の普及と適正管理

- 公共下水道事業及び農業集落排水事業の事業計画区域外については、合併処理浄化槽の普及促進に努めます。
- 浄化槽の設置状況を把握し、適正な維持管理について啓発活動を推進します。

- 財光寺汚泥処理場については、生活污水处理の効率化に向け、計画的な施設整備や適切な維持管理に努めます。

主な事業	浄化槽設置整備事業、財光寺汚泥処理場施設管理運営事業
------	----------------------------

【関連する計画】

- ・日向市下水道ストックマネジメント計画
- ・日向市公共下水道事業経営戦略
- ・日向市農業集落排水事業経営戦略

施策 4-8 快適な住宅環境の整備

関連する
SDGs



【現状と課題】

- 市営住宅については、29 団地、1,332 戸（令和 2（2020）年 3 月現在）を管理していますが、老朽化により、改善が必要な住宅が増加しています。
- 老朽化が進行している市営住宅の適切な維持管理や、計画的な整備に取り組む必要があります。
- 高齢化の進展に伴い、高齢者向けの市営住宅の需要が高まっています。
- 安心な住環境づくりを進めるために、住宅・建築物に関する適切な指導や市民への啓発活動に取り組む必要があります。
- 建築確認申請については、法改正により要件が緩和されたため、関係機関や団体などと連携し、建築物の安全性確保に取り組む必要があります。
- 地震による家屋の倒壊から人命及び財産を守るため、木造住宅の耐震化を促進する必要があります。
- 耐震性のない建築物については、所有者が高齢である等の理由から、耐震改修の費用を負担することが難しく、耐震化工事を行うことができない状況があります。
- 耐震診断士登録者数の減少及び耐震診断に携わる耐震診断士が少ないため、耐震診断士の養成に取り組む必要があります。
- 良好な居住環境を維持するために、空き家の実態把握に努めるとともに、適正な管理や活用について啓発活動に取り組む必要があります。
- 近隣の住民から苦情が寄せられた空き家の所有者に対し、適正な管理について指導していますが、改善されないことが多いため、管理責任に関する意識啓発を図る必要があります。
- 空き家の多くは、相続登記が行われていないために所有者が特定できず、利活用が困難となっているため、相続登記を促進する必要があります。
- 美々津重要伝統的建造物群保存地区や細島地区など、特に空き家が増加している地域については、地元や関係団体と協力し、空き家を活用した地域活性化に取り組む必要があります。
- 道路に接していない空き地や空き家については、建築基準法により住宅等の建築ができないため、空き家の利活用が図れない状況です。

【目指す姿】

ユニバーサルデザインの理念の下、誰もが暮らしやすい安全で安心な居住環境の形成を目指します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
公営住宅長寿命化計画(526戸)に基づき改善された総戸数	76戸	219戸
木造住宅の耐震改修工事実施件数(年間)	4件	5件
老朽化が著しい空き家の除却件数(累計)	—	80件
空き家等情報バンクの登録件数(年間)	8件	20件

【市民の役割】

- 居住環境の保全に努め、環境美化に努めましょう。
- 建築物に関する法令を守り、良好な居住環境の形成に努めましょう。
- 地震に備え、住宅の耐震化に努めましょう。
- 空き家を適切に管理し、空き家の有効活用に努めましょう。

【施策の体系】

4-8 快適な住宅環境の整備

- ① 市営住宅の整備と維持管理
- ② 安全で安心な建築物の整備促進
- ③ 空き家の適正管理と活用の促進

【施策の方向性と主な事業】

① 市営住宅の整備と維持管理

- 「日向市公営住宅長寿命化計画」に基づき、市営住宅の適切な維持管理に努め、長寿命化や居住環境の向上に取り組みます。
- 人口減少・少子高齢化を踏まえた公営住宅の管理戸数の最適化を図るため、「日向市公共施設等総合管理計画」に基づき、公営住宅の集約再編や用途廃止について検討します。
- 高齢者に配慮した施設やユニバーサルデザインに基づく施設の整備に努めます。

主な事業

ストック総合改善事業、高齢者住宅住戸改善事業、公営住宅等整備事業

② 安全で安心な建築物の整備促進

- 建築関係者への啓発や適切な指導を行い、違法建築物の発生防止や早期是正に取り組みます。
- 住宅の耐震化に関する情報提供や支援制度の周知を図り、住宅の耐震化を促進します。
- 地震等により倒壊のおそれのある危険ブロック塀等の解消を図ります。
- 耐震診断士の養成を促し、耐震化に積極的に取り組むよう要請します。

主な事業

日向市木造住宅耐震化促進事業、日向市危険ブロック塀等除却推進事業、建築指導事業

③ 空き家の適正管理と活用の促進

- 空き家の適正な管理について、市民の意識啓発に努めるとともに、関係団体と連携し、相談体制の充実を図ります。
- 空き家の所有者に対し、「空き家等情報バンク制度」の活用や空き家利活用補助金などの支援に取り組みます。
- 老朽化が著しい空き家の所有者に対し、家屋の適切な管理や除却について指導、助言を行います。
- 相続登記の重要性について、市広報やチラシ配布などにより啓発活動を行います。
- 空き家の多い地域について、所有者や地域住民の意向を把握するとともに、地元や関係団体と連携し、空き家を活用した地域活性化策について検討します。
- 建築基準法の接道要件の緩和について検討を行います。

主な事業

空き家等対策推進事業

【関連する計画】

- ・日向市住宅マスタープラン
- ・日向市公営住宅長寿命化計画
- ・日向市空き家等対策計画
- ・日向市耐震改修促進計画

基本目標 5 社会基盤

快適で魅力ある機能的な住みやすいまち

【施策】

【具体的な施策】

5-1
秩序ある
土地利用と都市空間の形成

- ① 計画的な土地利用の推進
- ② コンパクトな拠点の整備
- ③ 交通ネットワークの充実

5-2
生活の質を高める
都市基盤の整備

- ① 良好な住環境の整備
- ② 憩いのある公園・緑地の整備

5-3
利便性の高い道路の整備

- ① 広域交通網の整備促進
- ② 市道の整備と維持管理

5-4
美しい景観の保全と形成

- ① 景観まちづくりの推進
- ② 緑花あふれる美しい風景づくり

5-5
港湾機能の充実と活用

- ① 港湾の整備
- ② 物流体制とポートセールスの強化

5-6
情報通信基盤の整備と
情報化の推進

- ① 情報通信基盤の整備
- ② 情報通信技術（ICT）利活用の推進
- ③ 情報セキュリティ対策の強化

施策 5-1 秩序ある土地利用と都市空間の形成

関連する
SDGs



【現状と課題】

- 人口減少・高齢化の急速な進展に伴い、空き地・空き家の増加など、人口の低密度化が進んでおり、医療、福祉、商業など市民生活に必要な都市機能の維持が困難になることが予想されます。周辺部の地域では、この傾向が顕著となっており、総合的な土地利用を推進していく必要があります。
- 中心市街地は、医療、福祉、商業など市民生活に必要な機能を維持した中心拠点としての役割を果たし、周辺部の生活拠点と地域公共交通で結ぶことにより、多くの市民にとって暮らしやすい、利便性の高いコンパクトなまちづくりを進める必要があります。
- 地籍調査は、土地の有効活用の促進や課税の適正化などに重要な役割を果たしていますが、土地所有者の高齢化や土地所有者死亡後の相続登記手続きが行われていないものが多く、境界確認が困難な土地が増えています。
- 日向市駅前交流拠点施設を中心に、多くの市民イベントが開催され、賑わいが生まれています。今後も、拠点施設を積極的に活用し、中心市街地を回遊できるような魅力ある商店街の形成や空き地や空き店舗を有効に活用した活気と賑わいのあるまちづくりに取り組む必要があります。
- 人口減少・高齢化の進展により、利便性の高い地域公共交通の維持、確保が求められています。
- 路線バスの輸送量は、年々減少しているため、沿線自治体が一体となって公共交通網の充実による輸送量の増加に取り組む必要があります。
- 市民バスは、一部の路線において利用者が減少しています。市民ニーズを的確に把握し、利便性の向上を図るとともに、より一層の啓発活動に取り組む必要があります。

【参考資料】

■ 中心市街地の定住人口

	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
中心市街地の定住人口	1,392 人	1,390 人	1,360 人	1,345 人	1,345 人

【目指す姿】

中心市街地と生活拠点が利便性の高い交通網で結ばれ、暮らしやすく、賑わいのあるまちの形成を目指します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
地籍調査の進捗率	36.4%	40.4%
中心市街地の歩行者・自転車通行量（平日9時～19時）	3,677人	3,753人
市民バスの利用者数（年間）	81,096人	81,100人

【市民の役割】

- 法令を遵守し、土地や建物の有効活用に努めましょう。
- 中心市街地で開催されるイベントなどに参加しましょう。
- 駅前交流拠点施設を積極的に活用しましょう。
- 市街地にある空き地や空き店舗を有効に活用しましょう。
- 地域公共交通機関を積極的に利用しましょう。

【施策の体系】

5-1 秩序ある土地利用と都市空間の形成

- ① 計画的な土地利用の推進
- ② コンパクトな拠点の整備
- ③ 交通ネットワークの充実

【施策の方向性】

① 計画的な土地利用の推進

- 人口減少、高齢化の進展や多発する自然災害に備え、公共交通機関と連携した安全で安心して暮らすことのできる「コンパクト プラス ネットワーク」型の都市構造を構築します。
- 関係法令を適切に運用し、地域の特性に応じた土地利用を推進します。
- 地籍調査については、調査の簡略化や新たな技術の活用による効率化に取り組み、計画的な調査に取り組みます。

主な事業

地籍調査事業

② コンパクトな拠点の整備

- 立地適正化計画に基づき、「居住推進区域」や「都市機能誘導区域」へ居宅や都市機能施設の立地・誘導を図るとともに、地域公共交通と連携した暮らしやすいまちづくりを推進します。
- 中心市街地の空き地や空き店舗の有効な活用を促進します。
- 日向市駅前交流拠点施設を積極的に活用し、市民が主体となった賑わい創出の取組を支援します。

主な事業

中心市街地活性化対策事業

③ 交通ネットワークの充実

- 路線バスを維持するために、沿線市町村と連携し、利用促進や啓発活動に取り組みます。
- 市民バスに関する情報発信や乗り方教室などのイベントを開催し、利用者の増加に取り組みます。
- 市民バスに対するニーズを的確に把握し、利用実態に応じた運行形態や運行経路の見直しに努めます。
- 市民バスの安全で安心な運行管理に努めます。

主な事業

地域生活交通対策事業

【関連する計画】

- ・日向市都市計画マスタープラン
- ・日向市立地適正化計画
- ・日向市中心市街地活性化基本計画
- ・日向・東臼杵地域公共交通再編実施計画

施策5-2 生活の質を高める都市基盤の整備



【現状と課題】

- 市民が安全で安心な環境で生活できるように、地域の実情に合わせた住環境の整備を推進しています。
- 土地区画整理事業については、平成5（1993）年から財光寺南地区、平成11（1999）年から日向市駅周辺地区の整備に取り組んでいますが、事業進捗に遅れが生じており、事業の長期化に伴って、地域住民の生活や土地の活用に支障が生じている状況です。
- 地域住民から早期の事業完了を望む声が寄せられているため、経費削減に努めながら効率的・効果的な事業の推進を図り、事業の早期完了に努める必要があります。
- 市民の憩いの場である公園・緑地については、誰もが安全で安心して利用できるよう適切な維持管理に努める必要があります。
- 公園施設の老朽化は、重大な事故につながることも懸念されるため、安全点検の実施や計画的な改修を進める必要があります。
- 公園が、高齢者などの健康づくりの場となるよう健康遊具の整備に取り組んでいます。
- 公園清掃や管理は、自治会（区）が主体となって行っていますが、高齢化に伴い除草作業などが困難となる自治会（区）が増加しています。
- お倉ヶ浜総合公園や大王谷運動公園は、スポーツキャンプや国民スポーツ大会の開催会場として使用する予定ですが、施設が老朽化しているため、計画的な施設の整備を進める必要があります。

【参考資料】

■ 財光寺南土地区画整理事業



■ 日向市駅周辺土地区画整理事業



【目指す姿】

憩いと安らぎを与える公園などを整備し、市民が安全で安心して暮らせる、快適で機能的な市街地の形成を目指します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
土地区画整理事業区域内の新築・増築件数（累計）	—	85 件
お倉ヶ浜総合公園・大王谷運動公園の利用者数（累計）	—	650,000 人

【市民の役割】

- まちづくりに関する意見交換会などに積極的に参加しましょう。
- 快適で住みやすいまちづくりに協力しましょう。
- 公園・緑地は、みんなが快適に過ごせるように適切に利用しましょう。
- 公園の清掃活動に積極的に参加しましょう。

【施策の体系】

5-2 生活の質を高める都市基盤の整備

- ① 良好な住環境の整備
- ② 憩いのある公園・緑地の整備

【施策の方向性】

- ① 良好な住環境の整備
 - 事業の計画段階から市民が参画できる機会を設け、事業への理解促進に努めます。
 - 土地区画整理事業は、市民生活への影響を考慮し、家屋移転を優先して事業を推進します。
 - 事業計画の見直しなどにより経費削減に努め、効率的・効果的な事業の推進に努めます。
 - 病院や公共施設、福祉施設などを計画的に集積し、利便性の高い、住みやすいまちづくりに取り組みます。

主な事業

財光寺南土地区画整理事業、日向市駅周辺土地区画整理事業、財光寺南部住環境整備事業

② 憩いのある公園・緑地の整備

- 老朽化している公園施設の適切な保全と計画的な整備更新に努めます。
- 公園・緑地の管理については、地域住民に積極的に活用してもらえよう、自治会（区）と協力し、適切な維持管理に努めます。
- 市民ニーズに応じた公園・緑地の整備や遊具の設置に取り組みます。
- 健康遊具については、高齢化率などを考慮したうえで、自治会（区）と協議し、整備効果が高い公園を優先して配置します。
- お倉ヶ浜総合公園、大王谷運動公園については、スポーツキャンプや国民スポーツ大会にも対応できるよう計画的な施設の整備や効率的な公園施設の維持管理に取り組みます。
- 公園・緑地を市民に大切に利用してもらうために、啓発活動を推進し、美化意識の向上に努めます。

主な事業	都市公園事業
------	--------

【関連する計画】

- ・日向市都市計画マスタープラン
- ・日向市立地適正化計画

施策 5-3 利便性の高い道路の整備



【現状と課題】

- 広域交通網は、地域間交流や物流を支える産業基盤であるだけでなく、救急医療や災害時における「命の道」としても重要な役割を担っています。
- 東九州地域は、西九州地域と比較して高速交通網の整備が遅れているため、今後、九州の物流拠点として発展していくためにも、東九州自動車道の4車線化や九州中央自動車の早期整備に向けて、沿線自治体とともに、積極的な要望活動に取り組む必要があります。
- 東九州自動車道の4車線化にあたっては、残土処理場の確保など支援業務などに取り組むとともに、付帯施設の設置について関係機関との協議を進める必要があります。
- 国道10号（長江交差点～木原交差点間）の4車線化については、地元住民との調整などについて国と協力し、早期の供用に向けて取り組む必要があります。
- 国道10号（赤岩川以南地区）の4車線化についても、引き続き国との協議を行う必要があります。
- 国道や県道については、産業の活性化や医療・防災機能の面からも最重要路線として位置づけられているため、官民が連携し、事業化に向けた積極的な要望活動に取り組む必要があります。
- 日豊本線については、通勤通学時の混雑などが課題となっているため、利便性の向上に向けた取組が必要です。
- 本市が管理している市道1,291路線（総延長591km）のうち延長の4割以上が、供用開始から30年を経過しており、老朽化や交通量の増加により維持補修が必要なものが増加しています。
- 市道や橋梁（りょう）については、定期的な安全点検や適切な維持管理に努めるとともに、計画的な維持補修を行い、安全性の確保や施設の長寿命化を図る必要があります。
- 市道の整備が長期化している路線については、計画を見直し、早期完成を目指す必要があります。
- 橋梁（りょう）については、日向市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、概ね計画どおり整備を進めています。P C B廃棄物を含む橋梁の塗装については、令和8（2026）年度末までに処理することが義務付けられており、適正な処理を進めていく必要があります。

【参考資料】 ■宮崎県の高規格幹線道路網図



資料：令和2（2020）年11月 宮崎県高速道対策局提供

【目指す姿】

人や物の活発な交流が進み、円滑に移動できる快適な道路環境の整備を目指します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値 令和元(2019) 年度	目標値 令和6(2024) 年度
九州中央自動車道の供用率（県内）	31%	35%
日向市道路整備実施計画で予定している市道のうち、道路改良が完了した路線数（累計）	—	5 路線
日向市橋梁長寿命化修繕計画に基づき修繕工事を実施した橋梁数（累計）	7 橋	31 橋

【市民の役割】

- 高速道路や高速バス、鉄道を積極的に利用しましょう。
- 高速道路整備促進のための要望活動や建設促進大会に積極的に参加しましょう。
- 道路や橋梁（りょう）の適切な維持管理に協力しましょう。

【施策の体系】

5-3 利便性の高い道路の整備

- ① 広域交通網の整備促進
- ② 市道の整備と維持管理

【施策の方向性と主な事業】

① 広域交通網の整備促進

- 高速交通網の整備については、県や沿線自治体と連携し、官民による要望活動に取り組みます。
- 東九州自動車道（日向IC～都農IC）の4車線化については、早期整備に向けた要望や協力を行うとともに、防災拠点や付帯施設等の設置について具体的な協議を進めます。
- 国道10号（長江交差点～木原交差点間）の4車線化については、開通に向けた工事が本格化するため、国に協力し、早期の完成に向けて取り組みます。
- 国道10号（赤岩川以南地区）の整備については、国や県と事業化に向けた検討を進めます。
- 国道・県道の整備は、地方創生の観点からも大変重要であるため、関係自治体や市民と連携し、積極的な要望活動に取り組みます。
- 日豊本線の利便性を向上するため、県や近隣市町村と連携し、JR九州に対しダイヤの改正や車両の増加などについて働き掛けを行うとともに、地元自治体として利用促進を図ります。

主な事業

東九州自動車道協力事業

② 市道の整備と維持管理

- 市内外の交流促進や市民生活の利便性向上を図るため、安全で円滑な道路交通網の構築に向けた道路整備を推進します。
- 市道・橋梁（りょう）の安全点検や適切な保全、維持管理に努めます。
- 長期化している市道の整備路線については、計画を見直し、コスト縮減に努めながら早期完成に取り組みます。
- 日向市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁（りょう）整備を推進します。
- PCB廃棄物が含有されている橋梁（りょう）の塗装については、令和8（2026）年度末までに処理を完了します。

主な事業

 粕木線道路改良事業、塩見美々津線道路改良事業、南日向・日の平線改良事業、
 地方創生道整備交付金事業、臨時地方道整備事業、橋梁長寿命化事業、都市計画街路事業

【関連する計画】

- ・日向市道路整備実施計画
- ・日向市橋梁長寿命化修繕計画

施策5-4 美しい景観の保全と形成

関連する
SDGs



【現状と課題】

- 本市は、日豊海岸国定公園に指定されている海岸線や尾鈴山系の山並み、耳川の清流など、豊かな自然環境に恵まれています。こうした景観を生かし、魅力を発信できる環境の整備に取り組む必要があります。
- 本市では、日向市景観基本計画を策定し、細島地区、坪谷地区（牧水の里）、美々津地区（美々の里）、日向市駅周辺地区、日豊海岸地域の5つのエリアを景観形成重点地区に位置付けています。
- 大規模建築物などについては、日向市景観条例に基づく届出制度を定め、美しい景観の保全と形成に向けた取り組みを推進しています。
- 景観基本計画や地区計画、景観まちづくりについて、市民の理解を深めるとともに規制の遵守に取り組む必要があります。
- 景観の保全については、地域住民の自主的な活動が大変重要な役割を果たしていますが、地域コミュニティの希薄化などにより地域活動が維持できなくなることが懸念されています。
- 景観の保全や形成には、長い期間を要するため、景観に対する市民の認識を深め、景観まちづくり活動に積極的に参加してもらえるように、長期的視点から取り組む必要があります。
- 市では、環境美化に対する市民意識の高揚を図り、市民との協働による花のあふれるまちづくりに取り組んできました。
- 公共花壇アダプトプログラムは、市民団体や企業などが里親になって、公共花壇の管理を行う制度で、現在6団体が登録しています。しかしながら、高齢化やボランティアの不足などにより活動が継続できない団体もあるため、登録団体の増加に向けた啓発活動に取り組む必要があります。
- 金ヶ浜園地については、国や県、地域と協力し、整備を進めてきましたが、新たな市民の憩いの場、観光スポットとして注目が集まっています。

【参考資料】

■令和元年度 景観絵画コンクール市民賞作品



■金ヶ浜園地



【目指す姿】

市民との協働による景観まちづくりを推進し、花と緑があふれる美しいまちを目指します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値	目標値
	令和元(2019)年度	令和6(2024)年度
景観に関するイベントへの参加者数（累計）	—	1,550人
市と連携した植栽・花づくり活動への参加者数（累計）	—	4,500人

【市民の役割】

- 景観について正しく理解し、市民の共有財産である良好な景観づくりに協力しましょう。
- 景観まちづくりに関するイベントや緑花活動に積極的に参加しましょう。

【施策の体系】

5-4 美しい景観の保全と形成

- ① 景観まちづくりの推進
- ② 緑花あふれる美しい風景づくり

【施策の方向性と主な事業】

① 景観まちづくりの推進

- 景観計画については、必要に応じて区域や規制の内容を見直します。
- 景観まちづくりに取り組む団体の活動内容や支援制度について、市民への周知を図り、新たな活動団体の増加に努めます。
- 景観講演会、景観セミナーなど景観に関する市民への啓発活動を推進し、景観への意識向上を図ります。
- 県と連携し、「美しい宮崎づくり推進条例」などに基づく景観の保全や沿道修景の美化に取り組めます。
- 子どもから大人まで地域に愛着を持てる景観のまちづくりを推進するため、小学校・中学校において、景観に関する学習を行います。

主な事業

景観まちづくり推進事業

② 緑花あふれる美しい風景づくり

- 市内全域を花や緑であふれる憩いの空間とするために、地域の特色を生かした緑花を推進します。
- 日豊海岸国定公園などの地域資源を生かし、市民の憩いの場としての活用はもとより、新たな観光資源としての活用を推進します。
- 金ヶ浜園地については、行政と住民のパートナーシップのもと、地元主体による園地づくりに取り組みます。

主な事業

全市緑花推進事業

【関連する計画】

- ・日向市景観基本計画
- ・日向市全市公園化基本計画

施策5-5 港湾機能の充実と活用

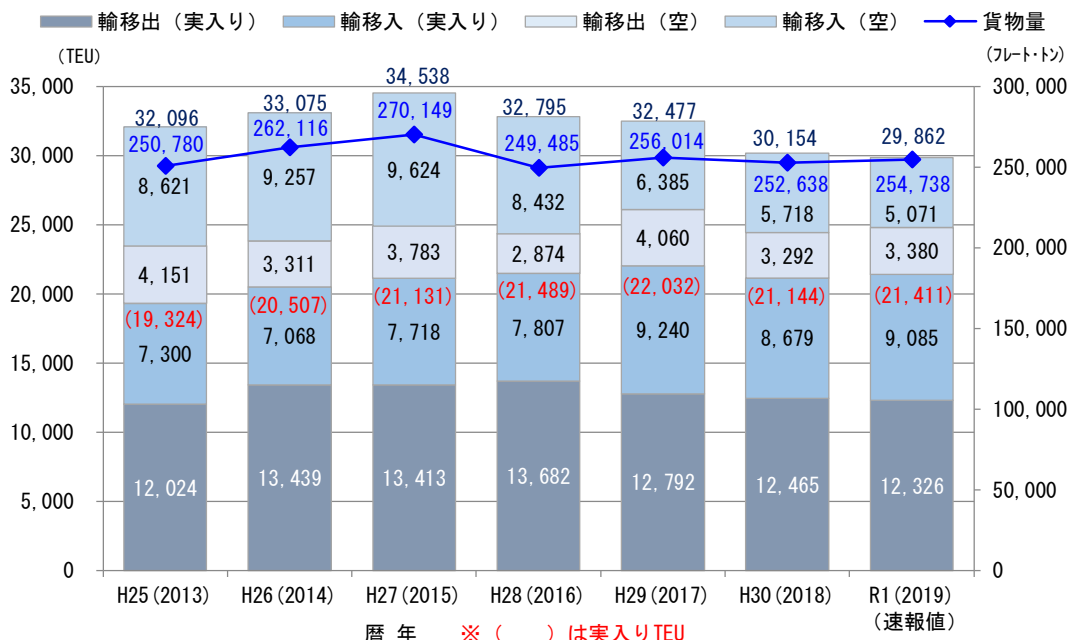


【現状と課題】

- 重要港湾「細島港」は、計画的な整備により港湾機能が強化され、県北地域の産業と経済を支える物流拠点となっています。
- 細島港の空コンテナを除いたコンテナ取扱量は、近年、21,000 T E U※程度で推移しています。細島港への貨物集荷を促進するためには、リードタイム※の短縮や航路の増便、荷役効率の向上などコストの低減に取り組む必要があります。
- 持続可能な港湾開発を進めるために、磯場など自然環境を保全する活動にも取り組む必要があります。
- 細島港商業港地区は、港の賑わい創出の場としての役割を担っており、緑地化に向けた協議が進められています。
- トラック運転手の人材不足や働き方改革などを背景に、国内R O R O船舶の大型化やデイリー化など海上運輸へのモーダルシフト※が進んでいます。こうした情勢の変化に対応できる港湾の整備が求められています。

【参考資料】

■細島港 コンテナ貨物の推移



資料：宮崎県

※ TEU: 20フィートコンテナを1個と換算したコンテナの取扱個数。

※ リードタイム: 入港から引取りまでに要する時間を指す。

※ モーダルシフト: トラックによる幹線貨物輸送を地球に優しく、大量輸送が可能な海運または鉄道に転換すること。

【目指す姿】

企業活動が活発に行われ、多くの人を訪れる賑わいと活気が生まれる港を目指します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
コンテナ貨物取扱量（空コンテナを除く）（年間）	21,411TEU	23,000TEU

【市民の役割】

- 港湾と私たちの暮らしの関わりを理解し、磯場など自然環境の保全に協力しましょう。
- 事業者は、港湾の利用促進に努めましょう。

【施策の体系】

5-5 港湾機能の充実と活用

- ① 港湾の整備
- ② 物流体制とポートセールスの強化

【施策の方向性と主な事業】

① 港湾の整備

- 「細島港港湾計画」の着実な実行について、国や県に働きかけます。
- 課題に対応した細島港の整備に向けて、関係者や地元との調整などに協力します。
- 磯場の自然環境を守るために、ブルーカーボン[※]に関する啓発活動や自然保全活動の促進に取り組みます。
- 関係者と連携し、新たな憩いとにぎわいの場となるよう商業港地区の緑地エリアの整備を促進します。

② 物流体制とポートセールスの強化

- 県外へ流出している貨物や他県からの貨物を細島港に定着させるため、物流体制とポートセールスの強化、貨物集荷に対する支援等を推進します。

主な事業

物流等対策事業

【関連する計画】

- ・ 細島港を核としたグランドデザイン

[※] ブルーカーボン：海洋生態系に蓄積される炭素のこと。世界各国の地球温暖化対策が本格化する中、CO₂吸収源の新しい選択肢として世界的に注目されている。

施策 5-6 情報通信基盤の整備と情報化の推進



【現状と課題】

- 超高速情報通信網の普及に伴い、インターネットを活用した電子商取引やソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）※による新たなコミュニケーション形成など、超高速情報通信網を利用したサービスが様々な分野で活用されており、市民を取り巻く環境は大きく変化しています。
- 令和2（2020）年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークやWeb 会議など超高速情報通信網を用いた新たな働き方が進められており、超高速情報通信網は、市民生活の利便性向上や企業の生産性向上に欠かせない重要な社会基盤の一つとなっています。
- 本市では、超高速情報通信網の未整備地区が残っており、令和2（2020）年度から市内全域での超高速情報通信網整備に着手し、地域間格差の解消に取り組んでいます。
- 国は、IoT※や人口知能（AI）、ロボット、ビッグデータなどを用いることにより、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会（Society 5.0※）の実現を目指しています。
- Society 5.0では、ビッグデータを用いた人工知能（AI）により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、働き方改革などの課題が克服され、快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができるようになります。
- 本市においても、人口減少・少子高齢化が急速に進んでいるため、IoTやAI、ロボットなどの情報通信技術を積極的に導入し、様々な地域課題の解決に取り組む必要があります。
- Society 5.0を作り出す5G（第5世代移動通信システム）※やIoT、AIなどの情報通信技術を活用するためには、先進の技術に関する情報収集や職員のICTリテラシー※の向上に努める必要があります。
- 行政手続のオンライン化（電子申請）による住民サービスの向上やAIやRPA※を活用した庁内業務の効率化などに取り組む必要があります。
- 情報通信技術の急速な進展に伴い、個人情報の流出やインターネットを通じた誹謗中傷などの新たな課題が生じています。
- 市が保有する住民情報等の流出を防止するために、情報セキュリティ対策の徹底が求められています。情報セキュリティインシデント※発生時に被害を最小限に収めるため、対応体制の強化を図る必要があります。

※ ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）：個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービスをいう。

※ IoT：Internet of Things の略。世の中に存在する様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり、相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

※ Society 5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指す。

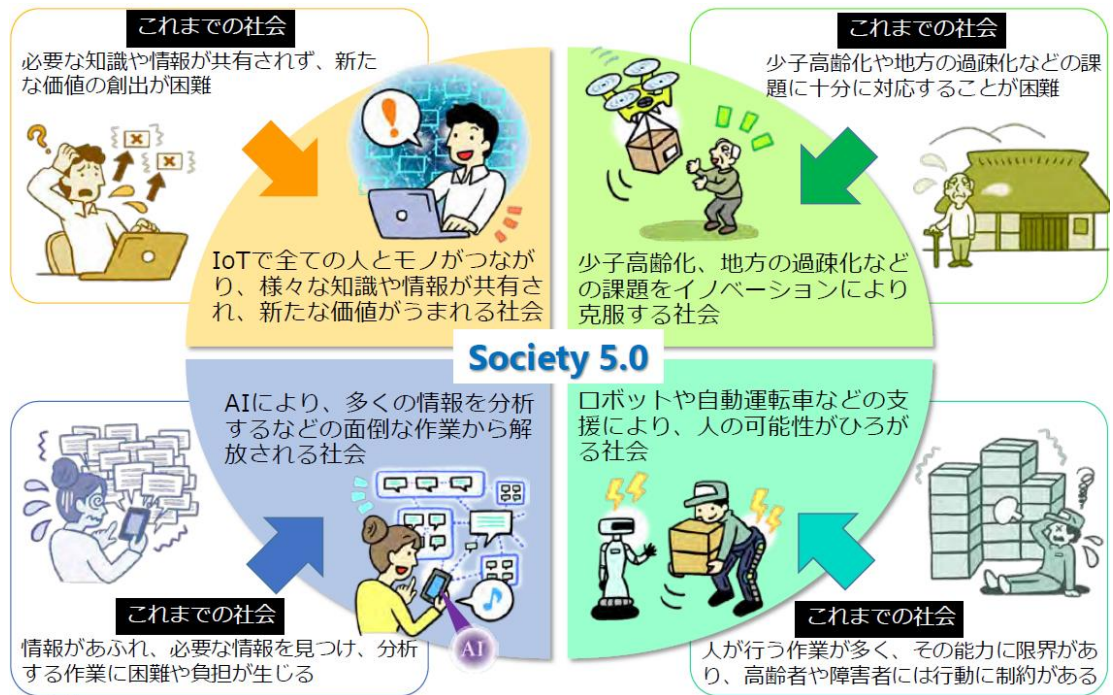
※ 5G：第5世代移動通信システム。超高速、超低遅延、多数同時接続といった新たな機能を持つ次世代の移動通信。

※ ICTリテラシー：情報通信技術を適切に活用する基礎的な知識や技能のこと。

※ RPA：Robotics Process Automation の略。人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。

※ 情報セキュリティインシデント：情報管理やシステム運用に関して保安上の脅威となる事象のこと。

【参考資料】



資料：内閣府作成

【目指す姿】

市民がいつでも、どこでも必要な情報を安全・安心に利用できる環境の形成を目指します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
オンライン申請可能な行政手続き総数	22件	60件

【市民の役割】

- インターネットやSNSを安全に利用するために、正しい知識を習得しましょう。
- インターネットやSNSなどを通じた、いじめや誹謗中傷はやめましょう。
- サイバー犯罪の脅威から身を守るため、適切な情報セキュリティ対策に努めましょう。

【施策の体系】

5-6 情報通信基盤の整備と情報化の推進

- ① 情報通信基盤の整備
- ② 情報通信技術（ICT）利活用の推進
- ③ 情報セキュリティ対策の強化

【施策の方向性】

① 情報通信基盤の整備

- 市内全域に高速で快適な情報通信環境を確保するために、情報通信事業者と連携し、超高速情報通信網整備の計画的な推進を図ります。

主な事業

日向市高度無線環境整備推進事業

② 情報通信技術（ＩＣＴ）利活用の推進

- Society 5.0の実現に向けて、医療、福祉、教育、産業など様々な分野へＩｏＴやＡＩ、ロボットなどの情報通信技術の利活用を推進し、地域課題の解決を促進します。
- 5GやＩｏＴ、ＡＩなどＩＣＴ技術の利活用を図るための調査研究を進めるとともに、職員のＩＣＴリテラシーの向上に努めます。
- 質の高い住民サービスの提供や効率的・効果的な行政運営に向け、電子申請システムやＡＩ、ＲＰＡなどを積極的に導入します。

主な事業

業務システム運用事業

③ 情報セキュリティ対策の強化

- 市民への情報セキュリティやモラルに対する周知啓発に取り組みます。
- 住民情報の流出を防止するため、研修会等を開催し、職員の情報セキュリティリテラシーの向上に努めます。
- 情報セキュリティインシデントが発生した場合にも、住民サービスが滞りなく提供できる体制の構築に取り組みます。

主な事業

庁内ＬＡＮ運用事業

【関連する計画】

- ・ ＩＣＴ部門の業務継続計画
- ・ 日向市情報セキュリティ緊急時対応計画

基本目標 6 地域経営

市民一人ひとりが地域とつながる市民協働のまち

【施策】

【具体的な施策】

6-1
市民との協働の推進と
地域活動の活性化

- ① 地域コミュニティの活性化
- ② NPOの育成・支援

6-2
中山間地域の活性化と移住の促進

- ① 中山間地域の活性化
- ② 移住の促進

6-3
市民に信頼される
行政サービスの提供

- ① 広報・広聴活動の充実
- ② 職員の育成
- ③ 市民に開かれた市役所づくり
- ④ 情報公開と個人情報の保護

6-4
効果的・効率的な行政経営の推進

- ① 計画的な行政経営の推進
- ② 行政運営の効率化の推進
- ③ 公共施設の最適化と適切な管理
- ④ 広域連携の推進

6-5
未来につなげる財政運営

- ① 適正な財政運営
- ② 自主財源の確保
- ③ 適正な公金管理と運用

施策 6-1 市民との協働の推進と地域活動の活性化



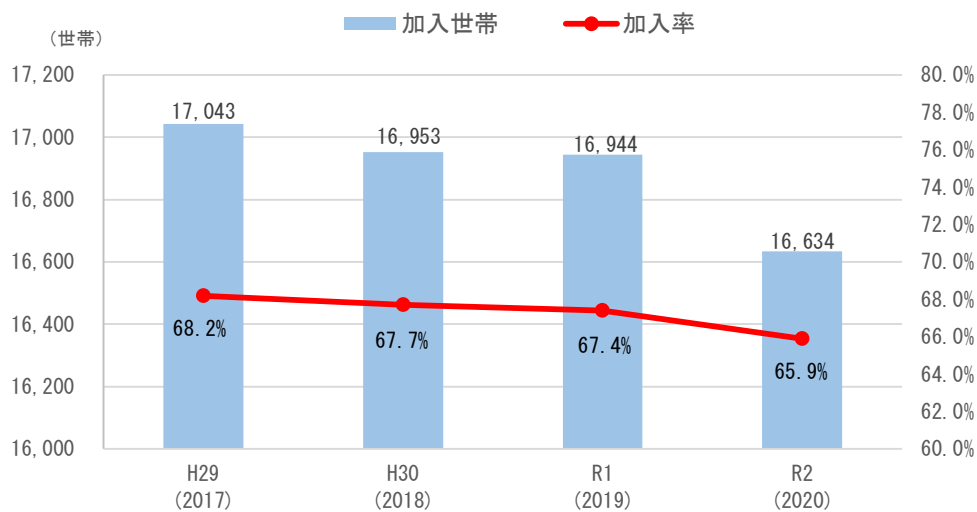
【現状と課題】

- 社会経済情勢や価値観の変化に伴い、市民ニーズも多様化・複雑化しているため、行政だけでなく様々な分野において、市民との協働による取組を推進していくことが求められています。
- 地域課題を解決し、地域の魅力や資源を生かした地域づくりを進めるためには、「自助・互助・共助・公助」が融合した社会を形成する必要があります。
- 自治会（区）は、地域コミュニティの中核を担う組織として、防災活動や子どもの見守りなど地域課題の解決のために大きな役割を果たしていますが、人口減少・高齢化の進展により、組織の高齢化や地域の連帯感の希薄化が課題となっています。
- 自治会（区）未加入世帯への加入促進などにより組織強化を図るとともに、小規模自治会（区）の活動を維持するため、地域が主体となった活動を支援する必要があります。
- 各区長公民館長からの相談・要望等に対応するため、地域担当職員を配置しており、継続して取り組んでいく必要があります。
- 地域コミュニティ組織（まちづくり協議会）は、自治会（区）活動の補完的役割や地域の共通課題を解決する役割を担っていますが、担い手不足や自治会（区）行事との調整などの課題があります。
- 地域コミュニティ組織（まちづくり協議会）の設置を希望する地区に対して、設立までの相談や支援を行う必要があります。
- NPO※は、それぞれが高い専門性を持っており、その特性を生かした公共の担い手として、主体的に活動することが求められています。NPOが、より充実した取組を行えるように組織間のネットワークづくりを支援する必要があります。
- 人口減少・少子高齢化の進展により、NPO団体や市民活動支援センターの利用者数が減少していくことが懸念されます。より多くの市民にNPO活動に参加してもらい、市民活動支援センターを利用してもらえよう、NPO団体の活動内容や施設の利用について周知を図る必要があります。
- 地域づくりを担う人材づくり事業を実施していますが、市内からの参加者が少ない状況です。また、様々な分野において、地域の担い手確保が求められているため、SDGsの視点を取り入れた新たな人材づくり事業について検討する必要があります。

※ NPO: Non Profit Organization の略で「民間非営利組織」と訳される。NPOの概念としてどのような団体を含むかについては、さまざまな考えがあるが、本計画では、法人、ボランティア団体、市民活動団体などのほか、自治公民館、PTAなども対象範囲とする。

【参考資料】

■本市の自治会（区）加入世帯数と加入率の推移



資料：地域コミュニティ課

【目指す姿】

市民主体の地域活動が活発化し、市民自らが積極的に地域課題の解決に取り組むまちを目指します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値	目標値
	令和元(2019)年度	令和6(2024)年度
自治会（区）加入率	65.9% (令和2年4月)	67.0% (令和6年4月)
まちづくり協議会活動に対する住民満足度	76.0%	80.0%
市民活動支援センターの利用者数（年間）	3,812人	3,900人

【市民の役割】

- 自治会（区）に加入し、地域の連帯感・自治意識を高めましょう。
- 地域課題を「我が事」として捉え、地域活動に参加しましょう。
- 地域活動を通して、地域の課題解決や活性化に努めましょう。
- 事業所等は、地域の構成員としての意識を持ち、地域活動に積極的に参加しましょう。

【施策の体系】

6-1 市民との協働の推進と地域活動の活性化

- ① 地域コミュニティの活性化
- ② NPOの育成・支援

【施策の方向性と主な事業】

① 地域コミュニティの活性化

- 日向市区長公民館長連合会等と連携を図り、自治会（区）の活動を広く市民に啓発し、自治会（区）への加入を促進します。
- 自治会（区）の活動を支援し、地域コミュニティの活性化や持続可能な地域活動を促進します。
- 地域担当職員制度を継続し、各自治会（区）と行政との連携を深めます。
- 地域コミュニティ組織（まちづくり協議会）の主体的な活動を支援し、地域のニーズに応じた課題の解決を促進します。
- 地域のニーズに応じた課題の解決を促進するため、地域コミュニティ組織（まちづくり協議会）の設立までの相談や支援を行います。

主な事業

自治公民館活動支援事業、新しい地域コミュニティ組織制度事業

② NPOの育成・支援

- NPO活動の活発化を図るため、活動や組織間のネットワークづくりを支援します。
- SDGsの視点を取り入れたNPOや地域活動の人材育成事業を行い、将来を担う人材づくりに取り組みます。
- 関係機関と連携し、NPOの法人化に向けた相談への対応や情報提供に努めます。
- NPOの活動内容や市民活動支援センターについて周知・啓発活動を行い、市民のNPO活動への参加を促すとともに、市民活動支援センターの利用促進に努めます。

主な事業

ひまわり基金事業、協働のまちづくり推進事業、市民活動支援センター管理運営費

【関連する計画】

施策 6-2 中山間地域の活性化と移住の促進

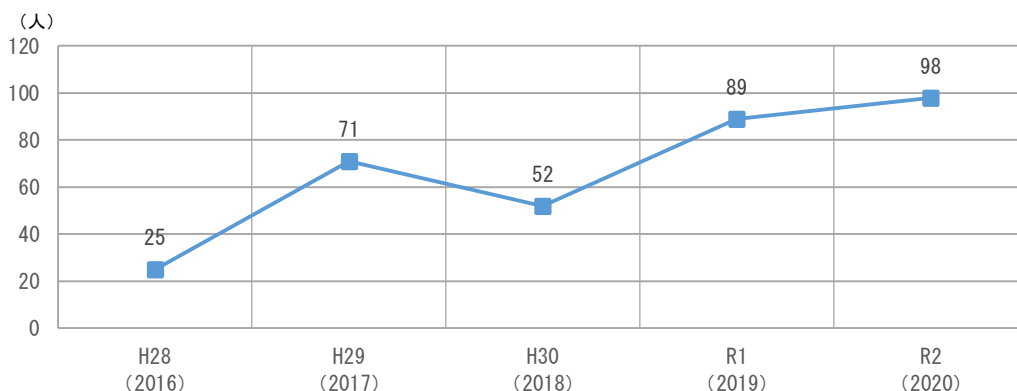
関連する
SDGs



【現状と課題】

- 中山間地域は、人口減少・高齢化が急速に進んでいるため、地域の担い手不足から地域活力が減退し、コミュニティ機能を維持できない集落も増加するなどの課題を抱えています。
- 住み慣れた地域で暮らし続けるためには、医療福祉、教育、交通、情報など生活に必要なサービスを維持するとともに、集落間の連携を強化し、中山間地域を支える担い手の育成や集落支援体制の構築を図る必要があります。
- こうした中、過疎地域振興基金を活用し、史跡や伝統文化などの地域資源を見つめなおす新たな動きが出てきています。過疎地域振興基金の新たな活用方法について検討し、地域課題の解決につなげていく必要があります。
- 人口減少に伴い、中山間地域の空き家も増加しています。空き家の利活用を図り、地域活性化や移住につながる取り組みを促進する必要があります。
- 国は、令和元（2019）年6月に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生基本方針」において、地方創生第2期の枠組みとして、「地方への新しい人の流れをつくる」取り組みの強化を挙げています。
- 本市は、平成28（2016）年3月に「定住促進方針」を策定し、サーファーや子育て世代をターゲットとした移住促進事業に取り組んでいます。移住者や移住相談者は年々増加傾向となっており、平成28（2016）年度から令和元（2019）年度までの移住者は237人となり、目標を達成することができました。
- 令和2（2020）年に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大により、都市部から地方への関心が高まっています。本市においても、令和2（2020）年6月から8月までの移住相談件数は、前年度と比較して2.6倍になっています。
- 全国で移住施策が積極的に展開されているため、魅力ある内容への見直しやターゲットを絞り、効果的なPRの方法について検討する必要があります。また、移住者が地域で安心して暮らせるようにサポート体制の構築に取り組む必要があります。
- お試し滞在施設については、利用者が年々増加している状況です。特に、人口減少・高齢化が進んでいる中山間地域において、新たにお試し滞在施設の整備を検討する必要があります。

【参考資料】 ■移住者等の推移（令和2（2020）年11月現在）



資料：総合政策課

【目指す姿】

中山間地域を支える新たな担い手が育ち、歴史・伝統・文化を守りながら、市民が生き生きと暮らせるまちを目指します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
過疎地域振興基金事業補助金を活用した事業数(年間)	6事業	7事業
新たな移住者※(U I Jターン)数(累計)	—	400人

【市民の役割】

- 地域活動に積極的に参加し、地域の活性化に協力しましょう。
- 移住者への理解を深め、地域で共に暮らせる環境づくりに協力しましょう。

【施策の体系】

6-2 中山間地域の活性化と移住の促進

- ① 中山間地域の活性化
- ② 移住の促進

【施策の方向性】

① 中山間地域の活性化

- 自治会(区)やまちづくり協議会、集落の活動を支援し、中山間地域を支える人材の発掘や育成に取り組めます。
- 地域の主要団体との連携を強化し、地域課題解決に向けた、新しい協力体制の構築に努めます。
医療、福祉、交通、情報通信環境など生活に必要なサービスの維持・確保に努めるとともに、新たなサービスの提供について検討します。
- 過疎地域振興基金を活用し、過疎地域の地域活性化に向けた活動を支援します。
- 空き家を把握し、関係機関と連携して適切な利活用に取り組めます。

主な事業

中山間地域振興事業

② 移住の促進

- ターゲットを絞った効果的な移住の情報発信に取り組めます。
- 移住者が安心して暮らせるように、関係団体と連携し、移住相談窓口やサポート体制の充実に取り組めます。
- 移住者だけでなく、関係人口の増加を目指し、移住体験会やワーケーション※など生活体験・交流の場の創出に努めます。
- 中山間地域において、新たなお試し滞在施設の整備を検討します。

※ 新たな移住者：移住支援制度や移住相談会、窓口アンケート調査などを通して把握した数。

※ ワーケーション：「ワーク(労働)」と「バケーション(休暇)」を組み合わせた造語。観光地やリゾート地でテレワークを活用し、働きながら休暇を取る過ごし方。

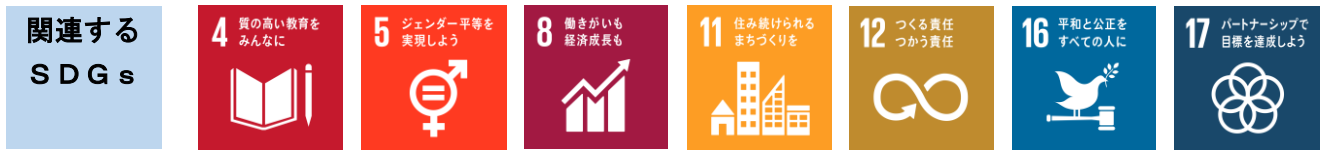
- 日向東臼杵圏域自治体で連携し、移住に関する情報の共有や移住支援制度の相互利用、共同セミナーの開催等に取り組みます。

主な事業	移住定住促進事業
------	----------

【関連する計画】

- ・日向市過疎地域自立促進計画

施策 6-3 市民に信頼される行政サービスの提供



【現状と課題】

- 市民ニーズの高度化・多様化が進む中、市民と行政がお互いの情報を共有しながら市政運営を進めていくことが求められています。そのため、市民に市政情報をきめ細やかに提供し、市民ニーズの把握に努め、行政運営に生かせる環境づくりに取り組む必要があります。
- SNSやスマートフォンアプリなど新たな情報発信ツールの活用が求められていますが、適切な運用を図るためには、職員の資質向上や情報発信体制の強化に取り組む必要があります。
- 広報活動の結果を適切に評価し、改善につなげるなど戦略的な広報活動に取り組む必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症により、新しい形での広聴活動の在り方を検討し、実践することが求められています。
- 行政サービスの質を向上させるために、「日向市人財育成基本方針」に基づき職員の人材育成に取り組んでいます。より良い市民サービスを提供していくためには、職員一人ひとりの能力が十分に発揮されるよう、職員の資質向上に取り組む必要があります。
- 人事評価制度を適切に運用していくためには、評価者のスキルアップに取り組む必要があります。
- 女性職員が活躍できる職場環境の充実を図る必要があります。
- 総合案内の充実や窓口の一元化など、市民の利便性の向上を図る必要があります。
- 市庁舎については、市民が気軽に集い、交流をすることができる“たまり場”となる施設としての役割が求められています。
- 情報公開、個人情報保護、行政不服審査制度について、職員が制度を熟知し、広く市民への周知を行う必要があります。

【目指す姿】

市民の市政への関心が高まり、市民の声を反映した質の高い行政サービスの提供を目指します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値 令和元(2019) 年度	目標値 令和 6 (2024) 年度
行政情報の提供に満足している市民の割合	83.6%	93.0%
市ホームページの閲覧件数（年間）	560,000 件 (平成 28～令和元年度平均値)	600,000 件
情報公開制度等に関する職員研修会の実施回数（年間）	1 回	1 回
情報公開・個人情報保護制度運用状況の公表回数（年間）	1 回	1 回

【市民の役割】

- 市政に関心を持ち、市が開催する座談会に参加しましょう。
- 市政に対する思いを、メールや文書で伝えましょう。
- 市役所庁舎を積極的に活用しましょう。

【施策の体系】

6-3 市民に信頼される行政サービスの提供

- ① 広報・広聴活動の充実
- ② 職員の育成
- ③ 市民に開かれた市役所づくり
- ④ 情報公開と個人情報の保護

【施策の方向性と主な事業】

① 広報・広聴活動の充実

- 分かりやすい市政情報を発信するため、広報ひゅうがや市公式ホームページのほか、SNSなど新たな広報媒体の効果的な活用を進めます。
- 「広報・広聴マニュアル」の活用や情報発信に関する研修会等を開催し、職員の広報マインドの醸成や情報発信力の強化に努めます。
- 効果的な情報を発信するため、広報活動について、適切に評価、検証を行います。
- 座談会など従来の手法による広聴活動に加え、「新しい生活様式」に対応した新たな広聴機会の創出に取り組みます。

主な事業

ホームページ等運用事業、広報・広聴機能の充実に関する事業

② 職員の育成

- 質の高い行政サービスを提供するために、接遇研修や専門分野に関する研修など、職員の資質の向上に努めます。
- 女性の視点を活かした政策形成や働きやすい職場環境づくりを推進します。
- 「日向市人財育成基本方針」に基づいた職員の育成を図るため、人事評価及び各種研修に努めます。
- 効果的な人事評価制度の運用に努めます。

主な事業

職員研修事業、人事評価制度推進事業

③ 市民に開かれた市役所づくり

- 市役所窓口の利便性向上や市民サービスの向上に取り組みます。
- 市庁舎が、市民の“たまり場”としての役割を果たせるように適切な維持管理や運用に努めます。

主な事業

本庁舎等管理運営費

④ 情報公開と個人情報の保護

- 制度の適正な運用に向けて、情報公開、個人情報保護、行政不服審査制度について、研修会等により職員の理解を深めるとともに、市民への周知を図ります。
- 行政不服審査制度の救済制度が利用できる場合は、市の送付文書に明記するよう徹底します。

主な事業	情報公開、個人情報保護及び行政不服審査制度の運用に要する経費
------	--------------------------------

【関連する計画】

- ・日向市行財政改革大綱

施策 6-4 効果的・効率的な行政経営の推進



【現状と課題】

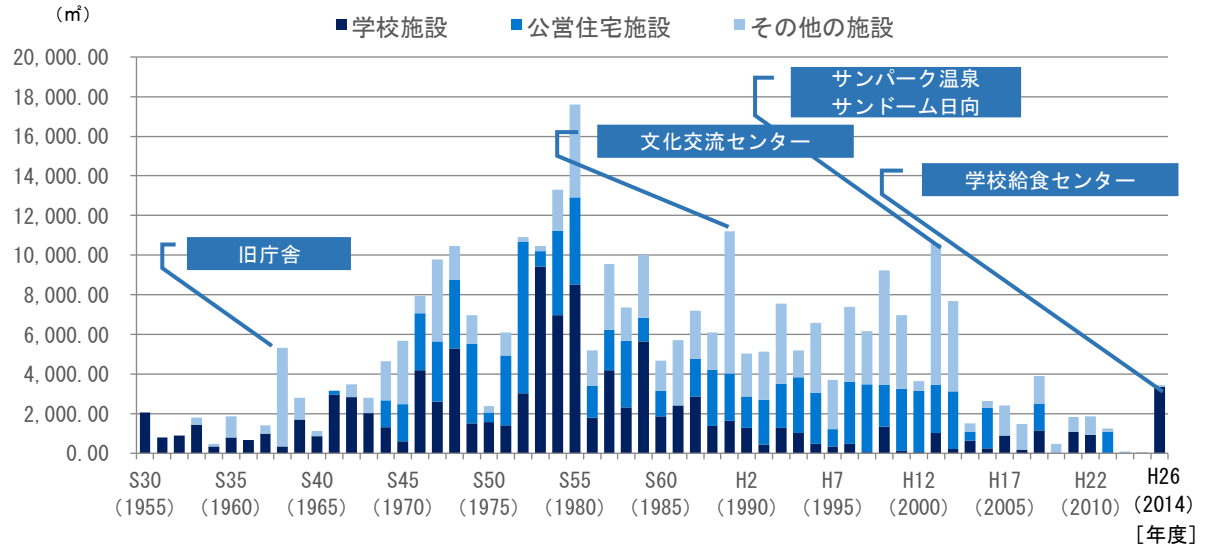
- 後期基本計画に示された重点課題を解決するためには、限られた経営資源を有効活用し、「選択と集中」による施策の推進に努める必要があります。
- 各施策の推進について進捗管理及び成果検証を行いながら、事業を見直し、改善につなげるPDCAサイクルを確立する必要があります。
- 社会経済情勢の変化や高度化・多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応するためには、職員数の適正な管理や多様な任用形態による人材の活用に努めるとともに、効率的な行政運営が図られる組織づくりが必要です。
- 市民サービスの向上や費用対効果などを考慮しながら、民間活力の活用に努める必要があります。
- 各種統計調査の重要性が高まり、収集したデータを二次利用が可能なオープンデータ※や地域経済分析システム(RESAS)として活用していくことが求められています。
- 人口減少や厳しい財政事情が見込まれる中、公共施設の老朽化や利用の状況に応じて、集約化・複合化、廃止及び処分に関する検討を進める必要があります。
- 公共施設の整備、維持管理・運営をはじめ、公有財産の有効活用について、民間が持つ知識や資金を活用するなど、公民連携の導入に取り組む必要があります。
- 公共施設の修繕・維持補修や計画的な改修・更新を行うためには、財源の確保や体制の整備が求められています。
- 圏域の人口減少や少子高齢化、地方分権の進展により、行政サービスは複雑化、高度化しています。人口減少、高齢化がさらに進む中で、近隣市町村との連携をさらに強化し、事務の効率化や地域課題の解決を図る必要があります。

※ オープンデータ：誰でも自由に利用(加工・編集・再配布等)できるよう公開されたデータのこと。

【参考資料】

■ 公共施設・建物系施設の年度別の整備の状況

※平成26（2014）年度末時点の公共施設（建物系施設）の平均築年数は26.4年で、一般会計及び公営住宅事業特別会計等の普通会計並びに上下水道等の公営企業会計を合わせた総保有延床面積は30.5万㎡となっています。



【目指す姿】

限られた経営資源を有効に活用しながら、質の高い持続可能な行政サービスの提供を目指します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
任期の定めのない正職員数	584人	584人以下
公共施設の総延床面積（普通会計）	29.1万㎡	↓
日向圏域定住自立圏内の人口	86,279人	84,600人

【市民の役割】

- 行政経営に関心を持ち、意見や要望を伝えましょう。
- 公共施設の適正なあり方について理解を深め、適切に利用しましょう。
- 統計調査への理解を深め、円滑な調査に協力しましょう。
- 公表されているオープンデータを有効に活用しましょう。

【施策の体系】

6-4 効果的・効率的な行政経営の推進

- ① 計画的な行政経営の推進
- ② 行政運営の効率化の推進
- ③ 公共施設の最適化と適切な管理
- ④ 広域連携の推進

【施策の方向性と主な事業】

① 計画的な行政経営の推進

- 経営資源の効率的な活用を行うため、効果が上がっていない事業は廃止し、新たな手法を選択するなど、「選択と集中」による施策の推進に取り組みます。

主な事業	行政経営推進事業
------	----------

② 行政運営の効率化の推進

- 高度化・多様化する市民ニーズに対応し、より良い市民サービスを提供するために効率的な組織の在り方について検討します。
- 市民サービスの向上につながる業務や費用対効果が高い業務等について、民間活力の効果的な活用に取り組めます。
- 職員数や給与の適正化に努めます。
- 統計調査の重要性や調査方法等について、市民の理解を深めるよう啓発活動に努めます。
- 各種統計調査の分析結果を速やかに公表し、地域経営に活用します。
- オープンデータを公開し、行政経営の効率化や地域課題の解決に向けた活用を促進します。

主な事業	行政改革推進に要する経費、国勢調査に要する経費
------	-------------------------

③ 公共施設の最適化と適切な管理

- 公共施設の整備や改修にあわせて、施設の集約化・複合化を推進します。
- 公共施設の総量の最適化を図るために、老朽化している施設や利用者が少ない施設の廃止や転用を推進します。
- 公共施設の維持管理費の見直しなどにより、必要な財源の確保を図ります。
- 公共施設の管理体制を強化し、適切な修繕や維持補修、計画的な改修や更新に努めます。
- PPP※／PFI※導入ガイドラインに基づき、官民連携による公共施設の整備や維持管理に取り組みます。

主な事業	公共施設マネジメント推進事業
------	----------------

④ 広域連携の推進

- 事務の効率化、地域課題の解決を図るため、近隣市町村と連携した効率的な事務の共同処理を推進します。
- 定住自立圏共生ビジョン※に基づく事業の円滑な推進に努めます。

主な事業	定住自立圏形成推進事業
------	-------------

※ PPP(Public Private Partnership)：公共施設の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化を図りながら、公共サービスの提供を行うスキームの総称。

※ PFI(Private Finance Initiative)：PPPの手法の一つで、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき、公共施設の設計、建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営ノウハウ及び技術力を活用して行うもの。

※ 定住自立圏共生ビジョン：圏域の中心となる『中心市』の都市機能と『近隣市町村』の環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、集約とネットワーク化により、相互に役割分担を行い定住の受け皿となる自立した生活圏域の形成を進めていくもので、中心市が策定・公表を行うもの。

【関連する計画】

- ・日向市行財政改革大綱
- ・日向市公共施設等総合管理計画
- ・日向圏域定住自立圏共生ビジョン

施策 6-5 未来につなげる財政運営

関連する
SDGs

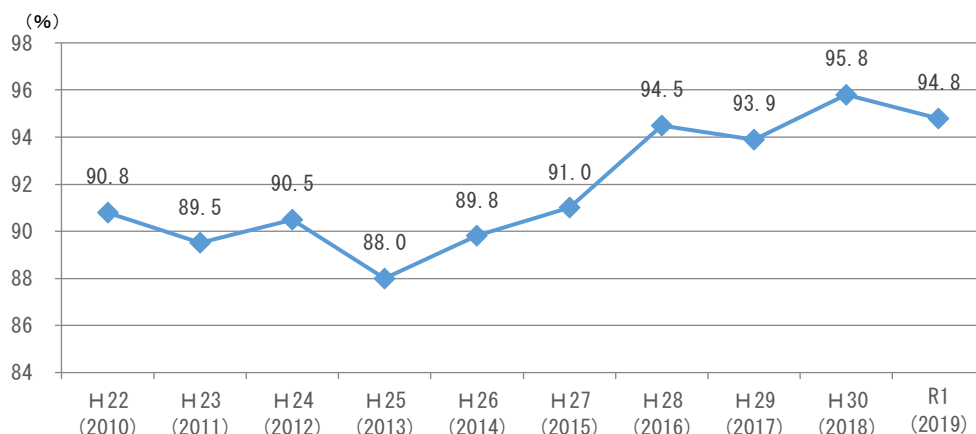


【現状と課題】

- 「日向市行財政改革大綱」に基づく歳出削減や自主財源の確保に取り組んだ効果により、財政指標については改善しています。
- 本市の財政運営については、社会保障費や公共施設の更新費用など歳出が増加する一方で、人口減少により歳入は減少することが予想されており、より一層厳しさを増すことが懸念されます。そのため、中長期的な視点に立った財政運営を行い、財政基盤を強化する必要があります。
- 市債の計画的な発行や市債残高の圧縮、基金の計画的な運用に努め、将来世代に負担を残さない健全な財政運営に努める必要があります。
- 納税者の負担軽減を図るため、申告手続きの電子化やコンビニ収納、スマートフォン決済アプリの導入に取り組みました。
- 固定資産税課税適正化事業の実施により課税の適正化を図りました。
- 近年、経済状況の回復に伴い市税も緩やかな伸びを示していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響や人口減少により、市税が減少していくことが懸念されます。
- 市民の公平負担という観点から、適正な課税と徴収、債権管理に努める必要があります。
- 公金管理については、財務規則等に基づくコンプライアンス※の徹底や適正な管理が求められています。
- 公金運用については、安全性の確保を最重要視するとともに、効率的かつ有利な運用に努める必要があります。

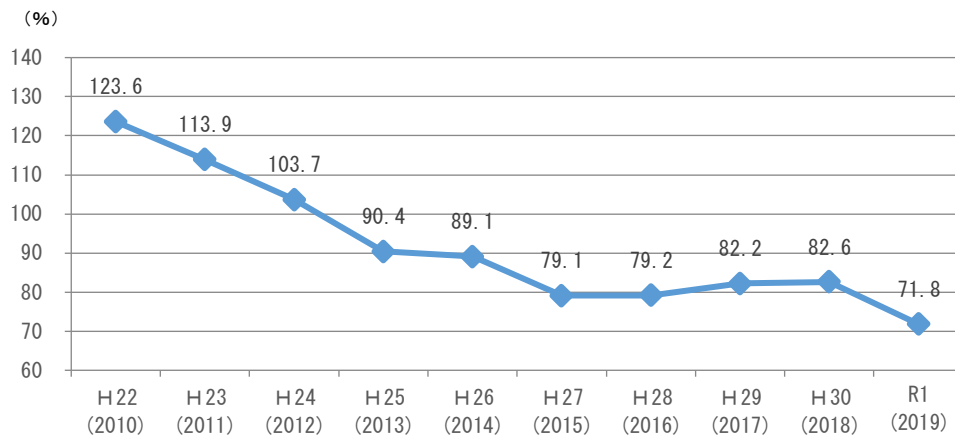
【参考資料】

■ 経常収支比率の推移

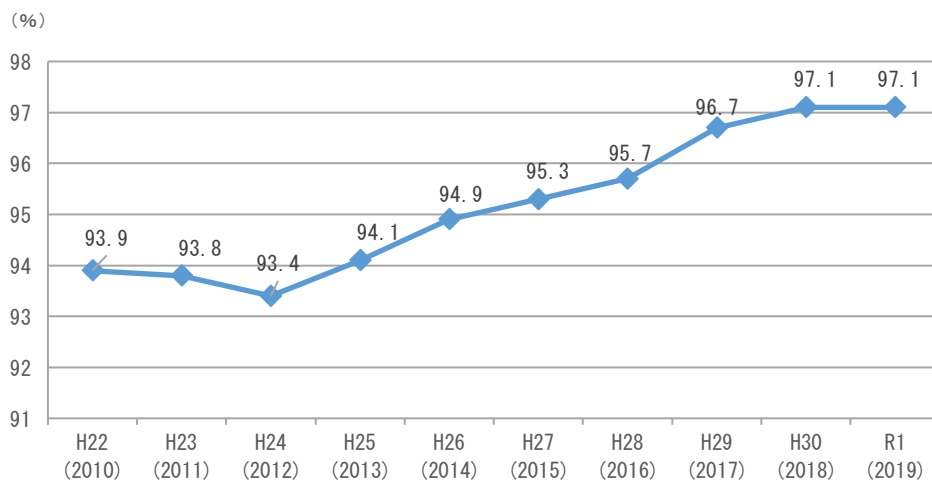


※ コンプライアンス：法令や倫理といった社会的な規範に沿って適切に事業を遂行すること。

■将来負担比率の推移



■市税収納率の推移



【目指す姿】

行政や市民一人ひとりがコスト意識を持ち、将来世代に負担の少ない健全な財政運営を目指します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
経常収支比率	94.8%	↓
実質公債費比率	10.8%	↓
将来負担比率	71.8%	↓
市税収納率	97.1%	97.2%
ふるさと日向市応援寄附金額(年間)	6億3,443万円	10億円

【市民の役割】

- 市税の役割について正しく理解し、納期限内に納税しましょう。

【施策の体系】

6-5 未来につなげる財政運営

- ① 適正な財政運営
- ② 自主財源の確保
- ③ 適正な公金管理と運用

【施策の方向性と主な事業】

① 適正な財政運営

- 「日向市行財政改革大綱」に基づく取組を推進し、計画の進捗管理や成果検証を行いながら、PDCAサイクルに基づく選択と集中により、効果的・効率的な財政運営に取り組みます。
- 市債残高の圧縮と基金の有効活用を図ることで、将来世代に負担の少ない健全で持続可能な財政基盤づくりを実現します。

② 自主財源の確保

- 市税の課税客体を的確に把握し、適正な課税に努め、収納率の向上と未収債権の圧縮に取り組みます。
- eLTAX[※]の利用推進など納税者の手続きの電子化や、納税のキャッシュレス化など多様な納税手段の活用に取り組みます。
- 職員の債権管理意識の向上やスキルアップを図り、適正な債権管理に努めます。
- 総務省基準に沿ったふるさと納税事業の運用に努め、本市の施策や魅力、返礼品等の情報を積極的に発信し、寄附の増加に取り組みます。
- 新たな広告媒体の掘り起しや未利用資産の有効活用などに積極的に取り組むとともに、新たな財源確保策について検討し、財源確保に努めます。
- 使用料・手数料について定期的な見直しを行い、受益者負担の透明性、公平性の確保に努めます。

主な事業

市民税賦課に要する経費、固定資産税賦課に要する経費、収納事務に要する経費、ふるさと日向市応援寄附金事業

③ 適正な公金管理と運用

- 公金管理については、財務規則等に基づくコンプライアンスの徹底を図り、適正かつ円滑な会計事務処理に努めます。
- 公金運用については、安全性を確保しながら効率的かつ有利な運用を推進します。

主な事業

会計一般事務費

【関連する計画】

- ・日向市行財政改革大綱

[※] eLTAX：地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムのこと。

資料編



日向市総合計画策定条例

平成27年 3 月20日

条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合計画を策定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市政の最高理念であり、都市像及び基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 市政の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第 3 条 市長は、本市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の最上位計画として総合計画を策定するものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第 4 条 市長は、基本構想及び基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、日向市総合計画審議会条例(昭和54年日向市条例第 1 号)第 1 条に規定する日向市総合計画審議会に諮問するものとする。

(総合計画との整合)

第 5 条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

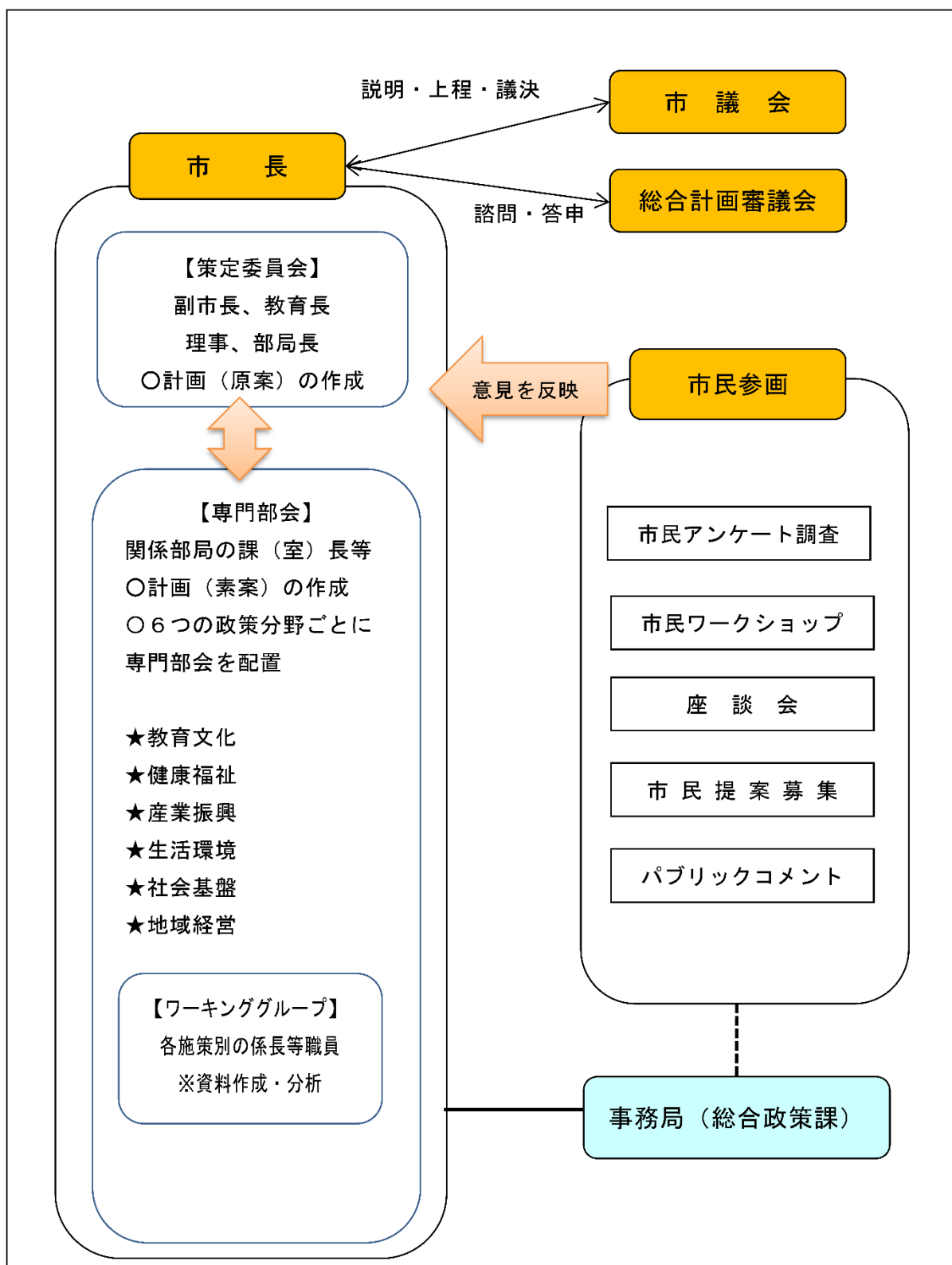
(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

□策定体制



第2次日向市総合計画・後期基本計画 策定経過

令和元年	11月26日	第1回専門部会・ワーキンググループ合同会議
	11月28日	第1回日向市総合計画策定委員会
令和2年	1月29日	第1回 ひゅうがの未来づくりワークショップ
	2月26日	第2回ワーキンググループ会議
	3月4日～6日	第2回専門部会
	3月24日・26日	第3回ワーキンググループ会議
	4月15日	第3回専門部会
	4月28日	第2回日向市総合計画策定委員会
	5月15日	第1回日向市総合計画審議会（諮問）
	7月13～14日	第4回ワーキンググループ会議
	7月22日	第4回専門部会
	7月27日	第3回日向市総合計画策定委員会
	9月15日～18日	第5回ワーキンググループ会議
	9月23日～24日	第5回専門部会
	9月25日	第2回日向市総合計画審議会
	9月28日	議会全員協議会（中間報告）
	10月16日	第6回専門部会
	10月22日	第4回日向市総合計画策定委員会
	10月29日	第3回日向市総合計画審議会
	11月17～18日	第6回ワーキンググループ会議
	11月25日	第7回専門部会
	11月30日	第5回日向市総合計画策定委員会
	12月10日	第4回日向市総合計画審議会
	12月15日	第6回日向市総合計画策定委員会
	12月18日	議会全員協議会（最終報告）、パブリックコメント（1月8日）
令和3年	1月13日	第7回日向市総合計画策定委員会
	1月19日	第5回日向市総合計画審議会
	1月22日	日向市総合計画審議会からの答申

日向市総合計画審議会条例

昭和54年 3 月24日

条例第 1 号

(設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、本市の総合計画について審議するため、日向市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員20人以内をもつて組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他必要と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員は、当該事案の審議が終了したときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

〇日向市総合計画審議会諮問

発日総政第 93 号

令和2年5月15日

日向市総合計画審議会

会長 三輪 純司 様

日向市長 十屋 幸平

「第2次日向市総合計画・後期基本計画」の策定について（諮問）

このことについて、日向市総合計画審議会条例第1条に基づき、第2次日向市総合計画・後期基本計画の策定について諮問します。

【諮問理由】

市は、平成29年度から8年間を計画期間とする第2次日向市総合計画基本構想に掲げる将来像「海・山・人がつながり 笑顔で暮らせる元気なまち」の実現に向けて、平成29年度から4年間の計画期間とする「前期基本計画」に基づき、「未来へつなげる人づくり」「活力を生み出すにぎわいづくり」「笑顔で暮らせるまちづくり」の3つの重点戦略に優先的に取り組んできました。

この前期基本計画が、令和2年度に終了することから、これまでの成果や課題を検証し、市民ニーズや社会経済情勢の変化を踏まえ、引き続き将来像の実現に向けたまつづくりを進めていく必要があります。

このことから、令和3年度から4年間で取り組むべき方向性を示す後期基本計画の策定に関して諮問し、調査・審議していただくものです。

□日向市総合計画審議会答申

令和3年1月22日

日向市長 十屋 幸平 様

日向市総合計画審議会
会長 三 輪 純 司

「第2次日向市総合計画・後期基本計画」の答申について

令和2年5月15日付、発日総政第93号で諮問のあった「第2次日向市総合計画・後期基本計画」について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、計画の策定及び推進にあたっては、本答申の趣旨を十分に尊重され、「海・山・人がつながり笑顔で暮らせる元気なまち」の実現に向けて、「若者と女性に選ばれるまち“日向”未来づくり戦略」を中心とした施策に積極的に取り組むとともに、まちづくりの基本理念である「人権尊重」「市民との協働」「地域力の活用」による地域づくりを進め、急速に進展する人口減少社会に対応できる「未来につなげるまちづくり」を戦略的に進められるよう、下記の意見を付して要望します。

記

- 1 総合計画を「市民共有」の指針として、様々な機会や手段を通じて、市民に分かりやすく計画の趣旨や内容を積極的に周知し、市民、NPO、企業、行政などのあらゆる主体間による協働のまちづくりを推進すること。また、急速に進展する人口減少、超高齢社会を迎える中で、より一層の地域力の向上に向けた取り組みを推進すること。
- 2 限られた経営資源（ヒト、モノ、カネ）を有効に活用し、本市の抱えるまちづくりの重点課題を効果的、効率的に解決するためにも、重点戦略「若者と女性に選ばれるまち“日向”未来づくり戦略」に掲げる施策について優先的に取り組み、市民が将来に希望を持てるよう「選択と集中」による施策の展開を図ること。
- 3 新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、まずは、感染症の拡大防止に努めるとともに、新しい生活様式への対応や地域経済の復興を最優先課題として、積極的な施策展開を図ること。
- 4 総合計画を着実に推進していくために、計画の進行管理を適切かつ継続的に実施し、その公表に努めること。また、新たな地域課題が発生した場合に、速やかに対応できるよう柔軟な執行体制の構築に努めること。

□日向市総合計画審議会委員名簿

日向市総合計画策定審議会 委員名簿

令和2年7月30日時点

No.	団体名	役職	審議員名	備考	
1	日向商工会議所	会頭	三輪 純司	産	会長
2	東郷町商工会	会長	鶴田 太美	産	
3	社団法人 日向青年会議所	副理事長	平田 賢司	産	
4	日向農業協同組合	常務理事	西田 実歳	産	
5	日向市観光協会	会長	松葉 藤吉	産	
6	宮崎大学	教授	桑野 斉	学	副会長
7	宮崎県東臼杵農林振興局	次長	牛ノ濱 和秀	官	
8	宮崎銀行日向支店	支店長	国部 直	金	
9	連合宮崎日向地域協議会	議長	廣島 敦裕	労	
10	夕刊デイリー新聞社日向支社	支社長	首藤 亮一	言	
11	日向市区長公民館長連合会	会長	三浦 雅典	区	
12	(一社) 日向市東臼杵郡医師会	会長	千代反田 晋	医療	
13	日向市社会福祉協議会	常任理事	三輪 勝広	福祉	
14	日向市高齢者クラブ連合会	会長	弓削 哲郎	福祉	
15	NP0 法人日向市障害者団体連絡協議会	理事長	佐藤 正由	福祉	
16	日向市PTA協議会		黒木 睦之	教育	
17	日向市地域子育て支援センター	事務長	山元 昌子	子育て	
18	日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会		尾池 厚子	男女共同	
19	市民公募		岩田 宗一郎	市民代表	
20	市民公募		和田 啓子	市民代表	

<事務局>

総合政策課	課長	濱田 卓己
	課長補佐	麻田 悦子
	政策推進係 主任主事	松岡 雅仁
	政策推進係 主事	松木 孝俊
	広域連携推進係 係長	川崎 博史
	広域連携推進係 主任主事	矢野 高大

日向市総合計画策定委員会設置規程

平成12年 6 月20日

訓令(申)第8号

(名称及び目的)

第1条 日向市総合計画(以下「総合計画」という。)に関する基本的事項を審議し、計画原案を策定するため、日向市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、副市長、教育長、理事、総合政策部長、総務部長、市民環境部長、健康福祉部長、商工観光部長、農林水産部長、建設部長、東郷総合支所長、会計管理者、消防長、議会事務局長、上下水道局長及び教育部長をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副市長とし、副委員長は、総合政策部長とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会の招集等)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。

(専門部会)

第5条 委員会の審議を円滑にするため、専門部会を設置する。

- 2 専門部会は、政策の分野毎に設置し、各部会は、部会長、副部会長及び部員によって構成する。
- 3 専門部会の構成及び構成員は、委員長が指定する。
- 4 専門部会は、部会長が招集する。
- 5 専門部会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合計画策定に関する資料の収集及び分析
- (2) 総合計画の具体的な計画原案の作成
- (3) 総合計画の進行管理

(ワーキング・グループ)

第6条 専門部会にワーキング・グループを置く。

- 2 ワーキング・グループのメンバーは、専門部会長が選任する。
- 3 ワーキング・グループにリーダーを置き、メンバーの互選により選任する。
- 4 ワーキング・グループは、専門部会の資料収集、分析及び計画素案の作成を行う。

(専門部会長会等)

第7条 委員長は、必要に応じて、専門部会長会又はワーキング・グループリーダー会を開催するものとする。

(任期)

第8条 委員及びワーキング・グループの任期は、総合計画が策定されるまでとする。

(庶務)

第9条 委員会及び専門部会の庶務は、総合政策課において処理する。

(報告)

第10条 委員会は、結果を市長に報告するものとする。

(雑則)

第11条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

日向市総合計画策定委員会委員名簿

令和2年4月1日現在

委員会役職	役 職	氏 名
委員長	副市長	黒木 秀樹
委員	教育長	今村 卓也
委員	地域共生・地域医療推進担当理事	長倉 芳照
副委員長	総合政策部長兼東郷総合支所長	塩月 勝比呂
委員	総務部長	田中 藤男
委員	市民環境部長	甲斐 伸次郎
委員	健康福祉部長	柏田 武浩
委員	商工観光部長	黒木 升男
委員	農林水産部長	児玉 貴
委員	建設部長	古谷 政幸
委員	教育部長	小林 英明
委員	上下水道局長	日高 章司
委員	消防長	松木 厳生
委員	議会事務局長	門脇 功郎
委員	会計管理者	植野 浩人

第2次日向市総合計画 後期基本計画 令和3(2021)年2月

編集：日向市総合政策部総合政策課

〒883-8555 日向市本町10番5号

TEL (0982) 52-2111
